

鶴岡市地域防災計画

— 震災・津波対策編 —

— 個別災害対策編 —



令和7年3月

鶴岡市防災会議

目 次

震災・津波対策編

第1章 総 則

第 1 節	計画作成の趣旨等	1
第 2 節	防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第 3 節	既往地震及び津波とその災害	16
第 4 節	地震及び津波の想定並びに観測体制	25

第2章 災害予防

第 1 節	災害予防と減災対策への取り組み	34
第 2 節	地域力・市民力を生かした防災への取り組み	38
第 3 節	防災知識の普及及び訓練	41
第 4 節	防災・安全・安心を目指したまちづくり	49
第 5 節	防災機関における通信手段の確保	52
第 6 節	住民等の事前避難準備	55
第 7 節	避難所等事前対策	58
第 8 節	孤立集落対策	63
第 9 節	要配慮者の安全確保	66
第 10 節	積雪期の地震災害予防	73
第 11 節	津波災害予防	77
第 12 節	地盤災害予防	88
第 13 節	救助・救急体制の整備	92
第 14 節	医療救護体制の整備	96
第 15 節	道路・橋梁・トンネル等の地震対策	99
第 16 節	港湾・漁港施設の地震対策	103
第 17 節	治山・砂防施設の地震対策	105
第 18 節	河川・海岸災害予防	107
第 19 節	農地・農業用施設等の災害予防	109
第 20 節	建築物等の災害予防	112
第 21 節	鉄道の地震対策	116
第 22 節	放送事業者の地震対策	119
第 23 節	ライフライン強化対策（電話）	120
第 24 節	ライフライン強化対策（携帯電話）	124
第 25 節	ライフライン強化対策（電力）	127
第 26 節	ライフライン強化対策（ガス）	129
第 27 節	ライフライン強化対策（上水道）	132
第 28 節	ライフライン強化対策（下水道）	136
第 29 節	危険物等施設の災害予防	141
第 30 節	火災予防と消防力の整備	145
第 31 節	廃棄物処理体制の整備	148
第 32 節	食料・生活必需品の確保	150
第 33 節	輸送体制の整備	154
第 34 節	学校等の防災対策・防災教育	159
第 35 節	文化財の保護対策	163
第 36 節	ボランティア活動の推進	166

第3章 災害応急対策

第 1 節	災害対策本部の組織・運営・動員	168
第 2 節	防災関係機関の相互協力体制	185
第 2 節の2	広域避難者の受け入れ	196
第 3 節	自衛隊派遣の要請・受け入れ体制	198
第 4 節	災害情報の収集・伝達	205
第 5 節	地震・津波情報等の伝達	215
第 6 節	通信の確保	223
第 7 節	広報・広聴活動	226
第 8 節	自分と家族を守る応急対策	232
第 9 節	住民等避難対策	235
第 10 節	津波避難対策	242
第 11 節	避難所運営	253
第 12 節	防疫保健衛生対策	259
第 13 節	入浴サービスの提供	263
第 14 節	トイレ利用対策	265
第 15 節	ペットの保護対策	268
第 16 節	避難所外避難者への支援	270
第 17 節	要配慮者の支援対策	272
第 18 節	心のケア対策	276
第 19 節	救助・救急活動	279
第 20 節	医療救護活動	283
第 21 節	道路・橋梁・トンネル等の応急対策	287
第 22 節	港湾・漁港施設の応急対策	290
第 23 節	空港施設の応急対策	293
第 24 節	道路・河川等における障害物除去	295
第 25 節	治山・砂防施設等の応急対策	298
第 26 節	河川・海岸施設の応急対策	301
第 27 節	海上における災害応急対策	305
第 28 節	農地・農業用施設の応急対策	308
第 29 節	農林水産業応急対策	311
第 30 節	公園施設の応急対策	315
第 31 節	宅地等の応急危険度判定	317
第 32 節	建物の応急危険度判定	319
第 33 節	応急住宅対策	322
第 34 節	り災証明書発行対策	328
第 35 節	鉄道の応急対策	331
第 36 節	放送事業者の応急対策	334
第 37 節	ライフライン応急対策（電話）	336
第 38 節	ライフライン応急対策（携帯電話）	340
第 39 節	ライフライン応急対策（電力）	343
第 40 節	ライフライン応急対策（ガス）	347
第 41 節	ライフライン応急対策（上水道）	352
第 42 節	ライフライン応急対策（下水道）	357
第 43 節	危険物等施設の応急対策	361
第 44 節	火災対策	366
第 45 節	廃棄物処理	369
第 46 節	民間流通在庫活用等による物資等供給	373
第 47 節	救援物資への対応	378
第 48 節	義援金の受け入れ・配分	380

第 49 節	輸送対策		382
第 50 節	災害警備		386
第 51 節	行方不明者の捜索、遺体の保護・埋葬		389
第 52 節	学校等における応急対策		393
第 53 節	児童・生徒等の心のケア対策		397
第 54 節	文化財応急対策		399
第 55 節	商工観光業応急対策		402
第 56 節	ボランティアとの協働		404
第 57 節	災害救助法による救助		408

第 4 章 災害復旧・復興計画

第 1 節	被災者の生活再建支援		421
第 2 節	融資・貸し付け等による経済的再建支援		427
第 3 節	公共施設等災害復旧対策		444
第 4 節	災害復興対策		450

個別災害対策編

第 1 節	海上災害対策		453
第 2 節	航空災害対策		457
第 3 節	鉄道災害対策		458
第 4 節	道路災害対策		460
第 5 節	原子力災害対策		461

第 1 章 総 則

第1節

計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害に対処するため、本市や指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、市域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

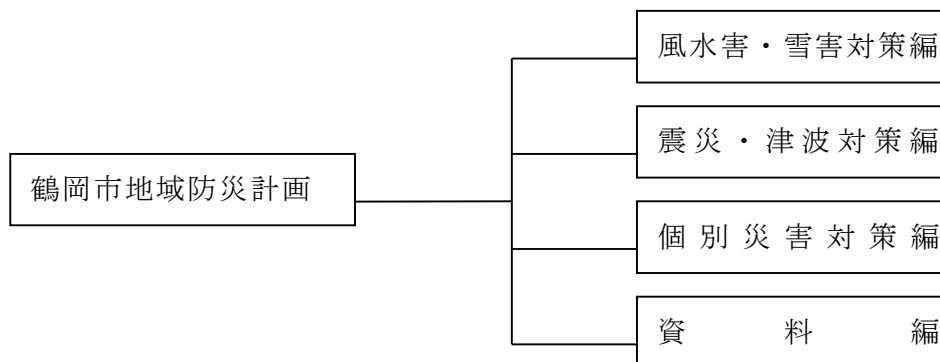
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき鶴岡市防災会議が策定する鶴岡市地域防災計画のうち次に掲げる地震及び津波災害等に関する計画であり、市域における震災、津波等の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

①地震災害

②津波災害

3 鶴岡市地域防災計画の構成

鶴岡市地域防災計画は、次により構成される。



4 計画策定の重点事項

地震の発生を防ぐことはできないが、事前の予防対策を施すことで、なるべく被害を軽減させることは可能である。市や防災関係機関等は過去の災害経験、近年の自然災害等による教訓課題を研究し防災体制を強化し、また、住民自治組織は自主防災力のために日ごろから活発に取り組み、何よりも人命を救うということにつながる災害予防と減災対策に重点を置き、計画策定を行う。防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画を定めて、その具体的推進を図るとともに、人的被害、物的被害を軽減する減災のための市民運動の展開を図る。

5 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

(1) 山形県地域防災計画の震災対策編及び津波対策編との関係

この計画は、山形県地域防災計画の震災対策編及び津波対策編との整合を有する。

(2) 他の法令等に基づく計画との関係

他の法令等に基づく計画の防災に関する部分については、この計画との整合を図る。

6 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

7 細部要領等の制定

市及び防災関係機関等は、この計画に基づき、各々処理すべき防災業務について必要な事項を細部要領やマニュアル等で定め、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

8 計画の習熟

市及び防災関係機関は、日ごろから訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟に努める。

第2節

防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

1 各機関等の責務

(1) 市、県及び防災関係機関

①市

防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、災害から市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。

②県

市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

③指定地方行政機関

災害から市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し防災活動を実施するとともに、活動が円滑に行われるよう勧告及び指導、助言等の措置をとる。

④指定公共機関及び指定地方公共機関

業務の公共性又は公益性から自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

⑤公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

日ごろから災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(2) 市民

市民は、日頃から災害に備え、市、県及びその他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「私たちの地域は私たちが守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

①自助の推進

ア 住民及び企業（事業所）等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。

イ 住民及び企業（事業所）等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

ウ 県及び市は、住民及び企業（事業所）等の自助の推進について、啓発と環境整備に努める。

② 共助の推進

- ア 住民及び企業（事業所）等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。
- イ 住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。
- ウ 企業（事業所）等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。
- エ 県及び市は、住民及び企業等の共助の推進について、啓発と環境整備に努める。

③ 公助の充実

- ア 市、県及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。
 - a 専門知識を持った職員の養成・配置と災害時の組織体制の整備
 - b 災害時にも機能停止に陥らないための庁舎・設備・施設・装備等の整備
 - c 職員の教育・研修・訓練による習熟
- イ 市、県及び防災関係機関は、住民及び企業（事業所）等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

2 要配慮者及び積雪期対策への配慮

(1) 要配慮者への配慮及び男女双方の視点に立った対策

- ア 各業務の計画及び実施にあたっては、高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。
- イ 計画の策定及び実施にあたっては、男女双方がこれに参画し、両性の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(2) 積雪期対策の配慮

本市は、豪雪地帯対策特別措置法の下に鶴岡地域、藤島地域、温海地域は豪雪地帯として、羽黒地域、櫛引地域、朝日地域は特別豪雪地帯として指定されている自然条件に鑑み、積雪期の災害発生に備えた各業務における対策についてあらかじめ考慮する。また、各節ごとに「積雪地域での対応」を記載し、積雪期対策の配慮を図るものとする。

3 各防災機関の事務又は業務の大綱

市及び市域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び市内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて市域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に際して処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

(1)市

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
鶴岡市	1 鶴岡市防災会議に関すること 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関すること 5 防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること 6 防災に係る教育及び訓練に関すること 7 通信施設及び組織の整備に関すること 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること 9 治山治水その他市域の保全に関すること 10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること 11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること 12 在宅の要配慮者対策に関すること	1 鶴岡市災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要請に関すること 3 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 4 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること 5 災害情報の収集に関すること 6 災害広報に関すること 7 災害予警報等の情報伝達、並びに避難の指示及び警戒区域設定に関すること 8 被災者の救助に関すること 9 消防活動及び浸水対策活動に関すること 10 緊急輸送の確保に関すること 11 ライフラインの確保に関すること 12 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること 13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 14 食料その他の生活必需品の需給計画に関すること	1 被災者のための相談に関すること 2 見舞金等の支給等に関すること 3 雇用の安定に関すること 4 住宅対策に関すること 5 租税の特例措置に関すること 6 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること 7 公共施設等の災害復旧に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
		15 災害時の清掃、防疫 その他保健衛生の応急 措置に関する事 16 被災児童及び生徒に 対する応急の教育に関 すること 17 被災要配慮者に対す る相談及び援護に関す ること	
消防本部	1 防災に係る教育及び 訓練に関する事 2 防災思想の普及及び 災害安全運動に関す ること	1 災害の警戒及び防ぎ よに関する事 2 災害の予報及び警戒 に関する事 3 消防、水防、救助、 負傷者搬送その他応急 措置に関する事 4 災害の情報収集・伝 達及び広報宣伝に関す ること 5 その他災害時におけ る所定業務活動に関す ること	
消防団	1 防災に係る教育及び 訓練に関する事 2 防災思想の普及及び 災害安全運動に関す ること	1 災害の警戒及び防ぎ よに関する事 2 消防、水防、救助そ の他の応急措置に関す ること 3 災害情報の収集に関 すること	

(2) 県

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
山形県	1 山形県防災会議に関 すること 2 防災関係機関相互の 総合調整に関する事 3 災害及び防災に関す る科学的研究とその成 果の実現に関する事 4 防災に係る気象、地 象及び水象の観測、予 報、情報その他の業務 に関する施設、設備及 び組織の整備、並びに 災害の予報及び警報の 伝達の改善に関する事 と	1 県災害対策本部の設 置及び運営に関する事 と 2 防災関係機関相互の 総合調整に関する事 3 市町村の実施する被 災者の救助の応援及び 調整に関する事 4 自衛隊の災害派遣要 請に関する事 5 指定行政機関に対す る職員の派遣要請に関 すること 6 建設機械及び技術者 の現況把握、並びにそ	1 被災者のための相談 に関する事 2 見舞金等の支給等 に関する事 3 雇用の安定に関する こと 4 生活関連物資の需 給・価格状況の調査等 に関する事 5 住宅対策に関する事 と 6 租税の特例措置に関 すること 7 農林漁業者及び中小 企業等に対する金融対

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	5 防災思想の普及及び災害安全運動に関すること 6 防災に係る教育及び訓練に関すること 7 通信施設及び組織の整備に関すること 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること 9 治山治水その他県土の保全に関すること 10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること 11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること 12 在宅の要配慮者対策に関すること	の緊急使用又は従事命令に関すること 7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること 8 応急措置のための財産又は物品貸付に関すること 9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること 10 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 11 災害予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に関すること 12 災害広報に関すること 13 緊急輸送の確保に関すること 14 ライフラインの確保に関すること 15 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること 16 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること 17 食料その他の生活必需品の需給調整に関すること 18 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること 19 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること 20 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること 21 その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること	策に関すること 8 公共施設等の災害復旧に関すること

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
鶴岡警察署	1 災害警備用の装備資 機材及び地震対策用の 交通安全施設の整備充 実に関する事 2 災害警備の教養訓練 に関する事 3 防災広報に関する事 と	1 災害情報及び交通情 報の収集伝達に関する こと 2 被災者の救助及び避 難誘導に関する事 3 交通規制、緊急通行 車両の確認及び緊急輸 送路の確保に関する事 と 4 行方不明者の調査及 び死体の検視に関する こと 5 犯罪の予防・取締り、 混乱の防止その他秩序 の維持に関する事	

(3) 指定地方行政機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
東北財務局（山形財務事務所）			1 金融機関の業務運営 の確保に関する事 2 県及び市町村の災害 対策に係る地方債に関 する事 3 県及び市町村に対す る災害つなぎ資金の融 通に関する事 4 公共団体が応急措置 の用に供する普通財産 の貸付けに関する事
東北厚生局		1 被害状況の情報収集、 通報に関する事 2 関係職員の派遣に関 する事 3 関係機関との連絡調 整に関する事	
東北農政局	1 農地防災事業及び地 すべり対策事業の実施 に関する事 2 防災教育、防災訓練 及び農家に対する防災 思想の普及、並びに防 災営農体制の確立指導 に関する事	1 災害情報の収集、種 もみの備蓄及び供給、 病虫害の防除、家畜の 伝染病予防及び飼料の 確保、土地改良機械の 現況把握及び緊急使用 措置、技術者の動員措 置に関する事 2 災害時における応急 用食料の調達・供給に 関する情報収集・連絡 に関する事	農地及び農業用施設並 びにこれらの関連施設の 災害復旧、直轄代行災害 復旧事業、鉾害復旧事業、 災害金融に関する事

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
庄内森林管理署	1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関する事 2 防災教育及び防災訓練の実施、並びに林野火災の防止に関する事	災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関する事	林地、林道及び林業施設の災害復旧に関する事
東北経済産業局		1 工業用水の応急対策に関する事 2 災害時における生活必需品及び燃料等の需給に関する事 3 産業被害状況の把握に関する事	1 工業用水の復旧対策に関する事 2 災害時における復旧用資機材の需給に関する事 3 被災事業者等への支援に関する事
関東東北産業保安監督部東北支部	1 電気、都市ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの保安に関する事 2 地域住民に影響のある鉱山施設の保全に対する監督に関する事	1 災害時における危険物等保安確保に関する事 2 電気、都市ガスの復旧対策に関する事 3 鉱山施設の崩壊に伴う周辺住民の生命、財産保全に関する事	1 電気、都市ガス、の災害復旧に関する事 2 鉱山保安法に基づく命令の発動に関する事
東北運輸局	緊急輸送、代替輸送の実施体制の整備等に係る関係事業者等への指導・助言及び防災訓練の実施並びに交通施設等の安全確保に関する事	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行（航）状況等に関する情報収集及び伝達に関する事 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関する事	復旧・復興のための物資等の円滑かつ効率的な輸送に係る調整に関する事
東京航空局（仙台空港事務所（第1報）及び新潟空港事務所）	庄内空港における航空保安・航空輸送事業及びその他航空に係る事業の防災訓練に関する事	庄内空港における国所管の航空保安施設の管理運用に関する事	
第二管区海上保安本部（酒田海上保安部）	1 海上における災害の発生に備えた、体制の確立並びに施設、設備及び資機材等の整備に関する事 2 海上防災講習会等の開催による防災思想の普及及び高揚並びに防災訓練の実施に関する事 3 防災業務を総合的かつ効果的に実施するた	1 津波、航路障害物、航路標識の異状その他海上交通等に影響する情報の船舶等への伝達に関する事 2 情報の収集及び伝達に関する事 3 遭難者及び遭難船舶の救助等に関する事 4 被災者、救援活動関係者及び救援物資等の緊急輸送に関する事	1 海洋環境の汚染の防止に関する事 2 海上交通の安全確保に関する事

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	めに必要な各種情報の収集、整理及び対応策の研究に関する事	5 海上災害救援用物品の無償貸与又は譲与に関する事 6 関係機関が行う災害応急対策への支援に関する事 7 排出油等の防除に関する事 8 海上交通の安全の確保に関する事 9 警戒区域の設定に関する事 10 海上における治安の維持に関する事 11 危険物の保安措置に関する事	
仙台管区気象台 (山形地方気象台)	1 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事 2 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、並びに水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事	気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関する事 2 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること	1 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること 2 非常通信に関する事	有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関する事
庄内労働基準監督署	1 大規模な爆発、火災等の災害防止に関する事 2 企業における防災の促進に関する事	1 二次災害発生の防止に関する事 2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関する事	1 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関する事 2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関する事 3 雇用安定等の支援に関する事
東北地方整備局 (酒田河川国道事務所) (新庄河川事務所)	1 防災上必要な教育及び訓練の実施、並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関する事 2 通信施設、観測施設、	1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事 2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事	二次被害の防止及び迅速な復旧に関する事

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
	防災用機械、資機材の整備に関する事 3 災害危険箇所における河川、海岸、砂防、地すべり、道路施設等の防災事業推進に関する事 4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関する事 5 官庁施設の災害予防措置に関する事 6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関する事	3 建設機械及び技術者の現況把握に関する事 4 災害時における復旧資材の確保に関する事 5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関する事 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する事 7 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）・リエゾン（災害対策現地情報連絡員）・災害対策用支援車両の派遣に関する事	

(4) 自衛隊

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に関する事	1 災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関への連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関から要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に関する事 2 被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に関する事 3 診察、防疫の支援に関する事 4 人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に関する事 5 危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に関する事	自衛隊法第100条に基づく土木工事等の受託に関する事

(5) 指定公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
東日本旅客鉄道 (株) (新潟支社 鶴岡駅) 日本貨物鉄道 (株)	1 線路及び建設物の警 備、保存及び管理に関 すること 2 鉄道林の新設、改良、 保存及び管理に関する こと	1 送電設備、電車線及 び変電設備の防護等、 列車運転用電力の確保 に関すること 2 列車運転用信号通信 施設及び信号保安機器 の防護に関すること 3 気象情報の伝達及び 災害対策本部の設置等 応急体制の確立に関す ること 4 災害時における救助 物資及び人員の輸送確 保に関すること	線路等鉄道施設の災害 復旧に関すること
東日本電信電 話 (株) (山形 支店)	高度情報網の確立と既 設設備の整備による通信 設備の安定化、並びに防 災に関すること	1 大津波警報・津波警 報の伝達に関すること 2 災害時における通信 の確保、利用調整及び 料金の減免に関するこ と	1 避難指示等により実 際に電話サービスを受 けられない契約者の基 本料金の減免等料金の 特例に関すること 2 電気通信施設の災害 復旧に関すること
(株)NTTドコ モ東北支社(山形 支店) KDDI (株) ソフトバンク (株) 楽天モバイル (株)	移動通信網の確立と既 設設備の整備による通信 設備の安定化並びに防災 に関すること	災害時における移動通 信の確保に関すること	移動通信設備の災害復 旧に関すること
日本銀行 (山形 事務所)		1 通貨の供給の確保に 関すること 2 金融上の措置の実施 に関すること 3 金融上の措置の広報 に関すること	
日本郵便(株) (鶴岡郵便局)	災害発生時の郵政事務 の運営確保体制整備に関 すること		1 災害時における日本 郵便(株)の業務運営の 確保に関すること 2 災害救助法適用時に おける郵便業務に係る 災害特別事務取扱い及 び援護対策に関するこ と 3 (株)ゆうちょ銀行の

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
			非常扱い及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関する事
日本赤十字社 (山形県支部)		1 災害時における傷病者の医療救護に関する事 2 被災者に対する救援物資の配分に関する事 3 こころのケアに関する事 4 赤十字ボランティアの活動の指導に関する事 5 義援金の募集受付に関する事	
日本放送協会 (山形放送局鶴岡支局)	災害予防の放送に関する事	1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関する事 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関する事	放送施設の災害復旧に関する事
東日本高速道路(株)(東北支社鶴岡管理事務所)	所轄する有料道路の災害防止に関する事	1 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関する事 2 災害時における緊急車両の通行料金免除に関する事	所轄する有料道路の災害復旧に関する事
日本通運(株) (鶴岡営業所)		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関する事 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関する事	
東北電力ネットワーク(株) (鶴岡電力センター)	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関する事	災害時における電力供給の確保及び調整に関する事	電力供給施設の災害復旧に関する事

(6) 指定地方公共機関

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
山形放送(株) (株)山形テレビ	災害予防の放送に関する事	1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関する事	

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
(株)テレビユー山形 (株)さくらんぼテレビジョン (株)エフエム山形		ること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	
庄内交通(株) 第一貨物(株) (公社)山形県トラック協会		災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること	
土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること	農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること
(一社)鶴岡地区医師会		災害時における医療救護に関すること	
鶴岡ガス(株) 庄内中部ガス(株)		1 都市ガスの供給及び保安措置に関すること 2 被災施設の調査に関すること	1 被災者のガス料金納期の延伸等料金の特例に関すること 2 被災施設の災害復旧に関すること

(7) 公共団体及び防災上重要な機関等

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
山形県商工会議所連合会 山形県商工会連合会		1 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること 2 救助用物資の確保についての協力に関すること	復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合		共同利用施設の応急対策に関すること	1 共同利用施設の復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること
一般診療所・病院		1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること	

機 関 名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧対策
一般運輸事業者		災害時における緊急輸送の確保に関すること	
危険物関係施設の管理者		災害時における危険物の保安措置に関すること	

(8) 住民自治組織等

組織等	予防、普及及び協力等の役割
コミュニティ組織、町内会・自治会、自主防災組織	防災活動への協力に関すること 住民に対する避難誘導への協力に関すること 避難所運営への協力に関すること 防災知識の普及に関すること 防災訓練の実施に関すること 自主防災組織化の促進に関すること
ボランティア団体 各種団体	防災活動への協力に関すること 防災知識の普及に関すること 災害応急対策への協力に関すること 災害対策本部への情報提供に関すること

第3節

既往地震及び津波とその被害

1 地震の発生状況

本市地域を含む山形県北西部及び秋田県西部一帯は、有史以来大規模な地震が発生しており、記録に残る最も古い地震は、850年に起こった出羽（山形県西北部）における地震である。その後も、しばしば地震が起こっているが、庄内地方に大きな被害をもたらした主な地震としては、1804年の象潟地震、1833年の庄内沖（羽前・佐渡）地震、1894年の庄内地震、1964年の新潟地震、1983年の日本海中部地震をあげることができる。本県及びその付近に起こった地震をみると、主に日本海東縁部に発生する地震と陸域の浅い地震に区分することができる。また、陸域の地震については、主に庄内平野東縁断層帯を南端として本県から秋田県の日本海の沿岸に形成される断層帯付近、県中部の最上川の西側に沿った地域、蔵王山周辺で起こっている。（地震調査研究推進本部地震調査委員会編集「日本の地震活動―被害地震から見た地域別の特徴―」より）また、平成15年には、国の特別機関である「地震調査研究推進本部」により、日本海東縁部に空白域が確認され、庄内平野東縁部には活断層が確認されている。

2 主な地震記録と被害状況

番号	発生年月日	地震名 又は 地名	震 央		規模 (M)	災 害 の 状 況
			北緯（度）	東経（度）		
1	850年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出 羽	39.0	139.7	7.0	出羽国大いに震い、地形を変じ圧死するもの多し、津波あり。
2	1780年7月20日 (安永9.6.19)	出 羽	38.9	139.9	不詳	18日より19日にかけて13度震う。酒田では地割れ泥水湧く。
3	1804年7月10日 (文化元.6.4)	象 潟 地 震	39.1	140.0	7.0	鳥海山の西北から鳴動あり。由利・飽海・田川の各郡で被害多く、特に象潟で532戸潰れ、死者63人。全体で潰家5,500戸、死者333人、津波あり。陸地隆起し象潟湖干潟となる。
4	1833年12月7日 (天保4.10.26)	庄内沖 地 震 (羽前 佐渡)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。温海・豊浦・加茂・湯野浜の被害、溺死27、流出家屋9戸、潰家70戸、舟200隻

番号	発生年月日	地震名 又は 地名	震 央		規模 (M)	災 害 の 状 況
			北緯 (度)	東経 (度)		
5	1894 年 10 月 22 日 17 時 35 分(明治 27 年)	庄 内 地 震	38.9	139.9	7.0	庄内地方北部で被害著しく、酒田町・飽海・由利郡・東田川郡・西田川郡に及ぶ。 被害は、県下で死者 726 人、負傷者 1,060 人、家屋全壊 3,858 戸、半壊 2,397 戸、破損 7,863 戸、焼失 2,148 戸、夕刻のゆれで火災も発生、泥水砂水噴出の現象もあった。
6	1964 年 6 月 16 日 13 時 1 分(昭和 39 年)	新 潟 地 震	38.4	139.2	7.5	日本海側では最大級の地震。被害は新潟・山形県を中心に 9 県に及ぶ。 鶴岡地域：死者 5 人、負傷者 26 人、住家全壊 303 棟、半壊 782 棟、一部損壊 11,000 棟。特に大山地区が突出して住家被害が大きい。
						藤島地域：重傷 1 人、軽傷 2 人、住家半壊 3 棟、一部破損 811 棟
						羽黒地域 被害額 2,300 万円
						櫛引地域：住家 284 件 6,351 千円、非住家 245 件 8,212 千円、その他被害 20,842 千円、被害総額 35,404 千円
						朝日地域：住宅半壊 16、一部損壊 23、非住宅一部損壊 36、その他農地、水路等に被害発生
7	1972 年 8 月 20 日 19 時 9 分(昭和 47 年)	山形県 庄 内 地 方	38.6	140.0	5.3	温海地域：死者 2 人、重傷 4 人、軽傷 10 人、住家全壊 26 戸・半壊 178 戸り災世帯 217、被害総額約 8 億円
						震度：酒田 3、新庄 3、山形 1。鶴岡市でコンクリートアパートの壁剥離や停電 6,000 戸等の軽被害。

番号	発生年月日	地震名 又は 地名	震 央		規模 (M)	災 害 の 状 況
			北緯 (度)	東経 (度)		
8	1978 年 6 月 12 日 17 時 14 分 (昭和 53 年)	宮城県 沖地震	38.2	142.2	7.4	震度：新庄 5、山形 4、 酒田 4。被害は交通障害、 電話回線の不通等広範囲 にわたる。この他、負傷 者 1 人、住家全壊 1 戸、 一部損壊非住家 2 戸、道 路損壊 4 箇所、停電 19 万戸。被害総額 5 億円を 超えた。
9	1983 年 5 月 26 日 11 時 59 分 (昭和 58 年)	日本海 中部地 震	40.4	139.1	7.7	震度：酒田 4、被害は 秋田県に最も多く、津波 による死者 100 人(男鹿 半島海岸で遠足の小学 生 13 人) 東北地方の日本海沿 岸と陸奥湾に「オオツナ ミ」の津波警報を発表
10	2007 年 7 月 16 日 10 時 13 分 (平成 19 年)	新潟県 中越沖地 震	37.6	138.6	6.8	震度：上山市、山辺町、 中山町、西川町、川西町、 小国町、白鷹町、飯豊町 4、鶴岡市、酒田市、山 形市、米沢市ほか 15 市 町村 3 被害なし
11	2008 年 6 月 14 日 8 時 43 分 (平成 20 年)	岩手・ 宮城内 陸地震	39.0	140.9	7.2	震度：最上町 5 弱、鶴 岡市、酒田市ほか 20 市 町村 4 県人 3 名が宮城県栗原 市内で死亡、ほか 2 名が 行方不明。県地内での被 害は重傷者 1、住家 1、 非住家 3、道路被害 5、 にぎり水 7 地区、180 戸 断水、教育施設一部損壊 5 など
12	2008 年 7 月 24 日 0 時 26 分 (平成 20 年)	岩手県 沿岸北 部	39.7	141.6	6.8	震度：鶴岡市、酒田市、 村山市、中山町、最上町 4、山形市、米沢市、新 庄市ほか 25 市町村 3 重傷者 2、非住家被害 1

番号	発生年月日	地震名 又は 地名	震 央		規模 (M)	災 害 の 状 況
			北緯 (度)	東経 (度)		
13	2011 年 3 月 11 日 14 時 46 分 (平成 23 年)	東北地 方太平 洋沖地 震	38.1	142.9	9.0	震度：上山市、中山町、尾花沢市、米沢市 5 強、鶴岡市、酒田市、新庄市、村山市、天童市、東根市、南陽市ほか 13 市町村 5 弱、山形市、寒河江市、長井市ほか 8 町村 4、 県人 2 名が山形市内、南相馬市内で死亡。 余震（2011 年 4 月 7 日） 最大震度 5 弱：新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、村山市、東根市、中山町、河北町、尾花沢市、大石田町） 県人 1 名が尾花沢市内で死亡。 余震（2011 年 4 月 11 日） 最大震度 5 弱：上山市、山辺町、中山町、白鷹町 5 弱 その他重傷者 10、軽傷者 35、住家被害（半壊 14、一部損壊 1,279）、非住家 124 などの被害があった。
14	2019 年 6 月 18 日 22 時 22 分（令和元年）	山形県 沖	38.6	139.5	6.7	最大震度 6 強：新潟県村上市 県内の震度 6 弱：鶴岡市 5 弱：酒田市、三川町、大蔵村 4：遊佐町、庄内町ほか 20 市町村 3：金山町、山形市ほか 7 市町村 鶴岡市では重傷 1 名、軽傷 17 名、家屋被害（半壊 7、一部損壊 999）などの被害があった。

番号	発生年月日	地震名 又は 地名	震 央		規模 (M)	災 害 の 状 況
			北緯 (度)	東経 (度)		
15	2021年2月13日 23時7分 (令和3年)	福島県沖	37.7	141.7	7.3	最大震度6強：宮城県蔵王町、福島県相馬市・国見町・新地町 県内の震度 5弱：上山市、中山町 米沢市、白鷹町 4：鶴岡市、酒田市、三川町、遊佐町、庄内町 ほか25市町村 3：金山町 鶴岡市では建物被害（一部破損8件）があった
16	2022年3月16日 23時36分 (令和4年)	福島県沖	37.7	141.6	7.4	最大震度6強：宮城県登米市・蔵王町、福島県相馬市・南相馬市・国見町 県内の震度 5強：中山町 5弱：酒田市、最上町 ほか8市町 4：鶴岡市、三川町、庄内町、遊佐町ほか20市町村 鶴岡市では建物被害（一部破損17件）があった。
17	2024年1月1日 16時10分 (令和6年)	令和6年能登半島地震	37.5	137.3	7.6	最大震度7：石川県志賀町・輪島市 県内の震度 4：鶴岡市、酒田市、三川町ほか10市町 3：遊佐町、庄内町、新庄市ほか17市町村 鶴岡市 震度4 16:12 津波注意報 16:22 津波警報 沿岸地域に避難指示発令 1/2 1:15 津波注意報に切替 1/2 10:00 津波注意報解除

※番号1～4の発生年月日については、上段は新暦であり下段は旧暦である。

3 新潟地震の被害の概要

(1) 地震の概要等

- ①地震発生：1964年（昭和39年）6月16日13時1分
- ②最大震度5：相川・新潟・酒田・新庄・仙台

- ③津波：日本海沿岸の各地に津波来襲し、佐渡郡松ヶ崎には地震発生後16分にして第一波が到着した。津波による被害も大。

(2) 全県の被害

- ①人的被害：死者9人 負傷者91人
②建物被害：住家 全壊 486 戸 半壊 1,189 戸 床上浸水 16 戸 床下浸水 23 戸 一部破損 42,077 戸 非住宅 1,772 戸
③その他：水田流失埋没 127ha 水田冠水 131ha 道路損壊 185 か所 橋梁流失 4 か所 堤防決壊 6 か所 山崩れ 35 か所 鉄道被害 34 か所 通信被害 32 回線 船舶破損 4 隻

(3) 旧鶴岡市の被害

- ①人的被害：死者5人(京田幼児園3人、上郷地区大荒1人、黄金地区谷定1人) 負傷者26人(鶴岡5、大山6、京田14、豊浦1)
②家屋の被害：全壊 303 棟 320 世帯 半壊 782 棟 815 世帯 計 1,085 棟 1,135 世帯 非住宅全壊 263 棟 同半壊 770 棟

(4) 地域別の被害程度

区 分	全 壊		半 壊		計	死 者	負 傷 者
	住 宅	非住宅	住 宅	非住宅			
鶴岡	7	1	30	30	68	0	5
大山	220	154	434	315	1,123	0	6
斎	0	2	7	9	18	0	0
黄金	1	1	6	10	18	1	0
湯田川	0	0	3	1	4	0	0
大泉	6	5	25	71	107	0	14
京田	2	13	32	46	93	3	0
栄	22	27	16	112	177	0	0
上郷	33	11	77	40	161	1	0
田川	0	0	1	6	7	0	0
豊浦	10	49	149	130	338	0	1
加茂	2	0	2	0	4	0	0
計	303	263	782	770	2,118	5	26

(5) 災害救助法の適用

6月16日19時30分に鶴岡市に災害救助法が適用され、救助の迅速適正をはかるために知事の権限の一部が市長に一任され、救助の対象、方法、限度及び期間等についても、地域の実情に応じて当時の厚生大臣の承認を得て逐次拡大し、救助を最大限に実施した。

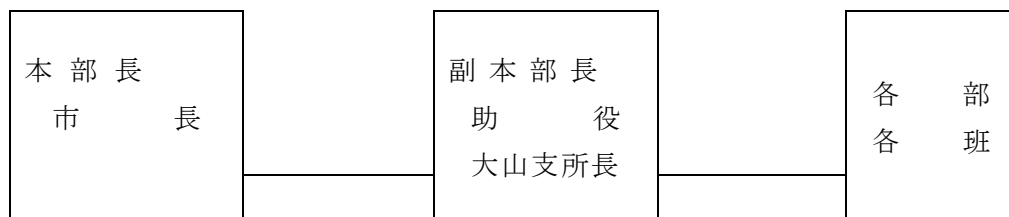
【救助の内容】

種 類	実施期間	対 象 等
1. 避難所設置	6.16～7. 5	大山公民館 52 名、応急仮設住宅設置まで期間延長 延 795 名
2. 応急仮設住宅設置	6.16～7.25	72 戸建設 県直営で施工 1 戸 15 万円
3. 炊き出し、食品給与	6.16～6.25	延 1,500 名
4. 飲料水の供給	6.16～6.21	大山、西郷地区、給水量 162 t、給水人口 15,199 人
5. 被服、生活用品給与	6.16～7. 5	全壊、半壊 813
6. 医療	6.16～6.29	日赤救護班出動 死者 5、重傷 19 軽傷 31
7. 住宅応急修理	6.16～7.15	190 戸 一戸当 28,000 円
8. 学用品給与	6.16～7.15	小中学生 20 名
9. 輸送	6.16～7. 5	飲料水、被服、生活必需品の輸送、トラック 76 台
10. 人夫賃	6.16～7. 5	男 900 円、女 650 円 延 367 名

(6) 災害対策本部の設置

16 日午後 1 時 30 分、地震発生とともに本庁正面玄関に災害対策本部を設置し、県は、市に災害救助法を発令し、相共に連携し救助活動を行い、被災した人の保護と復旧に努めた。また、被害を受けた集落毎に災害相談所を設け、住宅再建の相談に応ずるとともに、市議会に諮り災害復旧事業費及びり災見舞金など等を予算化し、り災者の復興と公共施設の復旧に努めた。

鶴岡市災害対策本部組織



部	班	業 務 区 分	業 務 内 容
1. 総務部	総務班	災害応急対策実施の総合的計画調整 指揮命令の伝達 災害見舞に関すること 本部職員の動員と災害対策要員の確保 協力団体の連絡統制 自動車の配車 災害関係事務用品、その他本部用品調	見舞金受納 防災法関係の災害報告等 災害関係予算請

部	班	業 務 区 分	業 務 内 容
		達 支部、地区班の統轄	求書のとりまとめ 他地区との連絡
	情報連絡班	災害情報の連絡収集 災害情報の発表及び連絡 災害広報の発行 通信関係機関に関すること	
	調査班	災害状況、被害状況調査に関すること 災害調査の活用に関すること その他災害調査に関すること り災証明の発行に関すること	
2. 厚生部	援護班	一般援護物資に関すること	
		災害救助法に関するもの 物資医療資金及び報告先等に関すること 避難所に関すること	被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 医療及び助産 生業資金の貸与 避難所の設置、収容炊き出し
		応急仮設住宅及び応急修理 当該決定に関すること	応急仮設住居入居者選定 借地確認
		公営住宅入居者選定に関すること 資金貸付に関すること	資格要件調査 入居者決定 世帯更正資金申込書作成
	防疫班	伝染病予防に関すること	
3. 建設部	土木班	応急仮設住宅、公営住宅の用地造成	
	建築班	応急仮設住宅、公営住宅の建設に関すること 住宅の応急修理に関すること	
4. 教育部	給与班	教科書、学用品の給与に関すること	
5. 復興相談班	相談班	商工農業民生諸金融についての相談 住宅建設についての相談 その他の相談	
6. 経済部	経済班	建設資材及び復興資金中央交渉に関すること	

4 主な津波記録と被害状況

(1) 主な津波記録

日本海東縁部は、太平洋側に比べて地震が発生する頻度は低いが、1833年には庄内沖地震、1964年には新潟地震が発生し、津波や地震の揺れ、液状化現象等で大きな被害が発生しており、この数十年に限れば、北海道から新潟の沖合にかけて大規模地震がほぼ南北方向に相当数発生している状況である。山形県における主な既往津波は、下表のとおりである。

番号	発生年月日	発生原因	地震のマグニチュード	山形県沿岸での津波の高さ T.P(m)
1	1804 年 7 月 10 日 (文化元年 6 月 4 日)	象潟地震	7.0	不明
2	1833 年 12 月 7 日 15 時 (天保 4 年 10 月 26 日)	庄内沖地震	7.8	7～8
3	1964 年 6 月 16 日 13 時 (昭和 39 年)	新潟地震	7.5	1.4～4.7
4	1983 年 5 月 26 日 11 時 (昭和 58 年)	日本海中部地震	7.7	0.7～2.8
5	1993 年 7 月 12 日 22 時 (平成 5 年)	北海道南西沖地震	7.8	1.0～1.2

※山形県津波災害対策基礎調査報告書（平成 8 年 2 月）より抜粋

※番号 1～2 の発生年月日については、上段は新暦であり下段は旧暦である。

(2) 主な被害状況

庄内沖地震及び新潟地震では、日本海側沿岸部で死傷者、家屋倒壊、道路損壊等大きな被害が発生しており、鶴岡市（鶴岡、温海）、酒田市、遊佐町等で被害があった。

津波の区分 区分		象潟地震による津波	庄内沖地震による津波	新潟地震による津波	日本海中部地震による津波	北海道南西沖地震による津波
～棟へ家住	死 者（人）	不明	42	9	—	—
	負傷者（人）		12	91	—	—
	全 壊		475	486	—	—
	半 壊		176	1,189	—	—
	床上浸水		110	16	—	—
	床下浸水		—	23	—	—
	一部損壊		—	42,077	—	—
	非住家被害（棟）		—	1,772	—	—
	水田 流出・埋没（箇所）		—	787	—	—
	冠 水（箇所）		—	42	—	—
	道 路（箇所）		—	185	—	—
	橋 梁（箇所）		4	4	—	—
	山（崖）崩れ（箇所）		—	35	—	—
	堤 防 決 壊（箇所）		—	6	—	—
	鉄軌道被害（箇所）		—	22	—	—
	船 舶（艘）		460	4	25	—

※庄内沖地震による津波による被害状況は、庄内藩でのものである。

第4節

地震及び津波の想定並びに観測体制

1 地震被害想定調査の実施

国では、阪神・淡路大震災の教訓をもとに、全国の主要な98の断層帯について、平成7年度から調査をはじめた。山形県でも、平成9年度から13年度にかけて「山形県活断層調査委員会」の指導を受けて「庄内平野東縁断層帯」、「新庄盆地断層帯」、「山形盆地断層帯」、「長井盆地西縁断層帯」の4つの主要な活断層について調査を実施した。国の地震調査研究推進本部地震調査委員会では、これらの調査結果を基に、想定地震規模や発生確率等の「長期評価等」を公表してきたが、平成17年4月13日に「庄内平野東縁断層帯」の評価を公表している。また、昭和58年の日本海中部地震、平成5年の北海道南西沖地震など、日本海東縁部で発生した過去の地震は大きな津波被害などもたらしたことから、国では平成15年6月20日に、日本海東縁部の地震活動の長期評価を公表した。

2 国の長期評価

(1) 山形県の活断層

断層帯名 (公表年月日)	位置・長さ	最新活動時期	平均活動 間 隔	平均変位速度
山形盆地断層帯 (平成14年5月9日) (平成19年8月23日 北部と南部の活動区 間に分け一部訂正)	全体：約60km	約6,000年前 以降	約3,000年	約1～2m/1,000年
	北部：約29km (大石田町～ 寒河江市)	約3,900年前 後、約1,600 年以前	約2,500年～ 4,000年	1m/1,000年程度
	南部：約31km (寒河江市～ 上山町)	約5,100年前 以降、約4,300 年以前	約2,500年程 度	1m/1,000年程度
新庄盆地断層帯東部 (平成23年5月19日 一部改正) 新庄盆地断層帯西部 (平成23年5月19日 一部改正)	新庄市～舟形 町 約22km 鮭川村～大蔵 村 約17km	東部：約6,200 年前以後 西部：不明	東部：4,000 年程度 西部：4,700 年程度	東部：0.5m/1,000年程 度 西部：0.3m/1,000年程 度
長井盆地西縁断層帯 (平成17年2月9日)	朝日町～米沢 市 約51km	約2,400年前 以降	5,000年 ～6,300年	約0.4～0.5m/1,000年
庄内平野東縁断層帯 北部 (平成21年10月19	全体：約38km 北部：遊佐町 ～庄内町 約	北部：1,894 年庄内地震	1,000年～ 1,500年程度	約2m/1,000年程度

断層帯名 (公表年月日)	位置・長さ	最新活動時期	平均活動 間 隔	平均変位速度
日一部改正) 庄内平野東縁断層帯 南部 (平成21年10月19 日一部改正)	24km 南部：酒田市 ～鶴岡市約 17km	南部：約3,000 年前以後、 18世紀以前	約2,500年～ 4,600年	約0.5m/1,000年程度

(2) 県内活断層の長期評価

断層帯名	想定マグニチュード	発生確率 今後30年以内
山形盆地断層帯	北部：約M7.3	0.003%～8%
	南部：約M7.3	1%
新庄盆地断層帯東部	M7.1程度	5%以下
新庄盆地断層帯西部	M6.9程度	0.6%
長井盆地西縁断層帯	M7.7程度	0.02%以下
庄内平野東縁断層帯	全体：M7.5程度	
	北部：M7.1程度	ほぼ0%
	南部：M6.9程度	ほぼ0%～6%

※長期評価の算定基準日：令和6年1月1日

(3) 日本海東縁部の長期評価

評価領域 評価項目	秋田県沖 (空白域)	山形県沖 (庄内沖の 地震発生域)	新潟県北部沖 (新潟地震 発生域)	佐渡島北方沖 (空白域)
地震規模	マグニチュード 7.5程度	マグニチュード 7.7前後	マグニチュード 7.5前後	マグニチュード 7.8程度
震源断層面	長さ90km程度	1,833年庄内沖 の地震(マグニ チュード7.7)の 断層を想定(北 側50km南側70km)	1,964年新潟地 震(マグニチュ ード7.5の断層 を想定)(80km)	長さ140km程度
平均発生間隔	1,000年程度以上	1,000年程度以上	1,000年程度以上	500～1,000年程度
今後30年以内 発生確率	3%程度以下	ほぼ0%	ほぼ0%	3～6%

※長期評価の算定基準日：令和6年1月1日

3 庄内平野東縁断層帯の評価について

庄内平野東縁断層帯は、出羽丘陵と庄内平野の境界部に分布する活断層帯である。ここでは、平成9～11年度に山形県及び平成18年度に産業技術総合研究所によって行われた調査をはじめ、これまでに行われた調査研究成果に基づいて、この断層帯の諸特性を次のように評価している。

(1) 断層帯の位置及び形態

庄内平野東縁断層帯は、山形県飽海郡遊佐町から酒田市東部を経て本市の藤島地域添川に至る断層帯である。長さは、約38kmでほぼ南北方向に延びており、断層の東側が相対的に隆起する逆断層である。

(2) 断層帯の過去の活動

庄内平野東縁断層帯北部の平均的なずれの速度は、2m/1,000年程度の可能性があり、最新活動は、1894年（明治27年）庄内地震であった可能性がある。本断層帯の平均活動間隔は、1,000年～1,500年程度もしくはそれ以下の可能性がある。

庄内平野東縁断層帯南部の平均的なずれの速度は、0.5m/1,000年程度と推定され、最新活動時期は、約3,000年前以後、18世紀以前であったと推定される。活動時には、断層の東側が西側に対して相対的に1～2m程度隆起した可能性がある。また、平均活動間隔は約2,500年～4,600年の可能性がある。

(3) 断層帯の将来の活動

庄内平野東縁断層帯北部は、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.1程度の地震が発生する可能性がある。その時、断層の近傍の地表面では、東側が西側に対して相対的に2m程度高まる段差や撓みが生ずる可能性がある。庄内平野東縁断層帯北部の最新活動後の経過率及び将来このような地震の発生する確率は今後30年以内でほぼ0%となっている。

庄内平野東縁断層帯南部では、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード6.9程度の地震が発生すると推定される。その時、断層の近傍の地表面では、断層の東側が西側に対して相対的に1～2m程度高まる段差や撓みが生じる可能性がある。庄内平野東縁断層帯南部の最新活動後の経過率及び将来このような地震が発生する長期確率は、長期確率の最大値をとると今後30年間でほぼ0%～6%となり、我が国の主な活断層の中では高いグループに属することになる。

(4) 今後に向けて

庄内平野東縁断層帯では、活動時期及び1回のずれの量についての資料が不足している。また、庄内平野東縁断層帯北部では、平均的なずれの速度について精度の良い値が得られていない。その結果、庄内平野東縁断層帯では、信頼度の高い平均活動間隔が得られていない。将来の活動性を明確にするためには、平均的なずれの速度を精度よく求めるとともに、過去の活動時期、1回のずれの量について精度の良いデータを集積させる必要がある。

特に、庄内地震をはじめとする歴史地震との関係について、さらに資料を集め、詳しく検討する必要がある。また、本断層帯の地表に認められる断層地形と地下構造との関係についても

明らかにする必要がある。

4 地震被害想定

(1) 庄内平野東縁断層帯被害想定（マグニチュード 7.5）

（平成 18 年 3 月山形県調査報告書による。）

① 建物・人的被害及び避難者数

地域名	建物 総数	建物損壊(冬季)			冬夕方 消失 棟数	死傷者数 (冬早朝)		昼間	
		全壊 棟数	全壊率	半壊 棟数		死者	負傷者	避難 者数	避難率
鶴岡地域	39,056	2,440	6.2	5,526	24	205	1,618	9,013	8.9
藤島地域	4,102	539	13.1	920	0	55	673	1,277	10.1
羽黒地域	3,269	260	8.0	555	0	27	419	725	7.7
櫛引地域	2,689	119	4.4	327	0	13	257	434	5.3
朝日地域	1,897	10	0.5	58	0	2	74	154	2.7
温海地域	4,553	0	0.0	16	0	0	0	72	0.7
計	55,566	3,368	5.4	7,402	24	302	3,041	11,675	7.88

※建築総数は、平成 17 年 1 月現在の固定資産概要データによる。

※人口は、平成 12 年度国勢調査による。

② 上水道の被害想定（断水率：断水戸数/供給世帯）

地域名	水道供給 世帯数	断水率		断水世帯	
		地震直後(%)	一日後(%)	地震直後	一日後
鶴岡地域	33,478	98.4	87.7	32,942	29,394
藤島地域	2,970	99.7	96.4	2,961	2,863
羽黒地域	2,321	97.8	84.7	2,270	1,966
櫛引地域	1,967	98.4	87.8	1,936	1,727
朝日地域	1,291	74.4	43.8	964	565
温海地域	3,011	74.8	43.8	2,249	1,319
計	45,038	90.6	74.0	43,322	37,834

③ 下水道の被害想定

地域名	総延長 (km)	処理人口	被害率 (%)	排水困難人口
鶴岡地域	66	79,092	5.43	4,287
藤島地域	61	6,330	6.35	402
羽黒地域	39	3,852	2.86	110

櫛引地域	56	5,222	3.94	206
朝日地域	40	2,801	2.14	60
温海地域	36	4,712	2.25	106
計	298	102,009	3.83	5,171

④都市ガスの被害想定

市町村名	供給世帯	総管路延長 (km)	被害率 (箇所/km)	被害箇所 数	供給停止世帯 数
鶴岡市	21,611	552.3	1.11	180	17,721

⑤LPガスの被害想定

地域名	供給世帯数	普及率 (%)	要点検供給世帯数
鶴岡地域	20,661	61.5	4,214
藤島地域	230	7.7	82
羽黒地域	5,501	100.0	1,371
櫛引地域	398	20.2	66
朝日地域	240	17.7	9
温海地域	2,265	74.4	8
計	29,295	46.9	5,750

5 地震観測体制の現状

(1) 県内における関係機関の地震動観測地震観測所

①気象庁

気象庁は、地震発生時の地震の規模や震源の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域の予想及びマグニチュード3以上の地震に関する調査研究のため、県内6箇所に地震計、14箇所に計測震度計等を設置して観測を行っており、防災関係機関に津波警報や地震情報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報提供している。また、巨大津波観測計を酒田港に設置して津波を観測している。さらに、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、報道機関や通信事業者等の協力によりテレビ、ラジオ、携帯電話等を通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は地震動特別警報に位置づけられる。「緊急地震速報」は、平成18年8月より一部機関への先行的な運用を開始した。また、平成19年10月には、緊急地震速報を地震動の予報・警報として、テレビ・ラジオ等による一般への提供が開始された。

※長周期地震動とは、大きな地震で生じる周期の長いゆっくりとした大きな揺れであり、震源から数百km離れたところでも、高層ビルを長時間にわたって大きく揺らし、エレベーターが故障したりする。

地震動階級4：這わないと移動できない。揺れに翻弄される。

地震動階級3：立っていることが困難になる。

地震動階級2：物につかまらなないと歩くのが難しい。

地震動階級1：多くの人が揺れを感じる。ブラインドなどが大きく揺れる。

②文部科学省

文部科学省は、地震観測の充実・強化を図るため、県内17箇所に強震計を設置し、防災科学技術研究所でデータを集約・解析して公表している。さらに、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、内陸地震の震源決定精度の向上、内陸深部におけるプレート境界型地震の発生メカニズム解明及び内陸地震における最大規模の推定に資するため、平成7年度から、全国15～20km間隔で高感度地震観測網を整備し、本県においては、15箇所の整備がなされた。

③国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し、港湾技術研究所でデータを解析している。また、酒田港に検測所、山形県沖にGPS波浪計を設置し、波浪や潮位等の海面変動等を観測している。

④国土交通省国土地理院

国土交通省国土地理院は、酒田市飛島及び鶴岡市鼠ヶ関に験潮場を設置し、潮位等の海面変動を観測している。

⑤県

県は、阪神・淡路大震災を契機に、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるよう、県内全市町村(40箇所)に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の発信装置とネットワーク化したシステムを平成9年4月から稼働させ、平成23年3月にはシステムの再整備を行った。また、本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表している。

(2)市の地震観測所

地震発生後の初動態勢の強化を図るため、平成8年度に山形県は計測震度計を藤島・羽黒・櫛引・朝日地域に設置し、鶴岡地域は気象台の震度計を活用、温海地域は文部科学省の強震計を活用し、平成8年12月2日から県震度情報ネットワークシステムを形成している。

(地震計設置場所)

観測機関	観測種別	設置場所の名称	所在地
気 象 庁	計測震度計	本所敷地内	馬場町 9-25
山 形 県	計測震度計	藤島庁舎敷地内	藤島字笹花 25
山 形 県	計測震度計	羽黒庁舎敷地内	羽黒町荒川字前田元 89
山 形 県	計測震度計	櫛引庁舎敷地内	上山添字文栄 100

観測機関	観測種別	設置場所の名称	所在地
山 形 県	計測震度計	朝日庁舎敷地内	下名川字落合 1
文部科学省	強震観測網	温海庁舎敷地内	温海戊 577-1
文部科学省	強震観測網	鶴岡一中グラウンド	道田町 1-82
文部科学省	高感度地震観測網	大鳥自然の家	大鳥字寿岡 112 番地
気 象 庁	多機能型地震計	温海川集落グラウンド	温海川字越沢

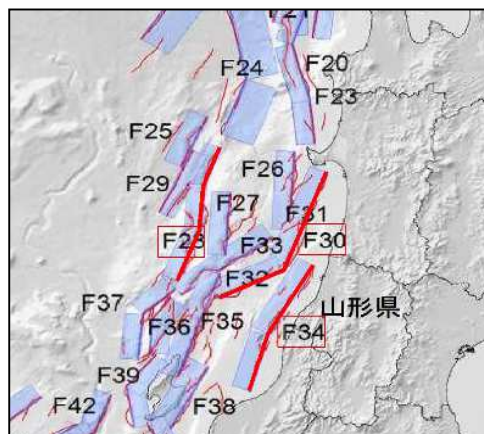
6 津波被害想定調査の実施

県では、政府が「最大クラスの津波」を発生させる津波断層モデルを平成 26 年 8 月に公表したことを受け、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「最大クラスの津波」による津波浸水想定を設定するとともに、「最大クラスの津波」を発生させる地震と津波による被害を想定し、平成 28 年 3 月に公表した。

(1) 津波断層モデル

県では、山形県沿岸に「最大クラスの津波」やその被害をもたらすと想定される津波断層モデルとして、政府が平成 26 年 8 月に公表した「日本海における大規模地震に関する調査検討会」で設定した津波断層モデルから、F 28 断層、F 30 断層、F 34 断層を設定した。

①選定した津波断層モデル（位置図）



②断層パラメーター

津波断層モデル	マグニチュード (Mw)	断層長さ (km)
F 28	7.7	126
F 30	7.8	153
F 34	7.7	124

③本市沿岸の予想津波高

地区名 区分	鶴岡地域								
	堅 苔 沢	小 波 渡	三 瀬	由 良	油 戸	今 泉	加 茂	金 沢	湯 野 浜
津波最高水位 (m)	15.7	11.9	13.2	12.7	12.7	11.0	10.5	10.5	11.3
第1波到達 (分)	7	8	8	9	9	10	10	11	11

地区名 区分	温海地域								
	鼠 ヶ 関	早 田	小 岩 川	大 岩 川	温 海	米 子	暮 坪	鈴	五 十 川
津波最高水位 (m)	8.8	12.9	13.2	12.9	14.2	14.8	16.3	14.3	16.3
第1波到達 (分)	8	8	7	7	7	7	7	7	7

7 津波被害想定

(1) 想定される津波の規模の見直し

平成23年の東日本大震災では、太平洋沿岸で津波による甚大な被害が生じたことから、国の防災基本計画において「国および地方公共団体は、津波災害対策の検討にあたり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」と定められた。本地域防災計画では、山形県が平成28年3月に公表した津波浸水想定・被害想定について、当面はこれを「科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波」として採用し、これを前提として津波対応を推進する。なお、最大クラスの津波について、津波断層モデルに関する新たな知見が得られた場合又は国において山形県海域における最大クラスの津波の断層モデルについて情報提供があった場合は、必要に応じ、それらを踏まえた見直しを行うものとする。

(2) 被害想定

津波断層モデル地震（F30断層及びF34断層）による被害想定は、冬季の暴風雪などの庄内地域の特性を踏まえ、冬深夜、夏12時及び冬18時の3ケースと、平均風速時及び強風時を計算条件として設定した。なお、F28断層については、津波浸水想定の結果、他の2つの断層による被害を上回る可能性がないことから対象としない。

(3) 被害規模

津波断層モデル地震の発生により、庄内平野の広い範囲で震度6強となり、津波のほか揺れ等に伴う被害が相当程度発生することが想定されている。

想定される被害の規模は、市全体で、建物の全壊棟数が最大となる冬季の強風時において、F 30 断層の場合に 2,006 棟、F 34 断層の場合に 2,343 棟である。また、人的被害は、市全体で、被害が最大となる冬深夜において、F 30 断層で死者 1,994 人、F 34 断層で死者 4,542 人であり、人的被害の多くが津波によるものである。冬深夜の場合、多くの人が就寝中のため避難開始が遅れ、さらに積雪により避難に時間を要すると考えられるため、人的被害が最も多くなると想定される。

【強風時における想定被害の状況】 ※太字が最大となるケース

種別	被害項目	被害単位 (建物の単位：棟、 人の単位：人)	F 3 0 断層			F 3 4 断層		
			冬深夜	夏 12 時	冬 18 時	冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
建物被害	計	全壊数	2,006	1,990	2,006	2,343	2,286	2,343
		半壊数	4,447	4,108	4,447	6,439	5,976	6,439
	揺れ	全壊数	162	146	162	511	451	511
		半壊数	1,897	1,535	1,897	3,364	2,858	3,364
	液状化	全壊数	48	48	48	62	62	62
		半壊数	1,690	1,710	1,690	2,100	2,129	2,100
	急傾斜地崩壊	全壊数	10	10	10	28	28	28
		半壊数	22	23	22	59	60	59
	津波	全壊数	1,786	1,786	1,786	1,742	1,745	1,742
		半壊数	838	840	838	916	929	916
	火災（強風時）	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	計	死者	1,994	1,728	1,734	4,542	1,972	3,467
		負傷者	496	365	377	859	607	639
		うち重傷者	65	54	54	117	86	92
	揺れによる建物倒壊	死者	10	6	7	32	19	23
		負傷者	354	254	259	664	483	484
		うち重傷者	16	15	13	49	42	38
	急傾斜地崩壊	死者	2	3	2	6	8	6
		負傷者	3	4	3	7	9	8
		うち重傷者	1	2	1	4	5	4
	津波（避難率が低い場合）	死者	1,981	1,719	1,725	4,504	1,946	3,438
		負傷者	140	108	115	188	115	147
		うち重傷者	48	37	39	64	39	50
	火災（強風時）	死者	0	0	0	0	0	0
		負傷者	0	0	0	0	0	0
		うち重傷者	0	0	0	0	0	0
ライフライン	上水道	断水人口（1日後）	19,982			38,712		
	下水道	機能支障人口（1日後）	3,530			4,406		
	電力	停電件数（1日後）	2,583	2,541	2,583	3,445	3,299	3,445
	電話	不通回線数（1日後）	1,259	1,240	1,259	1,644	1,579	1,644
	都市ガス	供給停止件数（1日後）	0			0		
その他	避難者	避難者（1日後）	9,195	9,036	9,195	10,810	10,515	10,810
		うち避難所生活者	5,981	5,885	5,981	6,949	6,772	6,949
		避難者（1ヶ月後）	6,552	6,390	6,552	8,082	7,772	8,082
		うち避難所生活者	1,966	1,917	1,966	2,425	2,331	2,425
	帰宅困難者	帰宅困難者（平日正午）	3,399～5,795			3,399～5,795		
	災害廃棄物	発生量（万トン）	34	33	34	42	41	42

※ 1 の位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

第 2 章 災害予防

第1節

災害予防と減災対策への取り組み

【本所】全課 【庁舎】全課

【関係機関】県（防災くらし安心部、健康福祉部、県土整備部）、県警察本部、防災関係機関、市民、企業（事業所）等

1 計画の目的

地震発生時には行政機関や防災機関なども自らが被災するため、有効な震災対策を展開するまでには、ある程度の時間を要することになる。また、複合的な被害が同時に発生することから、これらの全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。このことから市民は、「自分の身は自分で守る」意識と「私たちの地域は私たちで守る」意識を持ち、予防と減災に向けた取り組みを進め、自分や家族、地域住民の命を守ることはもちろん、物的被害の軽減にも努める。

＜達成目標＞

家具の固定や生活必需品の備蓄、家族の連絡方法や集合場所の確認など、今すぐにできる予防対策を行うものとする。町内会等による防災訓練の実施、隣近所の要配慮者の把握、地域の危険箇所の点検など日ごろから地域住民が連携し、災害に備えた活動を行うものとする。

2 日常の予防活動

市民は、日ごろからあらゆる機会を通じて防災知識を身につけるとともに、身の安全を確保する対策を行うよう努めるものとする。

(1) 防災知識の普及・啓発及び訓練

① 防災教育・訓練等への参加

- ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 日ごろから、自分の住んでいる地域の震災履歴、津波の浸水の可能性について認識を深めるものとする。
- ウ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- エ 次世代への災害被災経験の伝承
- オ 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合い
- カ 町内会等による地域の防災に関する学習の推進
- キ 地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

② 自主防災組織の育成

- ア 町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進める
- イ 防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動の積極的な参加による、防災知識及び技術

の習得

③防災まちづくり

ア 市民は、日ごろから地域の防災上の課題等を把握

イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するために、市民一人一人がアイデアを出し合い実践するなどの自発的なまちづくりへの参加

(2) 我が家が避難所

自宅の耐震補強や家具の固定など、事前の耐震及び耐災の取組を行うことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながることから、下記の取組を実施するものとする。

ア 耐震診断及び必要な補強

イ 家具等の転倒防止、照明等の内装材の落下防止

ウ 出入り口には物を置かないなど、逃げ場や逃げ道となるスペースの確保

エ 寝室には倒れやすい物を置かない

オ ブロック塀等の倒壊防止対策

カ 初期消火用具の準備

(3) 避難対策の強化

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

①避難対策

ア 震災時の避難所及び安全な避難経路の確認

イ 震災時の家族・社員等の連絡方法の確認

ウ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段の用意

エ 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味を正しく理解しておく

オ 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築

カ 市と協働で避難所を運営できるよう、訓練への積極的参加

②食料・生活必需品の確保

ア 各家庭において、家族の3日分程度の食料や飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ等の備蓄

イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮が必要な場合の3日分程度の分量の確保

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保

エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保

オ その他、家族構成に合わせた震災時に必要な物資の備蓄

カ 孤立が予想される集落の住民は、最低7日間分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄

キ 感染症対策としてのマスクや消毒液等の備蓄

③要配慮者への配慮

ア 市・県・民生委員・町内会等と協力した、在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等の支援

イ 市・県・民生委員・地区福祉協議会・町内会・地域の自主防災組織等と協力した要配慮者へと近隣住民の共助意識の向上

(4) 火災の予防

- ア 消火器、消火バケツ等の消火器具の普及
- イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- ウ 耐震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の指導
- エ 火気使用場所の不燃化促進
- オ カーテン、じゅうたん及び寝具類等防災品の普及促進
- カ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- キ 異常気象時の火気取扱い制限
- ク 感震ブレーカーの普及及び避難時の分電盤等電源遮断の徹底
- ケ 避難時、ガスの元栓の閉止の徹底
- コ 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理

(5) 救急救助・医療救護への協力

① 救急救助

災害時に地域の消防団員等と協力して地域の被害軽減を図るため、平常時からの地域・学区・町内会等における協力体制を強化する。

② 医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している薬や常備薬を準備する。

(6) ライフラインに関わる予防活動

① 電話

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておくものとする。

② 電力

- ア 夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の確認
- イ 冬期間の災害に備えたストーブ等の準備

③ ガス

- ア 地震発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の地震対策の実施
- イ ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の地震対策
- ウ ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備
- エ 積雪時の地震発生に備えた、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪

④ 上水道

- ア 概ね3日間に必要な飲料水（1日1人3ℓを目安）の備蓄

イ 積雪時の地震発生に備えた水道メーター周辺の除雪

⑤ 下水道

下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下した際、下水道管理者から下水道使用の自粛を求められることを認識

3 積雪期の心構え

- ア 屋根雪の早期除雪
- イ 玄関等の出入り口の確保
- ウ 暖房器具、灯油の安全管理
- エ 道路除雪の妨げとなる路上駐車をしない

第2節

地域力・市民力を生かした防災への取り組み

【本所】防災安全課、コミュニティ推進課、消防本部 【庁舎】総務企画課

【関係機関】県（防災くらし安心部）、市民（自主防災組織、町内会）、企業（事業所）等、工場、ボランティア団体等、市社会福祉協議会

1 計画の目的

地震発生時においては防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。このため、地域力や市民力を生かし、住民の連帯意識に基づく自主防災組織、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備育成や、ボランティア団体等の連携を図るとともに、その協力体制について整備を図るものとする。

<達成目標>

市は、町内会等を母体とした、地域での防災訓練の実施や要配慮者の所在の把握、避難所の運営や地域間での確実な情報伝達などができる自主防災組織の育成を図る。また、地域の防災リーダーとなる自主防災組織指導者の育成や、情報収集及び伝達、市民力を活かした地域防災力の形成を図る。市民は、日ごろから地域コミュニティ活動を通し地域防災活動に参画するものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 自主防災組織の育成・自主防災リーダーの養成

市は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置付けられていることから、町内会等に対する指導、助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーを養成する。自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組みが適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

② 自主防災組織育成の方針

ア 全市的に整備を促進するものとし町内会、学区、地区単位等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、組織づくりの推進を図る。

イ 自主防災組織相互の連携により、効果的な防災活動が実施できるように努める。

③ 自主防災組織の規模

自主防災組織は、次の事項に留意して防災活動が行える地域を単位に組織するものとする。

ア 住民が連帯意識に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

④自主防災活動に対する市の支援体制

ア 防災訓練

市は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

イ 防災資機材の整備等

市、国及び各種団体の行う補助事業等を活用するなど、自主防災組織に必要な防災資機材の整備を行い、組織の活性化及び災害時の効果的な活動ができるよう努める。

⑤鶴岡市自主防災組織指導者との連携

市は、鶴岡市自主防災組織指導者講習会及び鶴岡市自主防災組織ブラッシュアップ講習会(自主防災組織指導者講習会の受講者を対象に、指導力の向上を図るための講習会)受講者等による自主防災組織における指導者などと連携し、住民と住民による地域力、市民力を活かしたネットワークの形成を図る。

⑥地域の防災拠点づくりの推進

市は、コミュニティセンター等の地域の防災拠点施設と、情報伝達や活動の拠点として連携する。

⑦要配慮者への配慮

隣近所での助け合い、日常生活における声の掛け合いや心の支え合いなどによる要配慮者の不安解消を行うとともに、災害時には自主防災組織、地域の町内会長や隣組長などが住民と協力した安否確認の実施や、安全な場所への避難誘導を行うなど、地域での防災活動の計画立案に努める。

⑧積雪対策

過疎化や高齢化のため、高齢者自らが雪処理に従事するケースが増えている。個人での対応が難しい場合は、自主防災組織などの地域コミュニティによる対応を検討するものとする。

(2) 県の役割

ア 県は、自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、市が行う自主防災組織育成整備活動及び自主防災組織の活動状況の把握をし、指導助言を行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材（以下「自主防災リーダー」という。）の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

イ 企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進を図り、企業の防災力の向上を図る。

(3) 市民の役割

市民は、「私たちの地域は私たちが守る」との意識を持ち、緊急時にお互いが助け合える身近なコミュニティの形成に向け、普段から町内会等における防災活動などの地域コミュニティ活動を通じた積極的な組織づくりを進め、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するなど、防災知識及び技術の習得に努めるものとする。

(4) 自主防災組織の役割

災害時には、隣近所や町内会の隣組など、地域に密着した住民の集まりの中でお互いに助け合うことが大切である。自主防災組織は、市や防災関係機関と協力し「私たちの地域は私たちが守る」という意識を持って災害を乗り越えることができるよう活動する組織であることから、それぞれの地域特性に応じた手作りの避難計画の作成や訓練の実施を行うなど、地域力を最大限に活かした活動を進めるものとする。自主防災組織は、民生委員・児童委員、社会福祉協

議会等の関係団体と連携を図るとともに、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者及びボランティア団体等と連携した要配慮者支援を実施する。

①平常時の活動

年間活動計画の作成	防災知識の普及・啓発
地域の防災マップ作りなど地域の状況把握	要配慮者への支援対策
防災訓練の実施	地域との連携
地域コミュニティ活動	

②災害時の活動

緊急情報の収集伝達	安全な場所への避難誘導
	要配慮者の避難支援
安否確認や地域内の被害状況等の情報収集	救助救出活動
初期消火活動	協働による避難所の運営
防犯活動	

(5) 企業（事業所）等の自衛消防組織

自衛消防組織を置く企業（事業所）等は、消防計画に基づく各種訓練の実施のほか、地域の防災訓練に積極的に参加するように努めるものとする。また、消防法の規定により、自衛消防組織の設置が義務付けられていない施設においても自衛消防組織の設置が推進されるように関係者の理解確保に努める。特に小規模なビルや商業施設においては、地震災害特有の対応事項を含めた適正な防災対策に努めるものとする。また、自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持管理
- c 防災訓練

イ 震災時の活動

- a 消火活動
- b 救出・救護
- c 避難誘導

(6) 自主防災組織と消防団、自衛消防組織の連携

自主防災組織、地元の消防団及び自衛消防組織は、平常時及び震災時において協力体制を図るように努めるものとする。また、市及び消防本部は、自主防災組織及び自衛消防組織との平常時及び震災時における協力体制の整備を検討し、良好な協力関係が得られるように努めるものとする。

(7) 防災関係機関

防災関係機関は、市が行う自主防組織の育成整備活動への協力に努める。

第3節

防災知識の普及及び訓練

【本所】消防本部、防災安全課、教育委員会 【庁舎】総務企画課

【関係機関】県（防災くらし安心部、総務部、健康福祉部、産業労働部、県土整備部）、防災関係機関、市民（町内会、自主防災組織、ボランティア団体）、市社会福祉協議会、医療（（一社）鶴岡地区医師会、日本赤十字社山形県支部）、各種施設管理者及び企業（防火管理者、危険物取扱者、病院、福祉施設、ホテル、旅館、高層建築物、ターミナルビル等）

1 計画の目的

我が家の耐震補強や家具の固定等の事前の耐震、耐災や津波対策に取り組むことは、物的被害を軽減させ、何よりも人命を救うことにつながる。市は、総合的な震災及び津波対策を推進するため、職員に対する防災教育及び訓練を行うとともに、市民に対する自主防災意識の普及・啓発を図る。また、震災及び津波に対する防災活動を迅速かつ的確に実施するため、防災関係機関及び住民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

＜達成目標＞

市は、全ての職員が震災に関する基礎知識を持ち、平常時の業務から防災面を常にチェックするとともに、市民及び地域に対し鶴岡市自主防災組織指導者講習会及び鶴岡市自主防災組織ブラッシュアップ講習会（自主防災組織指導者講習会の受講者を対象に、指導力の向上を図るための講習会）をはじめとする減災・防災教育を推進する。市民は、「全市民が防災要員」であることを念頭に置き、家庭や地域でできる減災・防災対策の取り組みを実施するものとする。自主防災組織における指導者は、市民が行うべき事前の災害対策を自ら率先して実行し、地域の防災リーダーとなるものとする。市民、企業等民間団体及び行政は、力を合わせて鶴岡市の防災体制強化に向けた取り組みを実践するものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

ア 市は、国、県、消防本部、学校、福祉関係者、企業（事業所）等、町内会等と情報を共有し、相互に連携して防災教育を推進する。

イ 市は、総合防災訓練等を年1回以上実施するように努める。

①市職員の防災教育、防災部門の人材育成

ア 市職員の防災訓練計画

市は、職員に対する防災訓練を計画的に実施し、災害対応力の強化に努める。

訓練名称	訓練内容	実施目標
非常出動訓練	勤務時間外の地震発生時における市職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、職員が非常出動する訓練	原則年1回以上
災害対策本部設置運営訓練	地震発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練	原則年1回以上
無線通信訓練	地震発生時に有線通信が不通になることを想定し、市防災行政無線、県防災行政無線による通信訓練	原則年1回以上

イ 市職員の防災教育および研修

地震発生時に応急対策の実施主体となる市職員には、災害に関する知識と適切な判断力が求められる。このため、市は、次の事項について関係職員に対し研修及び防災訓練等により防災教育を行う。

- a 地震に関する基礎知識
- b 鶴岡市地域防災計画の内容と課題
- c 市の実施すべき震災時の応急対策等
- d 応急手当の知識・技術
- e 震災時における個人の具体的役割と行動を明示した災害対応マニュアルの作成
- f 積雪期の地震対策

ウ 防災訓練

市は、地震発生時において、市民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するために、原則毎年1回は総合防災訓練を実施する。なお、訓練にあたっては、町内会等住民自治組織や自主防災組織、NPO・ボランティア等が幅広く参加し、防災関係機関の指導のもとに訓練を体験することで、知識や技術を身につけられる内容とする。また、津波発生時の被害を軽減するため、迅速かつ的確に津波に対する防災活動が行えるよう、関係機関、自主防災組織及び市民が相互協力して津波警報、避難指示等の情報伝達訓練及び津波避難訓練等を継続的かつ定期的に実施する。

②一般住民に対する防災知識の普及・啓発

国、県及び市は、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、理解と協力を得るものとする。

また、大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

ア 普及・啓発の内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

- a 地震及び津波に関する基礎知識
- b 避難情報（高齢者等避難、避難指示）に関する知識

- c 地震及び津波発生時の行動
- d 避難場所、避難所及び避難路の周知並びに避難時の知識
- e 避難に関する情報の意味（避難情報が発令された場合の避難行動は、指定緊急避難場所や指定避難所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保できる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと）の知識
- f 積雪時の対策、自動車運転時の行動、救助・救出活動の知識、応急手当の知識、初期消火の知識、減災への取り組み及び要配慮者の避難支援

また、津波による人的被害を軽減する方策は、市民の避難行動が基本となることを踏まえ、県及び市は、市民に対して、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明等、津波防災意識の普及・啓発活動を行うものとする。また、市民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。なお、普及・啓発にあたっては、防災週間、津波防災の日及び防災関連行事等を通じ、市民に対し津波災害のシミュレーション結果等を示しながら危険性を周知するとともに、地震・津波災害に備えた普段の心得や地震・津波発生時の心得として、次の事項について普及・啓発を図るものとする。

g 日常の対策

- (a) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (b) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (c) 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等 の 備 蓄（ローリングストック法※の活用）

※ローリングストック法：普段の生活で消費する食品や生活必需品を少し多めに買っておき、古くなったものから順に使用し、使用した分を新たに買い足すことで常に一定量を確保しておく備蓄方法。

- (d) 自動車へのこまめな満タン給油
- (e) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (f) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (g) 災害史や災害訓練・伝承、地域の危険情報の把握
- (h) 地震体験車や県防災学習館等による地震の擬似体験
- (i) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (j) 感染症対策としてのマスクや消毒液等の準備
- (k) ペットの同行避難や避難所での飼養の準備

h 津波の避難行動に関する知識

- (a) 地震による震度4以上の強い揺れ又は弱くてもゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること。
- (b) 避難にあたっては、徒歩によることを原則とすること。
- (c) 自ら率先して避難行動をとることが、他の市民等の避難を促すことになること。

i 津波の特性に関する情報

- (a) 津波の第一波は、引き波だけでなく押し波から始まることもあること。
- (b) 第二波、第三波等の後続波のほうが大きくなる可能性や、数時間から場合によって

は一日以上にわたり継続する可能性があること。

- (c) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生の可能性があること。

j 津波に関する想定・予測の不確実性

- (a) 地震や津波は、自然現象であり想定を超える可能性があること。
- (b) 地震発生直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること。
- (c) 避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること。

イ 普及・啓発の方法

市及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布やホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

併せて、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図るとともに、防災（防災・減災への取組み実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

ウ 社会教育における防災知識の普及

青少年団体、婦人団体及びPTA等に対し、コミュニティセンター等で実施する各種研修会や会合など社会教育の機会に加え、公民館等の社会教育施設を活用する等、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識の普及・啓発に努める。

エ 鶴岡市自主防災組織指導者講習会等による地域の防災リーダーの育成

③要配慮者等に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、震災時においては地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、震災時における相互協力について認識することが必要となるため、市は、要配慮者や介護者向けのパンフレットやチラシ等の発行により防災知識の普及に努める。また、要配慮者の安全確保への支援について、地域住民に対しパンフレットや広報紙等により普及活動を行う。

ア 要配慮者本人及び家族の学習

イ 民生委員等地域の福祉関係者の学習

ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

エ 外国人受入先（企業（事業所）、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

④企業（事業所）等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において企業（事業所）等との連携活動が重要となることから、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

ア 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

a 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (a) 施設の耐震診断や備品・機器・ブロック塀等の転倒防止対策
- (b) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (c) 最低3日分、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用紙等
- (d) 自動車へのこまめな満タン給油
- (e) 災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (f) 地域住民との協力体制の構築
- (g) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験
- (h) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (i) 感染症対策としてのマスクや消毒液等の準備

b 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (a) 自らの身を守る安全確保行動
- (b) 津波発生時の行動
- (c) 自動車運転時の行動
- (d) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (e) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路
- (f) 応急救護の方法
- (g) 通信系統の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (h) 高齢者、障害者等の要配慮者への配慮
- (i) 男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点への配慮
- (j) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服した、避難行動を取るべきタイミングを逸することない適切な行動
- (k) 広域避難の実効性確保のための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え
- (l) 指定避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識

イ 啓発方法

市及び県は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布やホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

⑤各種防災訓練の実施

市は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、以下の点に留意して県に準じた各種防災訓練を実施する。

ア 自主防災組織等をはじめ、学校、企業（事業所）、NPO・ボランティア等とともに、地

域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。

イ 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。

ウ 津波の情報伝達、住民避難訓練等の津波防災訓練を実施すること。

エ 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。

オ 総合的な防災訓練を年一回以上開催すること。

カ 図上訓練等を実施するよう努めること。

キ 災害時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に対する十分な配慮に努めること。

ク ペット同行避難者の受入体制が整備されるよう努めること。

ケ 訓練シナリオに緊急地震速報を取り入れ、安全確保行動をとる訓練を盛り込むなど地震発生時の対応行動の習熟に努めること。

コ 感染症拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

⑥津波ハザードマップの整備

市は、県が設定する津波浸水想定等に基づき、津波によって浸水が予想される地域を事前に把握のうえ、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、市民等に対しその内容をしっかりと伝える制度・仕組みの構築を図る。

(2) 県の役割

ア 学校における防災教育の推進

イ 社会教育における防災学習の推進

ウ 要配慮者及び保護責任者の防災学習の支援

エ 市に対する防災に関する基礎情報の提供

オ 市職員の防災教育の支援

カ 県職員の防災教育、防災部門の人材育成

キ 県警察本部における防災教育

ク 県民の防災意識の高揚と防災活動の円滑化、防災関係機関の連携強化を図るための総合防災訓練等の実施

(3) 防災関係機関の役割

ア 防災関係機関は、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、職員の防災教育・研修のほか、災害に関する基礎的な知識の普及や啓発に努める。

イ 防災関係機関は、市又は県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定めた計画に基づいて訓練を実施する。

ウ 酒田海上保安部、県及び関係機関は、船舶及び海上レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ的確に行われるよう、船舶等の避難訓練を実施し、津波発生時の船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知・啓発に努める。

(4) 学校教育における防災教育・訓練

国、県及び市は、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。また、災害のリスクがある学校においては、避

難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

①児童生徒等に対する防災教育

県及び市は、防災教育を学校教育の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応、本県の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。

ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件

等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童・生徒の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導すること。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成すること。

②教職員に対する防災教育

ア県・市教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が災害発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

(5) 応急手当方法の指導

地震発生時において、負傷者の第1救護者は、住民となることが多く「一人でも多くの命を救う」ため、市、医師会及び日本赤十字社山形県支部等は、互いに協力し市民に対する応急手当方法の指導を積極的に推進するものとする。

指導推進の対象	指導推進の役割分担	
・市職員 ・地域住民（自主防災組織） ・中・高校生、教師 ・防災関係機関職員	鶴岡市	防災訓練等の企画、開催
	鶴岡市消防本部	普通救命講習会の推進
	(一社)鶴岡地区医師会	講習会への援助、協力
	日本赤十字社山形県支部	救急法等講習会、赤十字防災セミナーの推進

(6) 防災上重要な施設における防災教育

①防災教育

ア 関係機関の指導

消防本部及び関係機関は、防火管理者、危険物取扱者等の防災上重要な施設の管理者に対し講習会及び現地指導等の防災教育を行い、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。また、一般企業の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応に関する知識の普及に努める。

イ 危険物等施設における防災教育

危険を及ぼす可能性のある施設の管理者は、関係法令、予防規程等災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図る。

ウ 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、要配慮者が多く利用していることから、施設の管理者は、日ごろから

通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練など十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

エ ホテル及び旅館等における防災教育

ホテル及び旅館は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施するものとする。また、宿泊客に対しても避難経路等震災時の対応方法を明示するものとする。

オ 高層建築物、ターミナルビル、大規模小売り店舗及びレクリエーション施設等の不特定多数の者が利用する施設における防災教育

当該施設の管理者は、地震発生時の避難誘導や情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう、従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難経路等の表示を行うものとする。

②訓練

防災関係機関は、職員に対し地震発生時の対応の基礎知識、応急対策及び各機関特有な防災対応等の教育に努めるとともに、市又は県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定めた計画に基づいて訓練を実施するものとする。

(7) 市民・企業（事業所）等の役割

①市民の役割

- ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ コミュニティセンター等が開催する防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い
- オ 各団体の行う防災訓練への積極的参加

②地域の役割

- ア 町内会や自主防災組織による地域の防災に関する学習の推進
- イ 地域住民による地元の地震被害危険箇所の把握・点検・確認
- ウ 自主防災組織の設立及び防災活動、訓練の実施

③企業（事業所）等の役割

- ア 市の災害に関する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得
- イ 社内での事前対策及び災害発生時の行動に関する検討
- ウ BCP（事業継続計画）の策定
- エ 社内における防災訓練の実施や、市等防災関係機関が実施する訓練への参加

(8) 市等における事業継続力強化支援計画の策定推進

県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

第4節

防災・安全・安心を目指したまちづくり

【本所】都市計画課、土木課、上下水道部、建築課 【庁舎】産業建設課
【関係機関】県（防災くらし安心部、県土整備部）

1 計画の目的

市及び関係機関は市民との協働のもと幹線道路、公園、河川などの都市基盤整備を進めるとともに、住宅、企業（事業所）等、教育、福祉、医療施設等の配置についても計画的な立地誘導を図り、災害に強い都市形成を推進する。都市における土地利用の高度化と都市施設の整備に伴い、多くの人口と情報が都市に集中しているため、ひとたび地震が発生すると市民生活に与える影響は計り知れないものがある。市民の生命と財産を守り、安全で暮らしやすいまちをつくりあげるため、都市における震災対策として、都市機能を適正に配置し、それらを結ぶ交通と情報のネットワークの整備を進めるとともに、避難場所となる公園や広場、避難路である道路等の整備を計画的に進める必要がある。また、倒壊や延焼の危険性の高い建築物の改修を行うとともに、新たな宅地造成などの面的整備により、災害に強い道路・公園等の基盤施設の整備を積極的に進めるものとする。

<達成目標>

庁舎・消防署など震災時の拠点施設や学校・病院など甚大な人的被害を招くおそれのある建築物の損壊を防ぐため、耐震化や不燃化を推進する。海岸保全施設の維持強化や海岸林の保全促進など津波被害を軽減するための措置を講ずる。また、ハード・ソフトを組み合わせた効果的な施策を展開する。幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備、地すべり・がけ崩れ防止や堤防強化などにより山地や河川の安全確保を図り、災害に強い都市基盤づくりを推進する。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 計画的なまちづくり

市は、本市総合計画や都市計画マスタープランなどとの整合性を図りながら、地区の防災活動の拠点となる公園・広場を整備するとともに、それに隣接して公共・公益施設を立地誘導し、物資の備蓄、緊急時の避難などの機能を備えた防災拠点としての形成が可能となる計画的なまちづくりを進める。

② 災害に強い都市基盤づくり

市及び関係機関は、市民との協働のもと防災、都市環境に配慮した総合的、一体的な都市基盤整備に努める。また、市民のまちづくり活動に対して、防災まちづくりに関する情報の提供など支援を積極的に行い、官民一体となった災害に強い都市基盤づくりを進める。

ア 震災・火災に強い都市基盤づくり

市域の不燃領域率の向上を目指すため、建築物の耐震不燃化の促進や街路、公園、緑地などの計画的な配置により防災安全空間の確保を図る。

a 市街地のブロック化

市街地の主要な幹線道路沿いや河川沿いの建築物の不燃化促進、植樹帯などの防火帯による延焼遮断帯の設置により、市街地のブロック化を図る。

b 市街地の不燃化と耐震化の促進

地震の際の火災による延焼防止のため、建築物の不燃化と耐震化を促進する。商業・業務施設や公共・公益施設などの集まっている中心市街地及び建築物の密度の高いその周辺部並びに郊外型の商業・業務施設などが立地する拠点地区において、土地利用の動向を的確に捉えながら計画的に防火地域及び準防火地域を指定し、火災に強い市街地の整備を進める。特に木造建築物の多い区域において、地震の際の火災発生を出来るだけ少なくすることなど火災発生と延焼防止のため、建築物内部の不燃化を図るとともに冬期間の積雪を考慮した耐震・克雪住宅の建設を計画的に進めていくことが重要である。また、多くの市民が利用する大型店舗や公共建築物などの耐震改修を計画的に進めるだけでなく、建築物の安全性を確保するために、設備、備品及び使用形態あるいは維持管理を含め総合的な対策が講じられるよう、施設管理者は配慮する。

c 公園・広場等の系統的な整備と安全な避難路の確保

中心市街地における避難場所としての機能や防災活動の拠点としての機能を確保する。そのほか、庁舎地域においても身近な避難場所となる公園や避難路や延焼防止帯としての役割を果たす緑道、中小河川を活用したうるおいネットワーク、自転車歩行者道を系統的に整備することにより、市街地における安全な避難空間を確保する。

d 防災安全街区の整備

土地区画整理事業や市街地再開発事業による市街地整備を行う際に、都市計画道路等の計画的な配置や医療、福祉、行政など公共公益施設、公園・広場など避難場所の計画的な立地誘導を行い、防災安全街区の形成を目指す。

③要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できよう避難場所や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(2) 県の役割

①災害に強い都市整備の計画的な推進

②計画的な土地利用の規制・誘導

③災害に強い市街地の整備

ア 木造密集市街地等における市街地整備

イ 新市街地の整備

④都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

⑤災害に強い宅地造成の推進

⑥防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

- ア 緊急輸送ネットワークの整備
- イ 避難路等の整備
- ウ 避難場所等の整備
- エ 防災公園の整備
- オ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置
- カ ライフラインの耐震性の確保

(3) 国等防災関係機関の役割

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、幹線道路網を中心とした安全性及び信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図る。

(4) 市民の役割

効果的な防災性の向上を図るため、住民が主体となって合意を形成し、相互に連携を図りながらまちづくりに取り組むことが求められている。

- ア 市民による日常的な地域の防災上の課題等の把握
- イ 災害に強い防災まちづくりの実現に向け、市民一人ひとりがアイデアを出し合い実践するなど自発的なまちづくりへの参加

(5) 企業(事業所)等の役割

災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の開発行為に適当でない区域は、開発計画に含めないようにするものとする。

第5節

防災機関における通信手段の確保

【本所】防災安全課、消防本部 【庁舎】総務企画課

【関係機関】県（防災くらし安心部）

1 計画の目的

災害対策活動を実施する上で、災害情報の把握は不可欠である。迅速かつ的確な情報の収集伝達が災害対策の成否を決めるため、市及び防災関係機関等は、組織内の通信体制の整備のほか機関相互の通信体制の整備や通信施設の耐震対策の強化、通信の多ルート化を図るものとする。

＜達成目標＞

市は、通信施設のバックアップとして、防災行政無線、衛星携帯電話及びインターネットなど、特性の違う複数の手段の情報伝達手段の導入及び整備を図る。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

災害対策は、市災害対策本部を中心に消防、警察等の防災関係機関やライフラインの生活関連機関等が緊密に連携して対処することが重要であるため、市は、次のとおり通信設備の整備に努めるとともに、通信網の整備及び停電対策を実施する。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（エムネット）及びLアラート（災害情報共有システム）により、緊急地震速報や津波警報等の情報を市民へ伝達する。

①通信設備の整備

ア 市防災行政無線施設の整備

a 同報系防災行政無線の整備

地震発生時に被害の軽減を図るため、市から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備を整備する。

b 移動系防災行政無線の整備

地震発生時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達及び収集を行うため、デジタル移動通信システムを整備する。

イ 停電対策

商用電源停電時において通信設備に支障がないように、自動起動・自動切替えの非常用発電設備及び直流電源設備等を整備する。なお、市防災行政無線については、停電対策として非常用発電機及び蓄電池設備により非常用電源を確保し非常時対応に努める。

ウ 耐震対策

通信設備が揺れにより転倒したり移動したりしないよう、堅牢に固定するなど耐震対策

を図る。

エ 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

②県防災行政通信ネットワークの活用

県防災行政通信ネットワークは、県や県内の市町村、消防本部をはじめ、「地域衛星通信ネットワーク」に加入する消防庁や都道府県、全国の市町村との間で音声、FAX及びデータ等の通信が可能となるので、これらの機関との情報伝達や被害報告等の際は有効に活用する。

③通信訓練

市及び防災関係機関は、平常時から無線機等の操作を職員に習得させ、災害時において迅速な情報伝達活動が行えるよう通信訓練を実施する。

④公衆通信設備の活用

ア 移動系通信設備

市及び県は、災害時に有効な携帯電話や衛星携帯電話、衛星通信、電気通信事業用移動通信、業務用移動通信等による移動通信系の活用体制についての整備に努める。また、移動通信系の活用にあたって、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア（ソーシャル・ネットワークングサービス（SNS）等のインターネットを利用した情報交流サービスの総称）及びワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

イ 災害時優先電話

市及び県は、東日本電信電話㈱等電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を努める。

(2) 県の役割

①山形県防災行政無線施設の整備

ア 地上系、衛星系無線施設

イ 移動系無線施設

②耐震対策

通信設備が揺れにより転倒したり移動したりしないよう、堅牢に固定するなど耐震対策を図る。

③山形県防災行政無線施設の運用

ア 山形県防災行政無線を設置する機関は、山形県防災行政無線運用規程に基づき、これを運用する。

イ 通信管理者は、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮する通信取扱責任者を指名する。

ウ 非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ 非常通信の取り扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平常時から訓練を定期的に行う。

(3) 防災関係機関の役割

ア 無線設備を有する防災関係機関は、各自の無線設備の停電対策等を実施し、災害時の通信を確保する。

イ 通信鉄塔、無線局舎、通信設備、電源設備及び情報機器等の耐震点検、補強及び固定を行い耐震性能の強化に努める。

ウ 防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配備されている無線電話等の機器についての運用方法等について習熟するため、職員の教育訓練を実施する。

第6節

住民等の事前避難準備

【本所】防災安全課 【庁舎】総務企画課

【関係機関】県（防災くらし安心部）

1 計画の目的

市は、市民が日ごろから災害に備え、家庭や町内会で事前に避難場所を確認し、緊急時の連絡方法や集合場所をあらかじめ決めておくなど、安全に避難するための準備の啓発に努め避難体制を整える。

＜達成目標＞

市は、津波ハザードマップや土砂災害ハザードマップ等を配布し、危険区域や避難経路、避難場所を周知するとともに、災害予防及び減災対策について啓発する。市民は、ハザードマップ等から知識の習得に努め、安全に避難するための事前準備を行うものとする。また、同時に近隣の住民等が被災者となることも想定に入れ、身近なコミュニティで早期の救助活動や避難行動を行うための体制づくりに努めるものとする。要配慮者が利用する施設の管理者や不特定多数の者が利用する施設の管理者は、利用者が安全に避難するための避難計画を策定するものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市民等に求められる役割

① 市民・企業（事業所）等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、平常時から次の事項について努めるものとする。

- ア 津波ハザードマップ等により、津波による浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。
- イ 災害時の避難所、避難場所及び安全な避難経路をあらかじめ確認すること。
- ウ 知人宅などへ避難する「分散避難」についてあらかじめ確認すること。
- エ 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- オ 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること。
- カ 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味を正しく理解しておくこと。
- キ 災害時の連携に必要な近隣住民及び企業（事業所）等との交流を行うこと。
- ク 住宅の耐震化等を意識しておくこと。

② 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意のうえ、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講ずるものとする。

- ア 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
- a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること。
 - b 気象庁や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
 - c 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味を正しく理解しておくこと。
 - d 災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
 - e 近隣の企業（事業所）等及び住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
 - f 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。
- イ その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者
- a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること。
 - b 気象庁や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
 - c 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味を正しく理解しておくこと。
 - d 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。

(2) 地域に求められる役割

①市民の相互の協力

相互の協力のもと、組織的な活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努めるものとする。

- ア 地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること。
- イ 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係を築くこと。
- ウ 市と協働で避難所を運営できるよう、訓練を行うこと。

②企業（事業所）等地域の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努めるものとする。

- ア 要配慮者等の避難を支援すること。
- イ 必要に応じて施設を地域住民等に避難場所として提供すること。

③防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、幼稚園、保育園、病院及び社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設の管理者並びにその他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、防災責任者を定めるとともに、次の事項を考慮して避難計画を策定しておくものとする。

- ア 地域の実情に応じた避難所（市指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示・伝達の方法
- イ 集団的に避難する場合の避難所の確保、保健衛生及び給食の実施方法
- ウ 入院患者及び自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法
- エ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法
- オ 施設外の状況の利用者への的確な伝達

- カ 利用者の施設外への安全な避難誘導
- キ 施設の安全性の確認方法

(3) 要配慮者に対する配慮

市及び防災関係機関等は、要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 要配慮者の居住状況及び必要な支援内容等の事前把握
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での生活面の配慮

第7節

避難所等事前対策

【本所】防災安全課、コミュニティ推進課、地域包括ケア推進課、福祉課、長寿介護課、国保年金課、教育委員会

【庁舎】総務企画課、市民福祉課

【関係機関】県（防災くらし安心部、健康福祉部、県土整備部）、福祉関係者

1 計画の目的

市は、同時に多数の市民が避難所で生活する事も予想されるため、学校、コミュニティセンター、公民館及び体育館等の施設を避難所として指定し、住民に周知を図り、震災時に市民の安全な避難を確保するとともに、避難所としての機能の整備及び充実に努める。

＜達成目標＞

市は、災害時の適切な避難誘導と、迅速に避難者を受け入れられる避難所開設体制を整備する。避難情報を発令するときは、対象となる住民に伝わるように複数の手段を用いて伝達を行う。また、避難所施設に、非常用発電機や毛布、携帯トイレ等の備蓄物資を配備するとともに、避難所のバリアフリー化やプライバシー対策等の充実に努める等、安心して避難できる環境づくりを推進する。

2 避難所の位置付け

(1) 指定緊急避難場所（一次避難場所）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所

市民が、災害から一時的に身をまもるため自発的に避難する学校のグラウンドや都市公園等の施設

(2) 指定避難所（二次避難所）

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設

災害により家屋の倒壊、延焼等によって住居を失った者等を収容する避難施設

(3) 福祉避難所

避難所での生活において、高齢者や障害者等の特別な配慮を必要とする者を収容する社会福祉施設

3 各主体の責務

(1) 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が事前に避難できるように、要配慮者の避難支援計画を策定する。その支援計画に基づき危険情報の事前周知や避難の判断・情報伝達、避難誘導體制を整備するとともにマニュアル化を図る。また、安全な避難所の指定や周知、さらには即応体制の整備や福祉避難所の指定等を行う。

(2) 県の役割

県は、大規模災害時における県外からの避難者の受け入れや帰宅困難者の待避場所など、広域的な調整を図る視点から、必要な避難所等の整備に努める。

4 業務の内容

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

- ア 住民・企業（事業所）等に対し、地域の特性を踏まえた地震に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項などの普及・啓発を行う。
- イ 県等から提供される津波の浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難場所等を記したハザードマップを作成し、住民等に配布して周知を図る。

(2) 避難誘導體制の整備

- ア 避難情報（高齢者等避難、避難指示）を発令した場合、市は、住民が集団で避難できるように、地区別の消防団、自主防災組織等による避難誘導體制構築を支援する。
- イ 要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者と協力して「避難行動要支援者支援計画」を策定するとともに、適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者への情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図る。
- ウ 迅速な避難誘導のための自主防災組織等の指導育成を図る。

(3) 避難場所及び避難所の指定

市は、学校、コミュニティセンター、公民館、体育館、公共グラウンド及び都市公園等の公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで指定緊急避難場所又は指定避難所に指定するほか、市街地における安全な避難空間を確保する。また、指定にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 津波浸水域以外の危険区域以外において地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。やむを得ず津波浸水域等の危険区域内となる場合は、浸水、高潮、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の建物であること。
- イ 避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険にさらされないよう配慮すること。
- ウ 指定避難所となる施設は、現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没や土砂災害による被災の危険のない建物とするよう努めること。
- エ 指定避難所となる施設は、停電、断水、ガスの供給停止及び電話の不通等の事態を想定し、

これに備えた設備を整備するよう努めること。

オ 指定避難所の開設にあたっては、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合に直ちに開設できる体制を整備すること。

カ 指定緊急避難場所、指定避難所及び備蓄等の防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地及び国有地の有効活用を図ること。

(4) 避難所の事前周知

市は、避難所を指定したときは、次の方法等により市民に周知徹底を図る。

ア 標識、誘導標等の設置

イ 広報紙、チラシの配布等

ウ 防災訓練等

エ 津波、洪水、土砂災害ハザードマップ等の作成・公表

オ ホームページ、SNS 等を活用した情報提供

(5) 自宅療養者等への対応

保健所は、感染症の自宅療養者等の被災に備えて、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。また、市と連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者に対し、避難の確保に向けた情報を共有するよう努める。

(6) 避難所の開設体制等の整備

①開設体制

地震発生時においては、避難所及び周辺敷地等の安全を確かめたうえで速やかに避難所を開設し、市民の安全を確保する。

ア 夜間・休日でも直ちに施設を開錠できるように、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する等、管理体制、連絡体制の確保に努める。

イ 避難所管理にあたる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定する。

ウ 避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化するよう努める。

エ 避難施設には、住民が避難直後に必要とする物資を事前に配置するよう努める。

オ 避難所の開設・運営について、自主防災組織、地域の住民組織及び施設管理者等と事前に協議するよう努める。

②福祉避難所の設置

要配慮者を優先し、秩序ある避難所の運営を行うための体制を確保する。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること。

ア 市は、指定避難所に避難した住民の中に一般避難所スペースでの共同生活が難しい要配慮者がいた際には協定締結している施設に対し「福祉避難所」の開設を要請し、福祉避難所を設置する。要配慮者は、一般避難所での生活が長引くと予想される場合、福祉避難所の受入体制に合わせ、対象者となる者を判断し、一般避難所から福祉避難所へ移るものと

する。

また、適当な施設を指定することが困難な場合には、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けをする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

イ 「福祉避難所」の指定にあたっては、次の事項に留意することとする。

- a バリアフリー化など要配慮者の利用に適しており、ケア要員の確保が比較的容易な社会福祉施設等の収容する避難者に相応しい施設を選定する。
- b 適当な施設を指定することが困難な場合は、一般の避難所に特別なスペースを区分けする等により、一般避難所を福祉避難所として指定するよう努める。
- c 相談等にあたる介助員等の配置（概ね10人の対象者に1人）
- d 高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- e 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

ウ 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアにあたる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

(7) 避難情報の発令及び解除

市は、津波、火災の延焼などにより、住民等の安全のため必要があると認める場合は、当該地域の住民等に対し「避難指示」を発令し、住民等に立ち退きを指示する。

① 避難情報の基準の設定

市は、遅滞なく避難情報を発令できるよう、客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に周知する。津波浸水想定図及び土砂災害警戒区域図等をもとにしたハザードマップ等を作成し、避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

② 避難情報の情報伝達体制の整備

ア 避難情報伝達に放送事業者から協力を得られるよう、事前に手続き等を定める。

イ 避難情報伝達に携帯電話事業者から協力を得られるよう、緊急速報メールについて、事前に手続き等を定める。

ウ サイレン、警鐘といった誰でも分かりやすい避難行動のきっかけとなる情報伝達手段を活用する。

エ 要配慮者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ 津波警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

(8) 避難所の整備

避難所について、次の施設整備に努める。

ア 避難路・避難所（施設）の耐震化、バリアフリー化の推進

イ 通信機器（移動系無線、衛星携帯電話、FAX等）、通信設備（テレビ・ケーブルテレビ受信、電話用配線）、更衣室、授乳室等の避難の実施に必要な設備の配備

ウ 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む。）の確保及び仮設（携帯）トイレ、非常用発電機、照明設備、給水用機材、暖房器具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄及び供給体制の整備

エ バリアフリー化されていない施設を利用する場合で避難の長期化が予想される場合には、

高齢者・障害者等が利用しやすいよう、障害者用トイレ及びスロープ等の整備
オ 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティション
や冷暖房機器の増設等の環境整備
カ 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備
キ 再生可能エネルギー発電設備の整備
ク 感染症対策としてのマスクや消毒液等の備蓄
ケ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応
を含め、平常時から防災安全課と健康福祉部が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等
の活用等を含めて検討するよう努める。

(9) 避難路の安全確保

市は、避難所（施設）への避難路の安全を確保するため、次のことに留意する。

- ア 避難所（施設）へ至る主な経路となる道路について十分な幅員を確保し、火災の延焼、浸水及び崖崩れ等による危険が及ばないよう施設整備に努めるとともに、土砂災害発生（予想を含む。）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知する。
- イ 道路に面する構造物等が避難時に支障とならないよう、沿道の土地所有者や施設管理者に対し啓発及び指導を行う。

(10) 要配慮者に対する配慮

高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児及び外国人等の要配慮者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

- ア 要配慮者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 食品アレルギーを持った人への原因物質除去食品の提供、腎臓病患者への低たんぱく質食品の提供など、食事への配慮
- オ 避難先での生活面の配慮

(11) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 避難者全員を収容できる避難所の確保
- イ 避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等についての住民等への事前周知

第8節

孤立集落対策

【本所】防災安全課、土木課 【庁舎】総務企画課、産業建設課

【関係機関】県（防災くらし安心部、県土整備部）

1 計画の目的

中山間地域等、地震の際、土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となる事が予想される地域においては、救援が届くまでの間自立して持ちこたえる事を前提に、必要な装備、物資の事前配置及び防災拠点の整備等環境整備を行う。

<達成目標>

市は、中山間地域等土砂崩れによる交通遮断で孤立状態となる事が予想される地域において、地すべり・がけ崩れ防止や雪崩防止等を実施し、幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備を推進する。万一、孤立した場合でも、救援が届くまでの間自立して持ちこたえる事を前提に、集落単位に必要な装備及び物資の事前配置や防災拠点の整備等環境整備を行う。また、地域による手作りの住民避難計画の作成と訓練の実施を支援する。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

市は、交通遮断の発生の可能性がある集落の通信手段の確保、施設・資機材の整備及び物資の備蓄等を行う。

① 幹線道路や集落へのアクセス道路網の整備

被災によって集落が孤立するおそれのある道路を、災害に強いみちづくり事業等によって整備する。

② 交通遮断の発生の可能性がある集落の把握

迂回路のない集落について、周辺の集落・避難所等と接続する道路構造やその距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握する。

③ 通信の確保

避難所へ移動系の防災行政無線等の配備を行い、通信の確保に努める。

④ 安心な避難所施設の確保

避難所となる小学校、中学校、コミュニティセンター及び公民館等の耐災化を推進するとともに、防災資機材の配備を行い安心して避難できる避難所の整備に努める。

⑤ 集落による避難計画の作成と訓練実施の支援

集落による手作りの避難計画の作成と訓練実施を支援する。

⑥ 集落内のヘリポート適地の確保

市及び県は、ヘリコプターによる住民の救出及び物資の補給方法等について協議し、ヘリポ

ート適地を確保する。

⑦積雪期に備えた装軌車両の確保

積雪期において、豪雪により道路網が寸断されても、避難の実施及び物資の供給等ができるよう、県及び国と協力し装軌車両を確保する。

⑧土砂災害警戒区域等の合同点検

土砂災害警戒区域等の合同点検を県及び関係機関と行い、土砂災害警戒区域等について住民への周知に努める。

⑨孤立するおそれのある集落の把握

地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる集落や、地震又は津波により船舶の停泊施設が使用不可能となり、海上交通が途絶するおそれのある集落について、集落人口や世帯数、通信設備及び防災資機材の整備状況等を把握する。

(2) 県の役割

ア 孤立可能性の把握と防止対策の実施

イ 孤立集落の資機材整備に対する支援

(3) 市民の役割

①市民の役割

交通遮断の発生の可能性が予想される集落の住民は、最低7日分の食料、飲料水、生活必需品及び燃料を各家庭で備蓄するものとする。

②地域の役割

災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、市への初期的な被害状況の報告及び救援の要請等を住民自らが行うため、住民組織による防災訓練等を実施するものとする。

③企業（事業所）等の役割

交通遮断の発生の可能性が予想される集落の企業（事業所）等は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ住民組織と協議するものとする。

(4) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段及び受け入れ先を確保する。

(5) 積雪地域での対応

雪崩による孤立の長期化及び屋外避難の困難等を考慮し、避難所予定施設の収容人員、暖房、調理用熱源及び燃料の確保に特に配慮する。

孤立集落数※令和6年5月現在

地域名	孤立集落		
	集落数（集落）	戸数（単位：戸）	人口（単位：人）
鶴岡地域	1	1	4
藤島地域	0	0	0
羽黒地域	0	0	0
櫛引地域	1	24	72
朝日地域	15	255	579
温海地域	25	2,090	5,076
計	42	2,406	5,856

第9節

要配慮者の安全確保

【本所】地域包括ケア推進課、福祉課、長寿介護課、コミュニティ推進課、食文化創造都市推進課、消防本部、防災安全課

【庁舎】市民福祉課、総務企画課

【関係機関】市民（要配慮者及び家族、町内会、自主防災組織）、企業（事業所）等、ボランティア団体等、福祉関係機関（社会福祉施設、医療施設、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センター、障害者関係団体等）、外国人関係団体（（公財）出羽庄内国際交流財団等）、防災関係機関（消防署、消防団）、県（総務部、防災くらし安心部、健康福祉部、県土整備部、病院事業局）、警察本部

1 計画の目的

災害発生時に自力避難等が困難な状況におかれる高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等の要配慮者の安全確保のために災害情報の伝達・避難誘導体制及び訓練実施体制を整備し、安全な場所への避難誘導、避難先の環境などの状況に応じて、要配慮者一人ひとりに合わせた支援を行えるように、行政、市民、防災・福祉・外国人関係団体等が連携し支援体制を確立する。このとき、平常時の要配慮者支援担当部局が主体となって、防災部局と連携のもと、要配慮者の安全確保に努める。

＜達成目標＞

市は、要配慮者の安全確保を図るために、市民や関係機関と連携し、要配慮者情報の収集・共有や避難支援体制など具体的な事項を定めた災害時要援護者避難支援計画（避難行動要支援者避難支援計画）を策定し避難支援体制の整備に努める。また、要配慮者に配慮した避難所の設置・運営に関する体制の整備を図る。行政や福祉サービス提供者等は、災害時においてもサービスが継続できるよう、施設の安全対策を行い、要配慮者の受け入れに対応できるよう関係機関と連携し安全確保に向けた体制を構築するものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 住宅の安全性向上

住宅の耐震診断や耐震住宅改修に係る地方税の減額制度や県の融資制度の活用などを進め、これにより要配慮者の住宅安全性の向上を図る。

② コミュニティの形成

町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団、社会福祉協議会、老人クラブ及びNPO・ボランティア等と連携し、日ごろの取組みを生かしながら、要配慮者の支援ができるよ

う地域コミュニティの形成を図る。

③情報伝達、避難誘導体制の整備

ア 避難情報（高齢者等避難、避難指示）等の緊急情報を要配慮者や支援者に迅速かつ正確に提供できるように、報道機関等の協力による緊急割込み放送や文字放送に加え、同報系防災行政無線、ホームページ等の情報伝達体制の整備を図る。また、町内会、自主防災組織、民生児童委員等の協力を得て、要配慮者への迅速な情報伝達の体制を整備する。

イ 避難場所や避難経路の標識等、災害に関する案内板等の設置に努める。

ウ 避難誘導体制の整備

町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、要配慮者に迅速に避難情報等を伝達するとともに、避難誘導する体制整備を図る。

エ 近隣住民等の共助意識の向上

市は、避難支援者、自治会組織、自主防災組織、民生児童委員等が協力して要配慮者への情報伝達、避難誘導を実施できるよう共助意識の向上に努める。

④避難行動要支援者支援計画の作成

市は、災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、避難行動要支援者に関する情報を基に、避難行動要支援者支援計画を作成する。

⑤避難行動要支援者情報の把握・共有

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため次の措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

市は、福祉担当部局と防災担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由等を適切に反映した避難行動要支援者名簿を作成及び更新を行うものとする。

イ 避難行動要支援者名簿による情報共有

市は、避難行動要支援者名簿については、災害対策基本法、個人情報の保護に関する法律及び鶴岡市個人情報保護法施行条例に留意し、関係機関との情報共有を図る。また、避難行動要支援者には、保健師又は地域包括支援センターの職員等を派遣し、日常的な安否確認に努めるとともに、民生委員・児童委員による見守り活動などにより、避難行動要支援者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進する。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供による支援体制等の整備

市は、消防機関、警察機関、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の災害時に避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難訓練の実施や避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備等を行うものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

エ 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び提供等における留意事項

避難行動要支援者名簿の作成、更新及び提供等にあたっては、次の事項に留意のうえ行う

ものとし、各留意事項の詳細については、避難行動要支援者支援計画に定めるものとする。

- a 避難支援等関係者となる者
- b 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- c 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- d 名簿の更新に関する事項
- e 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- f 避難行動要支援者の円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
- g 避難支援等関係者の安全確保

オ 避難行動要支援者個別避難計画の作成および更新

市は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難行動要支援者本人から作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるように、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

カ 避難行動要支援者個別避難計画の提供による支援体制等の整備

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得たうえで、あらかじめ個別避難計画を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずる。

また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

⑥避難所の設置・運営に関する体制の整備

自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

ア 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成及び負傷者や衰弱した要配慮者の把握等、安否確認を行う体制整備を図る。

イ 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置などにより、良好な生活環境の確保に十分に配慮する体制整備を図る。

ウ 避難所において、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字や大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては文字又は手話等により情報提供が行われるように体制整備を図る。

エ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援。

オ 避難所での生活が困難な要配慮者については、福祉避難所に指定された社会福祉施設及

び公的住宅等への収容並びに移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

⑦保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるよう、体制整備を図る。また、県や他の市町村等の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

ア 保健対策

被災者の心身の健康確保が特に重要なため、市の保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、心のケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う体制整備を図る。

イ 福祉対策

発災直後に、避難行動要支援者避難計画に基づき、市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、福祉関係者、町内会等の協力・連携により、避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

⑧防災教育・防災訓練

要配慮者の災害時等の支援について、広報誌等により普及・啓発に努める。また、要配慮者の避難訓練を実施する。

⑨防災資機材の整備

市は、実情に応じ、要配慮者の家族及び自主防災組織等において、移動用の担架等の防災資機材等の整備が進むよう努める。

⑩外国人への支援対策

外国人は、言葉や生活習慣の違いから災害への適切な対応ができないことが予想されるため、事前に理解可能な方法により、必要な情報をきちんと伝達しておく。

ア ニーズ把握、普及啓発等

市は、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。また、地域に住む日本語の理解が十分でない外国人に配慮した外国語及びやさしい日本語で記述した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

避難場所や避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業（事業所）等や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、NPOや学校と連携した防災体制の整備を行う。また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と連携して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

(2) 県の役割

ア 避難誘導計画・避難所開設計画作成支援等

イ 生活の場の確保対策

ウ 保健・福祉対策の実施体制の確保

- エ 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援
- オ 外国人支援対策
- カ 難病者の情報提供

(3) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設管理者の役割

社会福祉施設等の管理者は、次により社会福祉施設等における災害予防対策を推進する。

① 防災体制の整備

ア 自衛消防組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に施設の職員により構成する自衛消防組織を設置して、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

イ 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動体制を整備する。また、夜間における職員の配置体制を整備する。

ウ 情報連絡、応援体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、必要に応じて、消防、警察、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や施設利用者の受け入れに関する自前の取り決めなどにより、災害発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を県に情報提供するよう努める。また、地域住民、NPO・ボランティア及び近隣施設等から、災害発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

② 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、消防機関等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救助訓練等を重点とした防災訓練を実施するように努める。また、被災状況等により、施設に長くとどまれない場合などを考慮し、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況に伴う引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

③ 施設、設備等安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による技術基準に基づき施設の安全性を確保するとともに、日頃から備品等の落下防止装置、危険物の安全性の強化・維持に努める。

④ 食料品等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害時に備えて、3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震貯水槽、備蓄用倉庫及び非常用電源設備等の整備に努める。

⑤ 要配慮者の受け入れ体制の整備

災害時に、要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

⑥ 避難確保計画の策定

津波浸水域内の社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する

ため、防災体制、情報収集及び伝達、避難誘導、施設の整備、防災教育及び訓練等必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市に報告する。また、避難確保計画に基づき、避難訓練を実施する。

(4) 市及び県の災害予防対策支援

① 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所及び社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

② 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

③ 要配慮者の受け入れ体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

④ 避難確保計画の策定への支援

津波浸水域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等の管理者に対して、避難確保計画の作成や避難訓練の実施について必要な支援や働きかけを行う。

(5) 市民・企業（事業所）等の役割

① 要配慮者及び家族の役割

車椅子、背負救助袋等を準備するなど、自らできることについては事前に準備するとともに、円滑な避難行動が行えるよう、あらかじめ津波ハザードマップ等により避難所や避難経路を確認しておくこととする。在宅避難も念頭に、水・食料等の備蓄品を備えておくものとする。また、要配慮者の災害時の安全確保のために、隣近所等との交流を深め、地域で協力を得られるよう努めるものとする。

② 地域の役割

市民は、災害時に隣近所での声掛けなど、要配慮者を支援できるように日ごろからコミュニティづくりを進めるものとする。また、町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員、近隣住民など地域の関係者は、協力して要配慮者を支援できる体制を作るものとする。

③ 要配慮者を雇用している企業（事業所）等及び関係団体の役割

日ごろから要配慮者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、災害時には関係機関の協力を得ながら、避難所等まで安全、円滑に避難できるよう努めるものとする。

④ ボランティア団体の役割

要配慮者のニーズに合わせた安全確保体制の整備づくりに協力するものとする。

⑤ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の役割

外国人関係団体に所属する外国人に対し、防災に関する効果的な研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発に努める。

(6) 積雪期の対応

要配慮者が居住する建物等の雪下ろしや除雪等について、関係機関の協力を得て必要な措置を講ずるものとする。また、要配慮者が入所している施設管理者は、県及び市と協力して、適時除雪等を実施するものとする。

(7) 長時間停電時の対応

在宅医療等の医療器具を使用している要配慮者に、停電に対する安全を確保するため、非常用電源の確保等について相談しておくものとする。

第10節

積雪期の地震災害予防

【本所】全課 【庁舎】全課

【関係機関】県（県土整備部）、国（酒田河川国道事務所）、東日本高速道路（株）

1 計画の目的

積雪期の地震は、他の季節に発生する地震に比べ、より大きな被害を地域に及ぼすことが予想される。このため、市及び防災関係機関は、除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の地震被害の軽減に努めるものとする。

＜達成目標＞

市は、豪雪時における災害予防活動を円滑に推進するため、市除雪計画を策定し、雪害予防体制の強化を図る。雪害予防は、国、県、市等関係機関が連携協力し、相互の連絡・調整等を円滑に図り、実施するものとする。

2 積雪期の地震が与える影響

積雪が地震に与える影響としては、次のことが考えられる。

(1) 被害拡大要因

① 家屋被害の拡大

雪下ろし前に地震が発生した場合は、屋根上の積雪加重により、倒壊家屋が通常よりも多発することが予想される。

② 火災の発生

暖房器具の使用期間であるため、倒壊家屋等からの火災発生が増大することが予想される。また、一般家庭でも大量の石油類を暖房用に備蓄しているため、これらが延焼の促進剤となり、消防活動の困難とあいまって、火災の拡大をもたらすものと予想される。

なお、屋内の火気使用源の内ほとんどの暖房器具は、対震自動消火装置が装備されている上、ガスについては都市ガス・LPガスともに感震遮断機能付きのマイコンメーターが100%近く普及しているため、家屋の倒壊や器具上への可燃物の落下、器具そのものの転倒がない限り、発火することは少なくなった。

③ 雪崩の発生

地震動により、雪崩が同時多発することが予想される。特に、厳冬期の低温下で短期間に大量の降雪があった場合は、積雪が不安定で大規模な表層雪崩の発生も懸念される。

④ 人的被害の多発

家屋倒壊、雪崩及び火災による人的被害が増大するおそれがある。特に、雪下ろし作業中に地震に襲われた場合は、多数の住民が屋根雪ごと落下し、屋根からの落雪により生き埋めになる可能性がある。また、道路においても沿道の建物からの落雪や、後述の雪壁の崩落等

のため、通行中の歩行者、自動車に被害が及ぶおそれがある。

(2) 応急対策阻害要因

① 情報活動の阻害

山間地では、雪崩等により道路や通信施設が寸断され、交通・情報面で孤立する集落が発生し、被害状況の把握が困難となることが予想される。それ以外の地域でも、積雪により被害状況の把握が大幅に遅れるおそれがある。

② 緊急輸送活動の阻害

積雪により道幅が狭まっているうえ、除雪により道路両側に積み上げられた雪壁が同時多発的に崩落することが予想されるため、交通マヒにより緊急輸送活動が著しく困難になる。

③ 消防活動の阻害

消防車の通行障害や消防水利の使用障害等により、消防活動は著しく困難になることが予想される。

④ 救出活動の阻害

倒壊家屋等は、雪に埋まっているため、下敷となった者の発見・救出が困難になると予想される。

⑤ 重要施設応急復旧活動の阻害

復旧は、除雪しないと被害箇所には到達できないとか、地下埋設管を掘り出せない等、無雪時にはない困難な作業が増えるため、短時間の復旧は極めて困難となることが予想される。

(3) 応急対策需要増加要因

被災者、避難者の生活確保

テント・車中泊など、屋外での避難生活ができないため、通常の避難所予定施設では避難者を収容しきれなくなるほか、避難施設での暖房が必要となり、暖房器具、燃料、毛布、被服等を迅速に確保する必要がある。また、雪崩の危険等のため避難指示が長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪による応急仮設住宅の着工困難等により、避難生活が長期化することが予想される。

(4) 地震後の降雪による影響

① 地盤の弱体化による雪崩や地すべり発生危険性の増加

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生するおそれがある。

② 屋根雪による二次倒壊の危険性

地震により建物基礎部分が損傷した建物の屋根に雪が積もると、通常の屋根雪量でも倒壊する危険性が高くなる。

③ 除雪

全ての応急対策は、毎日除雪作業から始まることとなり、多大な労力を費やすこととなることから、多数の除雪作業員の確保が必要となる。

3 積雪期の地震対策

(1) 除排雪体制・施設整備等の推進

① 道路の除排雪体制の強化

一般国道、県道、市道及び高速自動車道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進するものとする。国、県及び市は、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

② 積雪寒冷地に適した道路整備

市、県及び国は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備に努める。また、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備に努める。

③ 除排雪施設等の整備

市は、道路、家屋周辺等の除排雪を推進するため、除排雪施設や除雪機械等の整備に努める。

④ 雪崩危険箇所の整備

地震により崩落した斜面では、植生の喪失や雪崩防止施設の被災により、普段以上に雪崩発生の危険性が高まることが予想されるほか、地震により発生した斜面の亀裂や軟弱化した地盤から融雪水が浸透し、各所で地滑りが発生するおそれがある。国、県及び市は、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止施設の整備に努める。

⑤ 消防水利の整備

積雪期には、他の時期に比べて消防水利の確保に困難をきたすので、積雪期に対応した地上式消火栓の整備や地下防火水槽の活用を推進する。

(2) 要配慮者世帯に対する助成等

自力での屋根雪処理が不可能な要配慮者世帯に対して、除雪パートナーズ制度を活用する等、地域の助け合いによる相互扶助体制の確立に努めるとともに高齢者、障害者及び母子世帯のうち、自力で屋根の雪下ろしをすることができない低所得世帯に対し、その雪下ろしにかかる経費について、補助金を交付し支援する。

(3) 緊急活動体制の整備

① 冬期間の緊急輸送道路の確保

市、県及び国の各道路管理者は、相互に協議のうえ積雪期の地震の初動活動に必要な冬期間の緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備に努める。

② 通信手段の確保

市は、積雪期の災害による通信途絶に備え、通信施設・設備の耐震化を推進するとともに、携帯電話等による通信手段の確保に努める。

③ 雪上交通手段の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、市は、雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

④航空輸送の確保

地震による道路交通遮断により孤立する集落が発生した場合、臨時のヘリポートを設置し交通を確保する。

⑤避難所体制の整備

積雪寒冷期の避難所運営に関しては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における携帯暖房用品等の備蓄に努めるとともに、暖房器具、防寒具等についても迅速に調達し提供する。

(4) スキー客に対する対策

①リフト利用者に対する対策

感震自動停止装置の設置を図るとともに、震災時には緊急停止させ、運転細則に基づく救助要領により速やかに乗客の救助を行うものとする。

②ゲレンデにおける対策

雪崩発生危険箇所に防護柵、危険表示板等を設置する。震災時にはゲレンデを一時封鎖し、スキー客を安全な場所に誘導するとともに、パトロールを強化するものとする。

③ロッジ利用者に対する対策

安全な場所に一時避難誘導するものとする。

(5) 総合的な雪対策の推進

積雪期の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備など雪に強いまちづくり等の雪対策の総合的、長期的推進によって確立されるものである。市民及び関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努めるものとする。

第11節

津波災害予防

【本所】防災安全課、建築課 【庁舎】総務企画課（温海庁舎）

【関係機関】国（酒田河川国道事務所、庄内森林管理署）、県（防災くらし安心部、農林水産部、県土整備部）、酒田海上保安部、県警察本部

1 計画の目的

市及び関係機関が連携しつつ、沿岸地域において津波災害から住民の生命・安全を守る海岸保全施設等の整備・改修、避難体制の整備、津波予報・避難情報等の情報伝達体制の確立、津波防災訓練の実施並びに津波に関する知識の普及啓発など、ハード・ソフト両面での対策を実施することにより津波被害の軽減を図る。

＜達成目標＞

市は、県が作成する沿岸地域の津波浸水想定図や浸水実績等に基づき、適切な避難場所及び避難路等を整備する。指定した避難場所・避難路等については、津波ハザードマップ等により住民に対し十分な周知を行う。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市及び関係機関の役割

① 津波監視体制の整備

市は、地震による震度4以上の強い揺れを感じたとき又は弱くてもゆっくりとした揺れを感じたときは、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、防災関係機関の情報及びテレビ・ラジオ等放送機関を通じて発表される大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜に居る者や海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示する。

② 避難指示の発令・伝達

ア 避難指示発令判断基準の明確化

市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた適切な避難指示等ができるよう、あらかじめ、避難指示の具体的な発令基準の設定に努める。また、避難指示等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。なお、津波注意報、津波警報、大津波警報に応じて自動的に避難指示を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制の確保に努める。

イ 住民への避難指示の伝達

- a 市は、避難指示が住民の迅速・的確な避難行動に結びつくよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討し、地域防災計画に津波警報、避難指示の伝達方法、手段等について明示

する。その際、高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

b 市は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得ながら、緊急地震速報システムの活用、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、SNS、テレビ、ラジオ、（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、サイレン、津波フラッグ、半鐘及び広報車等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

c 伝達協力体制の整備

市は、沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波警報等の伝達に関し協議を行い、これら関係者との協力体制を確立する。

③津波避難計画の策定及び津波ハザードマップの作成

市は、避難指示が発令された場合に住民等が迅速かつ安全に避難できるよう、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参画により、避難対象地域、避難場所・避難施設、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練等の内容を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画や津波ハザードマップを配布し、危険区域や避難場所などの周知に努める。

④避難誘導等

ア 一般住民の避難誘導

a 地震・津波発生時には、家屋の倒壊や落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、県及び市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の周知に努める。ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、県警察本部と十分調整を図り、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討にあたっては、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る。

b 市は、過去の津波記録、津波浸水域予測図等を勘案して、できるだけ浸水リスクの少ない安全な避難場所や避難経路を指定するとともに、特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、津波の危険や津波警報（緊急）の意味合い、避難方法、迅速かつ自主的に避難行動をとることの重要性などについて住民に対し広く啓発する。

c 市は、自主防災組織等の地域住民が主体となって、要配慮者の避難方法の検討など、より地域の実情に即した避難計画を定めるよう支援していく。

イ 要配慮者の避難誘導

a 市は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図る。

b 市は、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より避難誘導体制の整備に努める。

ウ 要配慮者利用施設等における避難誘導

要配慮者利用施設等の管理者は、津波に対して安全な避難場所を確保するとともに、必要に応じて、鉄筋コンクリート等の強固な建物を緊急避難施設として指定する。また、要配慮者の避難誘導について、自主防災組織や地域住民から協力を得られるよう体制の整備に努める。

エ 観光客等の避難誘導

市は、災害対応に不慣れな外国人や地理・地形に不案内な観光客等の人出が予想される施設の管理者、旅館などの事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定める。また、場所に応じて、案内板等により地形や津波に関する特徴を周知する。

オ 船舶等の避難対策

- a 酒田海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等により津波の危険性、津波来襲時の船舶の避難時期・方法等について指導啓発を行うとともに、海外へ避難する船舶の避難誘導や交通整理に関する計画を定める。
- b 海事関係者は、情報伝達の手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な方法等について検討し、避難計画を定めておく。

⑤避難行動要支援者の避難支援計画

市は、避難行動要支援者の避難支援体制を整備するため、避難行動要支援者避難支援計画を作成する。

⑥防災上特に注意を要する施設の避難計画

興行場、駅、その他の不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱に配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

ア 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講ずるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

- a 地域の実情に応じた避難所等（市指定の避難所等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法
- b 入院患者及び自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・企業（事業所）等との協力体制
- c 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法
- d 施設利用者の受け入れに関する災害協定を締結した施設
- e 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

イ 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておくものとする。

- a 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

b 利用者の施設外への安全な避難誘導

c 避難所等に係る市との事前調整

ウ 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講ずるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておくものとする。

a 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

b 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

⑥避難誘導者の安全対策

市及び県は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。また、市及び県は、避難誘導・支援者等が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や、これらの者へ避難を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

⑦帰宅困難者対策

大規模災害が発生した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することが予想されることから、県及び市は、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に関する基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報する。また、企業（事業所）等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

⑧海岸保全施設等の整備・改修

市、県及び国は、津波から住民の生命・財産を守るため、海岸堤防等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林などの点検・性能評価を行うとともに、必要な施設整備・改修を進める。

⑨避難体制の整備

ア 市は、想定される津波浸水区域や過去の津波の浸水実績等に基づき、津波浸水域等の危険区域以外において、住民とともに避難場所を取り決める。

イ やむを得ず津波浸水域等の危険区域内となる等、安全な避難場所の確保が困難な地域にあっては、浸水、高潮、土砂災害に対する安全が確保できる既存の高層建物を避難場所とすることについて、地元住民や旅館などに協力を要請するものとする。

ウ 市、県及び国は、津波による危険が予想される地域において、地形、避難時間を考慮した津波避難場所及び避難路の整備を進める。

エ 海岸付近に存在する施設の管理者は、津波発生のおそれがある場合における利用客等の避難誘導や、施設の利用制限の体制をあらかじめ整えておくものとする。

オ 市は、津波ハザードマップ等の配布等により、避難場所や避難路等について住民に対し周知徹底を図る。

⑩災害情報の伝達体制の整備

ア 市及び関係機関は、住民、学校、観光客、漁業・港湾関係者、走行車両、公共交通機関及び船舶等に、津波予報・避難情報等を確実にかつ迅速に伝達するため、相互に

連携して情報伝達手段の整備・点検及び夜間・休日を含めた情報伝達体制の整備を行う。また、市は、住民等へ津波予報伝達手段として、防災行政無線の整備を図るとともに、緊急地震速報、サイレン、半鐘及び広報車等多様な通報、伝達手段を確保し、住民や海岸利用者への伝達を図る。

イ 市、県及び関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム（総合防災情報システム）に集約できるよう努める。

⑪災害情報の収集体制の整備

ア 市、県及び関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、巡視船、車輜など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備に努める。

イ 市、県及び関係機関は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、情報収集体制の整備を推進する。

ウ 市、県及び関係機関は、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政通信ネットワーク等の通信手段の整備等により、企業（事業所）等、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

エ 市は、地元との連携により災害情報の収集などの災害対応にあたるため、地区指定職員を配置する。

⑫被災者等への的確な情報伝達

ア 市及び県は、被災者等への情報伝達手段として、特に市の防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

イ 市、県及び関係機関は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、帰宅困難者などの情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

ウ 市及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、役割・責任者等の明確化に努める。

エ 市、県及び放送事業者等は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、情報伝達体制及び施設、設備の整備を図る。

オ 市及び県は、本市以外の市町村に避難する被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図る。

カ 市及び県は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておく。

⑬津波防災訓練の実施

市及び関係機関は、津波発生時の被害軽減のため、相互に協力して津波予報・避難情報等の情報伝達訓練、津波避難訓練等を定期的に行うよう努める。その際、住民、学校、観光客、漁業・港湾関係者、公共交通機関及び船舶等幅広い参加を促す。

⑭津波防災啓発

津波については、個人の避難行動が重要となるため、市、県及び国は、津波の危険性や津波

予報・避難情報等の意味合い、とるべき避難行動などに関し、市民に対し継続して啓発に努める。

⑮広域的な津波防災対策の推進

市、県庄内総合支庁及び酒田海上保安部等の防災関係機関は、庄内地域地震・津波等災害対策連絡協議会(津波対策部会)等により連携・協力し、津波防災訓練の定期的な実施や津波避難計画等の策定など、広域的な津波防災対策を推進する。

⑯医療救護に係る連絡・連携体制の整備

市及び県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 市民の役割

市民は、日ごろから津波に関する地域の危険性を認識し、避難場所及び避難路等を把握するとともに、津波避難訓練へ積極的に参加するものとする。

3 津波に強いまちづくり計画

(1) 津波浸水想定の設定

市及び県は、県が指定した津波浸水想定を踏まえ、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策の推進に努める。なお、市は、国土交通大臣が定める「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な方針」に基づき、かつ、県が公表した津波浸水想定図を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画の作成に努める。

(2) 津波に強いまちの形成

ア 津波から迅速かつ確実に避難するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。特に、津波到達時間が短い地域では、概ね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとするが、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

イ 市、県及び国は、浸水の危険性が低い地域を居住地域とするような土地利用計画や、出来るだけ短時間で避難が可能となるような避難場所・津波避難ビル及び避難路・避難階段等の整備など都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保、並びに建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図る。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

ウ 市、県及び国は、行政関連施設及び要配慮者に関わる施設等については、出来るだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、

情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。また、庁舎、消防署、警察署など災害応急対策上重要な施設の津波災害対策については、特に万全を期する。

エ 市及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的被害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。

オ 市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努める。

カ 市は、津波災害警戒区域の指定があった場合、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警戒伝達に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。

キ 市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療機関については、津波発生時に当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

ク 市は、津波災害警戒区域を含む場合、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

ケ 市は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は指示等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努める。

コ 市、県及び国は、最大クラスの津波から住民等の生命を守ることを最優先に、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進める。このため、臨海部に集積する港湾、工場、物流拠点、臨海工業地帯、漁港などの施設に対する被害を軽減するとともに、そこに従事する者等の安全を確保する観点から、関係機関と連携し、海岸保全施設等の整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化などの総合的な取組みを進める。

サ 市、県及び国土交通省は、河川堤防の整備等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化に努める。

シ 主要交通・通信機能の強化

a 市、県、国及び公共機関は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備にあたっては、国土ミッシングリンクの解消等ネットワークの充実、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間の連携の強化、津波に対する安全性の確保等に努める。

b 市、県及び国土交通省は、緊急輸送ルート確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網整備を図る。

ス ライフライン施設等の機能の確保

- a ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、市、県及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- b ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、必要に応じ、大規模な津波が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の耐浪化、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの津波に対する安全性の確保を重点的に行う。

セ 危険物施設等の安全確保

市及び県は、危険物施設等及び火災の原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等について、津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

ソ 避難関連施設の整備

- a 市及び県は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得て避難路・避難階段の整備に努める。
- b 市及び県は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備にあたっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車輛の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を行い、安全性確保を図る。

タ 建築物の安全化

- a 市及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域において、要配慮者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保を促進する。
- b 市及び県は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台などへ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努める。

(3) 軟弱地盤等液状化対策の推進

①地盤液状化現象の調査研究

市及び県は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備を図る。

②地盤改良・液状化対策工法の普及

市及び県は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及を図る。

4 津波防災施設等整備計画

(1) 防災中枢機能等の確保、充実

ア 市、県及び関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄及び調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等、非常通信手段の確保を図るものとする。

イ 市は、津波が想定される区域には、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、津波による危険が切迫した状況においては、付近住民等が避難する指定緊急避難場所及び指定避難所として、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる耐震性構造の防災センター等の整備を図るとともに、消火、救助、救護などの応急対策及び災害復旧に必要な資機材等の整備を図る。

(2) 防災拠点施設の安全性確保

① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

市及び県は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という。）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、耐震性・耐浪性を強化した施設づくりに努める。

ア 災害対策本部及び地域災害対策本部が設置される施設（市役所、地域庁舎等）

イ 医療救護活動に従事する機関の施設（病院等）

ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（消防署等）

エ 避難者収容施設（学校、体育館、文化施設、コミュニティセンター等）

オ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者養護施設等）

② 防災拠点施設における防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

a 配管設備類の耐震性・耐浪性の強化

b 代替エネルギーシステムの活用を含めた非常用電源の基本能力の確保

c 飲料水の基本水量の確保

d 消防防災設備等の充実

e 情報・通信システム等の耐震・耐浪性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

(3) 消防施設等の整備

① 消防施設の整備

市は、地震・津波が発生した場合における消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の基準等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

② 防災資機材の整備

市及び県は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

市は、総務省消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 市及び県における防災資機材の整備

市及び県は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

a 県が整備する資機材

(a) 防災拠点へ配置する防災資機材

(b) 消防防災ヘリコプター用資機材

b 市が整備する資機材

(a) コミュニティ防災拠点へ配置する資機材

(b) 消防本部等が使用する救助用資機材

(4) 防災上特に注意を要する施設の安全性確保

ア 市、県及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び要配慮者関係施設等の応急対策上重要な施設について、津波に対する安全性の確保に特に配慮する。

イ 市及び県は、津波災害特別警戒区域や災害危険区域における、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設等の建築物の津波に対する安全性の確保の促進に努める。

ウ ホテル、百貨店及びターミナル等、不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、市、県及び関係機関は、施設管理者に対し以下に示す防災対策等を指導する。

a 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

b 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

c 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難等の連携の徹底

d 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

e 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行

f 商業ビルにおける個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

(5) 耐震診断等の推進体制の整備

① 耐震診断・改修技術者の育成・登録

市及び県は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、建築関係団体と連携し、技術者を対象として、木造・鉄筋コンクリート造・鉄骨造の構造別に、耐震診断・改修の講習を行う。また、受講者の名簿を市及び県等で備え付け、住民からの問い合わせに際し閲覧に供する等、活用を図る。

② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

大規模な地震・津波により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、市は、県と協力して応急危険度判定活動に必要な資機材・装備の整備を行い、県は、応急危険度判定士の確保、判定コーディネーターの養成・登録、関係機関における協力体制の確立などを目的とした制度の確立に努める。

第12節

地盤災害予防

【本所】土木課、都市計画課、農山漁村振興課 【庁舎】産業建設課

【関係機関】国（庄内森林管理署）、県（県土整備部、農林水産部）、山形県砂防ボランティア協会、山地防災ヘルパー、山形県建設業協会鶴岡支部

1 計画の目的

市内には、地盤災害危険箇所が多く点在しており、大規模な地震が起これば地盤災害により、人命、家屋、道路等の被害が発生するおそれがある。地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、その後の余震、降雨、融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害がある。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件を踏まえた土地の利用形態となっているかどうか認識し、適合していない場合には、事前に対策を実施する必要がある。

＜達成目標＞

市、県及び国は、地震発生に伴う地すべりやがけ崩れ等の地盤災害を事前に防止するため、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形や地質等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。また、危険な箇所における必要な災害防止策を実施するとともに、宅地造成工事の規制を行うなどの措置を講ずる。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 危険箇所の調査

市は、地震により発生が予想される地すべり、がけ崩れ等の地盤災害の危険箇所について県及び関係機関の協力を得て、地理的・社会的変化に対応できるように定期的に危険度を把握するための調査を行い公表する。

② 危険箇所の周知

市は、地震発生時にはできる限り速やかに地盤災害危険箇所から避難するよう日頃から住民に周知しておくとともに、危険地区の住民に対し防災措置について指導・助言に努める。

③ 情報交換・連絡体制の確立

市は、地震の発生に備え、関係機関と常に密接な情報交換を行い、相互の連絡系統を確立しておく。

④ 要配慮者に対する配慮

市は、避難時の移動困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携した警戒避難体制を構築する。

⑤ 積雪地域での対応

市は、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携により避難支援活動を行う。

また積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により被災状況の迅速な調査を実施する。

鶴岡市土砂災害警戒区域・特別警戒区域数

地域名	地区名	警戒区域		特別警戒区域	
		区域数	戸数（戸）	区域数	戸数（戸）
鶴 岡	湯野浜	13	130	11	24
	加 茂	50	1,073	37	57
	由 良	26	183	26	18
	三 瀬	20	295	15	11
	小 堅	25	460	20	27
	西 郷	6	19	6	8
	大 山	21	135	20	56
	上 郷	114	753	91	94
	大 泉	29	154	26	48
	田 川	88	347	63	44
	湯田川	34	345	25	26
	黄 金	49	523	35	17
	小計	475	4,417	375	430
藤 島		13	56	10	4
羽 黒		10	45	8	4
櫛 引		5	16	4	4
朝 日		173	771	111	54
温 海		339	4,544	188	274
合計		1,015	9,849	696	770

※令和6年9月20日現在

(2) 県の役割

①危険箇所の法指定

県は、関係法令に基づき土砂災害警戒区域等を指定し、一定の行為を禁止・制限する。

法 令 名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林

法 令 名	指定箇所名
建築基準法	災害危険区域
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域 特定盛土等規制区域 造成宅地防災区域

②警戒態勢の確立

県は、市と連携し、土砂災害警戒区域等の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する。

(3)市及び県の役割

①軟弱地盤等液状化対策

市及び県は、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考に、地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

②被災宅地危険度判定体制の確立

市及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広域的に被災した場合に、二次被害の防止又は軽減を図り安全を確保するため、被災した宅地について迅速かつ的確に危険度判定ができるよう、被災宅地危険度判定士の計画的な養成及び登録により、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

(4)市、県及び国の役割

住宅の移転促進

(5)県及び国の役割

ア 地すべり対策事業の実施

イ 急傾斜地崩壊対策事業の実施

ウ 情報伝達体制の整備

エ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

a 基礎調査の実施及び基礎調査結果の公表

b 緊急調査の実施及び土砂災害緊急情報提供に係る実施体制の確立

c 土砂災害警戒区域等の指定・周知

d 土砂災害特別警戒区域における対策

(a)住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可

(b)建築基準法に基づく建築物の構造規制

(c)土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(d)勧告等による移転者への融資、資金の確保

(e)土砂災害特別警戒区域の指定

オ 地すべり防止区域の巡視業務委託

カ 専門技術ボランティア等の活用

- a 山地防災ヘルパーの活用
 - b 砂防・治山ボランティアとの連携
- キ 二次災害の予防
- a 土砂災害警戒区域等の調査点検
 - b 土砂災害警戒区域等の応急対策
 - c 二次的な土砂災害への対策

(6) 市民・企業（事業所）等の役割

①市民の役割

市民は、平常時から土砂災害の前兆現象に注意を払うとともに、土砂災害警戒区域等の位置を把握しておくものとする。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに行政機関等に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように対策に努めるものとする。

②地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努めるものとする。

③企業（事業所）等の役割

宅地開発を行う者は、土砂災害特別警戒区域等、災害危険区域の開発行為に該当でない区域は、開発計画には含めないものとする。

第13節

救助・救急体制の整備

【本所】防災安全課、消防本部

【関係機関】県（防災くらし安心部、健康福祉部）、警察本部、酒田海上保安部、医師会（県・鶴岡地区）、医療機関、日本赤十字社山形県支部

1 計画の目的

地震発生時の家屋の倒壊、火災等により同時多発する被災者に対し、救助・救急活動を行うとともに、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動を行うため、救助・救急体制を整備する。また、現場における初期活動から救急搬送までを関係機関が有機的に連携して迅速に行うための体制整備を図る。

＜達成目標＞

市は、消防力の整備指針に基づいた自らが定める計画に基づき、車両等の資機材の計画的な整備充実を図る。また、町内会や自主防災組織が行う防災訓練を支援し、市民に対する防災意識の啓発を図る。県は、救急隊員の養成、救急連絡体制の確立、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリ（以下「ヘリコプター」という。）の運用方法の確立を図る。県警察は、迅速、的確な警察活動を実施するための体制及び車両等の装備資機材の整備充実を図る。酒田海上保安部は、海上災害の情報収集・伝達体制の整備、搜索救助体制の確立及び救急搬送の支援を図る。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

市は、災害発生時の救助活動及び救急搬送について、地域住民及び防災関係機関が連携した活動ができるように体制の整備を図る。

① 消防本部及び消防団の対策

ア 消防本部

消防本部は、救助隊員、救急隊員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動が行われるよう教育訓練を行うとともに、専任率の向上を図る。また、救急隊員としてより高度な応急処置を行うことができる救急救命士の育成並びに高規格救急自動車及び救助工作車等の救助・救急用資機材の整備に努める。

イ 消防団の対策

消防団は、地震発生時における初動体制組織となることから、団員の参集体制の整備をはかるとともに、装備器具等を有効に活用し地域住民と協力して救助・救急活動を行えるよう体制の確保に努める。

ウ 消防団員の確保及び充実

消防本部は、消防力の整備指針（平成26年10月31日改正）に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団の資機材の整備充実並びに地域住民との連携による初動体制の確保に努める。また、消防団の救助・救急活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救助・救急用資機材の整備に努める。

エ 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救助・救急活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

オ 消防力の整備

消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署における資機材及び人員等の整備充実を図る。

②情報収集体制の整備

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市、消防本部及び消防団は、自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、酒田海上保安部及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関相互の連携・役割を常に確認しておく。

③市民に対する防災意識の啓発

応急手当など市民に必要な防災知識等の普及・啓発活動等を実施し、市民の防災意識の高揚を図るとともに、災害発生時に障害者、高齢者、傷病者、外国人、乳幼児等の要配慮者の避難誘導が円滑に行われるよう努める。

④救助・救急活動における交通確保

建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策について、警察及び防災関係機関とあらかじめ協議しておく。また、沿岸部の漁村集落が道路損壊等により孤立した場合、漁船等の海上交通手段の確保についても体制の整備を進める。

⑤民間等による救助・救急支援体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受ける体制の整備を図る。

⑥医療機関との連携体制

同時多発する救急搬送の受け入れ体制について、事前に医療機関と協議するとともに、広域的な搬送体制の確立に努める。

ア 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

イ 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、（一社）鶴岡地区医師会との連携により各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

ウ 医療器材等の供給支援体制の確保

（一社）鶴岡地区医師会及び関係業者等と連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図

る。

⑦広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、山形県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

⑧緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、山形県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受け入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

⑨要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、消防本部は、要配慮者の避難誘導や救助・救急及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

⑩積雪期での対応

消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の地震災害等発生時における道路の除雪体制及び避難場所等への住民の避難誘導体制の整備に努め、地上及び航空機による円滑な救助・救急活動が実施できるよう備えるものとする。

(2) 県の役割

ア 救助・救急連絡体制の確立

山形県医療機関情報ネットワークシステムや国の広域災害救急医療システムの活用等、行政・消防・医療機関等の間における情報通信体制の充実

イ 救急医療連絡体制の確立

ウ 救急救命士の救命技術の高度化

エ 緊急消防援助隊の受援体制の整備

オ 航空消防防災体制の充実

カ 航空機保有機関との連携

キ ヘリコプターの運用方法の確立

(3) 県警察の役割

ア 被災情報の収集・伝達体制の確立

イ 救助用装備資機材の整備

(4) 酒田海上保安部の役割

ア 海上災害の情報収集・連絡体制の整備

イ 海上における捜索救助体制の確立

ウ 海上における救急搬送の支援

(5) 市民・企業（事業所）等の役割

①市民の役割

ア 協力体制の整備

住民は、平常時から地域・学区・町内会等における協力体制を育み、災害時に地域の消防団員等と協力して、地域の被害軽減を図ることができるよう努めるものとする。

イ 防災訓練の実施

災害時においては、自主防災組織が救助活動を展開することは極めて重要なことであることから、消火活動や損壊建物からの救助活動等について訓練を行う。

ウ 防災資機材の整備

救助活動に必要な資機材を、地域の防災拠点や避難場所に整備するように努める。

②医療機関等の役割

ア 医療機関

医療機関は、県、市、他の医療機関及び医療関係団体等と連携して、大規模災害時における傷病者等救急患者の受け入れや医療従事者の確保対策の整備に努めるものとする。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市及び県と災害時における救急患者の受け入れや、医療従事者及び医療器材等の確保対策に努めるものとする。

ウ (一社) 鶴岡地区医師会等の対策

市及び県から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し、救急患者の受け入れや医療活動を行うものとする。また、急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して医療を行う必要のある場合の協力体制を整備するものとする。

エ 日本赤十字社山形県支部の対策

日本赤十字社山形県支部は、県から援助の要請があったとき又は必要と認めたときは、赤十字救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行うものとする。

第14節

医療救護体制の整備

【本所】健康課 【庁舎】市民福祉課

【関係機関】県・保健所（健康福祉企画課）、医師会（県、鶴岡地区）、医療機関、医療関係団体

1 計画の目的

市は、震災から市民の生命、健康を守り、円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。

＜達成目標＞

市、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うため、医療救護資機材の確保及び医師等の派遣体制の整備を図る。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 医療救護体制の整備

市は、災害から市民の生命、健康を守るため円滑な医療救護活動を行う体制の整備を図る。

医療救護所[初期救急医療{トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動}を行う場所]の設置体制の整備に努める。

ア 医療救護所の設置

市は、避難施設等に次の事項に留意して予定場所をあらかじめ定め、医療救護所を設置し運営体制を整備する。

a 設置場所

- (a) 二次災害の危険のない場所
- (b) 傷病者搬送のため道路に直接アクセスできる場所
- (c) 住民等に比較的知られている場所
- (d) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接している場所

b 設置スペース

冬季間の積雪等を考慮して、トリアージ、治療及び搬送待合スペースが屋内に確保できる建物とする。

c 設置数

概ね人口1万人に1箇所、中学校などの学区単位に1箇所程度を目安とする。

イ 医療救護班等の派遣体制の整備

市は、医療救護所の開設にあたっては、市医療救護班の体制を整備し、また、県・保健所（地域災害医療コーディネーター）や地区医師会等（地域災害医療コーディネーター）

に医療救護班の派遣要請をする体制を整備する。医療救護班の人員構成は、医師1名、看護師2名、業務調整員2名を標準とし、状況により数を増減するものとする。

ウ 医療救護所施設等の整備

市は、医療救護所が開設された際に医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を行うとともに、応急措置に必要な資機材の迅速な調達体制の整備に努める。

エ 医療救護資機材の確保等

市は、庄内病院において、災害時に救護所等において必要となる医薬品、医療資機材等を確保する体制の整備に努める。

オ 医療救護体制の方針

- a 災害時における最悪の事態、状況を想定して確立する。
- b 救護所における医療救護活動は、原則として医師の指示により行う。
- c 市で医療救護体制が確保できない場合、県へ支援を要請する。

② ICT(情報通信技術)を活用した災害時の情報収集体制の整備

市は、県、医療機関、医療関係団体等とともに、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

③ 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に被災することが多いことから、市及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と連携し、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(2) 県の役割

① 医療救護班等の派遣体制の整備

- ア 医療救護班等の派遣体制の整備
- イ 医師等医療関係者の派遣体制の整備

② 連絡体制の確立

③ 医療資機材等の確保

④ 災害医療救護対策の充実

県は、医療機関及び医療関係団体等とともに、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

(3) 市民及び医療機関等の役割

① 市民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平常時から準備しておくなど、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

② 医療機関及び医療関係団体の役割

- ア 医療機関及び医療関係団体

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに

に、災害時に対応するためのマニュアルの作成に努めるものとする。また、衛星電話、防災行政無線等、多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備に努めるものとする。

a 診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、災害時に備えてマニュアル作成に努めるものとする。

b 病院

病院は、県及び市の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルの作成、マニュアルに基づく実践的な訓練に努めるものとする。病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。

- (a) 災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
- (b) 自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練の確認等）
- (c) 病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
- (d) 人工透析実施の医療機関にあつては、医療機器及び水の確保対策
- (e) その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

c 医療関係団体

（一社）鶴岡地区医師会等の医療関係団体は、災害時の医療機関との情報伝達体制を整え、るとともに、市からの医療従事者の派遣要請に対する調整協力を行うものとする。

イ 災害拠点病院（荘内病院）

災害拠点病院は、次の体制整備に努める。

- a 県から医療救護班の派遣要請があつた場合又は派遣要請がない場合においても、被災状況などに応じ、自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平常時から体制を整えておくものとする。
- b 災害発生時における後方病院として患者受け入れ体制の整備に努める。被災現場、医療救護所、被災地医療機関等からの患者の受け入れ及び医療救護班の派遣等を行う。
- c 災害時の飲料水、医薬品、非常電源用燃料及び医療資機材等の備蓄の充実並びに備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。
- d 災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害救急医療情報システム」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。また、定期的に操作等の研修・訓練を行う。

第15節

道路・橋梁・トンネル等の地震対策

【本所】土木課、都市計画課、農山漁村振興課 【庁舎】産業建設課

【関係機関】県（防災くらし安心部、県土整備部）、警察本部、酒田河川国道事務所、通信事業所、電力事業所、ガス事業所、東日本高速道路(株)、企業（事業所）等、山形県建設業協会鶴岡支部、（一社）山形県解体工事業協会

1 計画の目的

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路などその意義は極めて重要である。道路管理者は、地震に対する安全性を備えた道路施設の整備や、迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

＜達成目標＞

市は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。また、被災時の道路機能を維持するため、道路管理者は、連携して緊急輸送道路ネットワークの整備等により、代替性が高い道路整備に努める。

2 各主体の役割

(1) 各道路管理者の役割

① 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石防止や植栽等による法面の風化防止など、災害予防のための適切な対策を施す。

イ 排水施設等の十分な強度の確保

地震時には、道路横断管渠などの排水施設等が機能不全に陥り、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。こうした被害を防ぐため、排水施設等には十分な強度を備えるとともに、日常点検等により防災補修工事が必要な箇所は、速やかに対策を施し適切に管理する。

ウ 橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ 道路附属施設

道路附属施設の管理者は、次により施設の防災対策を講ずる。

a 警戒標識、道路案内標識等の整備

地震時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な

修繕や更新を行う。

b 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

地震時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用物及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行うものとする。また、道路管理者は、道路パトロール等を通して、それら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

c トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

②防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者は、必要に応じて災害情報や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援業務に関し、山形県建設業協会鶴岡支部や（一社）山形県解体工事業協会などと連携し、被災時の迅速で的確な情報連絡体制の構築や、応急復旧のための人員や資機材備蓄の体制を整備する。

ウ 道路通行規制

被災状況を緊急に把握し関係機関への周知を図り、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平常時から防災知識の啓発活動を推進する。

オ 再発防止対策の実施

事故が発生した場合には、道路管理者は、原因究明のための調査研究を行い、再発防止対策に努める。

カ 相互連絡体制の整備

防災関係機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の情報を共有する。

3 道路種別毎の業務内容

(1) 高速道路

高速道路は、広域的あるいは地域（間）的な輸送能力、機動性に優れており、緊急輸送においては最も迅速に大量の物資等を運べることから、高速交通体系の現代社会においては最も重要な施設となっている。このような状況から、国及び東日本高速道路（株）は、十分な耐震性を確保するとともに、日常、災害時の点検を実施し、耐震性確保に必要な補修等の災害予防措置を講ずるものとする。さらに、地震による被害に備え、必要な資材等の確保に努めるものとする。また、地震発生時における道路利用者の安全及び高速道路の適正な利用を確保するため、市、県及び国と連携して、利用者に対し道路情報の提供やパンフレットの配布などにより、地震発生時の注意事項について広報活動を行うものとする。

(2) 国道及び県道

ア 道路の整備

国道及び県道は、高速道路へのアクセスはもちろんのこと、幹線道路として人的・物的移動において最も利用される道路施設である。このような状況から、国及び県は、十分な耐震性を確保するとともに、日常、災害時の点検を実施し、耐震性確保に必要な補修等の災害予防措置を講ずる。特に災害時を含めた安定的な輸送を確保するため、緊急輸送道路や重要物流道路、代替・補完路の機能強化を実施する。

a 落石等危険箇所調査

地震発生時には、国及び県は、道路法面や路体の崩落が予想される箇所を把握するため、危険箇所の調査を実施する。

b 道路の防災補修工事

危険箇所調査により、防災補修工事が必要な箇所については、早期に対策工事を実施する。

イ 橋梁（高架を含む。）の整備

災害時における橋梁機能を確保するため、道路管理者は、点検調査、対策工事を実施する。特に、緊急輸送道路に係る橋梁については、重点的に対策を講ずることとする。

a 橋梁耐震点検調査

各種耐震基準に基づき、点検調査を実施し、補修等対策の必要性を判定する。

b 橋梁の耐震補強の実施

点検に基づき補修が必要であると判定された橋梁については、架け替えや補修工事を計画的に実施する。

c 耐震橋梁の建設

新設橋梁は、「橋、高架の道路等の技術基準について」（平成24年2月16日付け国土交通省都市局長、道路局長通知）に基づき建設する。

ウ 横断歩道橋の整備

震災時における歩道橋が落下等により交通障害物となることを防止するため、所管歩道橋について耐震点検調査を実施し、補修等対策を計画的に整備する。

エ トンネル及びスノー（ロック）シェッドの整備

震災時における交通機能の確保のため、所管トンネル及びスノー（ロック）シェッドについて安全点検調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して整備する。

オ 道路啓開用資機材の把握

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急交通路としての機能を確保できるよう、道路啓開用資機材の配置場所を建設業協会等と連携して常に把握しておくように努める。

カ 防災拠点となる道の駅の整備

道の駅には、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供、地域の振興や安全の確保に寄与するといった目的があり、市では、道路管理者及び道の駅運営事業者と連携した応急対応の拠点のみならず、津波、洪水等による危険が切迫した状況において付近住民等が避難する指定緊急避難場所、自衛隊、警察等の救護活動の拠点、緊急物資等の基地機能、

さらには復旧、復興活動の拠点になりうる防災機能を強化した道の駅の整備を推進する。
具体的には以下の要件を満たす道の駅の整備を促進する。

- a 建物の耐震化、無停電化、通信や水の確保等により、災害時においても業務実施可能な施設となっていること。
- b 災害時の活動に必要なスペースが確保されていること。
- c 道の駅の業務継続計画が策定されていること。

(3) 市道

市道は、地域の生活道路であると同時に、国道及び県道等の幹線道路を補完するものである。
災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点等を結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路を指定し、幹線市道などの重要な路線を最優先として、国道及び県道等に準じた調査や必要な対策を実施する。

(4) 基幹農道及び基幹林道

ア 基幹農道

基幹的な農道及び重要度の高い農道における橋梁等の施設については、耐震設計等を行い、施設の安全性を高める。特に、橋梁については、必要により落橋防止装置を設ける。

イ 基幹林道

基幹林道は、中山間地域における地震発生時の緊急避難及び応急対策活動において、国道、県道及び市道を補完する重要な施設であることから、橋梁においては耐震設計を行うなど施設の安全性を高める。

(5) 街路樹等

災害時において倒木による被害が生じないように維持管理に努めるとともに、街路樹の選定にあたっては耐震性等を考慮する。

第16節

港湾・漁港施設の地震対策

【本所】農山漁村振興課、土木課 【庁舎】産業建設課（温海庁舎）

【県】庄内総合支庁水産振興課、庄内港湾事務所

【関係機関】山形県漁業協同組合、企業（事業所）等

1 計画の目的

施設管理者は、地震や地震に伴う津波による被害発生を防止するため、港湾法、漁港漁場整備法、その他関係法令の定めるところにより、港湾・漁港施設の整備を計画的に行う。

＜達成目標＞

施設管理者は、地震の発生に備え防災体制を確立し、災害防止、被災時の応急復旧等の迅速な対応を図るため、関係行政機関や関係団体と対応策の整備を図るとともに、災害を防ぐための港湾・漁港施設の整備、背後地への緊急物資の集積や避難場所の整備に努める。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 防災体制の確立

市は、産業基盤施設として、或いは漁村地域の生活基盤施設としての漁港機能を維持するため、施設の定期並びに臨時点検を実施し、耐震性の確保に必要な改修、補修等の災害予防対策に努める。また、災害発生時における被災者の迅速かつ安全な避難、救援活動、物資の緊急輸送及び応急復旧活動等が速やかに実施できるよう、海域での避難行動ルールの設定や災害発生時を想定した応急復旧体制の整備に努める。

(2) 県の役割

① 防災体制の確立

ア 県は、地震災害に対処するための防災体制を確立する。

イ 災害防止、被災時の応急復旧等のための迅速で的確な連携に備える。

② 耐震強化岸壁の整備

平常時はもとより、地震発生時には、重要な防災拠点として一定の物流機能の維持を図るため、港湾施設が緊急輸送ネットワークの結節点として、耐震性を考慮した耐震強化岸壁を港湾計画に位置づけ施設整備に努める。

③ 避難緑地等の整備

港湾・漁港施設は、輸送拠点として重要な役割を果たすことから、緊急時の多目的利用が可能なオープンスペースの計画的な整備に努める。また、オープンスペース若しくは耐震強化岸壁に接続する背後地域との輸送ルートを勘案し、緊急物資の保管施設、背後地域への緊急物資

の輸送基地として、防災拠点緑地・避難緑地の整備に努める。

④航路等の障害物除去等

県（庄内港湾事務所、庄内総合支庁産業経済部水産振興課）は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物及び軽石等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去による航路啓開に努める。

(3) 企業（事業所）等の役割

港湾・漁港内にある企業（事業所）等は、地震発生に備え緊急時の避難や防災活動の円滑な対応が図られるよう、関係機関、企業（事業所）等相互の協力体制、情報、連絡系統を確立するものとする。

第17節

治山・砂防施設の地震対策

【本所】防災安全課、土木課、農山漁村振興課、都市計画課

【庁舎】産業建設課、総務企画課

【関係機関】県（林業振興課、県土整備部）、国（庄内森林管理署、新庄河川事務所）、山形県建設業協会鶴岡支部

1 計画の目的

治山・砂防施設等の地震に伴う被害を最小限にとどめるため、各設計指針等の耐震基準に基づいた施設を設置するとともに、既存施設の耐震性の強化及び被害軽減を図るため、維持・修繕を推進するものとする。

＜達成目標＞

地すべり及びがけ崩れ防止並びに堤防強化など、山地や河川の安全確保を推進する。また、土砂災害危険箇所、土砂災害の前兆現象及び避難方法等について、土砂災害ハザードマップの配布等により住民へ周知する。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 国及び県の役割・業務

①耐震設計の適用

国が示す各設計指針（耐震基準）が適用される治山・砂防施設（土木構造物、防災関係施設等）は、十分な耐震構造で設計・施工する。

②耐震性の強化

地震に対する安全性を確保するため、定期的に治山・砂防施設の点検を実施するとともに、各設計指針（耐震基準）に基づき、緊急性の高い箇所から計画的な耐震性の強化に努める。

③施設の維持・修繕

定期的に治山・砂防施設の点検を実施するとともに、耐震機能が低下している施設の維持・修繕を実施し、機能の維持・回復に努める。

(2) 各施設の対策

①地すべり防止施設

ア 現状

土砂災害警戒区域等における工事は、概成箇所を増やすために集中投資を行っている。地震をきっかけとして地すべりが発生し再移動を開始する場合があるが、施設の老朽化に伴う機能低下が発生しないよう適切に管理を行う。

イ 計画

地すべり防止工事については、緊急度の高い危険箇所から順次整備することとし、当面は表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等による防止工事を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的実施する。

②急傾斜地崩壊防止施設

ア 現状

阪神・淡路大震災及び1987年に発生した伊豆大島近海地震の際に、急傾斜地崩壊防止施設自体が被災を受けた事例はあるが、いずれも軽微なもので急傾斜地崩壊防止施設は地震に強いことが証明されている。

イ 計画

要対策箇所が多く整備率が低い状態となっている。このため人家が集中している箇所等を重点的に整備する。

③砂防施設

ア 現状

昭和51年以降、施工の高さ15m以上のダムについては、河川管理施設等構造令（昭和51年7月20日政令第199号）及び河川砂防技術基準により地震時慣性力が考慮されている。

イ 計画

老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防ダムについて、堤体腹付補強、グラウト補強等を実施する。

④治山施設

ア 現状

山地災害危険地区の多い中で、危険度の高いところから集中投資を行っている。しかし、地震をきっかけとして山腹の崩壊、土砂の流出、地すべりが発生する場合があります、さらに積雪期には雪崩の発生も考えられる。また、過去に工事が完了したところでも施設の老朽化が進んでいる施設があり、災害の拡大が予想される。

イ 計画

治山施設に関する「山腹崩壊危険地区」、「崩壊土砂流出危険地区」、「地すべり危険地区」、「雪崩危険箇所」のうち、活断層の存在で震災の影響を受けるおそれのある地区や箇所を見直し、特に重要な構造物については次により強化を図る。通常の治山・地すべり事業による補強・修繕とともに、計画的に構造物を設置し全体として安全性を高める。

第18節

河川・海岸災害予防

【本所】土木課、農山漁村振興課、防災安全課 【庁舎】総務企画課、産業建設課

【関係機関】県（河川課、農林水産部、庄内総合支庁）、国（庄内森林管理署、酒田河川国道事務所）、山形県建設業協会鶴岡支部

1 計画の目的

地震・津波に伴う被害を最小限にとどめるため、平常時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の確保及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進するものとする。

<達成目標>

市、県及び国は、河川改修や浸水防止施設、海岸保全施設、海岸防災林等の計画的な整備を推進し、住民の安全確保を図る。また、市は、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、県が作成した津波浸水想定図に基づいた津波ハザードマップにより、浸水危険箇所を住民へ周知する。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 河川管理施設等の災害予防

ア 施設点検、耐震性の確保及び津波対策の推進

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、国が示す河川津波対策の指針等に基づき、想定される津波に対する既存施設等の安全性を検証し、必要に応じて、堤防嵩上げ等の整備を推進する。

イ 橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を指導するとともに、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

ウ 防災体制等の整備

出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行ううえで必要な事項を地域防災計画に定めるほか、洪水・津波ハザードマップの作成・周知に努める。

② 要配慮者に対する配慮

ア 市は、地震時に配慮した施設の整備を行うものとする。

イ 市は、要配慮者に対し、情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。

③ 積雪地域での対応

ア 市は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係各機関と積雪期における連携について、事前に協議しておくものとする。

イ 市は、積雪状況によって、陸路による施設の点検及び被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、防災ヘリコプターの活用により被災状況の迅速な調査ができるように、事前に協議するものとする。

(2) 県の役割

①河川管理施設等の災害予防

- ア 施設点検、耐震性の強化
- イ 排水機場、頭首工等における管理体制整備
- ウ 防災体制等の整備

②ダム施設

- ア 施設点検、耐震性の強化
- イ ダム管理体制の整備

③海岸保全施設の点検、地震・津波に対する安全性の確保

- ア 施設点検、耐震性の確保及び津波対策の推進

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施するとともに、設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な改修を行い、耐震性確保に努める。また、国が示す津波対策の指針等に基づき、想定される津波に対する既存施設等の安全性を検証し、必要に応じて堤防嵩上げや避難路等の整備を推進する。

- イ 災害危険箇所の調査、整備

(3) 市民・企業（事業所）等の役割

①市民の役割

市民は、平常時より堤防や護岸などの河川管理施設や海岸保全施設における、漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認したときは、遅滞なく県、市、消防署及び警察署へ連絡するものとする。また、地震時に的確に避難できるよう、避難経路や避難所について平常時より確認しておくとともに、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努めるものとする。

②地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるよう自主防災組織をつくり、地震を想定した避難訓練等の実施に努めるものとする。

③企業（事業所）等の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、企業（事業所）等は、平常時から応急復旧用資機材の備蓄に努めるものとする。

第19節

農地・農業用施設等の災害予防

【本所】農山漁村振興課、農政課 【庁舎】産業建設課

【関係機関】県（農林水産部）、土地改良区、農業協同組合、施設管理者、農業者、山形県土地改良事業団体連合会

1 計画の目的

農地・農業用施設等の災害の未然防止と被害抑止のため、湛水防除、ため池等整備、中山間地における農地の保全等について、防災上の観点から緊急度、影響度等を考慮して計画的に整備を推進するとともに、公益的機能を果たしている農業用施設の適正な維持管理体制の整備、強化を図るものとする。

<達成目標>

各施設管理者は、地震による被害軽減のために、平常時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候を早期に発見するとともに、危険箇所の整備を行う。また、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を行い、安全を確保するものとする。用排水施設管理者は、地震活動及び津波の発生が予想される場合には、ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の適切な操作を行うものとする。また、その操作にあたり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を市及び警察署に通知するとともに、住民に周知させるものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 土地改良区等との連絡体制の整備

土地改良区等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

② 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備する。

③ 施設の点検

土地改良区等と連携して、ため池、土砂災害警戒区域等の緊急点検を行う。

④ 住民避難体制の整備

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、緊急連絡体制の構築など警戒避難体制を整備する。

⑤ 災害予防対策

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下、防災重点ため池という）について、県と連携して

データベースの整備やハザードマップ等を作成し、地域住民に対して適切な情報提供を図る。

(2) 県の役割

①市との連絡体制の整備

市から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から市への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

②地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備する。

③県管理施設等の点検

県管理施設及び地すべり防止施設等の緊急点検を行う体制を整備する。また、必要に応じて市と連携し危険ため池等の緊急点検を行う。

④被害状況の把握

市や土地改良区等と連携して、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その結果を取りまとめて関係機関に報告する体制を整備する。

⑤応急対策等の実施

関係機関との連携のもとに、被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じ必要な応急対策を実施する体制を整備する。また、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する体制を整備する。

⑥災害予防対策

平成 25～26 年度に実施した「ため池一斉点検」及び平成 30 年度に実施した「全国ため池緊急点検」により、防災重点ため池に位置付けられたものについて、より詳細な耐震点検を実施する。その結果、耐震不足と判断されたため池は、地域住民の安全を確保するため、ため池の所有者と相互に連携しながら、監視・管理体制の強化等を図り、計画的に施設の改修・補強を進める。

(3) 土地改良区・施設管理者等の役割

①市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市への伝達等が確実に伝わるよう、緊急連絡体制を整備するものとする。

②地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う体制を整備するものとする。

③施設の点検

震度 5 弱以上の地震が発生した場合は、市と連携してパトロールを実施し、ため池、土砂災害警戒区域等の緊急点検を行う体制を整備するものとする。危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施

する体制を整備するものとする。

④被害状況の把握

市と連携して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その結果を取りまとめて関係機関に報告する体制を整備するものとする。

⑤応急対策等の実施

関係機関との連携のもとに、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じ、必要な応急対策を実施する体制を整備するものとする。また、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する体制を整備するものとする。

⑥災害予防対策

ため池の所有者等は、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づき、ため池の規模、構造等を内容とする届出を行う。老朽化の著しいもの及び洪水吐機能の不足するものについて現地調査を行い、施設の監視・管理体制の強化を図るとともに、危険度の判定結果に基づいた計画的な施設の改善を行う。

第20節

建築物等の災害予防

【本所】防災安全課、建築課、都市計画課、教育委員会、消防本部

【庁舎】総務企画課、産業建設課

【関係機関】県（防災くらし安心部、総務部、環境エネルギー部、県土整備部、病院事業局）、
観光文化スポーツ部、警察本部、市民、企業（事業所）等、学校、病院、社会福祉施設

1 計画の目的

地震によって建築物等に甚大な被害が発生した場合、市民の生活基盤や社会経済活動に与える影響は非常に大きい。特に、根幹的な公共施設等は、震災時の復旧活動において重要な拠点施設となるため、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した「山形県公共施設等耐震化基本指針（平成17年3月策定）」に基づき、それぞれが所有又は管理する建築物について耐震化実施計画等を策定し、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修（天井材等の非構造部材の落下防止対策を含む。以下同じ））及び耐火性の向上を図り、適切な維持管理に努めるものとする。また、民間の建築物等については、所有者に対して災害予防の重要性についての啓発に努めるものとする。

<達成目標>

建物の減災対策を行うことは、物的被害を軽減させ何よりも人命を救うことにつながることから、市民に対し、耐震診断や耐震改修に係る市及び県の補助制度等を周知し、耐震化率の向上を図るとともに、危険空き家の解体を推進する。また、小中学校等の校舎及び体育館の耐震化を推進し、安心して避難できる環境づくりを進める。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 防災上重要な建築物の災害予防推進対策

- ア 災害対策本部が設置される施設（庁舎等）
- イ 医療救護活動に従事する機関の施設（病院）
- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（消防署、庁舎等）
- エ 避難者収容の施設（学校、体育館等）
- オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障害福祉施設等）

② 防災対策

①に掲げた建築物は、震災時の応急対策及び避難場所として重要であるばかりでなく、復旧活動における拠点施設としての機能を確保する必要があるため、大規模災害が発生した場合に安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画基準（平成19年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

ア 建築物の耐震診断・改修の推進

施設設置者は、「山形県建築物耐震改修促進計画」及び「鶴岡市建築物耐震改修促進計画」に基づき、建築基準法による現行耐震基準(以下「新耐震基準」という。)施行(昭和56年)以前の建築物については、防災活動拠点施設及び避難施設として重要性の高い建築物から診断を行うよう努め、必要に応じて改修等の推進を図る。

イ 防災設備等の整備

施設管理者は、防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- a 飲料水の確保
- b 非常用電源の確保
- c 配管設備類の耐震化
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の耐震性能の向上等
- f 要配慮者に配慮した施設、設備の整備

ウ 施設の維持管理

施設管理者は、法令点検等の台帳整備を図り日常点検の励行に努めるとともに、建設時の図面等の整理保管に努める。

- a 法令に基づく点検等の台帳
- b 建設時の図面及び防災関連図面
- c 施設の維持管理の手引き

③不特定多数の者が利用する建築物に対する災害時体制等の整備

市及び関係機関は、災害時に備えて、建築物を整備すべき体制及び建築物の防災設備等の維持管理に係る事項についての指導助言に努める。

ア 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビル各テナントによる避難等の連携の徹底

エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための防災設備等の日常点検の励行

カ 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底

④一般建築物の災害予防

建築物全般及び特定の工作物(一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設)については、建築基準法等の技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正等が行われるとともに、さらにその実効性のある安全確保が図られてきたところである。しかしながら、新耐震基準施行以前の建築物については、現行法の耐震性が満たされていない建築物が存在している状況である。

ア 相談等

市は、必要に応じ関係機関と協力し、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、次の指導・助言に努める。

- a 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについての耐震診断、改修等
- b 新耐震基準施行以前に建築された住宅・建築物の耐震診断、改修等
- c 建築物の窓ガラスや看板等の落下物による被害を防止するための安全確保
- d ブロック塀等(石碑を含む。)の倒壊を防止するための安全確保
- e 空き家の危険個所の応急処置と危険空き家の解体

イ がけ地等における安全立地についての指導

土砂災害防止法その他関係法令に基づき、土砂災害特別警戒区域等における既存不適格建築物の改修又は移転に関わる指導に努めるとともに、宅地開発又は建築を行おうとする者等に対し建築制限等の指導を行う。

ウ 危険な空き家の把握

市は、危険な空き家及び管理者が施設内に常駐していない大規模建築物の把握に努める。

緊急輸送路や避難路沿道の建築物が倒壊することによって、避難や防災活動の妨げになることが考えられる。特に、老朽化した空き家は、地震時の揺れによる外壁等の飛散や倒壊、火災による延焼など、通行人への被害や隣接する建築物への二次被害のおそれがある。

そのため、災害による被害が予測される空き家等については、平常より状況の確認に努める。

また、災害時に適切な管理のなされていない空き家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除去等の措置を行う。

⑤被災建築物の応急危険度判定体制の推進

地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材落下等から生ずる二次災害を防止し、市民の安全確保や注意を喚起するため、市は、建物の応急危険度判定を目的とした体制の整備に努める。

⑥要配慮者に対する配慮

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難者収容を行う施設においては、段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備を整備する。

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、要配慮者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練及び商業ビルにおける各テナントによる避難の連携等の徹底を図る。

⑦積雪地域での対応

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難者の収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保する措置を講ずる。

イ 住宅等、一般建築物においては、積雪期の震災による被害を防止するため、融雪設備等の整備に活用できる県の融資及び補助制度の紹介・周知を通して、克雪住宅の普及に努める。

⑧消防本部

防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野に必要な指導・助言等を行う。

⑨地震保険の普及啓発

地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段であることから、関係

団体と連携協力し地震保険の普及・啓発を図る。

(2) 県の役割

①防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア 県が設置・管理する建築物について、防災対策を推進する。

イ 市及び事業者等が設置・管理する建築物について、計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

②一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に、建築物の計画の方針に定める安全確保対策について、指導等を行う。

③建築物の耐震化の推進

「山形県建築物耐震改修促進計画」を基に、建築関係団体等と連携し、建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な検討を進め体制づくりを行うとともに、普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。

(3) 市民・企業（事業所）等の役割

①個人や家庭の役割

自己の居住する住宅及び空き家等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市及び県の指導・助言を参考に、耐震化や二次部材による被害防止等により安全性の向上を図るものとする。

灯油ホームタンクなど危険物の保管設備については、転倒防止のための固定や定期的な配管の点検に努めるものとする。

②町内会等組織の役割

地域及び住民等は、地域内で著しく耐震性の劣る建築物や落下物の発生するおそれのある建築物及び倒壊の危険のあるブロック塀等の把握に努め、市及び県の指導助言を参考にしながら、地域の安全性向上に係る啓蒙に努めるものとする。

③企業（事業所）等、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は、災害予防に必要な措置を講ずるとともに、適正な維持・保全を図るものとする。

イ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市及び県の指導・助言を参考に安全性の向上を図るものとする。

ウ 可能な範囲において、再生可能エネルギー発電設備等の整備に努めるものとする。

第21節

鉄道の地震対策

【本所】地域振興課、防災安全課 【庁舎】総務企画課

【実施主体】東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)

【関係機関】県（防災くらし安心部、総合交通政策課）

1 計画の目的

東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)（以下、各鉄道事業者）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ旅客及び貨物の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図るものとする。

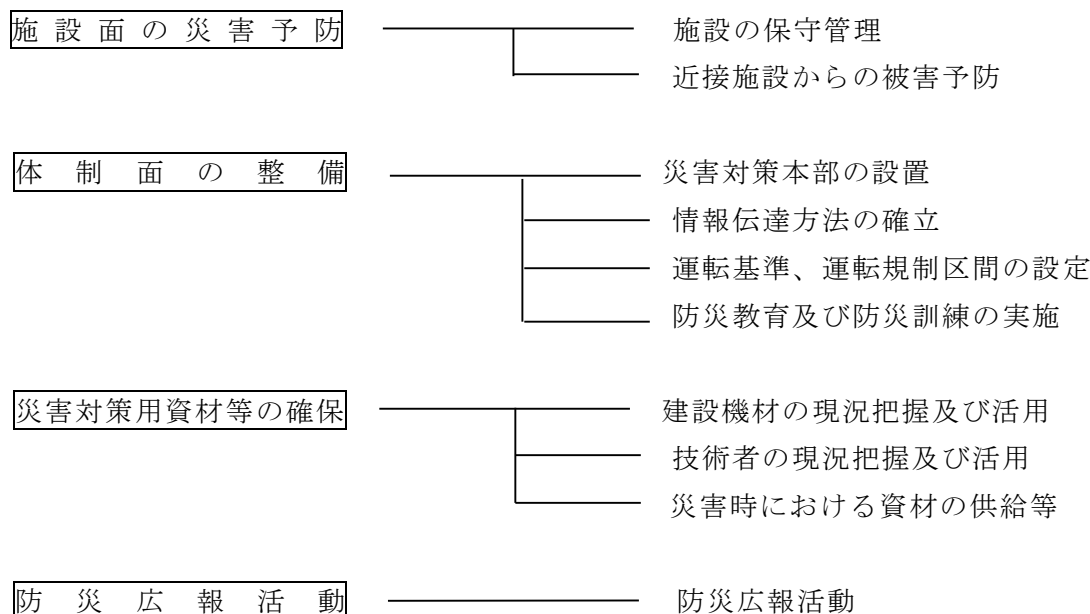
＜達成目標＞

施設の保守管理等の計画を定め、減災対策に取り組むとともに、市・県との緊急な連絡体制及び部内機関相互間の情報伝達について定め、必要な訓練を実施するものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 各鉄道事業者の役割

① 計画の体系



② 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋梁、盛土及びトンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは、補強、取替等の計画を定めるものとする。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請するものとする。

③体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制及び職務分担等をあらかじめ定めるものとする。

イ 情報伝達方法の確立

a 防災関係機関及び地方自治体との緊急な連絡並びに部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために、次の通信設備を整備するものとする。

(a) 緊急連絡用電話

(b) 指令専用電話

(c) ファクシミリ

(d) 列車無線

(e) 携帯無線機等

b 風速計、雨量計、水位計及び積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定めるものとする。

ウ 運転基準、運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行うものとする。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施するものとする。

a 災害発生時の旅客の案内

b 避難誘導等混乱防止対策

c 緊急時の通信確保・利用方法

d 旅客対策等

e 関係者の非常参集

④災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法並びに資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておくものとする。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておくものとする。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要

なときは、関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておくものとする。

⑤防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況及び復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立するものとする。

(2) 市及び県の役割

連絡体制の整備

市及び県は、あらかじめ連絡調整窓口や連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

第22節 放送事業者の地震対策

【本所】総務課、防災安全課 【庁舎】総務企画課

【実施主体】放送事業者

1 計画の目的

放送は、地震発生時において震度情報・津波警報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限に食い止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保、放送施設の防護復旧のため、防災対策の推進と防災体制の確立を図るものとする。

<達成目標>

放送事業者は、日常における防災体制の整備を図るとともに、震災時の放送の責務を果たすため、安全確保と体制の整備並びに十分な機材の保全及び情報の取材など災害報道に全力を注げるよう、平常時における準備、非常時を想定した指揮体制の整備を図るものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 災害対策計画の策定

災害に備え、次の事項を内容とする災害対策計画を策定し、防災対策の充実を図る。

- ア 消耗品・機材等の備蓄及び緊急物資・機材の入手ルートの確立
- イ 停電に備えた自家発電機等非常用電源及び自家発電機等の燃料補給先の確保
- ウ 中継回線状態の把握
- エ 各種無線機等の伝搬試験の実施
- オ 仮演奏所及び仮設送信所設置場所の調査選定
- カ 非常持出機器及び書類の指定
- キ 交通路の調査
- ク 電力会社、警察庁、国土交通省及び非常通信協議会等の利用し得る通信回線の調査
- ケ 災害時における放送事業の継続に関すること。

(2) 防災体制の整備

① 防災体制の確立

災害発生時における放送確保が可能となるよう、初動体制、各部署・各人の役割分担、責任体制及び情報連絡体制並びに災害対策本部の設置等について明らかにし、「防災対策マニュアル」として定めるものとする。

② 防災教育・防災訓練の実施

社員への防災知識の啓発に努めるとともに、自ら防災訓練を実施し、又は市及び県の実施する防災訓練に参加することにより、実践的な対応力の向上に努めるものとする。

第23節

ライフライン強化対策（電話）

【本所】情報企画課、防災安全課 【庁舎】総務企画課

【実施主体】東日本電信電話(株)山形支店等電気通信事業者

1 計画の目的

東日本電信電話(株)山形支店等電気通信事業者（以下「電気通信事業者」という。）は、電気通信事業の公共性から、災害時においても重要通信を確保できるよう日ごろから設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進するものとする。

＜達成目標＞

電気通信事業者は、電気通信設備の公共性に鑑み、震災時においても重要通信を確保できるよう、平常時から設備自体を物理的に強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るものとする。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努めるものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 計画の体系



(2) 設備面の災害予防

① 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について劣化に併せて修理、点検等の改善を実施するものとする。

イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については、耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施するものとする。

② 電気通信システムの高信頼化

地震発生時における通信の疎通を維持、確保するため、通信システムの信頼性向上を更に促進するものとする。

ア 主要な伝送路を多ルート構成若しくはループ構成とすること。

イ 主要な中継交換機を分散配置すること。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進すること。

エ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置すること。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルートを推進すること。

③ 災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は被災箇所を迅速に復旧するため、あらかじめ次の機器及び車両等を配備する。

ア 非常衛星通信装置

イ 非常用無線装置

ウ 非常用電源装置

エ 応急ケーブル

オ その他の応急復旧用諸装置

④ 電気通信施設の巡視点検

電気通信工作物を、関係法令に基づく技術基準に適合するように常に保持するとともに、定期的に巡視点検を実施し、事故の未然防止を図る。

倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

(3) 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、震災時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、震災に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練を企画し実施するほか、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

① 災害対策本部の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらか

じめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておくものとする。

- ア 情報連絡室の設置
- イ 災害警戒本部の設置
- ウ 災害対策本部の設置

②復旧要員の確保及び応援協力体制

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ 電気通信事業者等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

③防災教育及び防災訓練の実施

- ア 災害時における社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図るものとする。
- イ 市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力するものとする。
- ウ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会に参加するものとする。

(4)災害対策用資材等の整備

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図るものとする。

①復旧資材等の調達

- ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材
- イ 電気通信設備の予備パッケージ等

②復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターの空輸を行うものとする。

③災害対策用資材置場等の確保

災害時において、必要により災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保するものとする。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図るものとする。

(5)災害時広報活動

平常時から利用者に対し、通信の仕組みや代替通信手段の提供等や、災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合は、正確かつ速やかに広報活動を行うため、関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておくものとする。

①災害時広報活動

- ア 広報車での呼びかけ
- イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報
- ウ インターネットを通じての周知

②広報項目

- ア 被害状況、復旧見込み
- イ 特設公衆電話設置場所の周知

(6) 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、電気通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう、平常時からあらかじめ措置方法を定めておくものとする。

第24節

ライフライン強化対策（携帯電話）

【本所】情報企画課、防災安全課 【庁舎】総務企画課

【実施主体】携帯電話事業を行う電気通信事業者

1 計画の目的

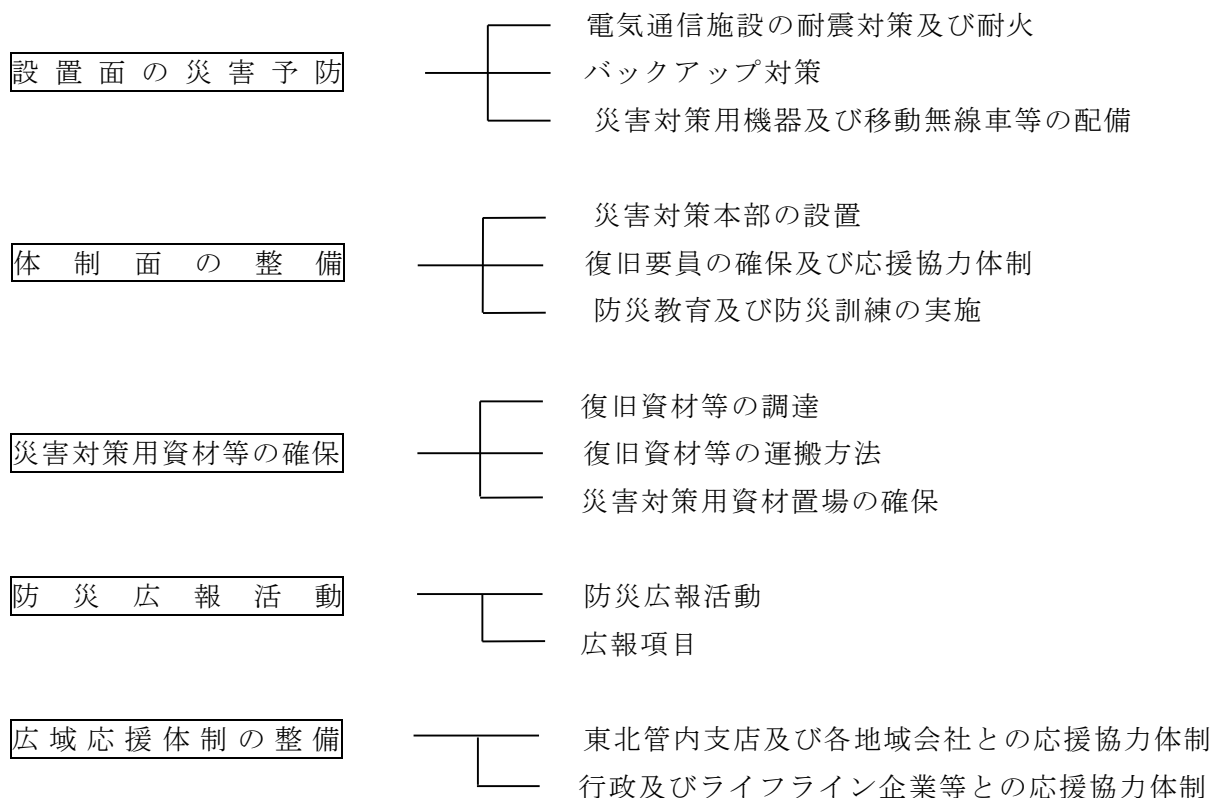
携帯電話事業を行う電気通信事業者は、電気通信事業の公共性から災害時においても、重要通信を確保できるよう日ごろから設備自体を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網の信頼性の向上を促進するものとする。

<達成目標>

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、電気通信設備の公共性に鑑み、震災時においても重要通信を確保できるよう平常時から設備自体を物理的に強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るものとする。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努めるものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 計画の体系



(2) 設備面の災害予防

① 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について劣化に併せて修理、点検等の改善を実施するものとする。

イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが、必要に応じて機能改善等を実施するものとする。

② バックアップ対策

地震発生時における通信の疎通を維持、確保するため、通信システムの信頼性向上を促進するものとする。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備促進

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備充実

③ 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図るものとする。

ア 可搬型移動無線基地局、移動電源車、発動発電機、応急ケーブル

イ その他応急復旧用諸装置

(3) 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、震災時の防災活動を迅速かつ安全に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、震災に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練を企画し実施するほか、市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力するものとする。

① 災害対策本部の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておくものとする。

ア 情報連絡室の設置

イ 災害警戒本部の設置

ウ 災害対策本部の設置

② 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ 携帯電話事業を行う電気通信事業者関連会社等による応援

ウ 工事請負会社の応援

③ 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害時における社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び徒歩による出社訓練等の実施により、防災業務の浸透を図るものとする。

イ 市及び県が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力するものとする。

ウ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会に参加するものとする。

(4) 災害対策用資材等の整備

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図るものとする。

① 復旧資材等の調達

ア 各種ケーブル類の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

② 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要に応じてヘリコプターによる空輸を行うものとする。

③ 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保するものとする。この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図るものとする。

(5) 防災広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に整備しておくものとする。

① 防災広報活動

ア 広報車での呼びかけ

イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ インターネットを通じての周知

② 広報項目

ア 被害状況、復旧見込み

イ 臨時お客様対応窓口の周知

(6) 広域応援体制の整備

① 携帯電話事業を行う電気通信事業者及び各地域会社との応援協力体制

大規模災害が発生した場合は、携帯電話事業を行う電気通信事業者管内の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、非被災支店と連携して迅速な災害復旧を可能とするよう、平常時からあらかじめ措置方法を定めておくものとする。

② 行政及びライフライン企業等との応援協力体制

ア 地方公共団体等との連携

イ ライフライン事業者との協調

ウ 放送事業者、自治体防災無線運用者との協調

第25節

ライフライン強化対策（電力）

【本所】防災安全課 【庁舎】総務企画課
【実施主体】東北電力ネットワーク㈱鶴岡電力センター

1 計画の目的

東北電力ネットワーク㈱は、市民生活の安定を図るため、地震発生時における電力供給ラインを確保し、電力施設の防護対策に努めるものとする。

＜達成目標＞

東北電力ネットワーク㈱は、電力設備の設備毎に計画設計時において、電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、被災経験を生かし災害に強い信頼性の高い送・配電設備の設計、設置を図るものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 事業者の役割

① 電力の安定供給

ア 電力設備の整備・強化

電力設備は、設備ごとに電気設備に関する技術基準等に適合するよう各種対策を講ずるものとする。

イ 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び社内の「保安規程」等に適合するよう確保するとともに、巡視点検及び改修を行うものとする。

倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、県及び電気通信事業者と相互連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。

ウ 設備の監視

できるだけ早く停電を検知し、復旧するために24時間の監視体制を整えるものとする。

② 非常災害対策体制の整備

ア 防災教育

災害に関する資料等の配布、研修会の開催等により、従業員の防災意識の向上に努める。
また、国及び地方自治体が実施する防災訓練に参加する。

イ 非常災害対策訓練の実施

災害時を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上非常災害対策訓練を実施するものとする。

ウ 災害時対策用資機材等の確保と整備点検

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び点検を行うものとする。また、車両等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努めるものとする。

エ 応援隊受け入れ等の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動設備等を整備しておくとともに、応援体制の受け入れ及び資材集荷、受け渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておくものとする。

オ 防災業務施設等の整備

カ 防災関係機関との連携

防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携を整備する。

③防災時広報活動

停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、社内連絡体制を整備しておくものとする。

また、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

第26節

ライフライン強化対策（ガス）

【本所】防災安全課 【庁舎】総務企画課

【実施主体】都市ガス供給事業者（鶴岡ガス（株）、庄内中部ガス（株））、LPGガス充てん事業所
LPGガス販売事業者、（一社）山形県LPGガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会

【関係機関】県（防災くらし安心部）、市民、企業（事業所）等

1 計画の目的

都市ガス供給事業者（鶴岡ガス（株）、庄内中部ガス（株））及びその他ガス事業者（以下「ガス供給事業者」という。）は、各施設の被害を最小限に止めるための耐震性の強化、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

＜達成目標＞

ガス供給事業者は、地震による被害を最小限に止めるとともに、ガスによる二次災害を防止するため、地震に強い信頼性の高いガス設備の設計、設置を図るものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

- ア 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合の移動式ガス発生設備の設置やLPGガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- イ 一般家庭・企業（事業所）等に対して、地震発生時に取りべき安全措置の重要性についてガス供給事業者と連携して普及・啓発を図る。また、高齢者等要配慮者と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者に対して、安全措置等の重要性について、普及啓発を図る。
- ウ 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。
- エ 要配慮者に対する配慮
- オ 市は、福祉関係者に対し、ガス設備に関する知識の普及を図る。
- カ 被害状況を経済産業省等へ連絡する体制を整備する。

(2) 防災関係機関の役割

① 都市ガス供給事業者の役割

- ア 製造所の対策
 - a 建設する施設は、合理的な耐震設計を行うものとする。
 - b 既設の施設は、耐震性の評価を行い、必要に応じて補強などを行うものとする。

- c 異常事態を迅速、正確に把握するための情報の収集装置及び緊急措置を行うための遮断装置を設置するものとする。
- d 検知・警報（地震計、漏えい検知器、火災警報機等）装置を設置するものとする。
- e ガス発生設備、ガスホルダー及び液化ガス貯槽等は、緊急時に備えて緊急停止のための装置を設置するものとする。
- f 消火設備の整備を図るものとする。

イ 導管の対策

- a 建設する導管は、耐震性に優れたポリエチレン管、鋼管、フレキシブル管等の管材を使用し、その接合は、融着、溶接、メカニカル接合など、耐震性能を有する方式を使用するものとする。
- b 耐震性が十分でない既設管については、耐震性のある導管への取替え及び補強・更生修理を計画的に実施するものとする。
- c 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進するものとする。
- d 各ブロックの震度階、ガス供給圧力の変動等の情報を迅速・正確に収集するシステムを導入・整備するものとする。
- e 迅速、確実に供給停止やブロック分割を行うための緊急遮断装置を整備するものとする。
- f 必要により中圧導管の速やかな減圧を行なうための減圧設備の設置を図るものとする。

ウ 動員の基準

- a 地震発生直後の緊急措置に必要な要員を確保するため、地震発生時の動員基準について定め、あらかじめ関係者に周知しておくものとする。
- b 地震発生直後の緊急措置を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ各要員に対し出動する方法・場所を定めておくものとする。

エ 災害対策本部の設置

あらかじめ震度、周辺被害状況等からその設置基準及び規模を定めておき、地震発生後速やかな対応ができるよう体制を整備しておくものとする。

オ 緊急時連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合、市の災害対策本部、経済産業省、日本ガス協会、消防及び警察等の各防災関係機関相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ情報連絡の方法を確認しておくものとする。

カ 応援協力体制の整備

- a 地震発生により供給が停止し、復旧に応援が必要となった場合は、日本ガス協会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」に基づき、当該日本ガス協会地方部会へ救援要請するものとする。
- b 震災時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、機材等を確保するために、工事会社などの関連協力会社と非常時の連絡、動員体制について、あらかじめ協議しておくものとする。

②LP（液化石油）ガス供給事業者の役割

ア 被災状況の把握

液化石油ガス取扱事業者及び液化石油ガス認定保安機関は、充てん施設及び販売施設（容器

置場)及び消費者の供給設備を巡回して、ガス漏洩検知装置等による調査点検を行い、被害状況の点検に努めるとともに、(一社)山形県LPガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会に緊急連絡を行う。

イ 広報

事業者は、二次災害防止等について広報を行う。

ウ 緊急措置

被災状況の実施の結果、ガス施設が危険な場合は容器を撤去し、爆発や流出のおそれのない安全な場所へ一次保管するとともに、ガス漏れ等に対応する。

(3) 市民及び企業（事業者）等の役割

ア 所有するガスの設備・ガス消費機器設備について、ガス供給事業者の助言を得て、地震対策を行うものとする。

イ 地震発生時に取るべき安全措置について、ガス供給事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておくものとする。

ウ ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を家庭で準備するものとする。

エ 積雪時の地震発生に備え、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行うものとする。

第27節

ライフライン強化対策（上水道）

【本所】上下水道部

【関係機関】県（食品安全衛生課、庄内保健所生活衛生課、企業局）、（公社）日本水道協会山形県支部

1 計画の目的

大規模な地震が発生することを想定し、断減水を最小限に抑えるために、市は、施設面及び体制面の災害予防対策を実施するとともに、応急対策を円滑に実施するため、災害時連絡体制の確立、災害対策用資機材の確保、防災広報活動などに努める。

＜達成目標＞

市は、震災による上水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するため、水道施設耐震化により災害に強い上水道施設の整備を図る。市民は、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄するものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

市は、上水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め施設の新設・改良計画に合わせ上水道施設の災害予防対策を推進する。

① 飲料水の確保

飲料水の確保対策として、応急給水所の設置体制を整備する。

② 重要施設の耐震化・近代化等の推進

上水道施設は、取水から末端給水にいたるまで広範囲に配置されており、かつ、各施設は多種多様な構造物、機器により構成されている。計画的に老朽施設の補強、老朽管の更新等を実施し、耐震化、近代化等の対策を図る。

ア 取水施設、浄水施設、配水施設等の構造物の耐震化及び液状化対策

イ 避難場所、被災地への応急給水体制の強化及び主要配水池への緊急遮断弁の設置の検討

ウ 施設間の管路には、強度の高い材質、伸縮可とう継手等の耐震継手及び耐震工法の採用

エ 老朽管路の計画的な更新及び基幹配水管、病院、指定避難所等への配水管の優先的な耐震化

オ 浄水場等での供給予備力強化、各施設の運転状況、被害状況を迅速に把握できる監視システムの整備

カ 津波浸水想定区域における水道施設の浸水対策

③ バックアップシステムの構築等

重要施設のバイパスルートの確保により、バックアップシステムの構築に努め、補完機能の

強化、危険分散による被害の軽減化を図る。

- ア 浄水場、配水池等の重要施設のループ化整備
- イ 非常用電源の整備及び燃料の備蓄（自家発電設備）
- ウ 緊急時代替水源（緊急用井戸の利用）の確保
- エ 配水本管のループ化による被害区域の限定化
- オ 配水系統変更による被害区域の限定化

④その他機械設備や薬品管理における予防対策

- ア 機械、電気及び計装設備の震動による滑動、転倒防止
- イ 震動による浄水用薬品貯留槽の転倒、破損防止及び混薬を防止するための分離保管
- ウ 水道用薬品の適正な量の備蓄

⑤上水道施設の耐震性総合調査及び定期点検

現状の上水道施設、地盤等の耐震性総合調査を行い、必要に応じ補強を行うとともに、定期的な点検により機能保持を図る。

⑥地震及び津波による上水道施設及び需要者の被害想定

- ア 震災直後の被害状況を見積るため、きめ細かな地震状況を収集する体制を確立する。
- イ 地震の規模、地盤の状況、施設整備状況等から被害を予測し、給水目標及び応急対策計画の策定を検討する。
- ウ 津波による施設被害を想定した応急対策計画の策定を検討する。

⑦応急対策マニュアルの策定

応急給水、応急復旧等のマニュアル、手順等を策定するとともに、従事者の動員表、役割分担表を作成し、迅速かつ適切な応急対策に努める。

⑧職員に対する教育及び訓練

- ア 計画的な研修会、講習会を開催することにより、震災時における判断力の養成、防災上必要な知識取得、耐震継手施工時の技術向上など人材の育成に努める。
- イ 緊急時に迅速かつ的確な対応が図られるよう、平常時において総合訓練、各種訓練（参集訓練、情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練、応急復旧訓練等）を行う。

⑨図面・災害予防情報の整備及びO A 機器のバックアップ

- ア 拠点給水地、指定避難場所、想定避難住民数、貯水設備等の情報を盛り込んだ応急復旧用地図（住宅地図、配管図、構造図等）を作成するとともに、コピー機械を配備し、迅速に必要な図面を現場で使用できる体制の整備に努める。
- イ 上水道システムの基本情報（上水道施設図、管路図等）は、2 か所以上に分散管理することとする。
- ウ マッピングシステム等のO A 機器のバックアップシステムを構築し、補完機能を強化するよう努める。

⑩関係行政機関との連携及び連絡調整

- ア 耐震貯水槽の整備にあたっては、消防、学校、公園等の関係部局との役割分担、連絡調整を図る。
- イ 応急給水、応急対策用車両の緊急通行車両への指定、確認について、警察との連絡調整を図る。

ウ 災害時相互応援協定により応援体制を整備する。

⑪水道用資機材等の確保

ア 管、仕切弁、ポンプ設備等の資機材については、応急復旧時に支障が生じないようにあらかじめ規格等の把握を行う。また、予備資材の確保、備蓄に努める。

イ 薬品、燃料等については、適正な備蓄に努めるとともに、関係業者と災害時優先供給協定を締結する等により、これらの確保に努める。

⑫災害時連絡体制の確立

市は、電話、無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

⑬応急給水用施設設備及び応急復旧用資機材の整備

ア 耐震性貯水槽の整備

イ 加圧ポンプ付給水車の整備

ウ 給水タンクの整備

エ 可搬ポリパック等の簡易容器の整備

オ 排水ポンプ、発電機、漏水探知機等の応急復旧用機械器具の整備

カ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の整備

キ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

ク 資機材の製造、取扱業者等との事前協定による復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

ケ 作業員の安全装備用品等の常備

⑭防災広報活動

ア 住民に対し、防災体制、飲料水の確保（最低1人1日303日分程度を目安）、衛生対策等留意事項について広報紙などにより広報し、防災意識の啓発に努める。

イ 町内会や自主防災組織に対し、応急給水計画を周知し共同訓練等により防災活動の研修を充実し、緊急時における支援体制の確立に努める。

ウ 医療施設、福祉施設等に対し、飲料水備蓄のための受水槽などの整備及びその耐震性の向上について広報、指導に努める。

⑮積雪地域（中山間地）での対応

ア 中山間地での配慮

地盤条件や周辺の地形条件によっては、基礎地盤や周辺地盤の崩壊に伴う施設の滑落、流失が予測されることから、上水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。また、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。土砂崩れなどの影響によって極度に濁度が上昇するおそれがある水源については、浄水機能の低下防止対策を検討する。地域全体の大規模な復旧、復興が必要である場合は、効率的な復旧、復興を図るために他のライフライン部局等と調整、連携して行う。

イ 積雪期の対応

積雪により、長期間復旧作業が困難であることを留意し、給水対策を確立する。

(3) 県の役割

①関係機関との連携強化

市からの応援要請に対応できるよう、平常時から国、（公社）日本水道協会山形県支部等の関係機関との連絡体制を構築し、災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

②重要施設の耐震化の推進

取水施設、浄水施設等構造物及び送水施設の耐震化を推進し、災害発生時にも安定的に水道水の供給が可能な対策の実施に努める。

（4）防災関係機関の役割

①（公社）日本水道協会山形県支部

災害時における市及び県からの応援要請に対する積極的な協力、応援体制を整備、強化することに努めるものとする。

第28節

ライフライン強化対策（下水道）

【本所】上下水道部

【関係機関】県（県土整備部、農林水産部）、市民、企業（事業所）等、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、東北電力ネットワーク㈱、（一財）東北電気保安協会、建設業者、包括委託受注業者

1 計画の目的

地震による被害を最小限に防止するため、市は、下水道等施設の耐震性確保とともに、資機材の整備や関連機関との協力体制などの整備を図る。

＜達成目標＞

市は、被災時に、ただちに、被災調査、復旧工事に着手できるように、組織体制を整備し、自ら管理する処理場、ポンプ場等の施設の運転マニュアルを作成しておく。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努めるとともに、地震に強い信頼性の高い下水道等施設の整備を図る。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 防災体制の整備

ア 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、市職員に災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

イ 民間事業者等との連携

下水道等施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておく等、民間事業者等の能力やノウハウを活用することを検討する。

ウ 業務継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で業務を継続するために必要な計画（業務継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

② 災害予防対策

ア 施設の点検、整備

施設の保守点検を計画的に実施し、不良箇所の発見に努め整備を図る。

イ 気象情報の把握

最新の気象状況（降雨予報）を把握する。

ウ 処理場放流先河川等の水位の確認及び津波情報の確認を行う。

エ ゲート開閉作業の実施

河川の水位状況により、ゲートの開閉作業を実施する。

オ 訓練の実施

各施設の内容や災害時に迅速に対応するため、定期的な訓練を行う。

③重要施設の耐震性の確保

ア 処理場及びポンプ場

建築物及び設備等の耐震化を計画的に実施していく。

イ 管きょ施設

管きょは、耐震継手、伸縮可とう管等耐震性の高い構造、材料とし、ネットワーク化について検討し被害の軽減に努める。

ウ 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線については、レベル2、その他の幹線については、レベル1の地震動に対応する構造とする。

a レベル1地震動：供用期間中に発生する確率が高い地震動

b レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低い、大きな強度を持つ地震動

④機能確保対策

ア 下水道台帳の整備

下水道台帳（調書、一般図、施設平面図）は、地震発生時における調査、復旧時に迅速に対応できるよう整備を図る。

イ 応急対策マニュアル等の整備

迅速に応急体制を確立し適切な応急対策を実施するため、応急復旧等のマニュアルの整備、更新を図る。

ウ 災害対策資材の整備

迅速な応急活動を行うため、資機材の調達に努める。

エ 関係機関等との協力体制の整備

関係機関及び関係業者に対して、情報交換や資機材調達のネットワーク等協力体制の整備を図る。

オ 維持管理体制の強化

災害時に適切な対応が行えるよう計画的に施設の点検・パトロール等を実施し、維持管理体制の強化を図る。

カ 耐震診断、耐水性調査及び補強対策

施設の耐震診断及び耐水性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講ずる。

キ 耐震計画及び耐水対策計画並びに設計及び施行

地震や浸水により被害が発生した場合に機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

a 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性継手や可とう性伸縮継手等を採用する。

- b 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。
- c 処理場の流入ゲート及び放流ゲートは、河川水位等を十分考慮に入れた構造とし、処理場及びポンプ場の機械・電気設備は、浸水に耐える構造及び配置とする。

ク 長時間停電対策

a 非常用電源の確保

下水道等施設の停電対応として、非常用発電機を整備しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における電源車や可搬式発電機の優先借受けについて協定の締結を図る。

b 燃料の確保

非常用電源及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

なお、非常用電源の燃料は72時間分の備蓄を目標とする。

⑤二次災害の防止

ポンプ場及び処理場内での各種薬品類、重油及びガス等の漏えい、その他の二次災害が生じないように整備を図る。

⑥下水道等施設の復旧

市は、あらかじめ被災施設の復旧計画を策定し、施設の機能回復及び早期復旧を目指す。また、下水道等施設復旧は概ね次の計画を目安にする。

時 期	内 容
地震後～3日目程度	施設の浸水対策 住民への情報提供、使用制限の広報 処理場、ポンプ場、管きょ等の点検、被災調査
地震後3日目程度～2週間程度	応急調査着手、応急計画策定 施設応急対策着手
地震後2週間程度～2か月程度	本復旧調査着手 応急復旧着手
地震後2か月～	応急復旧完了 本復旧調査完了、本復旧計画策定 災害査定実施、本復旧着手

⑦災害復旧資機材等の確保

市は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材を確保しておく。また、独自に確保できない資機材等については、（一社）山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結することや、北海道・東北ブロックの下水道事業者、下水道事業団等の協力を得る等の広域的な支援体制の確立を図る。

(2) 県の役割

①緊急体制の整備

ア 関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備

イ 市との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

②市に対する支援体制の整備

ア 市に対し、大災害を想定した支援体制を整備するように努める。

イ 災害査定における技術的、知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

③災害時における下水道使用に関する県民への啓発

一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道使用について、啓発に努める。

(3) 関係機関の役割

①(公財)山形県建設技術センター

ア 流域下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置ができる体制を整備するものとする。

イ 市との連携を図り、早期に機能回復できる体制の整備に努めるものとする。

ウ 国・県と協力し、その他災害時に必要な処置を講ずることができる体制の整備に努めるものとする。

②(地方共同法人)日本下水道事業団

ア 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連携を密にするように努めるものとする。

イ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努めるものとする。

③(一社)地域環境資源センター

ア 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連携を密にするように努めるものとする。

イ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう、体制の整備に努めるものとする。

④(公社)日本下水道管路管理業協会

ア 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連携を密にするように努めるものとする。

イ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努めるものとする。

⑤東北電力ネットワーク㈱

ア 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連携を密にするように努めるものとする。

イ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努めるものとする。

⑥(一財)東北電気保安協会

ア 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し、連携を密にするように努めるものとする。

イ 必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努めるものとする。

(4) 市民及び地域の役割

市民は、地域の避難所におけるトイレ施設の管理を共同で行うなど、日頃から災害対応ができるコミュニケーションの形成に努めるものとする。

第29節

危険物等施設の災害予防

【本所】消防本部

【関係機関】県（健康福祉部、防災くらし安心部）、危険物等取扱事業者

1 計画の目的

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）は、その貯蔵又は取扱上の不備が直ちに災害発生の原因となり、震災発生時には、被害を拡大する要因ともなる。これらを取り扱う施設は、自主保安対策を講ずることとし、市及び消防本部は、施設の関係者と協力し合いながら災害予防の指導に努めるものとする。

＜達成目標＞

市は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図る。事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底等により、危険物等施設から地震による災害発生の未然防止を図るものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

- ア 危険物等施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、重点的な立入検査を実施する。
- イ 危険物取扱事業所に対し、定期点検制度による施設維持管理に努め、予防規程の役割分担等により効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

(2) 県の役割

- ア 危険物施設安全対策
- イ 火薬類製造施設等安全対策
- ウ 高圧ガス製造施設等安全対策
- エ 毒物劇物保管貯蔵施設安全対策
- オ 有害物質取扱施設等安全対策
- カ 放射線使用施設等安全対策

(3) 事業者等の役割

危険物による災害は、災害発生時はもとより、二次災害による被害も大きなウエイトを占めることが予想されることから、初期対応が特に重要と考えられる。そのため、危険物等取扱事

業所は、危険物等施設の自主検査と安全性の評価を行い、関係機関と連携した保安体制の強化や、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、自衛消防組織の育成、事業所間相互の応援協力体制の確立、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

①共通事項

- ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図るものとする。
- イ 従業者等に対し保安教育を実施し保安意識の高揚と保安技術の向上を図るものとする。
- ウ 初期消火訓練等を定期的実施するとともに、初動における活動体制の混乱防止のための訓練の徹底を図るものとする。
- エ 事業者は、降雪、なだれ、融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずるものとする。市及び事業者は、積雪期においては除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するものとする。

②危険物等施設

- ア 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立するものとする。
- イ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努めるものとする。
- ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努めるものとする。
- エ 危険物等施設の位置、構造及び設備については、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態の維持に努めるものとする。
- オ 山形県危険物安全協会連合会等が開催する危険物取扱者保安講習を定期に受講させ、危険物を取扱う者に対し保安に関する講習会等を開催し、危険物施設等の安全確保に努めるものとする。
- カ 危険物取扱事業所は、自主保安体制の確立を図るように努めるものとする。
- キ 危険物取扱事業所は、消火器の使用方法、通報及び避難等の訓練実施に努めるものとする。
- ク 危険物取扱事業所は、災害発生時の自衛消防組織等の体制や活動要領を定め、災害発生時に迅速な対応が図れるよう努めるものとする。

③火薬類製造施設等

火薬類取扱事業所は、災害時において被害の拡大が予想されることから、関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、従業員への保安教育・訓練の徹底により災害の未然防止を図るものとする。

- ア 火薬類製造事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努めるものとする。
- イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施するものとする。
- ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応について定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施するものとする。
- エ 火薬類取扱事業所は、保安教育計画に沿って災害の防止の観点から適正な管理に努め、自

主保安体制を確立するものとする。

オ 火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等との連携体制を整備するものとする。

④ 高圧ガス製造施設等

高圧ガス保安法で定める高圧ガスは、その特性から万が一漏えいした場合、爆発性や毒性から大災害につながるおそれがある。このため、高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設の自主検査と安全性の評価を行い、関係機関と連携した保安体制を強化し、法令に定める適正な保安措置を講ずるとともに、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

ア 高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努めるとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立するものとする。

イ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行うものとする。

ウ 高圧ガス取扱事業所等は、具体的な災害想定のもとに隣接事業所との連携を考慮した、より実践的な防災訓練等の実施に努めるものとする。

エ 高圧ガス取扱事業所は、災害発生時に、関係機関及び他の高圧ガス取扱事業所との連絡体制の確保を図る。高圧ガス関係協会は、災害発生時に、高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備するものとする。

オ 高圧ガス取扱事業所は、初期消火訓練を定期的を実施するとともに、初動における訓練の徹底を図るものとする。

カ 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設、設備を適正に維持するとともに、定期自主検査の実施と一般消費者等における充てん容器の転倒防止を徹底するものとする。

⑤ 毒物劇物保管貯蔵施設

毒物及び劇物取締法の適用を受ける毒物及び劇物は、その特性から、漏えいするとその毒性により大きな被害が想定されるため、次のとおり未然防止を図るものとする。

ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

イ 毒物及び劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する体制を整備するものとする。

⑥ 有害物質取扱い施設等

有害物質取扱事業所は、有害物質の飛散、公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策を徹底するとともに、事故時の連絡体制や応急措置体制をあらかじめ整備しておくものとする。

ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全するものとする。

イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する体制を整備するものとする。

⑦ 放射線使用施設

放射性物質は、その特性から、漏えいすることにより人体への影響や環境汚染などの被害が発生し、しかも長期間にわたって影響を及ぼすおそれがある。このため、放射線使用事業所は、

関係機関と連携して保安体制を強化し、法令に定める適正な障害防止のための予防措置、保安教育及び訓練の徹底による災害の未然防止を図るものとする。

ア 関係機関と連携して保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図るものとする。

イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備するものとする。

⑧危険物等積載船舶等

海難事故等による危険物等の海上への流出防止のため、従業者等教育訓練の徹底及びオイルフェンス、油処理剤等を整備するものとする。

第30節

火災予防と消防力の整備

【本所】消防本部

【関係機関】県（防災くらし安心部）、市民、企業（事業所）等、学校

1 計画の目的

地震発生時には、火気を使用する器具及び発火危険薬品の漏えい、混触等により広域にわたって同時に火災が多発し、特に木造住宅密集市街地においては、大火災に発展する危険が極めて大きい。このような火災の発生や延焼の拡大を防止するため、市及び消防機関は、初期消火の徹底など出火防止を基本とした火災予防対策の充実及び消防資機材、水利施設等消防力の充実強化を図る。

＜達成目標＞

市は、町内会や自主防災組織が行う防災訓練等の活動を支援するなど、市民の防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。市民（各家庭、企業（事業所）等、学校）は、町内会や自主防災組織を通じた初期消火訓練等への参加、各家庭での消火器具等の備えや、市民防災のしおり等を参考に地震発生時の火災発生防止に努めるとともに、万が一火災が発生した場合に被害を最小限に止めるための初期消火の知識を身につけるものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 出火の防止

市は、住民等に対し火災予防運動などあらゆる機会を通じ、出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発に努める。

- ア 消火器、消火バケツ等消火器具等の普及
- イ 家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底
- ウ 耐震自動消火装置付火気器具の普及及び点検整備の指導
- エ 火気使用場所の不燃化促進
- オ カーテン、じゅうたん及び寝具類等防災品の普及促進
- カ 灯油等危険物の安全管理の徹底
- キ 異常気象時の火気取扱い制限
- ク 感震ブレーカーの普及及び避難時の分電盤等電源遮断の徹底
- ケ 避難時、ガスの元栓の閉止の徹底
- コ 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理の徹底

② 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織の育成強化、防火防災教育を支援することにより、火災の未然防止、火

災発生時の被害の軽減を図る。

③消防機関

ア 高齢者等の要配慮者には、防火訪問を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、一般市民等に対しては、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

イ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物については、定期的に火災予防査察を実施し、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。

ウ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を置く企業（事業所）等に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。

④初期消火活動等の徹底

市は、初期消火活動の徹底を図るため、家庭、自主防災組織、企業（事業所）等（自衛消防隊）を通じて、次の対策を指導する。

ア 各種訓練、集会、防火パンフレットの配布を通じて、住民の防火意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動力の向上を図る。

イ 防火管理者を置く企業（事業所）等に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかける。

ウ 火災予防査察及び高齢者世帯の防火指導を計画的に実施し、出火時の初期対応について指導する。

⑤消防力の強化

ア 消防力の整備

市は、同時多発火災及び大規模火災発生時は、交通障害等により消防活動が困難となるため、次により消防力の充実強化を図る。

- a 消防車両、救助資機材、消防施設の充実強化
- b 消防団の活性化と機動化等
- c 自主防災組織、自衛消防組織との連携強化

イ 消防水利の整備

市は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓のみに頼ることなく、有効な消防水利の整備及び確保を推進する。

- a 耐震性を有する防火水槽の整備、促進を図る。
- b 年間を通じて消防水利としての活用を図るため、河川管理者等の協力を得て自然水利の活用を積極的に推進する。
- c 学校や企業（事業所）等の協力を得て、プール及び消防用水の活用を積極的に推進する。

ウ 積雪期の消防水利対策

積雪期における水利の確保は困難な場合が多いので、市民の協力を得て確保に努める。

- a 消防団、地域住民の協力による消防水利除雪体制の整備
- b 無蓋貯水槽の有蓋への改良整備の促進

エ 要配慮者に対する配慮

- a 市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員・児童委員等の福祉関係者や婦人防火クラブ員等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力

を働きかける。

- b 市は、要配慮者が居住する住宅について、防火訪問を重点的に実施し、住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理の徹底等の普及を図る。

(2) 県の役割

① 防火意識の普及促進

市民に対して、市及び消防機関と連携し、広報活動により出火防止や消火・避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

② 消防設備士等の活用

消防設備士、防火対象物点検資格者等の資質の向上を図り、企業（事業所）等における防火管理体制の整備を図る。

(3) 市民及び企業（事業所）等の役割

① 市民の役割

- ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意するものとする。
- イ 耐震自動消火装置付火気器具の使用に努めるものとする。
- ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努めるものとする。
- エ 台所など火を使う場所の不燃化に努めるものとする。
- オ カーテン、じゅうたん及び寝具類等は、防災製品の使用に努めるものとする。
- カ 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理に努めるものとする。
- キ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努めるものとする。
- ク 家具類の転倒、落下防止措置に努めるものとする。
- ケ 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加するものとする。

② 地域の役割

地域は、防災訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努めるものとする。

③ 企業（事業所）等の役割

- ア 防火管理者を置く企業（事業所）等は、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施するものとする。
- イ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材を整備するものとする。
- ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずるものとする。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在、利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行うものとする。

第31節

廃棄物処理体制の整備

【本所】廃棄物対策課、土木課 【庁舎】市民福祉課

【関係機関】県（循環型社会推進課、水大気環境課）、山形県環境整備事業協同組合、（一社）山形県産業資源循環協会、（一社）山形県浄化槽工業協会、（一社）山形県解体工事業協会、山形県建設業協会鶴岡支部

1 計画の目的

大規模地震や津波発生後、大量に発生する廃棄物（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、し尿など）や倒壊物、落下物等を適切かつ迅速に処理することは、市民生活の早期安定や再建、公衆衛生の確保等に欠かせない。このため、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、処理体制の整備を推進する。

＜達成目標＞

市は、震災時を想定したごみ、し尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、廃棄物処理施設の耐震化や応急復旧体制の整備に努める。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 災害廃棄物処理計画の策定

ア 震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関等との連絡体制、市民への広報の方法、仮置場の配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。

イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について、防災訓練等を通じて啓発を行う。

② 廃棄物処理施設の耐震化等

ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時の廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。

イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

③ 協力体制の整備

近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

(2) 県の役割

① 県内市町村間の広域処理体制を整備する。

県内市町村のごみ、し尿収集、処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

②関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

(3)関係機関の役割

①山形県環境整備事業協同組合

ア 県との災害時応援協定に基づき、発災直後の市及び県からの要請によるし尿・災害廃棄物の収集、運搬に備えるものとする。

イ 組合員への緊急連絡体制を整備するものとする。

②(一社)山形県産業資源循環協会

ア 市からの要請による災害廃棄物の収集、運搬及び処分に備えるものとする。

イ 会員への緊急連絡体制を整備するものとする。

③(一社)山形県浄化槽工業協会

ア 市からの要請による浄化槽の応急復旧等に備えるものとする。

イ 会員への緊急連絡体制を整備するものとする。

④(一社)山形県解体工事業協会

ア 市からの要請による損壊家屋の解体に備えるものとする。

イ 会員への緊急連絡体制を整備するものとする。

⑤山形県建設業協会鶴岡支部

ア 市からの要請による災害廃棄物の収集、運搬に必要な建設機械等の提供等に備えるものとする。

イ 会員への緊急連絡体制を整備するものとする。

(4)市民の役割

ア 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊、家具・家財の破損の防止に努めるものとする。

イ 市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害廃棄物の排出方法や仮設、携帯トイレ等の使用方法等の理解に努めるものとする。

第32節

食料・生活必需品の確保

【本所】 契約管財課、地域振興課、上下水道部、防災安全課、コミュニティ推進課

【庁舎】 産業建設課、総務企画課

【関係機関】 県（防災くらし安心部、商工労働部、農林水産部）、市民、企業（事業所）等、日本赤十字社山形県支部、（公社）山形県トラック協会、災害時支援協定企業（事業所）等

1 計画の目的

災害が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、食料、飲料水及び生活必需品等の備蓄及び調達とともに、大規模な災害時の応急・復旧に有用な資機材・建設機械等の備えについて定める。

<達成目標>

災害時支援協定企業（事業所）等は、流通在庫、配送体制を活用し、速やかに食料及び生活必需品を被災者へ供給できるよう、緊急調達体制を整備するものとする。市民（各家庭、企業（事業所）等）は、地震発生から、流通機構の復活が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下「物資等」という。）は、自らの備蓄で賄うものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 市の役割

① 物資の緊急体制の確立

ア 企業（事業者）等及び団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送、配付体制を整備する。

ウ 地域の住民組織、ボランティア等による協力体制を整備する。

エ 独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

オ 国は、県及び市町村において、正確なニーズの把握や要請を行うことに時間を要することや、民間供給能力の低下により、必要な物資の迅速な調達が困難とされる場合においては、被災地からの要請がなくても、物資の供給を確保し、輸送を開始する（プッシュ型支援）ことから、市は、必要な情報について可能な限り国に提供することとし、要請に基づく支援（プル型支援）へ早期に切り替えるよう避難者数、ニーズ等の情報収集を行う。

② 給水体制の整備

市は、1人1日3リットルの水の確保を目安に、上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。

③ 備蓄に関する住民への普及啓発

ア 市民、企業（事業所）等に対し、備蓄の重要性及び、災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。

イ 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の非常炊き出し訓練等を行う。

④物資の備蓄、確保及び方法

ア 住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目（非常用発電機、投光器等）の備蓄に努める。

イ 備蓄物資は、避難所施設等にあらかじめ配備し、災害時に自主防災組織等が直ちに取り出して使用できるようにする。

ウ 必要に応じ、災害対策用要員に係る食料等の備蓄に努める。

エ 燃料、発電機、建設機械等の応急復旧活動に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

オ 食品の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障害、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し、次の品目を中心に確保する。

a 炊き出し用米穀、乾パン、包装米飯、乾燥米穀及び乳幼児用粉ミルク・液体ミルク等の主食

b 即席めん、味噌、醤油、レトルト食品、ハム・ソーセージ類及び調理缶詰等の副食

カ 平常時から石油商業組合等と連携して中核給油所や小口燃料配送拠点における燃料の確保等を促進するとともに、中核給油所等の情報を市と共有するなど、災害時における石油等の安定供給を確保するための体制を構築する。

キ 高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し、次の品目を中心に確保に努める。

a 寝具（毛布、ダンボール等 ほか）

b 外衣・肌着（下着 ほか）

c 身の回り品（タオル ほか）

d 炊事道具・食器（ほ乳瓶、ほ乳瓶の洗浄器 ほか）

e 医薬品（常備薬、救急箱 ほか）

f 日用品（トイレットペーパー、ティッシュペーパー、ポリ袋、ポリバケツ、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、おしりふき、アルコール消毒液、マスク、使い捨て手袋、ごみ袋、燃料 ほか）

g 光熱材料等（懐中電灯、乾電池、ラジオ、温度計、カセットコンロ、カセットボンベ、ブルーシート、土のう袋 ほか）

h トイレ（簡易トイレ ほか）

i 季節用品（（冬季）防寒着、カイロ、ストーブ、灯油 ほか）

（（夏季）扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤 ほか）

ク ガソリン、灯油等の燃料について、あらかじめ民間事業者との協定を締結するなど、災害時における確保に努める。

(2) 県の役割

①物資の備蓄

市が供給又は緊急調達が困難な事態に備え物資等を備蓄する。

②物資の緊急供給体制の整備

ア 企業（事業者）等及び関係団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ 他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

ウ 輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配付体制を整備する。

③市に対する支援体制の整備

市に対し、物資の提供・代理調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備するとともに、物資調達・輸送調整支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、沿岸市町における食料等の備蓄状況を常に把握しておく。また、県及び市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等確認を行うよう努める。

④災害備蓄に関する市民への普及啓発

一般家庭、企業（事業所）等における災害備蓄の重要性及び、災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。

(3) 関係機関の役割

①日本赤十字社山形県支部

ア 毛布等の救援物資の備蓄及び緊急搬送体制を整備し、発災直後の市及び県からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への搬送に備えるものとする。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市及び県と情報交換し連絡を密にするものとする。

②(公社)山形県トラック協会

ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するものとする。

イ 会員企業への緊急連絡体制を整備するものとする。

(4) 災害時応援協定企業の役割

物資の緊急供給体制の確立

ア 協定に基づき流通在庫等により緊急供給ができる体制を整備するものとする。

イ 緊急輸送、配付ができる体制を整備するものとする。

(5) 市民の役割

ア 各家庭において、家族の3日分程度の物資等の備蓄に努めるものとする。

イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平常時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努めるものとする。

ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するものとする。

エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するものとする。

オ その他災害時に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

(6) 企業（事業所）等の役割

ア 長距離通勤者等で災害時に帰宅が困難になる者が 1～3 日間程度泊まり込むのに必要な量の物資等の備蓄に努めるものとする。

イ 企業（事業所）等は、業務の継続に必要な人員について、上記と同様の備蓄に努めるものとする。

ウ 福祉施設、病院等は、入居者、入院患者、職員等が必要とする 3 日分程度の物資等の備蓄に努めるものとする。

第33節

輸送体制の整備

【本所】企画部、土木課、都市計画課、 【庁舎】総務企画課、産業建設課

【関係機関】県（総務部、県土整備部）、県警察本部

1 計画の目的

地震や津波等により災害が発生した場合の応急対策活動が円滑に実施されるため、迅速かつ効率的な輸送体制の整備について定める。

＜達成目標＞

災害発生時の応急対策を円滑に実施するため必要な道路は、防災活動拠点施設等と有機的に結合したネットワークとして機能することが重要であることから、県域の緊急輸送ネットワークと整合性を図りながら、市域の主要防災拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

2 緊急輸送ネットワークの設定

(1) 緊急輸送ネットワークの指定

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、市内の防災活動拠点（市、警察署、消防署等の庁舎）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場、災害拠点病院、物資輸送拠点等）及び防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークを指定する。

(2) 緊急輸送ネットワークを指定する基準

- ア 高速道路を基幹とし、これをアクセスする主要国道を主体に、防災活動拠点、災害拠点病院、輸送施設等を有機的に結ぶ国道、県道及び市道で構成される道路網
- イ 隣接市町村や隣接生活圏との接続道路
- ウ 病院、広域避難地等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送ネットワークにおいて指定された輸送機関及び輸送拠点の管理者は、平常時から情報交換を行い相互の連携体制を整える。

3 物資輸送拠点の環境整備等

ア 物資輸送拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、以下の環境整備を図る。なお、整備にあたっては、緊急輸送道路上にある道の

駅等の公共施設を物資輸送拠点にすることも検討する。

- a 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化
- b 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置の支援
- c 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

イ 市は、社会的、地理的状況、災害による被害想定や避難所の配置状況等を考慮し、一時物資輸送拠点の候補となる公的施設又は運送事業者等の施設を、当該施設の管理者と協議のうえ、複数選定しておく。

<一時物資輸送拠点施設>

No.	施設名称	所在地	集積専用箇所名称	有効床面積 (㎡)
1	小真木原総合体育館	小真木原町 2-1	アリーナ	1,938
2	小真木原陸上競技場	小真木原町 2	室内走路	560
3	小真木原野球場	小真木原町 2	屋内練習場	2,016
4	J A 鶴岡北部青果物集出荷施設	覚岸寺字水上 199	集出荷場	890
5	J A 鶴岡金谷選果場	金谷字大沢 152-1	集出荷・選果作業場	860
6	藤島体育館	藤の花 1-1-1	屋内練習場	990
7	藤島庁舎	藤島字笹花 25	大型車庫	459
8	泉地区地域活動センター	羽黒町荒川字谷地堰 11-1	体育室	900
9	羽黒第四地区地域活動センター	羽黒町上野新田字段之松 6-2	除雪車庫	100
10	広瀬地区地域活動センター	羽黒町後田字下田元 237	図書室	50
11	櫛引スポーツセンター	三千刈字清和 158-1	クレーコート	1,200
12	高齢者活動センター	三千刈字藤掛 1	製作展示室	184
13	旧朝日大泉小学校	上田沢字中明 64	体育館	842
14	朝日庁舎	下名川字落合 1	車庫	149
15	温海ふれあいセンター	温海字温海 577-1	多目的ホール	449
16	旧福栄中学校	木野俣字木野俣 105	体育館	713

※令和2年3月31日現在

4 輸送施設の安全確保

ア 輸送施設の管理者は、各施設の防災対策を推進し、災害時における施設の機能確保を図る。

イ 緊急輸送ネットワークとして指定された輸送機関については、特に災害時の安全確保に努める。

5 臨時ヘリポートの選定・整備

市は、緊急輸送ネットワークを形成する施設として、小中学校のグラウンド、陸上競技場等を臨時ヘリポートとして指定しておく。なお、選定にあたっては、緊急輸送道路上にある道の駅等の公共施設を臨時ヘリポート候補地にすることも検討する。

<臨時ヘリポート開設場所>

No.	施設名	用途	住所	連絡
1	赤川河川緑地（都市計画課）	河川緑地	伊勢横内字大場河原	25-2111
2	鶴岡工業高等専門学校	グラウンド	井岡字沢田 104	25-9014
3	加茂水産高等学校	グラウンド	今泉字大久保 1-72	33-3031
4	上郷小学校	グラウンド	みずほ 33-3	35-2641
5	小真木原公園	南多目的広場	小真木原町 2	25-8131
6	季台運動広場（契約管財課）	広場	小波渡字季台	25-2111
7	第五中学校	グラウンド	大山字若柳 271	33-2222
8	旧田川小学校	グラウンド	田川字高田 9	25-2111
9	湯野浜小学校	グラウンド	湯野浜一丁目 16-38	75-2110
10	東栄小学校	グラウンド	川尻字町上 14	64-2159
11	長沼地区地域活動センター	グラウンド	長沼字宮前 164	64-2122
12	藤島農村環境改善センター	運動場	添川字新地 315	64-2470
13	渡前小学校	グラウンド	渡前字中屋敷 1	64-2160
14	藤島芝生広場	広場	藤の花一丁目 11-1	64-2143
15	藤島小学校	グラウンド	藤の花二丁目 1-1	64-2156
16	藤島中学校	グラウンド	藤島字笹花 86-1	64-2154
17	広瀬小学校	グラウンド	羽黒町後田字下田元 9	62-2165
18	羽黒小学校	グラウンド	羽黒町荒川字花沢 4	62-2148
19	羽黒中学校	グラウンド	羽黒町荒川字宮東 28-1	62-2100
20	泉地区地域活動センター	グラウンド	羽黒町荒川字谷地堰 11-1	62-4303
21	旧羽黒第一小学校	グラウンド	羽黒町手向字手向 179-1	62-2678
22	旧羽黒第四小学校	グラウンド	羽黒町上野新田字式反割 1-2	62-4320
23	月山レストハウス	駐車場	羽黒町川代字東増川山	23-4598
24	休暇村羽黒	駐車場	羽黒町手向字羽黒山 8	62-4270

No.	施 設 名	用 途	住 所	連 絡
25	櫛引東小学校	グラウンド	黒川字小在家 90	57-2105
26	櫛引東小学校旧たらのき代分校	グラウンド	たらのき代字西野 834	57-2111
27	櫛引西小学校	グラウンド	上山添字文栄 1	57-2106
28	櫛引中学校	グラウンド	上山添字文栄 86	57-2103
29	櫛引南小学校	グラウンド	東荒屋字竹の内 212	57-2107
30	あさひ小学校	グラウンド	下名川字落合 2	53-2028
31	旧朝日大泉小学校	グラウンド	上田沢字中明 64	57-4861
32	旧大網小学校	グラウンド	大網字興屋 38-6	53-2119
33	大鳥自然の家	グラウンド	大鳥字寿岡 112	55-2946
34	湯殿山スキー場	駐車場	田麦俣字六十里山 104-5	54-6450
35	朝日スポーツセンター	駐車場	東岩本字野中 143	53-3302
36	朝日中学校	グラウンド	本郷字笹目 50	53-2092
37	あつみ小学校	グラウンド	温海字荻田 240-1	43-3101
38	鼠ヶ関小学校	グラウンド	鼠ヶ関字横路 497-2	44-2128
39	マリンパーク鼠ヶ関	駐車場	鼠ヶ関丙 150	44-2112
40	温海中学校	グラウンド	大岩川字黒岩 35	43-2911
41	旧福栄小学校	グラウンド	木野俣字不動滝 11-1	47-2315

※令和2年3月31日現在

6 緊急輸送用車両等の確保・整備

市は、車両等の必要予想数及び調達先並びに物資の物資輸送拠点施設等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送事業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結する等体制の整備に努める。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

7 緊急通行車両確保のための事前対策

市は、災害応急対策活動を円滑に実施するため、緊急通行車両であることの確認について、事前届出の普及に努めるとともに、次により事前届出事務を行う。

(1) 事前届出の対象となる車両

ア 災害時において、防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- a 警報の発令・伝達、避難の勧告又は指示に関するもの
 - b 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道等その他の応急措置に関するもの
 - c 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの
 - d 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
 - e 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
 - f 犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関するもの
 - g 緊急輸送の確保に関するもの
 - h 上記のほか、災害発生防禦又は拡大防止のための措置に関するもの
- イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動専用を使用される車両、又は災害発生時の他の関係機関、団体から調達する車両であること。

(2) 届出手続き等

事前届出対象車両の緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、鶴岡警察署長を経由して県公安委員会に提出する。

(3) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届書を受理した警察署長を経由して緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

市・県等の道路管理者及び県警察本部は、平常時から連携して、自動車運転者に対し、地震発生時にとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

- a できるかぎり安全な場所に車両を移動させること。
- b カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- c やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難するとき車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

- a 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
- b 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- c 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

第34節

学校等の防災対策・防災教育

【本所】教育委員会、子育て推進課 【庁舎】総務企画課、市民福祉課

【関係機関】県（総務部、健康福祉部）、観光文化スポーツ部、学校等

1 計画の目的

地震や津波等により災害が発生した場合に、学校、幼稚園、保育園等（以下「学校等」という。）における児童・生徒、幼児（以下「児童・生徒等」という。）、教職員等の安全確保のほか、施設の保全に関する迅速な対応を図る。なお、この計画における「学校」とは、学校教育法第1条に規定する施設を言い、「保育園等」とは、児童福祉法第7条に規定する施設を言う。

＜達成目標＞

市は、地域防災計画、学校安全計画に基づき、学校等の取組を支援するとともに、学校間の連絡網を整備する。また、学校等は、震災時に避難所として使用されることから、地震発生に備えて耐震補強、耐震診断等を実施し、地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できる災害に強い施設づくりを推進する。図書館、美術館、博物館及び体育施設等学校以外の文教施設は、不特定多数の者が利用することから避難、誘導が難しいが、これらの施設の管理者は、これらの事情を考慮して災害予防対策を講ずる。学校等は、学校安全計画や防災マニュアルを策定し、防災訓練等の予防対策及び応急対策を実施するものとする。また、教職員、児童・生徒等に対する防災教育を行うものとする。

2 各主体の役割及び業務の内容

(1) 学校等の役割

① 学校安全計画や防災マニュアルの策定

ア 策定

学校は、市が示すハザードマップ等を参考に、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、県教育委員会が策定した「学校における危機管理の手引き（総論・学校安全編（平成22年11月作成））」を参考に、全ての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施するものとする。また、保育園等は、「山形県児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例」第7条に規定する非常災害対策に関する防災マニュアルを策定・実施するものとする。

イ 内容

a 安全教育に関する事項

(a) 校種別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項

(b) 学年別・月別の指導事項

○特別活動における指導事項

- ・ 学級（ホームルーム）活動における指導事項（生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等）
- ・ 学校行事（避難訓練、交通安全教室などの安全に関する行事）における指導事項
- ・ 児童（生徒）会活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
- ・ 課外における指導事項
- ・ 個別指導に関する事項

(c) その他必要な事項

b 安全管理に関する事項

(a) 児童・生徒等、教職員等の管理の事項

学校生活の安全管理の事項

(b) 施設・設備等の管理の事項

学校環境の安全点検の事項

学校安全に関する組織活動の事項（研修含む。）

②危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の策定

校長、幼稚園長及び保育園長等（以下「校長等」という。）は、児童・生徒等の安全確保を図るため、当該学校等の実情に応じて、危険発生時において当該学校等の教職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を策定する。

③学校安全委員会の設置及び学校防災組織の編成等

校長等は、学校安全計画の策定や見直しについて検討し、また、学校安全計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置するものとする。また、校長等は、学校防災組織の編成等にあたって、次の点に留意するものとする。

ア 学校防災組織の編成

災害発生時に対応する学校防災組織を編成し、教職員の役割分担を定めるとともに、担当者が不在の場合の代行措置を明確にするものとする。

イ 避難計画

児童・生徒等を安全に避難させるため、災害の状況に応じた避難場所、避難経路、避難方法等について避難計画を作成するものとする。

④施設、設備等の点検・整備

学校等の施設、設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施するものとする。特に、児童・生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の転倒防止等、必要な措置を講ずるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておくものとする。また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、除雪に際しては、避難路の確保に万全を期すものとする。

⑤防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておくものとする。児童・生徒等及び教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておくものとする。

⑥教職員の参集体制

校長等は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、

教職員に周知しておくものとする。また、教職員は、災害時の参集体制に応じて、事前に指定された参集場所で応急対策に従事するものとする。

⑦家庭との連絡体制

あらかじめ保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、災害の規模や状況に応じた児童・生徒等の引渡しの基準等について保護者と確認し、徹底しておくものとする。なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期すものとする。

⑧防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長等は、学校安全計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、児童・生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行うものとする。

イ 児童・生徒等に対する防災教育

校長等は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施するものとする。なお、防災教育の実施にあたっては、児童・生徒等の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用するものとする。また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるとともに、自然体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の機会を捉えて、児童生徒が自身の安全を守るための力を育成するものとする。

- a 事件・事故・災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- b 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を回避することができるようにする。
- c 自他の生命を尊重し

安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにする。

⑨防災訓練の実施

校長等は、学校安全計画等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施するものとする。

ア 形式的な指導に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、実践的に実施するものとする。

イ 授業中、休み時間、登下校中や校外学習中など、様々な場面を想定した避難訓練の実施や事前指導を行う。なお学校の立地条件を考慮して事前に避難場所を定め、児童・生徒等に周知しておくものとする。

ウ 中学校、高等学校にあっては、地域社会の一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させるものとする。

⑩要配慮者に対する配慮

学校等の設置者は、学校安全計画の策定や災害に備えた施設、設備等の整備にあたっては、特別な支援を要する児童生徒の安全にも十分配慮するものとする。

⑪積雪地域での対応

学校等の設置者は、学校安全計画の策定や防災訓練の実施及び施設、設備等の整備等にあたっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

(2) 学校以外の文教施設の役割

①防災計画の策定

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じ職員に周知する。

②自衛消防組織の編成

災害発生時における緊急活動に従事する自衛消防組織を編成し、あらかじめ職員の役割を定めておく。

③避難体制の確立

災害発生時に、施設内の利用者に状況を伝達し、安全に施設外に避難させるため、避難誘導の手段及び方法について確立しておく。

④防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。

(3) 市及び学校等の設置者の役割

①施設の耐震性の強化

学校等の設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

②災害に備えた施設・設備等の整備

市は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

③学校等に対する支援、助言

市は、地域防災計画に沿って学校等の取組を支援するとともに、連絡網を整備し災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

(4) 県の役割

①学校安全計画のモデル等の作成

県教育委員会は、各学校が学校安全計画を策定し、又は見直す際に参考とすべきモデルやマニュアルを示し、各学校の取組を支援する。

②公立学校教職員に対する防災教育

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第35節

文化財の保護対策

【本所】教育委員会 【庁舎】総務企画課

【関係機関】県教育委員会

1 計画の目的

適宜文化財調査や文化財所有者に予防措置等の指導・助言を行い、文化財所有者は、地震から文化財を保護するために、文化財への防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

＜達成目標＞

市は、施設・設備等の安全点検を定期的に行い、点検による必要箇所の補強・補修に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び積雪時の避難路を確保し、年1回以上避難訓練を実施する。文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の防災設備の設置及び保存環境の整備等に努めるものとする。

2 各主体の役割

(1) 市の役割

①施設及び文化財の予防対策

- ア 市が有する文化財、収蔵施設等の管理者は、学校安全計画に準じて防災計画を作成する。
- イ 自衛のための防災組織を編成するとともに、管理者或いは担当職員が不在の場合の役割分担を明確にする。
- ウ 施設・設備等は、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努める。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び積雪時の避難路を確保する。
- エ 避難訓練を定期的の実施し、地震時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように避難場所を定めておく。

②指定文化財への対策

ア 国及び県指定文化財

市内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理・修復に係る役割や地震時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 県の役割

①指定文化財等への対策

ア 国及び県指定文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ 市指定等文化財など

現状の情報収集を行いながら、文化財の防災対策についての啓発・助言を行う。

(3)文化財所有者・管理責任者の役割

ア 文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておくものとする。

イ 民間で文化財、収蔵施設等を有する場合、その管理者は、市の防災計画に準じて防災計画を作成するものとする。

ウ 自衛のための防災組織を編成するとともに、管理者或いは担当職員が不在の場合の役割分担を明確にするものとする。

エ 施設・設備等は、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所の補強・補修に努めるものとする。特に、入館者及び施設利用者の避難経路の表示と安全確認及び積雪時の避難路を確保するものとする。

オ 避難訓練を定期的実施し、災害時に入館者、施設利用者を安全かつ迅速に誘導できるように避難場所を定めておくものとする。

カ 防災設備等の整備については、基本的に学校に準じた安全対策をとるものとする。また、文化財を保護するため防災設備等の整備を図るものとする。

(4)市民・地域の役割

①市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行うものとする。

②地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておくものとする。

3 文化財の種別毎の業務の内容

(1)建造物

文化財所有者は、修理・修復により文化財としての価値を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施するものとする。県及び市は、それを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

(2)美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、市及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の設置や管理を行

うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくものとする。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は、定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておくものとする。市及び県は、それを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

第36節

ボランティア活動の推進

【本所】地域包括ケア推進課、防災安全課 【庁舎】市民福祉課、総務企画課

【実施主体】市社会福祉協議会

【関係機関】県（防災くらし安心部、健康福祉部）、県社会福祉協議会、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会

1 計画の目的

市及び関係機関は、ボランティアの自主性を尊重し、震災時のボランティア活動が円滑に進められるよう災害ボランティアの育成、民間団体との連携、他市町村とのネットワークづくりなど、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

＜達成目標＞

市は、災害ボランティア活動がスムーズに行われるために、研修等の実施や鶴岡市社会福祉協議会等の各種団体と協力する。

2 各主体の役割

(1) 市の役割

① 災害ボランティア活動に対する住民への意識啓発

平常時から防災訓練時等の機会を捉え、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

② 受け入れ体制の整備及び災害ボランティアの育成

災害時におけるボランティアの受け入れ等が円滑に進められるよう、県や市社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク団体が行う災害ボランティアコーディネーターの養成講座やボランティア団体の市防災訓練参加などを通じ、災害ボランティアの育成、広域的な組織化に努めるとともに、受け入れ体制を整備する。

ア 市災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検・整備

イ 市災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施

ウ 市災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録

エ 市災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保

オ 地域における防災意識の普及啓発

カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

③ 活動環境の整備

市及び県は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、被災者ニーズ等の情報提

供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

また、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

(2) 主な関係機関の役割

① 鶴岡市社会福祉協議会

平常時から市民向けボランティア講座や地区社会福祉協議会での研修の機会を捉え、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発及び地域における日常的な相互扶助活動の啓発を図るものとする。また、災害時、被災者のニーズ把握からボランティアへ具体的な活動のコーディネートを行うことができる人材の発掘、育成に努めるものとする。

② その他関係機関

関係機関等は、市及び県と連携し、災害ボランティアの育成に努めるものとする。また、鶴岡災害ボランティアネットワーク、山形県災害ボランティア支援ネットワーク連絡会と連携を図るものとする。

3 業務の内容

(1) 災害ボランティアへの意識啓発

市は、市民に対し、災害ボランティアへの意識啓発を行う。

(2) 民間団体との連携

市は、必要に応じたボランティア活動が円滑に行えるよう、市社会福祉協議会、NPO法人鶴岡災害ボランティアネットワーク等と連携しネットワークを形成する。

(3) 地域コミュニティづくり

市は、災害時において、住民の主体的な意思に基づく互助社会の構築が必要なことから、市社会福祉協議会と連携を図りながら、地域における日常的な相互扶助活動を推進し、災害時に的確に対応できるよう、町内会、コミュニティ組織等に対し地域コミュニティづくりに向けた支援・指導を行う。

第 3 章 災害応急対策

第1節

災害対策本部の組織・運営・動員

【本所】災害対策班 【庁舎】総務企画班
【関係機関】県（防災くらし安心部）、防災関係機関

1 計画の概要

市域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、本所及び各庁舎は、速やかに災害対策本部等組織の編成、要員の確保を行い、初動体制を確立するとともに、市及び防災関係機関は、緊密な連携を図り、災害の拡大を防止するための活動体制を定める。

＜達成目標＞

市は、鶴岡市災害対策本部の本部機能の強化を図るとともに、一部地域の災害については、現地災害対策本部を設置し、迅速に対応できるように職員派遣を実施するなど、災害に対し鶴岡市の総合力をもってあたる。また、災害時の運営マニュアル等を有効に活用し、国及び県と緊密な連携のもとに災害救助にあたる。

2 市災害対策本部の設置及び組織

(1) 災害対策本部の設置基準

市長は、市域に災害が発生し又はおそれがある場合において必要と認めるときは、災害対策本部を設置し、或いは災害対策本部に現地本部を設置するものとする。なお、市長が災害対策本部を設置する基準は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害が市域の大半に発生し、又は発生するおそれがある場合
- イ 災害が市域の数箇所に発生し、又は発生するおそれがある場合
- ウ 災害救助法による救助を適用する災害が発生し、特にその対策を要する場合
- エ 震度5弱以上の地震を観測した場合
- オ 山形県に津波注意報以上が発表された場合
- カ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、市長が市行政上特に応急対策等の措置を必要と認めた場合

(2) 職務権限の代行

災害発生時に市長が不在の場合は、副市長がその職務を代行し、市長、副市長ともに不在の場合は、危機管理監がその職務を代行し、市長、副市長及び危機管理監がともに不在の場合は、鶴岡市長の職務を代理する職員の順位に関する規則（平成17年10月1日規則第12号）に規定する順序により、部長の職にある者がその職務を代行する。

(3) 設置場所

本部は、本所 6 階大会議室に置く。ただし、本所庁舎が建物損壊等により、本部としての機能を全うすることができないと本部長が判断した場合は、次の順位により本部を設置する。

順位	設置場所	所在地	電話番号
1	消防本部	美咲町 36-1	22-8331
2	櫛引庁舎	上山添字文栄 100	57-2111
3	藤島庁舎	藤島字笹花 25 番地	64-2111

(4) 公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次の区分により通知及び公表するとともに、本部の標示を市庁舎正面玄関に掲示するものとする。

通知及び公表先	方 法	担 当	備 考
・市本部各班 ・県防災危機管理課 ・庄内総合支庁総務課 ・市防災会議委員 ・市議会議員 ・報道機関 ・一般住民	庁内放送、電話、口頭 有線電話又は県防災行政無線 有線電話又は県防災行政無線 有線電話、その他迅速な方法 有線電話 口頭又は有線電話 防災行政無線、報道機関を通して	災害対策班長 災害対策班長 災害対策班長 総務班長 総務班長 総務班長 総務班長	※山形県防災危機管理課には、庄内総合支庁経由しての報告とし、県警察及び消防機関等に通報し、連絡できない場合は総務省消防庁防災課とする

(5) 閉鎖

市長は、市の地域について、災害が発生するおそれが解消したと認めた場合又は災害応急対策が概ね完了したと認めた場合は、災害対策本部を閉鎖する。なお、閉鎖したときの公表等については、設置の場合に準ずる。

(6) 災害対策本部の組織

災害対策本部は、本部員会議、本部連絡室及び各部・班からなる。

【災害対策本部組織図】

会議等		各部・班等
本部員会議	本 部 長	市 長
	副 本 部 長	副市長
	本 部 員	教育長、病院事業管理者、総務部長、企画部長、市民部長、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、病院事務部長、上下水道部長、消防長、議会事務局長、教育部長、(※) 地域庁舎支所長
本部連絡室	室 長	危機管理監
	副 室 長	防災安全課長
	本部連絡員	防災安全課職員・防災安全課兼務職員

会議等	各部・班等
部 (別表1に定める部)	総務部、企画部、市民部、健康福祉部、農林水産部、商工観光部、建設部、医務部、給水・下水道部、消防水防部、議会部、教育部
班 (別表1に定める班)	総務班、調査班、財政班、相談・職員班、輸送・交通・情報等対策班、災害対策班、清掃班、市民生活班、医療・防疫班、要援護対策班、農業班、林業水産班、商工・観光班、都市施設班、土木班、建築班、医務班、給水・下水道班、消防・水防班、議会班、教育班
藤島庁舎、羽黒庁舎、櫛引庁舎、朝日庁舎、温海庁舎	

※地域庁舎支所長は、各庁舎における地域本部に支障がない範囲内で出席するものとする。

(7) 本部員会議の開催

① 会議

- ア 本部員会議は、本部連絡員を通じ本部長が必要のつど招集し、開催するものとする。
- イ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、本部連絡室長に申し出るものとする。
- ウ 部長である本部員は、それぞれの分掌事項について会議に必要な資料を提出するものとする。
- エ 本部長は、必要と認めるときは、防災関係機関の出席を求めるものとする。
- オ 本部長は、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に関係機関等の出席を求めることができる。
- カ 本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

② 所掌事務

- ア 災害情報の分析とそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- イ 本部の非常配備体制の切替え及び閉鎖に関すること。
- ウ 各関係団体に対する応急対策の要請及び避難の指示に関すること。
- エ 応急災害救助に関すること。
- オ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- カ 県及び他市町村、行政機関、公共機関に対する応援の要請に関すること。
- キ 災害対策に要する経費に関すること。
- ク その他災害対策に関する重要な事項。

③ 決定事項の周知

会議の決定事項のうち関係職員の周知を要する事項については、本部連絡員を通じ速やかにその徹底を図るものとする。

(8) 本部連絡室

① 執務

本部連絡室長が災害の種類、規模等から必要と認めた本部連絡員は、本部連絡室で執務するものとする。

②事務処理事項

- ア 本部長の命令伝達
- イ 本部員会議と所属部及び支部との連絡
- ウ 部相互間の連絡調整
- エ 所属部及び支部の災害情報の収集並びに気象情報の収集
- オ 災害対策活動に関する情報の整備

(9) 各部・班、庁舎

- ア 各部・班及び庁舎の職員は、本部の指示に基づき、別表の事務分掌に係る災害対策業務に従事する。なお、各部・班及び庁舎においては、所轄する事項について、活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。
- イ 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

(10) 防災会議連絡員の本部への派遣

本部が設置された場合、市防災会議構成機関等は、連絡調整等のため必要に応じ本部（本部連絡室）に職員を派遣し、本部と緊密な連携の下に応急対策を実施する。

(11) 業務継続性の確保

地震発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の改訂等を行うものとする。

(12) 複合災害への対応

- ア 市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生の可能性を認識し、災害対策本部の運営にあたる。
- イ 市は、複合災害が発生した場合において、災害対策本部が複数設置された場合は、要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。現地災害対策本部についても、必要に応じて同様の配慮を行う。
- ウ 市は、災害対応にあたる要員、資機材の配分に留意するとともに、外部からの支援を早期に要請することも検討しておく。
- エ 市は、複合災害を想定した図上訓練を行うとともに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定（積雪時の地震、地震の後の津波等）し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 地域災害対策本部の設置及び組織

市長は、市災害対策本部を設置したときは、鶴岡市（藤島、羽黒、櫛引、朝日、温海）地域災害対策本部（以下、「地域本部」という。）を設置する。ただし、緊急を要する場合、庁舎支所長は、市長に代わり地域本部を設置することができる。この場合において、庁舎支所長は、その旨を速やかに市長に報告する。

(1) 設置基準

地域本部は、災害対策本部の基準によるほか、災害の状況等により、特に当該地域において災害応急対策を実施するため必要と認められるときに設置する。

(2) 設置場所

地域本部は、庁舎に置く。

(3) 地域災害対策本部の組織

地域災害対策本部は、地域本部員会議及び各班からなる。

【地域災害対策本部組織図】

会議等		班等
地域本部員 会 議	本 部 長	支所長
	副本部長	総務企画課長
	本 部 員	市民福祉課長、産業建設課長、農業委員会事務局長
班 (別表2に定める班)		総務企画班（総務・災害対策等）、市民福祉班（調査・医療・援護・環境等）、産業班（農林・水産・商工・観光等）、建設班

(4) 地域本部員会議の運用

地域本部員会議の所掌事務等については、本部員会議に準ずる。

(5) 各部・班

各部・班の職員は、地域本部の指示に基づき、別表の事務分掌に係る災害対策業務に従事する。なお、各部・班においては、所管する事項について活動マニュアルを作成するなど、迅速かつ円滑な災害応急対策の実施方法を定める。

(6) 災害対策に係る地域本部長の行為

地域本部長は、防災対策上緊急を要するときは、市長に代わって次の行為をすることができる。この場合において、地域本部長は、その旨を速やかに市長に報告する。

ア 高齢者等避難の発令

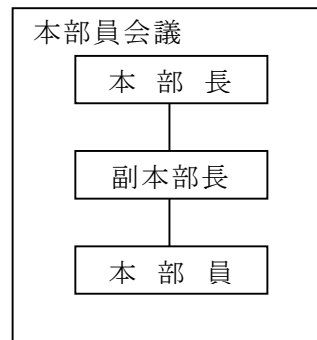
イ 避難指示の発令（災害対策基本法第60条、市長の権限）（水防法第29条、水防管理者の権限）

ウ 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条、市長の権限）

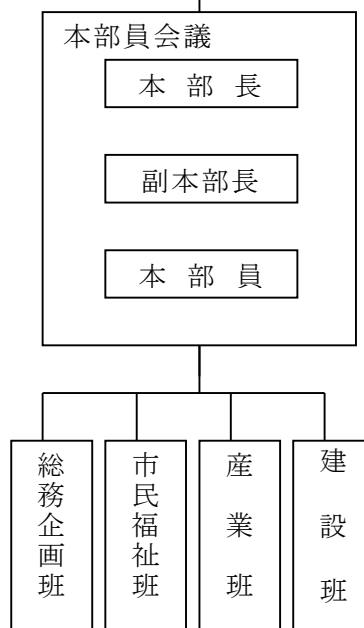
エ 通行規制（道路法第46条、道路管理者の権限）

オ 関係機関等への応援要請（本部と連絡できない場合）

市災害対策本部



地域災害対策本部



4 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な防災活動を実施するため、特に必要があるときと認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

ア 現地本部は、現地本部長、現地本部員及びその他の職員をもって組織する。

イ 現地本部長、現地本部員及びその他の職員は、本部長がそのつど指名する者をもって充てる。

ウ 現地本部長は、本部長の命を受け、現地本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 災害警戒本部の設置

災害対策本部を設置するまでに至らない災害により市域に被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、市長の指示により災害警戒本部（以下「警戒本部」）を設置する。

(1) 警戒本部の組織

警戒本部は、副市長を本部長に、本部員会議、本部連絡室及び各部・班で構成する。

(2) 所掌事務

- ア 本部長の命令伝達
- イ 警戒本部員会議と所属部及び庁舎との連絡
- ウ 部相互間の連絡調整
- エ 所属部及び庁舎の災害情報の収集
- オ 災害対策活動に関する情報の収集
- カ その他本部長の命ずる事務処理

(3) 地域災害警戒本部

地域本部を設置するまでに至らない災害により地域内に被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、副市長又は地域庁舎支所長の指示により地域災害警戒本部（以下「地域警戒本部」という。）を設置する。

① 地域警戒本部の組織

地域警戒本部の組織は、地域庁舎支所長を地域警戒本部長に、各課長等からなる地域警戒本部員で構成する。

② 所掌事務

- ア 地域警戒本部長の命令伝達
- イ 地域警戒本部員会議と所属班及び警戒本部との連絡
- ウ 部相互間の連絡調整
- エ 所属班及び庁舎の災害情報の収集
- オ 災害対策活動に関する情報の収集
- カ その他地域警戒本部長の命ずる事務処理

6 災害復旧対策会議

災害対策本部廃止以後の市の意思決定機関として、災害による応急復旧・復興に関する重要事項を協議決定し、その実施の推進を図るため、災害復旧対策会議を設置する。

(1) 会議の組織

本部長	副市長
本部員	総務部長、企画部長、市民部長、危機管理監、健康福祉部長、農林水産部長、商工観光部長、建設部長、病院事務部長、上下水道部長、消防長、教育部長、各支所長

(2) 設置基準

市長は、災害による応急復旧・復興等に係る事項を決定するために必要があると判断した場合は、会議を設置するものとする。

(3) 廃止基準

- ・応急復旧・復興対策活動が完了、もしくは完了の見込みが立ったとき。
- ・その他、本部長が廃止できると判断したとき。

(4) 協議事項

- ・応急復旧・復興対策に関すること。
- ・支援策に関すること。
- ・災害対策費の予算に関すること。
- ・災害救助法及び被災者生活再建支援制度等に関すること。
- ・その他

(5) 事務局

会議の事務を処理するため、事務局を防災安全課に置く。

7 活動体制の区分及び設置基準

市長は、災害の規模或いは被害の状況により、表1による体制で災害応急対策を講ずる。設置基準については、山形地方気象台の発表する「庄内地方又は庄内南部」における地震については、山形県震度情報ネットワークに基づく、本所、藤島庁舎、羽黒庁舎、櫛引庁舎、朝日庁舎、温海庁舎のいずれかの震度の内、最大震度を基準値とする。

表1

体 制 区 分	設 置 基 準	備 考
一次警戒体制	1 震度3の地震が観測されたとき	
二次警戒体制	1 震度4の地震が観測されたとき	
災 害 対 策 本 部		
第一次非常配備	1 津波注意報が発表されたとき	
第二次非常配備	1 震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報が発表されたとき	
第三次非常配備	1 震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 大津波警報が発表されたとき	

8 職員の動員基準

市域において、表1に定める体制が必要とされる災害が発生し又は発生するおそれがある場合、本所、藤島庁舎、羽黒庁舎、櫛引庁舎、朝日庁舎及び温海庁舎は、表2の「災害時における職員の動員配備体制」に基づき、その配置体制ごとに職員を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。

表2 「災害時における職員の動員配備体制」

災害対策組織設置基準		職員配備基準	
		本 所	庁 舎
一次警戒体制	1 震度3の地震が観測されたとき	危機管理監が指定した職員	総務企画課長が指定した職員
二次警戒体制	1 震度4の地震が観測されたとき	防災安全課(兼務職員を含む。)、農山漁村振興課、土木課、関係各課	地域本部長が指定した職員
災害対策本部	第一次非常配備 1 津波注意報が発表されたとき	本部長、副本部長、本部員、班長及び班長が指定した職員、コミュニティ推進課地区指定職員	地域本部長、地域副本部長、地域災害対策本部員、班長、総務企画課担当職員、地区指定職員
	第二次非常配備 1 震度5弱以上の地震が観測されたとき 2 津波警報が発表されたとき	本部長、副本部長、本部員、班長及び班長が指定した職員(所属する班の概ね1/2)、地区指定職員	地域本部長、地域副本部長、地域本部員、班長、地域本部長が指定した職員(所属する班の概ね1/2)、地区指定職員
	第三次非常配備 1 震度6弱以上の地震が観測されたとき 2 大津波警報が発表されたとき	全職員	全職員

9 災害対策本部及び地域災害対策本部の事務分掌

災害対策本部及び地域災害対策本部を設置した場合の各部・各班の事務分掌は、別表1の「災害対策本部の各部・各班の事務分掌表」及び別表2の「地域災害対策本部の各班の事務分掌表」のとおりとする。

別表1 「災害対策本部の各部・各班の事務分掌表」

部 名	班 名 (●班 長)	事 務 分 掌
総務部	総 務 班 (● 総 務 課)	・ 本部長（市長）、副本部長（副市長）の秘書に関すること ・ 災害視察者及び見舞者の接遇に関すること ・ 災害情報及び被害の公表に関すること ・ 災害広報に関すること ・ 災害写真の撮影記録に関すること ・ 被災者の安否情報の確認及び公表に関すること ・ マスコミ対応に関すること
	調 査 班 (● 課 税 課) (納 税 課)	・ 災害状況及び被害調査（住民、建物）に関すること ・ り災者名簿及び建物等被害基本台帳に関すること ・ り災証明の発行に関すること ・ その他災害調査に関すること
	財 政 班 (財 政 課) (● 契 約 管 財 課) (会 計 課) (スポーツ課 (※2))	・ 生活必需品 (※1) や災害用物資の調達 (※3) ・ 管理に関すること ・ 市有建物（普通財産）の被害調査に関すること ・ 災害予算の編成に関すること ・ 災害予算の経理に関すること ・ 公用車の一元管理に関すること ・ 市有物件災害共済の見舞金等に関すること
	相 談 ・ 職 員 班 (● 職 員 課) (監 査 事 務 局) (選 管 事 務 局)	・ 問合せ・相談に関すること ・ 災害対策要員の確保に関すること ・ 公務災害補償に関すること ・ 職員の安否に関すること ・ 業務継続に関すること
企画部	輸送・交通・情報等対策班 (政 策 企 画 課) (食文化創造都市推進課)	・ 災害情報の収集伝達に関すること ・ 空港、鉄道、電話等の災害・復旧等の情報収集に関すること ・ 災害輸送・交通に関すること ・ 災害記録、災害統計に関すること

部 名	班 名 (●班 長)	事 務 分 掌
	(●地域振興課) (情報企画課)	・国、県に対する要望に関すること ・生活必需品や災害用物資の配送に関すること
市民部	災 害 対 策 班 (●防災安全課)	・災害対策本部の設置及び廃止に関すること ・災害応急対策実施の総合的計画、調整に関すること ・指揮命令の伝達に関すること ・本部員会議、本部連絡員室に関すること ・支部、現地本部の統轄に関すること ・職員の動員に関すること ・防災資機材の避難所への搬出に関すること ・災害救助法に関すること ・災害派遣要請（自衛隊、日赤、県、他市町村等）に関すること ・その他本部長の命ずる事項
	清 掃 班 (●廃棄物対策課) (環境課)	・ごみ、汚物等の処理に関すること ・海岸漂着物の処理に関すること ・清掃施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・仮設トイレの設置に関すること ・災害協定に係る業者との連絡調整に関すること
	市 民 生 活 班 (●コミュニティ推進課) (市民課) (国保年金課)	・コミュニティセンター施設、斎場、墓園等の被害調査及び応急対策に関すること ・避難所の開設及び管理運営に関すること ・避難所における生活必需品に関すること ・遺体の埋火葬に関すること ・遺体安置所の開設及び管理運営に関すること
健康福祉部	医 療 ・ 防 疫 班 (●健康課)	・避難所における健康管理に関すること ・病院、その他医療機関との連絡調整に関すること ・救護所に関すること ・感染症その他疾病の予防に関すること ・被災地の防疫活動に関すること ・へい獣の処理等に関すること（口蹄疫・鳥インフルエンザを除く） ・総合保健福祉センターに関すること

部 名	班 名 (●班 長)	事 務 分 掌
健 康 福祉部	要 援 護 対 策 班 (● 福 祉 課) (長 寿 介 護 課) (子 育 て 推 進 課) (地 域 包 括 ケ ア 推 進 課)	・ 要配慮者の安否確認及び情報収集・伝達等に関する事 ・ 福祉避難所の開設に関する事 ・ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等災害援護に関する事 ・ 支援金（寄附）の受付受領、保管、歳入に関する事 ・ り災者に対する生活保護に関する事 ・ り災者に対する生活福祉資金の貸付に関する事 ・ 義援金・救援物資等の受付受領、保管、配分に関する事 ・ 保育園・社会福祉施設等の被害状況調査及び応急措置に関する事 ・ 園児等の帰宅に関する事 ・ ボランティアの受入、配置計画に関する事
農 林 水 産 部	農 業 班 (● 農 政 課)	・ 農業被害の調査及び応急対策実施に関する事 ・ 農業団体等の協力体制等、連絡調整に関する事 ・ へい獣の処理等に関する事（口蹄疫・鳥インフルエンザ等）
	林 業 水 産 班 (● 農 山 漁 村 振 興 課)	・ 漁港施設の被害調査及び応急対策に関する事 ・ 農道、林地等の地すべり災害の危険予防及び応急措置に関する事 ・ 農業用水施設の被害調査及び応急措置に関する事 ・ 各関係団体等の連絡調整に関する事 ・ 海上災害に関する事
商 工 観 光 部	商 工 ・ 観 光 班 (● 商 工 課) (観 光 物 産 課)	・ 商工・観光関連被害の調査に関する事 ・ 観光客の帰宅等に関する事 ・ 被災商工業者の経営相談に関する事 ・ 金融、融資相談に関する事 ・ 商工団体等との協力体制等や食料物資等の調達等に関する事
建 設 部	都 市 施 設 班 (● 都 市 計 画 課)	・ 都市施設（他の部課で管理する施設を除く）の被害調査及び応急復旧対策に関する事 ・ 応援協定に係る建設業者との連絡調整に関する事

部 名	班 名 (●班 長)	事 務 分 掌
建設部	土 木 班 (● 土 木 課)	・ 土木施設被害の調査に関すること ・ 道路、橋梁、河川、堤防等の危険予防及び応急措置に関すること ・ 降雨量及び河川水位の情報収集に関すること ・ 地すべり等土砂災害の危険予防及び応急措置に関すること ・ 障害物の除去に関すること ・ 建設業者との連絡調整に関すること
	建 築 班 (● 建 築 課)	・ 市営住宅の被害調査及び応急対策に関すること ・ 市有建物の応急対策に関すること ・ 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関すること ・ 住宅の応急修理及び修理該当者の選定に関すること ・ 被害建物の応急危険度判定に関すること ・ 住宅復興等の相談に関すること ・ その他建築に関すること
医務部	医 療 班 (荘 内 病 院) (● 総 務 課) (医 事 課)	・ 負傷者の受入、医療処置の実施に関すること ・ 医療施設の確保、他医療機関との連携に関すること ・ 医療救護所の設置に関すること ・ D M A T の受入れに関すること
給水・ 下水道 部	給 水 ・ 下 水 道 班 (● 総 務 課) (水 道 課) (下 水 道 課)	・ 飲料水の供給並びに周知に関すること ・ 上水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・ 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること
消防水 防 部	消 防 ・ 水 防 班 (総 務 課) (予 防 課) (● 警 防 課)	・ 火災警戒防ぎょに関すること ・ 水害警戒防ぎょに関すること ・ 災害による被害者の救出に関すること ・ 避難者の誘導に関すること ・ 気象通報の受領並びに伝達に関すること ・ 消防施設及び水利施設の被害調査並びに応急復旧対策に関すること ・ 水防資材の調達に関すること ・ 消防広域応援隊の要請に関すること
議会部	議 会 班 (議 会 事 務 局)	・ 議会との連絡調整に関すること ・ 議会への情報提供に関すること

部 名	班 名 (●班 長)	事 務 分 掌
教育部	教 育 班 (● 管 理 課) (学 校 教 育 課) (社 会 教 育 課) (スポーツ課(※2)) (中 央 公 民 館) (図 書 館) (給 食 セ ン タ ー)	・教育施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること ・児童・生徒の帰宅に関すること ・被害児童生徒の調査に関すること ・被災児童生徒の応急教育に関すること ・教育施設の避難施設供与に関すること ・炊き出し応援に関すること

(※1) 生活必需品とは、寝具（毛布、布団等）、被服（下着、肌着等）、炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）、食器（茶碗、皿、はし等）、保育用品（哺乳びん、紙おむつ等）、光熱器具・材料（マッチ、ろうそく、コンロ、液化石油ガス等）、日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）、生理用品、暖房器具等を指す。

(※2) スポーツ課については、総務部財政班及び教育部教育班での事務分掌と重掲となる。

(※3) 調達については、農業班、商工・観光班と連携のうえ実施する。

別表 2

「地域災害対策本部の各班の事務分掌表」

班 名	事 務 分 掌
総 務 企 画 班 【 本 部 担 当 課 】 ・総 務 課 ・財 政 課 ・契約管財課 ・職 員 課 ・会 計 課 ・政策企画課 ・食文化創造都市推進課 ・地域振興課 ・情報企画課 ・防災安全課 ・監査事務局 ・選管事務局 ・消 防 本 部 ・教育委員会 ・上下水道部	・被害者の安否情報に関すること ・地域本部長の秘書に関すること ・生活必需品や災害用物資の受付・調達・管理及び配給に関すること ・災害広報に関すること ・災害写真の撮影記録に関すること ・災害輸送・交通に関すること ・市有建物（普通財産）の被害調査に関すること ・公務災害補償に関すること ・災害情報の収集伝達に関すること ・気象情報の受領並びに伝達に関すること ・問合せ・相談に関すること ・地域災害対策本部の設置及び閉鎖に関すること ・災害応急対策実施の調整に関すること ・災害対策本部との連絡調整に関すること ・指揮命令の伝達に関すること ・地域本部会議に関すること ・地域災害対策本部の統括に関すること ・水防資材の調達に関すること ・地域災害対策本部の組織編成及び動員に関すること・交通機関、ライフライン等の被害・復旧等の情報収集に関すること ・消防本部、消防団との連絡調整に関すること ・その他地域本部長の命ずること ・火災、水害の警防に関すること ・避難者の誘導に関すること ・教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること ・教育施設の避難施設供与に関すること ・教育委員会との連絡調整に関すること（教育施設の被害状況、児童生徒への対応状況等） ・上下水道部門との連絡調整に関すること ・その他地域本部長の命ずること

班 名	事 務 分 掌
市 民 福 祉 班 【 本 部 担 当 課 】 ・課 税 課 ・納 税 課 ・市 民 課 ・コミュニティ推進課 ・国保年金課 ・健 康 課 ・福 祉 課 ・長寿介護課 ・子育て推進課 ・地域包括ケア推進課 ・荘 内 病 院 ・環 境 課 ・廃棄物対策課	・災害状況及び被害調査（住民、建物）に関すること ・り災者名簿及び建物等被害基本台帳に関すること ・り災証明書の発行に関すること ・その他被害調査に関すること ・遺体の埋火葬に関すること ・医療、助産に関すること ・病院その他医療機関との連絡調整に関すること ・救護所の開設に関すること ・感染症その他疾病の予防に関すること ・被災地の防疫活動に関すること ・へい獣の処理等に関すること（口蹄疫、鳥インフルエンザを除く） ・避難所の開設及び管理運営に関すること ・非常炊き出しに関すること ・避難所における生活必需品に関すること ・要配慮者の安否確認及び情報収集・伝達等に関すること ・福祉避難所の開設に関すること ・災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等災害援護に関する こと ・義援金・救援物資等の受付受領、保管、配分に関すること ・保育園、児童館及び社会福祉施設等の被害状況調査並びに応急措 置に関すること ・り災者に対する生活保護に関すること ・り災者に対する生活福祉資金の貸付けに関すること ・ボランティアの受入、配置計画に関すること ・環境部門との連絡調整に関すること ・ごみ、汚物等の処理に関すること ・仮設トイレの設置等に関すること ・斎場、墓園等の被害調査及び応急対策に関すること ・遺体安置所の開設及び管理運営に関すること ・その他地域本部長の命ずること

班 名	事 務 分 掌
産 業 班 【 本 部 担 当 課 】 ・ 農 政 課 ・ 農山漁村振興課 ・ 商 工 課 ・ 観光物産課	・ 農林水産被害の調査及び応急対策実施に関すること ・ 農道、林地等地すべり災害の危険予防及び応急処置に関すること ・ 農業団体や商工関係団体との協力体制や食料物資等の調達等の連絡調整に関すること ・ へい獣の処理等に関すること（口蹄疫、鳥インフルエンザ） ・ 商工・観光関連被害の調査に関すること ・ 観光客の帰宅等に関すること ・ 被災商工業者の経営相談に関すること ・ 金融、融資相談に関すること
建 設 班 【 本 部 担 当 課 】 ・ 都市計画課 ・ 土 木 課 ・ 建 築 課	・ 土木施設被害の調査に関すること ・ 道路、橋梁、河川、堤防等の危険予防及び応急措置に関すること ・ 地すべり等土砂災害の危険予防及び応急措置に関すること ・ 障害物の除去に関すること ・ 建設業者との連絡調整に関すること ・ 市有建物（他の部課で管理する施設を除く）の被害調査及び応急復旧対策に関すること ・ 応急仮設住宅の入居者の選定に関すること ・ 住宅の応急処理及び修理該当者選定に関すること ・ 被害建物の危険度判定に関すること ・ 住宅復興相談に関すること ・ 降雨量、河川水位の情報収集に関すること

第2節

防災関係機関の相互協力体制

【本所】災害対策班、消防・水防班 【庁舎】総務企画班 【消防本部】 警防（指揮）本部
【関係機関】県災害対策本部（消防応援活動調整本部、総合調整班、保健医療対策班、輸送対策班、生活救援班、ライフライン対策班、建築物等対策班）、県消防防災航空隊、自衛隊、防災関係機関、相互応援協定市町村、関連機関（酒田地区広域行政組合消防本部、山形市消防本部）、災害時応援協定締結民間団体

1 計画の目的

大規模な災害が発生し、市単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。なお、市は、「大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定」及び県外都市等との相互応援協定等に基づき、災害時の応援協力体制を構築する。また、市は、県及び防災関係機関とともに、国との密接な連携のもと、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報の共有を図る。

＜達成目標＞

市は、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、平常時の業務や人的ネットワークを生かした行政の防災体制づくりを進め、災害時の応援受け入れのための体制を確立する。

- ・災害時相互応援に関する協定による応援
- ・災害時の情報収集、連絡体制の確立及び情報の共有化
- ・円滑な応援の受け入れ体制

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	消防本部から県に対し緊急消防援助隊の派遣要請 応援協定に基づく応援要請
発災から3時間以内	県を通じ自衛隊に派遣要請 民間団体等に対する要請

3 各主体の役割

(1) 市の役割

ア 被害状況等を迅速に把握し、必要があると認めた場合は、速やかに関係機関に応援又は

職員派遣の要請を行うとともに、受け入れ体制を確立する。

イ 鶴岡市以外の市町村が被災した場合は、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を構築する。災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する職員は、被災市町村の指揮の下に行動する。

ウ 市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

(2) 県の役割

ア 県は、市と連絡を密にし、必要な応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに関係機関に応援の要請を行う。

イ 県は、大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

ウ 県は、市、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関で情報共有を図るよう努める。

エ 県は、市が相互に応援する体制を構築する際には、市の相互応援が円滑に進むよう配慮する。

オ 県は、市と連絡を密にし、必要な応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに関係機関に応援の要請を行う。

(3) その他の防災関係機関の役割

その他の各防災機関は、その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行うものとする。

4 業務の内容

(1) 時系列区分による応援要請

時系列	応援要請の内容	
第1段階	人命の救助に必要な応援要請 災害の拡大防止に必要な応援要請	ア 救出・搬送用人員、資機材 イ 医療に関する応援 ウ 火災の鎮圧及び救助・救急に関する応援 エ その他状況に応じた応援
第2段階	災害対策に必要な応援要請	ア 必要物資の供給、輸送に関する応援 イ 給水等ライフライン応急対策に関する応援

時系列	応援要請の内容	
		ウ 遺体保護・防疫などに関する応援、ごみ、し尿処理に関する応援 エ その他状況に応じた応援
第3段階	復旧対策に必要な応援要請	ア 復旧対策に関する応援 イ その他状況に応じた応援

(2) 行政機関に対する主な応援要請の種別

要請先	応援要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関等の長	当該指定地方行政機関等職員の派遣要請	災害対策基本法第29条
県知事	1 指定地方行政機関等職員の派遣斡旋要請 2 他の地方公共団体職員の派遣斡旋要請 3 応援の要求及び応急措置の実施要請 4 職員の派遣要請 5 自衛隊への派遣要請 6 消防庁への派遣要請	災害対策基本法第30条第1項 災害対策基本法第30条第2項 災害対策基本法第68条 地方自治法第252条の17 消防組織法第44条
他の市町村長等	1 応援の要求 2 職員の派遣要請 3 災害応援に関する協定に基づく要請	災害対策基本法第67条 地方自治法第252条の17 消防組織法第39条

(3) 市の行う応援要請

① 指定地方行政機関に対する要請

ア 市長は、応急対策に関する応援等を要請し、応急対策又は災害復旧のため必要と認める場合は、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

イ 指定地方行政機関の長は、職員の派遣要請を受けた場合は、その所掌事務に支障のない限り適任と認められる職員を派遣する。

ウ 応援要請事項

- a 応援を要請する理由
- b 応援を必要とする期間
- c その他必要な事項

② 知事への要請

市長は、応急対策を実施するため必要と認める場合は、知事に対し次により応援（斡旋を含む。）、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

ア 連絡先及び方法

県防災危機管理課へ、防災行政通信ネットワーク、電話、FAXで行う。なお、防災行政通信ネットワーク、電話で要請した場合は、後に速やかに文書を送付する。

イ 知事は、市長から応援要請を受けた場合は、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

③他の市町村に対する要請

ア 市長は、応急対策を実施するため必要と認める場合は、資料編「大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定」等に基づき、応援協定締結市町村の長に対し応援を要請する。

イ 市長は、応急対策を実施するため必要と認める場合は、災害対策基本法等の規定に基づき他の市町村長に対し応援を要請するとともに、県に報告する。

④防災関係民間団体等に対する協力要請

ア 市長は、応急対策を実施するため必要と認める場合は、資料編の各種協定に基づき協定締結団体の長に対し応援を要請する。

イ 市は、応急対策又は災害復旧のため必要と認める場合は、市域を統括する民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

＜応援協力を要請する主な民間団体等＞

- a 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体、社会福祉団体等の産業別団体
- b 医師会、歯科医師会、薬剤師会、建築士会等の職業別団体
- c その他市に対して協力活動を申し出た団体

ウ 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。ただし、文書による暇のない場合は、とりあえず電話等で要請する。

＜応援要請事項＞

- 応援を必要とする理由
- 応援を必要とする期間
- 応援を必要とする場所
- その他応援に関し必要な事項

エ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

＜職員派遣要請事項＞

- 派遣を要請する理由
- 派遣を必要とする期間
- 派遣を要請する職員の職種別人員
- その他必要な事項

(4) 県の行う応援要請

県は、市からの応援要請があった場合、又は必要と認めた場合は、県地域防災計画の定めに基づき必要な措置を行う。

- ア 他の市町村への応援の指示又は調整
- イ 他の都道府県への応援の要請
- ウ 全国知事会を通じた応援の要請
- エ 指定行政機関等への応急対策実施要請

- オ 内閣総理大臣への要請
- カ 酒田海上保安部への支援要請
- キ 自衛隊に対する災害派遣要請
- ク 民間団体等に対する要請
- ケ 緊急消防援助隊及び山形県広域消防応援隊への要請

(5) 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

- ア 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認める場合は、知事、市長又は、指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急対策の実施を要請し又は指示することができる。
- イ 知事、市長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があった場合、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急対策を実施する。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

- ア 指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認める場合は、指定行政機関の長に対し、応援を求めることができる。
- イ 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

(7) 消防機関に対する応援要請

市の消防力で対処することが困難と予測される救助・救急事故及び火災が発生した場合、消防組織法第39条及び第44条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期する。応援要請の手順は次のとおりとする。

①救助・救急及び火災等の応援要請

要請 順位	応援協定名称等	要 請 先 及 び 系 統 図	応援出動 消防機関
第一 順位	山形県広域消防 相互応援協定 (山形県消防広 域応援計画) 及 び鶴岡市消防受 援計画	鶴岡市消防本部 通信指令課 TEL 0235-22-8321 FAX 0235-23-0119 ↓ 山形県代表消防本部 平日 TEL 023-634-1197 (山形市消防本部) FAX 023-634-6687 休日・夜間 TEL 023-634-1198 FAX 023-631-7320 ↓ 他ブロック幹事消防本部 ↓ 山形県内応援側消防本部	山形県内 11 消 防本部
第二 順位	緊急消防援助隊 の編成及び施設 の整備に係る基 本的な事項に関 する計画(運用 要綱)、山形県緊 急消防援助隊受 援計画及び鶴岡 市消防受援計画	市長・鶴岡市消防本部 通信指令課 ↓ 山形県代表消防本部(山形市消防本部) ↓ 県知事・山形防災くらし安心部消防救急課 平日 TEL 023-630-2226 FAX 023-633-4711 休日・夜間 TEL 023-630-2754 FAX 平日と同じ ↓ 消防庁長官・総務省消防庁応急対策室 平日 TEL 03-5253-7527 FAX 03-5253-7537 休日・夜間 TEL 03-5253-7777 FAX 03-5253-7553 ↓ 応援側都道府県 ↓ 応援側消防本部	消防庁に登録 してある全国 の救助・救急 及び消火部隊 等(※2 緊急消 防援助隊)

※1 地震の規模等によっては、要請を待たず発災から1時間以内に被災地へ向け迅速出動する。

②消防防災ヘリコプター及びドクターヘリの応援要請

応援協定名称等	要請種別	要 請 先	備 考
山形県消防防災ヘリコプター応援協定	(1)調査、 情報収集等	山形県消防防災航空隊 平日 TEL 0237-47-3275 FAX 0237-47-3277 休日夜間 TEL 090-1494-1816	
広域航空消防応援実施要綱 山形県消防広域応援計画及び山形県緊急消防援助隊（航空部隊）受援計画	(2)火災（消火） (3)救助 (4)救急 (5)救援物資、人員等の搬送	山形県防災くらし安心部消防救急課 平日 TEL 023-630-2226 FAX 023-633-4711 休日夜間 TEL 023-630-2754 FAX 平日と同じ	消防防災航空隊を有する県及び政令指定都市の消防機関等
山形県ドクターヘリの要請	負傷者の搬送	運行管理室（CS）（山形県立中央病院内）ドクターヘリ要請ホットライン TEL 023-686-9939	

(8)受け入れ体制

市は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受け入れ及びそれらの部隊が滞在し災害活動を実施するために必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行う。

①情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県及び市に通報するほか、必要な情報交換を行う。

②受け入れ体制の確立

国、関係都道府県及び市との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受け入れ体制を確立する。

③応援隊事務室の設置

市は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い災害対策を迅速に実施するため、次により事務室を設置する。

応 援 部 隊		事務室設置場所
市		災害対策本部（鶴岡市役所本所）
消防機関		消防本部 指揮本部（指揮支援本部）
自衛隊	主 指 揮 所	災害対策本部
	前方指揮所	現地

④宿泊場所の確保

ア 避難所として指定されていない公共施設とする。

イ 自衛隊については宿営を原則とし、宿营地は市管理用地とする。

ウ 緊急消防援助隊及び山形県消防広域応援隊は、宿営を原則とし野営可能な場所を確保す

る。また、参集・集結についても計画する。

エ 被災状況、応援隊の規模等により市で確保することが出来ない場合は、近隣市町村に依頼し確保する。

⑤車両集結場所の確保

ア 宿泊・野営場所に隣接したグラウンド、空地及び駐車場とする。

イ 不足の場合は、状況に応じ直近の公共用地、民間の駐車場の借り上げにより確保する。

⑥燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、原則として山形県石油協同組合鶴岡支部の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

⑦食料の供給及び炊事施設の確保

ア 自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

イ 他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として市で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

(9) 積雪期の対策

市は、積雪期において災害が発生し応援の要請を行う場合、応援隊の受け入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

5 広域応援計画

(1) 計画の概要

他の都道府県（以下「他県等」という。）における大規模災害時に、迅速かつ的確な広域応援を行うため、他市町村への広域応援について定める。

(2) 広域応援・受援計画

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関に対して応援を行うことができるよう、応援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等の広域応援・受援に係る内容についてあらかじめ定め、必要な準備を整える。

(3) 広域応援活動

①市、県及び防災関係機関の役割

市は、県とともに、大規模な災害を覚知したときは、あらかじめ定めた応援・受援体制、

又は関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。市は、県及び防災関係機関とともに、国と密接に連携しながら、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

②県の役割

ア 被災した他県等からの要請を受け、県内市町村に対して応援要請を行う。

イ 県は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するため防災関係機関と連携しながら、あらかじめ定めた「広域支援活動マニュアル」に従って対応する。

③市の役割

市は、被災した他県等への広域応援活動を円滑に実施するためマニュアルを定め、応援要請があった際には、迅速に応援活動を行う。また、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

④防災関係機関の役割

防災関係機関は、県及び市と連携しながら、円滑な応援活動が実施できるよう必要な対策を講じておき、応援要請があった際には、迅速な応援活動を行う。

6 広域避難計画

(1) 計画の概要

大規模災害時に、自治体の区域を越えて住民が避難する「広域避難」が円滑に行われるよう、発災時の具体的な避難又は避難受け入れの手順等について定める。

(2) 広域避難要請

①市の役割

市が被災した場合、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市で可能な応急対策をとっても、なお市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、次の方法により広域避難を行う。

ア 県内の他の市町村への受け入れについては、当該市町村に直接要請する。

イ 他の都道府県（以下「他県等」という。）の市町村への広域避難については、県に対し他県等への避難要請を行う。

②市、県及び防災関係機関の役割

ア 市は、県とともに、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 市は、県及び防災関係機関とともに、被災者のニーズを十分把握し、以下の情報等被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等それぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。

- a 被害の情報
- b 二次災害の危険に関する情報
- c 安否情報

- d ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧情報に係る情報
- e 医療機関等の生活関連情報
- f 各機関が講じている施策に関する情報
- g 交通規制に関する情報
- h 被災者生活支援に関する情報

ウ 市は、大規模災害に伴う広域避難に関する手順、移動方法等具体的な対応内容をあらかじめ定めておく。市は、避難場所を指定する際に併せて広域避難や広域一時滞在の用に供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

③ 県の役割

- ア 県は、県内の市から他県等への広域避難の要請があった場合、他県等と協議を行う。
また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要請を待ついとまがないときは、要請を待たないで広域避難のための要請を市に代わって行う。
- イ 県は、市から求めがあった場合には、受け入れ先の候補となる受け入れ市町村及びその受け入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。
- ウ 県は、防災関係機関と連携しながら、市が行う広域避難の事前の対策について助言を行う。

(3) 避難受け入れ要請への対応

① 市、県及び防災関係機関の役割

- ア 市は、県及び防災関係機関とともに、他県からの被災者ニーズを十分把握し、以下の情報等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者等それぞれの広域避難者に配慮した伝達を行う。
- a 被害の情報
 - b 二次災害の危険に関する情報
 - c 安否情報
 - d ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧情報に係る情報
 - e 医療機関等の生活関連情報
 - f 各機関が講じている施策に関する情報
 - g 交通規制に関する情報
 - h 被災者生活支援に関する情報
- イ 市は、避難場所を指定する際に併せて広域避難や広域一時滞在の用に供することについても定める等、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

② 県の役割

- ア 県は、被災した他県等から受け入れ要請があった場合には、市における被災住民の受け入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について市と協議を行い、協議が整い次第、要請があった他県等にその旨を伝える。

イ 県は、被災した他県等からの広域避難を受け入れる場合は、あらかじめ受け入れ手続き等を定めたマニュアルを整備しておく。

第2節の2

広域避難者の受け入れ

【本所】市民生活班、要援護対策班、医療・防疫班、教育班、災害対策班

【庁舎】総務企画班、市民福祉班

【関係機関】市社会福祉協議会

1 計画の目的

広域的で大規模な災害が発生した場合には、県内外からの避難者（以下「広域避難者」という。）を受け入れることが想定される。このため、市において、広域避難者の受け入れに迅速に対応できるよう、受け入れ体制を整備するとともに、被災した県又は市町村から応援要請があった場合は、要請内容に基づき、市内の被災状況を勘案しながら速やかに広域避難者の受け入れを実施する。

<達成目標>

市は、広域避難者の受け入れにあたって、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア等に配慮しながら、広域避難者が安心して避難できる環境づくりに努める。また、避難所の運営にあたっては、広域避難者の自主運営を基本としながら、広域避難者、施設管理者及び市が協働して秩序ある避難生活の維持に努める。

2 各主体の役割及び業務内容

(1) 市の役割

①被災県又は市町村からの情報収集

市は、広域避難者の受け入れが想定される場合、被災県又は市町村と密接に連携を図り、避難者数や避難者の住所等の情報収集に努める。

②収容可能な避難施設の選定

ア 市は、避難所の中から収容可能な施設を選定する。

イ 市は、必要に応じて、公営又は民間の賃貸住宅の空き室状況等を調査し、当該住宅の所有者又は管理者の協力を得て、広域避難者に対し入居の斡旋について検討を行う。

③広域避難者受け入れ窓口の設置

ア 市は、市内の避難所間の連絡や各避難所への広域避難者の割り振り等の調整にあたるため、広域避難者受け入れ窓口を設置する。

イ 市は、広域避難者受け入れ窓口を設置した場合、広域避難者に対して、受け入れ窓口に係る情報提供を図るものとする。

ウ 市は、広域避難者受け入れ窓口において電話相談に応ずる等、広域避難者からの避難に係る相談等に適切に対応できるよう、体制整備を図る。

④県内自治体との協力

市は、広域避難者を受け入れている県内の自治体と、広域避難者の受け入れに関する情報共有に努め、広域避難者の支援にあたるものとする。

⑤広域避難者の受け入れ

ア 市は、被災県、市町村又は広域避難者から要請があった場合、避難所を開設し広域避難者の受け入れを実施する。

イ 市は、被災県又は市町村が、広域避難者の居住地からの移動手段の確保ができない場合は、必要に応じ移動手段を検討する。

⑥避難所の運営

ア 広域避難者に関する情報の把握

市は、広域避難者名簿を作成するとともに、応急物資等に対する広域避難者の需要を把握するものとする。その際、広域避難者のうち要配慮者の情報把握に努めるとともに、各要配慮者が必要とする応急物資等の把握に努める。

イ 良好な生活環境の確保及び要配慮者への配慮

市は、次により、広域避難者の避難所における良好な生活環境の確保に努め、高齢者、障害者等の要配慮者の健康状態等に配慮するものとする。

a 避難所に収容する人数は、当該避難所の収容能力に見合った人数とし、広域避難者数が収容能力を超える場合は、他の避難所に収容する等適切な収容人数の確保に努める。

b 保健・衛生面等に注意を払い、必要に応じ避難所に医療・防疫班を派遣する。

c 避難が長期化する場合、プライバシーの確保等に配慮するとともに、避難所生活において広域避難者に役割分担する等により、秩序ある生活の保持に努める。

d 飲料水、食料その他生活必需品の配給にあたっては、平等かつ効率的な配給に努める。

ウ 被災県又は市町村からの情報等の広域避難者への提供

市は、被災県又は市町村から提供を受けた広域避難者の生活支援関連情報等について、広域避難者へ随時提供する。

⑦応急住宅等の提供

市は、広域避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、被災県又は市町村からの要請に基づき、既存の公営又は民間の賃貸住宅を借り上げする等、広域避難者へ応急住宅等として提供する。

⑧学校等における被災児童・生徒等の受け入れ

市は、広域避難者の避難が長期化する場合において、避難児童・生徒が市内の学校、保育園等への通学・通園が必要となる場合は、避難児童・生徒及びその保護者の意向を確認のうえ、被災県又は市町村の教育委員会及び担当課と調整を図り、一時受け入れを実施する。

(2)被災市町村の役割

被災市町村は、市との調整結果に基づき、広域避難者に対して避難先等の情報を伝達するとともに、避難先までの移動のため交通手段を確保する。

第3節

自衛隊派遣の要請・受け入れ体制

【本所】災害対策班 【庁舎】総務企画班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班）、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊

1 計画の目的

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受け入れ体制等について定める。

＜達成目標＞

市は、自衛隊の活動と警察、消防等、他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、緊密に連携し、効率的な派遣活動ができるよう受け入れ体制を整備する。

2 各段階における業務の内容

発災から3時間以内	県を通じ派遣要請 被災状況の把握
発災から24時間以内	被災状況の把握 応急救援活動
発災から72時間（3日）以内	被災状況の把握 応急救護活動及び応急復旧活動
発災から1週間以内	応急復旧活動

3 自衛隊災害派遣要請の手続き、県及び自衛隊の派遣要請連絡窓口等

(1) 自衛隊災害派遣要請の手続き

① 市長の知事に対する派遣要請依頼

ア 市長は、知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）に文書により行う。ただし、事態が急を要する場合は、防災行政無線、電話、ファクシミリ又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付する。なお、防災行政無線又は電話により口頭で依頼した場合は、速やかにファクシミリで文書を送付する。

- a 災害の状況及び派遣を要する事由
- b 派遣を希望する区域及び活動内容
- c 派遣を希望する期間
- d その他参考となるべき事項

イ 市長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合は、必要に応じて、その旨及び市域に係

る災害の状況を自衛隊に通知できる。この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知する。

②市長の自衛隊に対する緊急通知

市長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は指定する者に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

③知事が自衛隊に対して行う派遣要請

知事は、市長からの要請がない場合であっても、自ら収集した情報、県警察の災害情報及び自主的な活動による自衛隊の災害情報等に基づき、自衛隊による救援活動が必要と認める場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請する。

④自衛隊の自主派遣

ア 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

- a 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- b 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができず、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- c 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- d 上記に準じ特に急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

イ 自衛隊は、大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、災害時の活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対するニーズを早期に把握・整理するものとする。

ウ 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

エ 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

(2) 派遣要請連絡窓口

①県の連絡窓口

防災くらし安心部

災害派遣担当窓口	山形県防災危機管理課
住 所	〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
N T T 回 線	電話 023-630-2211（代表） 023-630-2231、023-630-2255（直通） FAX 023-633-4711
県 防 災 行 政 無 線	無線専用電話 7-800-1242、7-800-1244 FAX 7-800-1500、7-800-1501

②派遣要請連絡窓口

連絡窓口	陸上自衛隊 第6師団（第3部防衛班）
住所	〒999-3765 東根市神町南3丁目1番1号
N T T回線	電話 0237-48-1151（内線 5075） （夜間・休日当直 内線 5207、5019） FAX 0237-48-1151（内線 5754）

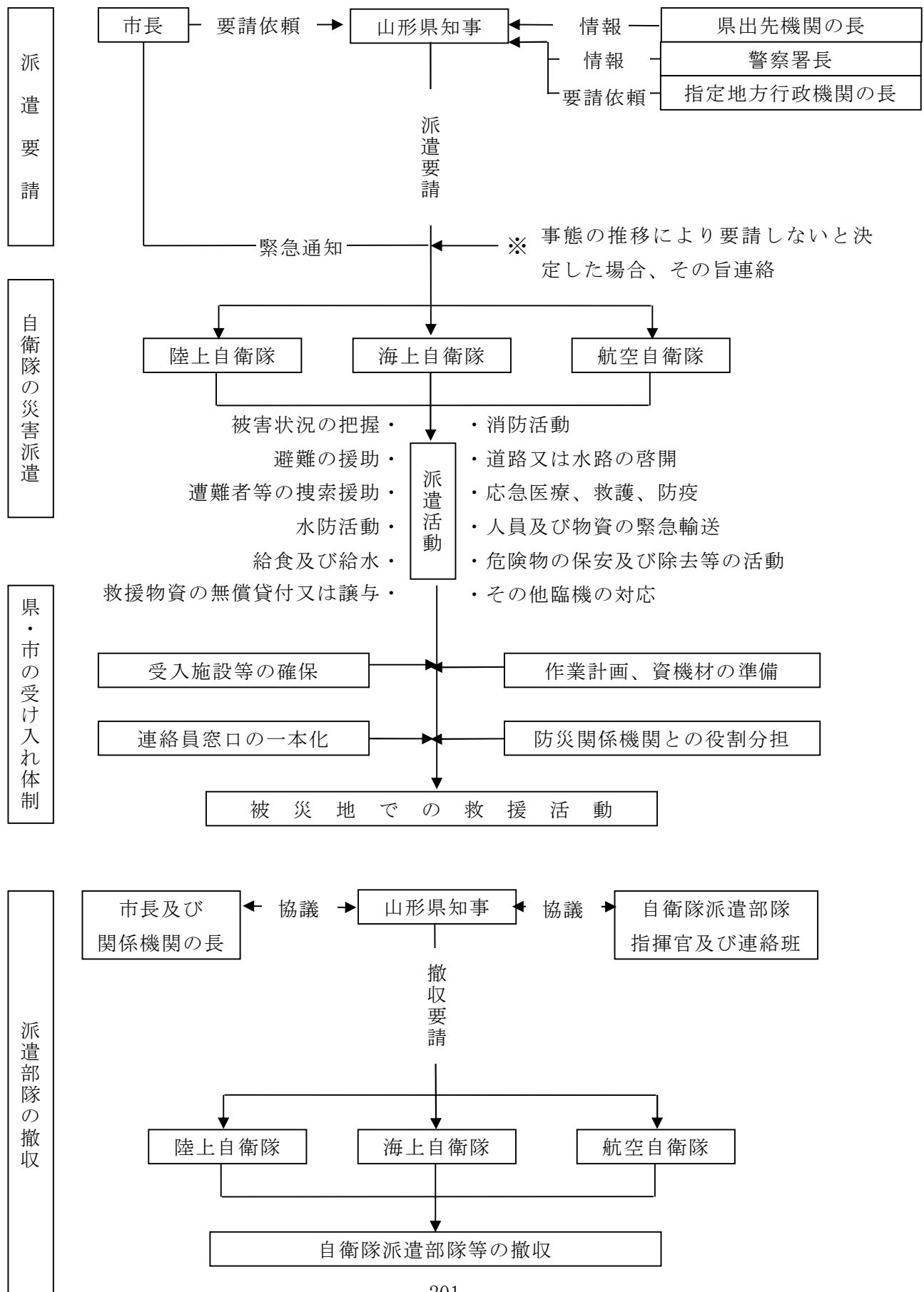
連絡窓口	海上自衛隊 舞鶴地方総監部防衛部（作戦室）
住所	〒625-8510 京都府舞鶴市余部下1190
N T T回線	電話 0773-62-2250（内線 2224） 0773-62-2255（直通） FAX 0773-64-3609（直通）

連絡窓口	航空自衛隊 中部航空方面隊司令部（防衛部運用課2班）
住所	〒350-1394 埼玉県狭山市稲荷山2番3号
N T T回線	電話 042-953-6131（内線 2233） （夜間・休日当直 内線 2204） FAX 042-953-6131（内線 2269）

(3) 自衛隊の災害派遣計画

震災等の災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うための派遣応援要請手続き、受け入れ体制及び活動等については、次のとおりとする。

①自衛隊の災害派遣フロー図



②自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本になっている。

公共性の原則	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊急性の原則	差し迫った必要性があること。
非代替性の原則	自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。

③自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内 容
ア 被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
イ 避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
ウ 遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
エ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
オ 消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力し消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
カ 道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
キ 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
ク 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）
ケ 給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
コ 救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
サ 危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
シ その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

④陸・海・空各自衛隊の整備区分等による活動内容

自衛隊区分	活 動 内 容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機、地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
海上自衛隊	艦艇又は航空機による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援等
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

⑤自衛隊災害派遣部隊の受け入れ体制

ア 他の防災関係機関との競合重複の排除

市長、知事、その他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定める。

イ 作業計画及び資機材の準備

市長及び知事は、自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機材の準備及び関係者の協力を求めるなど、支援活動に支障のないよう十分な措置を講ずる。

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業の優先順位
- c 作業実施に必要な図面
- d 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
- e 派遣部隊との連絡窓口の一本化
- f 派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

ウ 受け入れ施設等の確保

市長及び知事は、派遣部隊に対し次の施設等を確保する。

- a 自衛隊事務室
- b ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
- c 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
- d 宿营地等

エ 自衛隊派遣部隊との協議、調整

市、県及び防災関係機関は、自衛隊の災害派遣活動に際しては、相互が緊密に連携し対応する体制を確保する。

⑥災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民生の安定等に支障がないよう市長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則、市長の撤収要請依頼により決定する。

⑦救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた市の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における

経費については、県が市に代わり負担する。

- ア 災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料
- イ 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等
- ウ 災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料
- エ 災害派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費
- オ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市長が協議する。

⑧積雪期の対策

市は、積雪期において災害が発生し自衛隊災害派遣の要請を行う場合、派遣部隊の受け入れや、救援活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

第4節

災害情報の収集・伝達

【本所】災害対策班、消防・水防班 【庁舎】総務企画班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、ライフライン対策班）、警察本部、酒田海上保安部、防災関係機関、放送事業者、ボランティア団体等

1 計画の目的

被災情報の収集・伝達及びその集約は、災害応急対策の基幹となるもので、その後の災害対策の成否を決定することから、迅速かつ的確な情報の収集・伝達が求められる。市及び防災関係機関は、相互の連携の下に「迅速な情報収集」、「情報の共有化」に努め、県及び関係機関への伝達、また、市民への情報伝達を行う。

<達成目標>

市は、県、地域コミュニティ組織等と連携し、災害関連情報等を集約し、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関に逐次還元する。市民に対しては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ホームページ、掲示板、広報車、広報紙等、特性の違う複数の手段により、市民それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達を実施する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	市有施設（防災拠点・指定避難場所）状況把握 火災の発生状況、津波の状況
発災から3時間以内	市管理（道路・河川・砂防）施設状況把握 人的被害の把握、医療機関の被災状況・受入可否
発災から6時間以内	市管理（道路・河川・砂防）施設状況把握 人的被害の把握、ライフライン等被災状況把握
発災から12時間以内	市管理（道路・河川・砂防）施設状況把握 人的被害の把握、県へ被災状況報告
発災から24時間以内	市有施設被災状況把握 インフラ被害等のとりまとめ、県へ被災状況報告
発災から72時間（3日）以内	道路等公共土木施設の復旧状況 農業土木施設等の被災状況
発災から1週間以内	被害金額等の概算集計

3 各主体の役割

(1) 市の役割

地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、町内会等から情報収集する。なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県（防災危機管理課）へ報告する。また、収集した情報は、市民、防災関係機関に効果的に情報伝達する。

(2) 県の役割

ア 県は、県内震度3以上の地震が発生した場合には、被災地の市町村消防本部、県出先機関及び県警本部等を通じ被害情報の把握に努める。情報の収集にあたっては、画像及び地図情報等の視覚的情報を積極的に収集し、より実質的な被害の把握に努める。また、市において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告がなされないと判断する場合等にあつては、調査のための職員の派遣、ヘリコプター、無人航空機等の機材や各種通信手段の効果的な活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

イ 県は、市が被災し被災状況報告ができない場合には、県職員が情報収集にあたる。なお、あらかじめどのような内容をどのような手段で収集するか等を定めた情報収集要領を作成するよう努める。

ウ 県は、必要に応じて自衛隊、第二管区海上保安本部、国土交通省東北地方整備局に対してヘリコプター、巡視艇等による情報収集を依頼する。

エ 県は、気象庁から県内沿岸に「津波警報」等が発表された場合には、第二管区海上保安本部及び自衛隊に津波襲来状況並びに被害状況の把握活動を要請する。

(3) 県警察の役割

警察署、交番・駐在所、パトロールカー、警察ヘリコプター及び無人航空機等を通じて被災地の情報を収集する。

(4) 酒田海上保安部

必要に応じ巡視船艇、航空機及び無人航空機等により海域部及び沿岸部の被害調査にあたり、ともに、関係機関等から情報の収集に努める。

(5) 防災関係機関の役割

ア 防災関係機関は、災害により被害が発生した場合、それぞれの機関において被災地情報を収集し、市と連絡体制を確立し、情報の共有化を図るものとする。

イ 防災関係機関は、災害時の情報ニーズに応えるため相互に連絡・協力するとともに、多様な手段を活用して、広報活動を行う。

(6) 市民・企業（事業所）等の役割

地震発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するため

に、避難にあたっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備するものとする。

4 災害情報の時系列収集区分

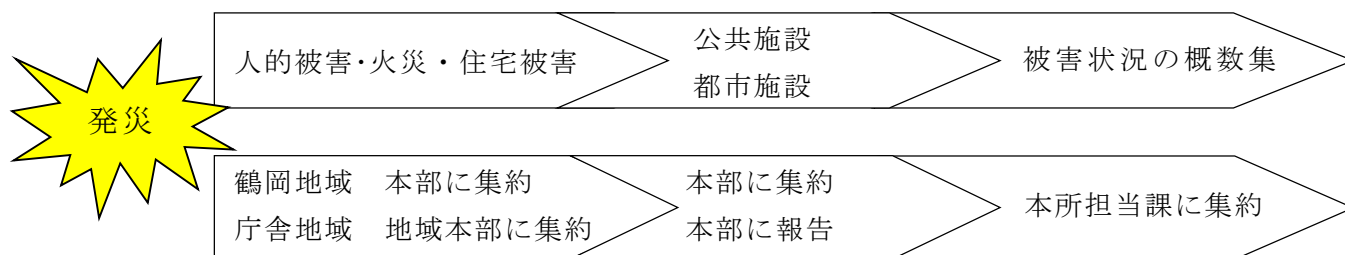
市は、初動体制の迅速な確立とその後の応急対策の実施のため、災害情報の収集を災害発生後の時間経過に応じて行い、関係機関は、所管業務に係る災害情報を市に提供する。

区 分	収 集 事 項	収 集 要 領
災害速報 (第1段階)	・ 人的被害 ・ 火災状況 ・ 住家被害状況 ・ 住民避難状況 ・ 主要道路・施設被害状況 ・ ライフライン施設被害状況 ・ 医療機関被害状況	・ 災害発生直後に実施 ・ 迅速性を第一とし、市内の被害状況を把握 ・ 警察、消防を主体とした関係機関から情報を収集 ・ 職員の出動途上における情報収集 ・ 住民、自主防災組織等からの通報、聴取
(第2段階)	・ 第1段階調査事項 ・ 非住家被害状況 ・ 公共施設被害状況 ・ 都市施設被害状況 ・ 農林商工業被害状況	・ 常に被害状況の把握に努め逐次本部会議へ報告 ・ 第1段階の調査事項を詳細に把握 ・ 現地調査を行う ・ 被害の数量的（金額等）把握
概算集計 報告 (第3段階)	・ 被害状況を概算集約	・ 応急対策終了後7日以内 ・ 被害状況を数量的に概算集計
復旧進捗 報告 (第4段階)	・ 復旧事業の発注進捗状況	・ 各部局において発注している復旧工事を把握

5 市の実施体制

市は、災害発生後直ちに前記「災害情報の時系列収集区分」に従い被害調査を実施するものとし、災害対策本部を設置したときの実施体制は、次のとおりとする。なお、庁舎地域の災害情報は、地域災害対策本部で集約し、災害対策本部に報告するものとする。応急復旧が本格化するのに伴い、本所担当課と庁舎担当課の情報連絡を密にし、庁舎の被害状況を本所担当課で災害情報を集約し災害対策本部へ報告する体制へ順次移行する。

<時間経過による災害情報の集約イメージ>



災害対策本部で被害状況が十分把握できない場合であっても、直ちに第一報を別表1「消防庁への火災・災害等即報基準」に準じ、県（防災危機管理課）へ報告する。また、別表2「消防庁への直接即報基準（市町村）」に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県（防災危機管理課）に対してだけでなく、総務省消防庁に対しても、原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても引き続き、総務省消防庁に対して行う。初動時において火災が多発或いは多くの死傷者が発生し、消防機関へ119番通報が殺到した場合は、消防本部は、その状況を直ちに総務省消防庁及び県（防災危機管理課）に報告する。避難所を開設したとき、或いは自主的に避難所が開設されたときは、避難者数、避難所の状況などの情報を収集する。

別表1 消防庁への火災・災害等即報基準

（「火災・災害等即報要領」令和3年6月29日消救第240号より抜粋）

火災・災害等区分		即 報 基 準		
災害即報	一般基準		○災害救助法の適用基準に合致するもの ○県又は市が災害対策本部を設置したもの ○災害が2県以上にまたがるもので1の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ○気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	個別基準	災害	地震	○地震が発生し、県又は市の区域内で震度5弱以上を記録したもの ○人的被害又は住家被害を生じたもの
			津波	○津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○津波警報又は津波注意報が発表されたもの
			風水害	○崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
			雪害	○積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○積雪、道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの

火災・災害等区分				即 報 基 準
			火山災害	○噴火警報（火口周辺）が発表されたもの ○火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
社会的影響基準				○一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられるなど社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること
即報	火災等	一般基準		○死者が3人以上生じたもの ○死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの
火災等即報	個別基準	火災	建物火災	○特定防火対象物で死者の発生した火災 ○高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ○大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ○特定違反対象物の火災 ○他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災 ○建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災 ○損害額1億円以上と推定される火災
			林野火災	○焼損面積10ha以上と推定されるもの ○空中消火を要請又は実施したもの ○住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
			交通機関の火災	・航空機火災 ・タンカー火災 ・船舶火災であって社会的影響度が高いもの ・トンネル内車両火災 ・列車火災
			その他	○以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

火災・災害等区分			即 報 基 準
	危険物等に 係る事故		○危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの ・死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ・負傷者が5名以上発生したもの ・周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ・500kl以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ・海上、河川への危険物等流出事故 ・高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
	その他 特定の 事故		○可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響が高いと認められるもの ○消防職員、消防団員の消火活動等に伴う重大事故
社会的影響基準			○一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等、社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること
救急・救助事故即報			○死者5人以上の救急事故 ○死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故 ○要救助者が5人以上の救助事故 ○覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故 ○その他報道機関等に取り上げられる社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。） （例）・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全も観点から把握されるべき救急・救助事故

別表2 消防庁への直接即報基準

区 分		即 報 基 準
火災等即報	交通機関の火災	○別表1 交通機関の火災のとおり
	危険物等に係る事故	○死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの ○負傷者が5名以上発生したもの ○危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの ○危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500kl以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ○市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災 ○ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災 ○爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）
救急・救助事故即報		○死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ・列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ・バスの転落等による救急・救助事故 ・ハイジャックによる救急・救助事故 ・映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ・その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
災害即報		○被害の有無を問わず、市の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(1) 第1段階

①災害対策班及び総務企画班

本所の災害対策班、庁舎の総務企画班、関係機関、町内会、自主防災組織、市民等からの情報を集約し、被害状況を把握する。地域本部総務企画班は、集約した被害情報を本部災害対策班に報告する。本部災害対策班は、把握した被害状況及び応急対策活動状況、対策本部の設置状況等を県に逐次報告するとともに、関係機関や市民へ情報を提供する。取り扱いは「山形県災害報告取扱要領」による。避難情報を発出した場合は、速やかに県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告、情報提供する。

②総務班、医療・防疫班及び要援護対策班

ア 総務班

避難所からの被害状況及び物資要望等を取りまとめ、関係災害対策部に報告する。

イ 医療・防疫班

救護に係る被害状況および医療救護本部活動状況について取りまとめ、総務班に報告する。

ウ 要援護対策班

所管する避難所の被害状況及び物資等の要望をまとめ、災害対策班に報告する。主要報告事項は次のとおりとする。

・人的被害 ・火災状況 ・住家被害状況 ・住民避難状況

③土木班、清掃班、給水・下水道班及び消防・水防班

各災害対策部所管事項について、本部員会議に報告する。

④各班、現地各班共通事項

所管事項に係る応急対策活動状況・職員出動状況・災害応急対策上緊急な対応を必要とする事項

(2) 第2段階

第1段階における災害応急対策が終了又は軌道に乗り、避難所が縮小されるに従い、順次、第2段階の情報を収集するものとし、本部連絡室或いは地域本部が災害応急対策の進捗状況から調査事項を決定し、関係災害対策班或いは現地災害対策班に指示を行う。現地災害対策本部が設置された場合は、災害応急対策の進捗に併せ、本所担当課（班）と庁舎担当課（班）の情報連絡を密にし、庁舎の被害状況を本所担当課で集約し、災害対策本部へ報告する体制へ順次移行するものとする。

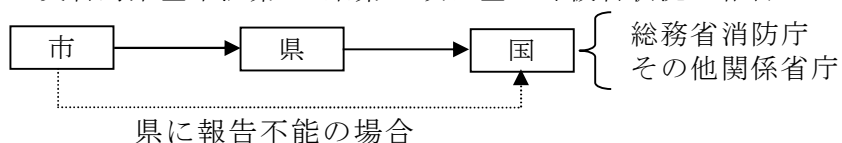
(3) 被害状況報告

資料編に定める災害報告資料により被害状況等の報告を行う。

(4) 被害状況等の報告

市は、各段階において把握した被害状況を、迅速に県、防災関係機関及び市民等に伝達する。被害報告は、市から県へ、県から国へ行うことが基本であるが、県に報告できない場合は、市が直接国の省庁へ報告を行う。ただし、県との連絡が取れるようになった場合は、県に報告を行う。なお、本所が被災し、本部災害対策班が県及び国に連絡ができない場合は、被害をまねがれた庁舎から直接、県及び国へ報告を行う。

＜災害対策基本法第53条第1項に基づく被害状況の報告ルート＞



消防庁消防防災・危機管理センター（時間外）

回 線	電 話	F A X
N T T 東日本回線	03－5253－7777	03－5253－7553
地域衛星通信ネットワーク	88－048－500－7782	88－048－500－7789
	8－048－500－7782	8－048－500－7789
	75－048－500－7782	75－048－500－7789
地域衛星通信ネットワーク （県防災行政無線）	048－500－7782	8－500－7789

6 防災関係機関の実施体制

防災関係機関は、災害発生直後から各々所管業務の被害状況を調査し、市及び必要と認める機関に伝達するものとする。また、災害応急対策、災害復旧対策状況についても同様とするものとする。

7 ヘリコプター等による情報収集

市及び消防本部は、災害による被害が発生した場合は、県消防防災航空隊に対し速やかに被害状況の情報収集活動を要請し、その結果を県に報告する。

連絡先：県消防防災航空隊 TEL 0237-47-3275 FAX 0237-47-3277

要請する主な調査事項は、次のとおりとする。

- ア 火災の発生状況（消火活動）
- イ 道路・橋梁被害状況
- ウ 建築物被害状況
- エ 公共機関被害状況
- オ その他災害の発生場所の把握

8 災害情報の伝達

市は、災害関連情報等を集約し、災害対策本部員会議を公開するなど、防災関係機関、報道機関、ライフライン・公共交通機関に逐次還元する。市民に対しては、7節「広報・広聴活動」により、それぞれのニーズに対応した効果的な情報収集伝達を実施する。

- ア 被災地から全国へ情報発信できるホームページの活用
- イ 避難所に備え付けられた防災行政無線の活用
- ウ 住民、民間企業等による情報発信
- エ 半鐘や回覧版、掲示板など、昔ながらの情報伝達
- オ 放送事業者は、36節「放送事業者の応急対策」に基づき、災害時の放送を行うものとする。

9 町内会、自主防災組織等と連携した情報収集・伝達

市は、町内会又は自主防災組織と連携し、災害情報収集・伝達を行う。

ア 避難情報

イ 人的被害

ウ 住民避難状況

エ 住家被害状況

オ ライフライン被害状況

10 ボランティア等と連携した情報収集・伝達

市は、ボランティア団体等と連携し、各団体が持つ住民と住民のネットワークの力を活用し、ホームページ等により災害情報を収集伝達する。また、災害時には、道路上の災害廃棄物等により、車による情報収集、輸送も困難となるため、災害バイク協力隊等に支援を要請する。

11 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対して、町内会、自主防災組織及び消防団などにより災害情報を伝達し、また、避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。また、高齢者は、インターネットによる情報収集が困難な人が多いことから、適宜、チラシ、広報紙の配布などに配慮する。

12 積雪期の対応

積雪地域においては、情報収集・伝達は困難であることが予想されるため、避難時の携帯ラジオの携行や、孤立が予想される集落においては、非常用の通信手段を確保する。

第5節

地震・津波情報等の伝達

【本所】災害対策班、消防・水防班 【庁舎】総務企画班

【関係機関】県（防災くらし安心部）、国（山形地方気象台）、東日本電信電話(株)山形支店、日本放送協会等放送事業者

1 計画の目的

地震及び津波に関する情報を迅速かつ的確に収集し、必要な情報を市民、関係機関に速やかに伝達し、被害の軽減、災害対策の実施に役立てるものとする。

＜達成目標＞

地震の規模・発生場所や地震に伴う津波警報・注意報及び地震関係情報を、防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送、テレビ、ラジオ、半鐘、「赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）」等を活用し、関係機関及び住民に対し迅速かつ的確に伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	地震・津波警報の伝達（最優先） 住民等の避難（最優先）
-----------	--------------------------------

3 各主体の役割

(1) 市及び消防本部の役割

地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、消防庁及び県（防災危機管理課）へ報告する。

(2) 県の役割

ア 県は、県内震度3以上の地震が発生した場合には、市の消防本部、県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を市に派遣する。

イ 天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。また、必要に応じて自衛隊、酒田海上保安部、国土交通省東北地方整備局に対してヘリコプター、巡視艇等による情報収集を依頼する。

(3) 県警察の役割

ア 地震発生時には、直ちに情報収集にあたり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

イ ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集する。

(4) 防災関係機関の役割

大規模地震が発生した場合、それぞれの組織において被災地の情報を収集し、市と連絡体制を確立し、情報の共有化を図るものとする。

(5) 市民・企業（事業所）等の役割

地震発生直後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を的確に判断するために、避難にあたっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備するものとする。

4 業務の内容

(1) 津波警報等

① 津波警報等の発表

「津波警報・注意報」、「地震・津波情報」及び「津波予報」は、気象庁から発表され山形地方気象台を経由して、県、関係機関、市及び住民へと伝達される。（別図2のとおり。）津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報又は津波注意報が「津波警報・注意報」の種類のとおり発表される。「津波警報・注意報」が発表された場合、「津波情報」のとおり津波の予想到達時刻や予想される津波の高さ等が適宜発表される。地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、「津波予報」のとおり発表される。地震情報は、震度3以上を観測した場合、「地震情報の種類と内容」のとおり、震度速報が約1分半後に発表され、その後、震源に関する情報等が順次発表される。

② 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

③ 大津波警報・津波警報・注意報の種類等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

「津波警報・注意報」の種類

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

大津波警報を特別警報に位置付けている。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等を利用するにあたっての留意事項

(ア) 津波警報等は、地震が発生してから約3分（一部地震(※)については最速2分以内）を目標に発表するが、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲来に間に合わない場合がある。このため、沿岸地域など津波災害のリスクのある地域の住民等には、強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難する等、自らの命は自ら守る行動を求めることが重要である。

(※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度のよい震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震)

(イ) 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さに基づき、更新される場合がある。

(ウ) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このとき、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

「津波情報」

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

「津波予報」

発表基準	内 容
津波が予想されない時（地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想された時（津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表

津波注意報解除後も海面変動が継続する時（津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表
---	---

「地震情報の種類と内容」

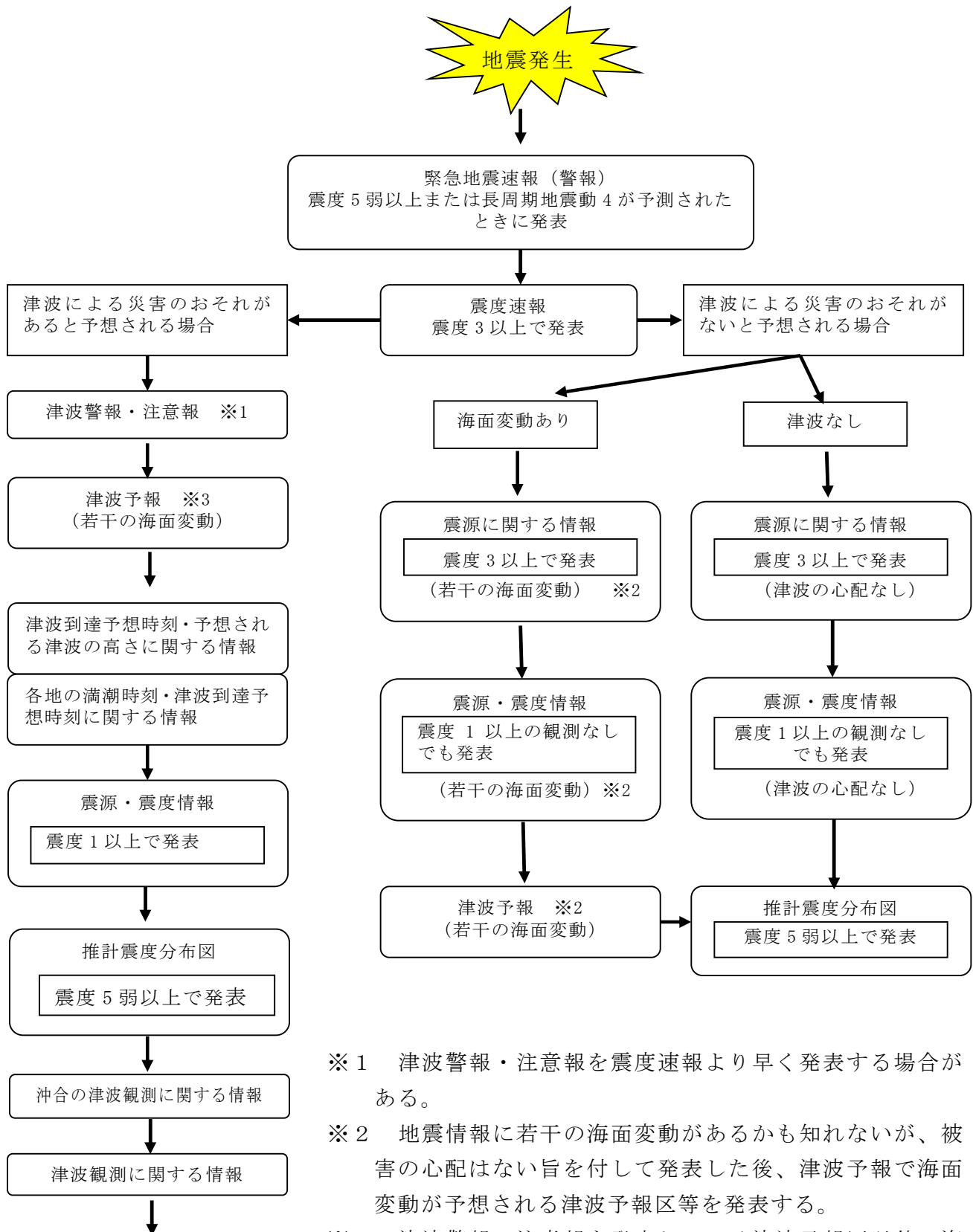
種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生後約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名（全国 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250 m 四方ごとに推計震度（震度 4 以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）

(2) 地震及び津波に関する情報の伝達

- ア 県は、山形地方気象台が「津波警報又は津波注意報」及び「地震及び津波に関する情報」を公表したときは、専用通信施設により市へ速やかに伝達する。
- イ 放送機関は、ラジオにあっては番組間を利用し又は緊急の場合は中断し、テレビにあっては字幕により放送し、公衆に周知するものとする。
- ウ その他の機関にあっては、それぞれの災害担当業務に応じて所要機関に周知伝達するものとする。
- エ 市は、情報を受領したときは、速やかに住民及び所在の官公署等へ周知するものとし、その伝達系統は、別図2のとおりとする。

(別図1)

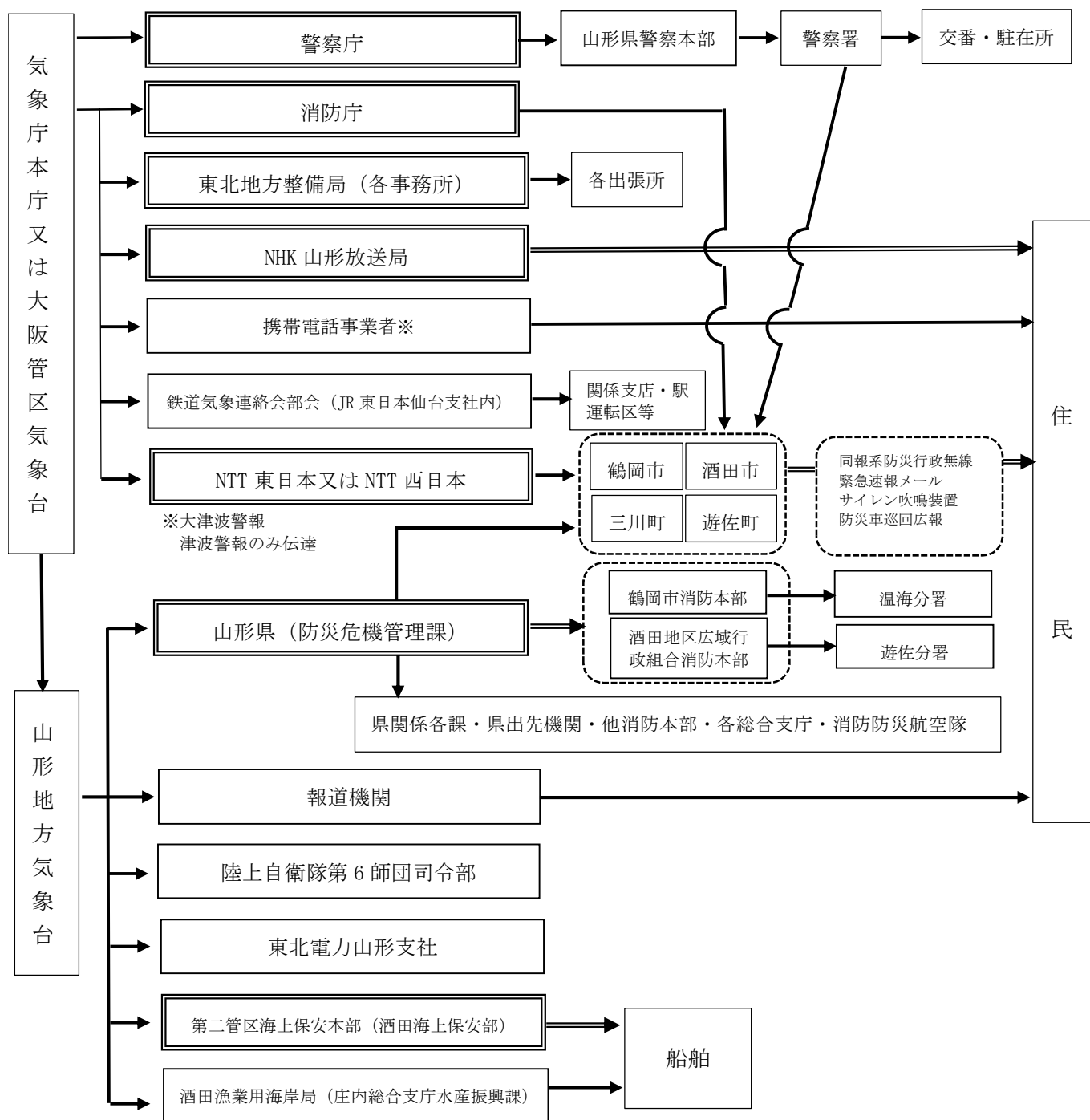
津波警報・情報及び地震情報等の発表の流れ



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合がある。
- ※2 地震情報に若干の海面変動があるかも知れないが、被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

(別図2)

地震・津波情報及び津波警報・注意報に関する伝達系統図



(注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

(注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※ 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発令されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

第6節

通信の確保

【本所】災害対策班、消防・水防班 【庁舎】総務企画班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、ライフライン対策班）

1 計画の目的

地震発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を、迅速かつ的確に実施するためには、情報収集手段の確保が重要である。防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

＜達成目標＞

市は、災害発生後1時間以内に災害対策本部等の通信に必要な機器とネットワークを確保し、通信の状態を確認する。被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に県災害対策本部と被災地（現地災害対策本部）間及び防災関係機関との通信を確保する。被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は、災害発生後概ね6時間以内に確保する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	防災行政無線の疎通状況確認 消防無線の疎通状況確認 被災地との通信インフラ確認
発災から3時間以内	防災行政無線の疎通状況確認 消防無線の疎通状況確認 被災地との通信インフラ確保
発災から6時間以内	非常通信の取り扱い要請

3 各主体の役割

(1) 市の役割

ア 公衆回線、防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、代替通信手段を確保する。

イ 自力で通信手段を確保できない場合は、県等に支援を要請する。

(2) 県の役割

ア 防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めるとともに、代替通信手段を確保する。

イ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、市で利用する通信手段の確保を支援する。

ウ 防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手

段の確保を支援する。

(3) 防災関係機関、通信事業者等の役割

市及び県から要請があった場合は、通信の確保に協力するものとする。

4 業務の内容

(1) 通信施設の応急対策

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は、至急復旧にあたる。その間、代替通信手段を確保し、復旧までの通信需要をまかなう。

(2) 代替通信手段の確保

主な通信手段は、公衆通信（東日本電信電話（株）加入電話）、無線通信及び衛星通信であるが、公衆通信施設は、災害時、故障や通話の輻輳等により通信が困難となることが予想される。そのため各機関は、公衆通信施設のほか業務用無線等により通信を実施するものとする。

① 公衆通信施設

ア 災害時優先電話

通話が輻輳しても、防災関係機関の重要通信を確保するため一般の電話に対して優先的に利用できるよう、あらかじめ東日本電信電話（株）の指定を受けた電話については、一般の電話より比較的容易に通話ができるので、各機関は、当該電話を職員に周知し有効に利用する。

② 無線通信

ア 市防災行政無線

イ 県防災行政通信ネットワーク（県防災行政無線）

市、県及び県内消防本部等、県防災行政通信ネットワーク加入機関相互の通信及び地域衛星通信ネットワーク加入の消防庁、他県の自治体との通信は、県防災行政通信ネットワークを有効に利用する。

③ その他の通信の利用

公衆通信施設及び防災無線が利用できないときは、次の通信手段を利用して通信を行う。

ア 他機関の通信施設の優先利用

緊急を要する場合、市長及び知事は、電気通信事業法第8条第2項により、有線電気通信法に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

・使用することができる主な機関の通信設備

警察通信設備、電力通信設備、国土交通省通信設備

イ 自衛隊の通信支援

市長及び防災関係機関は、災害応急対策のため自衛隊の通信支援を必要とする場合は、知事に対して要請を行う。

ウ 非常通信の利用

東北地方非常通信協議会に対し、非常通信を要請する。非常通信は、地方非常通信ルートによるものとする。

エ 移動式通信設備の使用

携帯電話（衛星携帯電話を含む。）等を通信手段として活用する。

オ アマチュア無線の活用

「大規模災害時における通信確保に関する協定」に基づき、アマチュア無線鶴岡クラブに対し通信手段の確保について協力を依頼する。

カ 使送

全ての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣する。

第7節

広報・広聴活動

【本所】災害対策班、総務班 【庁舎】総務企画班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班）、ライフライン関係機関、公共交通機関、報道機関、市民、企業（事業所）等

1 計画の目的

地震発生時には、市民等に正確な情報を迅速かつ的確に伝え、災害対策を円滑に実施することが必要である。このことから、市、防災関係機関及び報道機関は、災害時の情報ニーズに応えるため、多様な手段を活用して住民の立場に立った広報活動を行う。

＜達成目標＞

市は、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（Ｊ－アラート）、Ｌアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ケーブルテレビ、有線放送、ホームページ、掲示板、広報車、広報紙及びインターネット（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（ＳＮＳ））等の多様な手段を活用しながら、時機を失することなく広報する。

2 各段階における業務の内容

発災から 1 時間以内	地震発生の呼びかけ 避難情報の発令（以後、随時） その他、初動対策に必要な情報の提供
発災から 3 時間以内	被害状況の発表（以後、随時） ライフラインに関する情報の提供（以後、随時） 交通に関する情報の提供（以後、随時） 避難所に関する情報の提供（以後、随時） 市民等の安否に関する情報の提供（以後、随時）
発災から 12 時間以内	水や食料、生活物資供給に関する情報の提供
発災から 24 時間以内	保育、教育及び社会福祉施設等に関する情報の提供
発災から 72 時間（3 日）以内	災害廃棄物の処理に関する情報の提供 その他、応急対策に必要な情報の提供
発災から 1 週間以内	被災相談に関する情報の提供 その他、復旧対策に必要な情報の提供
発災から 1 か月以内	生活再建に関する情報の提供

発災から3か月以内

復興に関する情報の提供

3 各主体の役割

(1) 市及び県の役割

地震発生後、地震・津波に関する情報を積極的に収集し、災害発生が予想される時は、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、市民等の安全を確保する。災害発生後は、被害状況や復旧見込み等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぐとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。また、障害者や外国人等の要配慮者に的確に情報が伝わるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

①市の役割等

ア 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

イ 手段

- a 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・提示
- b 自治会、町内会等を通じた情報伝達
- c 住民相談所の開設
- d 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- e 防災行政無線、緊急地震速報、ケーブルテレビ、有線放送、ホームページ、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙及びインターネット（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS））等の活用
- f 関係機関へのヘリコプターによる上空からの広報依頼

ウ 項目

- a 安否情報
- b 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- c 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- d 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- e 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）
- f その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

②県の役割

被災地内、被災地外の県域及び県外への情報発信を行う。

(2) 県警察の役割

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関と緊密な連携のもと広報活動を行う。

(3) 国の役割

地震発生後、的確な防災対策を講ずることができるよう、地震・津波に関する情報を広報す

る。

(4) ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）

地震発生時に的確な防災対策を講ずることができるよう、防災情報等を広報するものとする。
また、迅速に救援活動・復旧活動を講ずることができるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報するものとする。

(5) 公共交通機関（鉄道、バス等）

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報するものとする。

(6) 報道機関

地震・津波に関する情報を入手した場合は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道するものとする。

(7) 市民、企業（事業所）等の役割

地震・津波に関する情報には留意し、情報を入手した場合は、要配慮者や情報を入手していない市民、観光客等の滞在者に的確に伝え、適切な対応がとれるよう配慮するものとする。

4 業務の内容

(1) 地震発生時の広報活動の目的

- ア 流言飛語等による社会的混乱の防止
- イ 市民等の避難救護と被害の拡大抑止
- ウ 当該災害に対する社会的関心の喚起

(2) 地震発生時の広報活動の基準

災害広報活動は、時系列区分を基本として実施するものとし、各段階においての広報は、次の事項を重点として行う。

時系列	広 報 内 容
第1段階 災害発生直後	・ 地震発生情報（震度、規模等） ・ 避難情報の発令 ・ その他、初動対策に必要な情報

時系列	広 報 内 容
第2段階 災害応急対策 初動期	・ 人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況 ・ ライフラインの被害状況と使用に関する注意 ・ 交通規制情報 ・ 避難所に関する情報（避難者数等） ・ 市民等の安否情報 ・ 水や食料、生活物資供給に関する情報 ・ 保育所の休園や学校の休校等に関する情報 ・ 社会福祉施設等の稼働状況、受け入れ状況に関する情報 ・ 災害廃棄物の処理に関する情報 ・ その他、応急対策に必要な情報
第3段階 災害応急対策 本格稼働期	・ 被災相談に関する情報（り災証明書の発行等） ・ 生活再建に関する情報（生活再建支援制度等） ・ その他、復旧・復興対策に必要な情報

(3) 広報活動の実施

①市の広報活動

市は、広報活動の実施主体として災害情報を迅速に収集、確認、整理し、庁内で共有する。上記の広報活動の基準に基づき、報道機関に公表するとともに、市民等に対し広報車、防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送、ホームページ、テレビ、ラジオ、掲示板、広報紙及びインターネット等の情報伝達手段を活用して広報活動を行う。

②防災関係機関の広報活動

防災関係機関は、他の関係機関との緊密な連絡のもとに広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、上記広報活動の基準に基づき、各機関の災害対策所管事項について随時適切な広報活動を行うものとする。

③報道機関による広報活動

報道機関は、市等から公表された災害情報や依頼された災害広報について、市民等の安全の確保と社会的混乱の防止を目的として、上記広報活動の基準に基づき、市民等に対し正確で迅速な報道を行うものとする。

ア 災害発生直後の視聴者に対する呼びかけは、各放送機関のマニュアルにより行うものとする。

イ 災害対策基本法に基づき、県と「災害時の放送に関する協定」を締結している報道機関は、市と協力して広報活動を行うものとする。

ウ 聴覚障害者を考慮し、テレビ放送では音声にテロップを挿入するなど必要な措置を講ずるものとする。

（山形県内の報道機関）

社 名	電 話	F A X
日本放送協会（NHK）山形放送局	023-625-9515	023-633-2842
山形放送（YBC）（テレビ・ラジオ）	023-622-6360	023-632-5942

社 名	電 話	F A X
	023-622-6161（夜間電話）	
山形テレビ（Y T S）	023-643-2821	023-644-2496
テレビユー山形（T U Y）	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン（S A Y）	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	023-625-0804	023-625-0805

（鶴岡市記者会加盟の報道機関）

社 名	電 話	F A X	住 所
朝日新聞社酒田支局	22-0556	22-0544	錦町 1-43-505
読売新聞社鶴岡通信部	25-2481	25-2482	錦町 1-43-605
荘内日報社	22-1482	22-1427	馬場町 8-29
山形新聞鶴岡支社	22-2810	28-2034	本町 3 丁目 7-52
山形放送鶴岡支社	22-2250	22-8464	本町 3 丁目 7-52
日本放送協会鶴岡支局	22-2533	25-2606	錦町 2-68
山形テレビ鶴岡報道分室	29-9261	29-9261	新海町 30-27
毎日新聞鶴岡通信部	29-2540	29-2540	馬場町 6-17-2
河北新報酒田支局	0234-22-0986	0234-22-0989	酒田市亀ヶ崎 2 丁目 25-20
テレビユー山形	0234-23-8111	0234-23-8115	酒田市入船町 2-35
さくらんぼテレビジョン庄内支社	25-1150	25-1415	馬場町 8-1

(4) 広聴活動の実施

市及び防災関係機関は、被災者からの相談、要望、苦情等を受け付け、応急対策や復旧対策に反映するとともに、適切な措置を行うものとする。被災者の安否確認については、N T Tや携帯事業者の提供する災害用伝言ダイヤルの利用を呼びかけるものとする。

団 体	内 容
市	・避難所における相談・要望などの受け付け ・自主防災組織及び町内会を通じた相談・要望等の受け付け ・被災者のための相談所の設置及び各種相談窓口の開設
県	・市の行う被災者のための相談活動に対する支援 ・災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取
ライフライン 関係機関等	・利用者相談窓口の開設 ・所管事項に関する相談窓口の開設

(5) 要配慮者に対する配慮

ア 視覚・聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、テレビ放送では音声とテロップの組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保するものとする。

イ 一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わ

るよう情報伝達方法を工夫するものとする。

ウ 自主防災組織や地域住民等は、高齢者や障害者等地域の要配慮者に、災害に関する情報を伝達するものとする。

エ 企業（事業所）や学校等は、観光客、遠距離通勤・通学者等に対し適切な対応がとれるよう災害に関する情報を伝達するものとする。

オ 外国人の被災者のために、関係機関と協力して、図やイラストの使用等、多様な情報伝達手段を確保するものとする。

5 被災者等への情報伝達活動

(1) 被災者への情報伝達

市及び県は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努める。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行う。

市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

(2) 市民への的確な情報伝達

市及び県は、国民全体に対し地震の被害、余震の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、支援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達する。

第8節

自分と家族を守る応急対策

【本所】全班 【庁舎】全班 【関係機関】市民、企業（事業所）等

1 計画の目的

地震発生時は、日ごろ身につけた知識や技術を活かし、自分や家族の安全を確保するものとする。また、地域住民と連携して要配慮者等の安全確保を図るとともに、物的被害を最小限に食い止めるものとする。

<達成目標>

地震発生時には落ち着いて行動し、身の安全の確保を図るものとする。また、自分や家族の安全を確保できたら、積極的に支援する側及び援助する側に回り、地域住民や市と連携し、的確な応急活動にあたるものとする。また、ラジオやテレビ等から災害関連情報を入手し、家族や地域での情報共有を図るものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	自分や家族の安全確保 要配慮者等、地域間での安全確保
発災から3時間以内	被害状況に応じて、指定避難所等への避難の開始
発災から6時間以内	協働による避難所運営の実施

3 応急対策の実施

(1)災害情報収集・伝達

- ア 災害発生前後において情報が錯綜することから、自分の置かれた状況を的確に判断するため、避難にあたっては、携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋等を準備するものとする。
- イ 災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、要配慮者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮するものとする。
- ウ 訪日外国人観光客には万が一の災害に備えて事前に Safety Tips（観光庁監修災害時情報提供アプリ）のダウンロードをすることをウェブサイト等で呼びかけ、現地では観光案内所を中心に災害に関する情報や避難所情報を的確に伝達する。

(2)災害時の避難

①避難行動

- ア 家族、隣近所の人達とまとまって避難所へ避難する。

- イ けが人や高齢者などと一緒に避難する。
- ウ 危険の少ない広い道路を選んで避難する。
- エ 車に避難する場合は、エコノミークラス症候群に十分注意する。

②避難所運営

住民は、緊急に避難する必要がある場合は、市による開設を待つことなく、次により避難所に立ち入り安全を確保するものとする。また、避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力するものとする。

- ア 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。
- イ 出入口、窓等侵入可能な箇所を開放し避難する。
- ウ 分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ。

(3)消火活動

市民、学校、企業（事業所）等は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、小さな火災であってもすぐに消防署に通報するものとする。

- ア コンロ、暖房器具等の火の元を消す。
- イ 出火した場合、近傍の者にも協力を求めて初期消火に努める。
- ウ 消防署へ迅速に火災発生を通報する。
- エ 消防隊の速やかな到着は、非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。
- オ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合、火災の発生の有無に関わらず直ちに除雪に努める。

(4)救助・救急活動

地震発生時は、公的機関の防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、地域住民や自主防災組織は、公的機関が行う防災活動に、積極的に協力するものとする。

- ア 要配慮者の救護
- イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動
- ウ 傷病者の救出及び応急手当、救護所への搬送等の実施及び協力
- エ 地域内の被害状況等の情報収集

(5)医療救護活動

家族、隣近所、町内会及び自主防災組織と防災関係機関が協力して、医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所への搬送に努める。

(6)心のケア対策

- ア 被災住民は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることの認識に努める。
- イ 自身はもとより、要配慮者である高齢者・障害者・乳幼児等に十分配慮した心の健康の保持・増進に努める。

(7) 防疫保健衛生

- ア 医療・保健の情報の積極的活用により、自らの健康管理に努める。
- イ 居住地域の衛生確保に努める。

(8) ライフライン関係

① 電話

- ア 災害発生時は、一般回線や携帯電話が通じにくくなることが予想される。電話での連絡は、必要最小限とするよう心がける。
- イ 災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害用伝言板を活用する。
- ウ 大規模災害時に、比較的繋がり易かった携帯メールを有効活用する。

② 電気

- ア 火災発生防止の為、アイロンやドライヤーなどの熱器具のスイッチを切り、プラグをコンセントから抜き、ブレーカーを落とす。
- イ 切れた電線や垂れ下がった電線には絶対に近づかない。

③ ガス

- ア ガス栓を閉止し、出火、爆発等の事故発生防止を行う。
- イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認する。
- ウ 積雪期の地震発生時にあたっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪に努める。

④ 上水道

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

⑤ 下水道

- ア 各家庭において、地震時に必要な携帯トイレの備蓄に努める。
- イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

(9) 防犯対策

大規模災害時においては、一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、防犯パトロールの実施に努めるとともに、警察署等の警備活動に協力するものとする。

4 要配慮者に対する配慮

地域住民、町内会等は、市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で要配慮者の安全確保に努めるものとする。

- ア 家族、近隣住民及び自主防災組織が協力した避難誘導に努める。
- イ 自主防災組織が行う避難所における要配慮者の安全の確認に協力する。
- ウ 安全が確保されていない要配慮者について、警察や市職員等に連絡する。

第9節

住民等避難対策

【本所】災害対策班、教育班 【庁舎】総務企画班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、生活救援班）、観光文化スポーツ部、警察本部、
酒田海上保安部

1 計画の目的

地震発生時には、建物倒壊、火災や土砂崩れなど複合的な災害が発生し、市民の安全が脅かされる。災害時の人身被害を最小限に抑えるため、市民、市及び防災関係機関は、相互に連携し、迅速な避難を実施する。

＜達成目標＞

市は、情報伝達体制の確立、発令にあたり速やかな避難所の準備、開設をあわせて行い、被害の軽減を図る。また、住民に対する避難情報の発令は、時機を失しないようにする。市民は、日ごろ身につけた知識や技術を活かして身の安全を確保するとともに、家族や隣近所の安全の確保を図るための活動を積極的に行うよう努めるものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	屋外への待避 危険地域からの自主避難
発災から3時間以内	公設避難所等への避難 警戒区域の設定
発災から6時間以内	要配慮者の安否確保

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 被災者や要救助者の救助、救出に努める。
- イ 指定避難所に職員を駆けつけさせ、避難者の救助に努める。
- ウ 地震発生時の非常連絡手段等を確保し、情報の混乱に対処する。
- エ 避難情報の伝達手段の整備を行い、防災行政無線、ケーブルテレビ、有線放送、広報車、半鐘及び緊急地震速報など、多様な手段を活用して、迅速に情報伝達を行う。
- オ 危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。
- カ 被害状況に応じ避難所を開設し、住民が自主的に避難した場合は、必要な支援を行う。
- キ 避難情報を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに県に報告する。

ク 市は、公共交通機関が運行を停止する等自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するように努める。

ケ 市は、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し、多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するように努める。

(2) 県の役割

ア 震度情報、津波に関する情報等、避難の判断材料となる情報を収集・集約し、市に随時提供して状況判断について技術的な支援を行う。

イ 市の要請に応じ職員を派遣し避難対策を支援する。

ウ 市の避難情報の発令状況を被害状況と共に集約し、総務省消防庁に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

エ 知事は、避難住民の輸送や救出のため、市長からの要請又は職権に基づき、自衛隊の災害派遣、酒田海上保安部の協力等を要請する。

オ 市の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。

カ 東北運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、市長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車輛等の確保に係る支援を行う。

(3) 県警察本部

ア 住民の避難途上の安全確保に協力する。

イ 必要に応じて、広域緊急援助隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出にあたる。

(4) 市民・企業（事業所）等の役割

地震発生時において被災者を最小限に抑えるために、家庭内、企業内での食料、資機材等の備蓄を避難に活用するものとする。住民等は、自主的に避難する場合は、市へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等に心がけるものとする。

4 避難情報の発令

(1) 避難指示等の実施者

ア 市は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、特に高度な技術を要する土砂災害については国から、その他の土砂災害については県から提供された情報に基づき、速やかに避難指示等を実施するものとする。

イ 市は、津波警報・注意報が発表された場合、強い地震（震度 4 以上）を感じた場合、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合などには、必要と認める場合、海浜にいる者及び海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう指示

するものとする。

ウ 避難指示等は、災害対策基本法に基づき、原則として市長が実施（災害対策基本法第60条）するが、その他、法令等に基づき県知事、警察官、海上保安官、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、下表のとおり実施する場合もある。

区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
高齢者等避難	3	市長	・高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき ・高齢者以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主避難を呼びかける
屋内安全確保		市長	・屋内での待避等の安全措置	・災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき
避難指示	4	市長	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 市長→（報告）→知事
		知事	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示
緊急安全確保	5	市長	・命を守るための最善の行動をとるよう呼びかけ	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあり、緊急を要すると認めるとき ※市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ずしも発令されるものではないことに留意
避難の指示等		知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・立退きの指示	・洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第29条） 水防管理者→（通知）→警察署長
		知事又はその命を受けた県職員	・立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき（地すべり等防止法第25条）
				知事又はその命を受けた県職員→（通知）→警察署長

区分	警戒レベル	実施責任者	措置	実施の基準
				指示等を実施した場合の通知等
		警察官	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (災害対策基本法 61 条)
				警察官→(通知)→市長→(報告)→知事
			・避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第 4 条)
				警察官→(報告)→公安委員会
		海上保安官	・立退きの指示 ・立退き先の指示	・市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (災害対策基本法第 61 条)
				海上保安官→(通知)→市長→(報告)→知事
		災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第 4 条」による避難等の措置 (自衛隊法第 94 条)
				自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者

エ 避難情報と居住者等がとるべき行動

	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル 3】 高齢者等避難	危険な場所から高齢者等は避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他も必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル 4】 避難指示	危険な場所から全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※ 1 への避難や、少しでも

	居住者等がとるべき行動
	命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ＜市町村から避難指示が発令された場合＞ ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 ・避難指示は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ・市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。 ・ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また、本行動をとったとしても、身の安全を確保できるとは限らない。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

注 突発的な災害の場合、市長からの避難指示等が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

(2) 避難情報の発令

避難情報の発令は、次の事項を明示して行う。

〈明示事項〉

・避難対象地域 ・避難先 ・避難経路 ・避難理由 ・避難時の注意事項

避難情報を発令した場合、広報車による伝達のほか、放送機関、警察、町内会、自主防災組織等の協力を得て直に対象地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を図る。

地 域	広 報 手 段
鶴 岡	同報系防災行政無線、各種 SNS、広報車、町内会長等への電話等
藤 島	同報系防災行政無線、各種 SNS、広報車、町内会長等への電話等
羽 黒	同報系防災行政無線、各種 SNS、広報車、町内会長等への電話等
櫛 引	ケーブルテレビ、各種 SNS、広報車、町内会長等への電話等
朝 日	ケーブルテレビ、各種 SNS、広報車、町内会長等への電話等
温 海	同報系防災行政無線、各種 SNS、有線放送、広報車、町内会長等への電話等

(3) 避難者の誘導、救助

市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

避難誘導は、市、警察、町内会、自主防災組織等があたり、避難行動要支援者の避難誘導等が災害時要援護者避難計画（避難行動要支援者避難計画）に基づき適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。また、住民は、相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。市は、海浜にいる者及び海岸付近の住民に避難するよう勧告又は指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団、自主防災組織により速やかに避難誘導を行う。また、海岸付近の住民等は、津波警報・注意報が発表されたときや、強い地震（震度4以上）を感じたとき、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、あらかじめ指定された避難場所又は高台に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や高齢者の避難を互いに協力して行うものとする。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により行う。

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。 (災対法第63条)
	警察官又は海上保安官	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。 (災対法第63条)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長又は市長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限る。(災対法第63条)
火災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定（消防法第23条の2）
	消防職員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定（消防法第28条）
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。 (消防法第28条)
水災	水防団長・水防団員・消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定（水防法第21条）

災害種別	設定権者	実施の基準
	警察官	水防団長、水防団員、消防に属する者がいないとき、 又はこれらの者から要求があったとき。(水防法第21条)

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には、法令に定めるところにより罰則を適用できる。警察官、海上保安官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

(3) 避難所への受け入れ

警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合は、市長は必要に応じて、避難所を開設して受け入れる。

6 積雪期の対応

ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

イ 足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、市は、特に要配慮者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

ウ 寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、早期の温食提供等に配慮する。

7 要配慮者に対する配慮

災害時の避難誘導は、要配慮者を優先して実施する。

第10節 津波避難対策

【本所】災害対策班 【庁舎】温海庁舎総務企画班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、ライフライン対策班）、山形県水難救済会、山形県漁業協同組合、海岸付近に存する施設管理者、酒田海上保安部

1 計画の目的

市及び関係機関は、沿岸地域において地震発生から極めて短時間に津波が来襲するおそれもあることから、「4 津波警報・注意報等の伝達」に基づき津波警報又は津波注意報を住民、学校、旅行者、漁業・港湾関係者等に迅速に伝達するものとする。

＜達成目標＞

津波警報又は津波注意報の通知を受けたときは、防災行政無線、緊急地震速報、広報車、ラジオ、半鐘、津波フラッグ等を活用し、海岸付近の住民・海岸施設利用者・来訪者等に対して避難指示を発令する。自主防災組織、消防団等は適切な避難場所・避難路を指示し、住民等を迅速かつ安全に避難させるものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	津波警報の伝達（最優先） 住民等の避難（最優先） ヘリによる海岸偵察
発災から3時間以内	住民避難状況確認 孤立者等の救助

3 各主体の役割

(1) 市の役割

津波警報又は津波注意報によりの確に避難指示を発令し、安全かつ効率的に住民等の避難誘導を行うものとする。市は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地或いは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び避難所予定施設の開放等の措置を行う。避難予定施設は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに収容できるようにしておく。

(2) 海岸付近に存在する施設の管理者の役割

津波警報又は津波注意報が発表された場合において、利用客等を安全な場所に避難させるとともに、施設の利用制限等の措置をとるものとする。

(3) 市民の役割

海岸付近で強い地震（震度 4 程度以上）を感じた場合若しくは弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、又は地震を感じなくても津波警報又は津波注意報が発表された場合は、直ちに海岸付近から離れ、市が指定する避難場所等安全な場所へ避難するとともに、ラジオ・テレビ等により情報を入手するよう努めるものとする。市民は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、市へ避難先、避難人数等を連絡するように努めるものとする。また、避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛けるものとする。

4 津波警報・注意報等の伝達

(1) 津波警報等

① 津波警報等の発表

「津波警報・注意報」、「地震・津波情報」及び「津波予報」は、気象庁から発表され山形地方気象台を経由して、県、関係機関、市及び住民へと伝達される。津波による災害の発生が予想される場合に、大津波警報、津波警報又は津波注意報が「③ア津波警報・注意報の種類」のとおり発表される。「津波警報・注意報」が発表された場合、「③イ津波情報の種類」のとおり津波の予想到達時刻や予想される津波の高さ等が適宜発表される。地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、「③ウ津波予報」のとおり発表される。地震情報は、震度 3 以上を観測した場合、「③エ地震情報の種類と内容」のとおり、震度速報が 1 分半後に発表され、その後、震源に関する情報等が順次発表される。

② 緊急地震速報

気象庁は、最大震度 5 弱以上または長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上または長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ等で住民等に周知する。

また、最大震度 3 以上又はマグニチュード 3.5 以上もしくは長周期地震動階級 1 以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予測震度が 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。なお、あくまで予測であることから、震源付近では、強い揺れの到達に間に合わない場合もある。

③ 大津波警報・津波警報・注意報の種類等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約 3 分を目標に大津波警報、津波警報又は

津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

ア 津波警報・注意報の種類

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流出し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流出し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

大津波警報を特別警報に位置付けている。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

津波警報等が発表された場合の留意事項

- a 津波警報等は、地震が発生してから約3分（一部地域(※)については最速2分以内）を目標に発表するが、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲来に間に合わない場合がある。このため、沿岸地域など津波災害のリスクのある地域の住民等には、強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難する等、自らの命は自ら守る行動を求めることが重要である。

（※ 日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度のよい震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震）

- b 津波警報等は、最近の地震・津波データの解析結果に基づき、更新される場合がある。
c 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このとき、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

イ 津波情報の種類

情報の種類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻（※1）や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※2）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測された津波の高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

（※1）この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（※2）津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ウ 津波予報

発表基準	内 容
津波が予想されない時(地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m 未満の海面変動が予想された時(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続する時(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

エ 地震情報の種類と内容

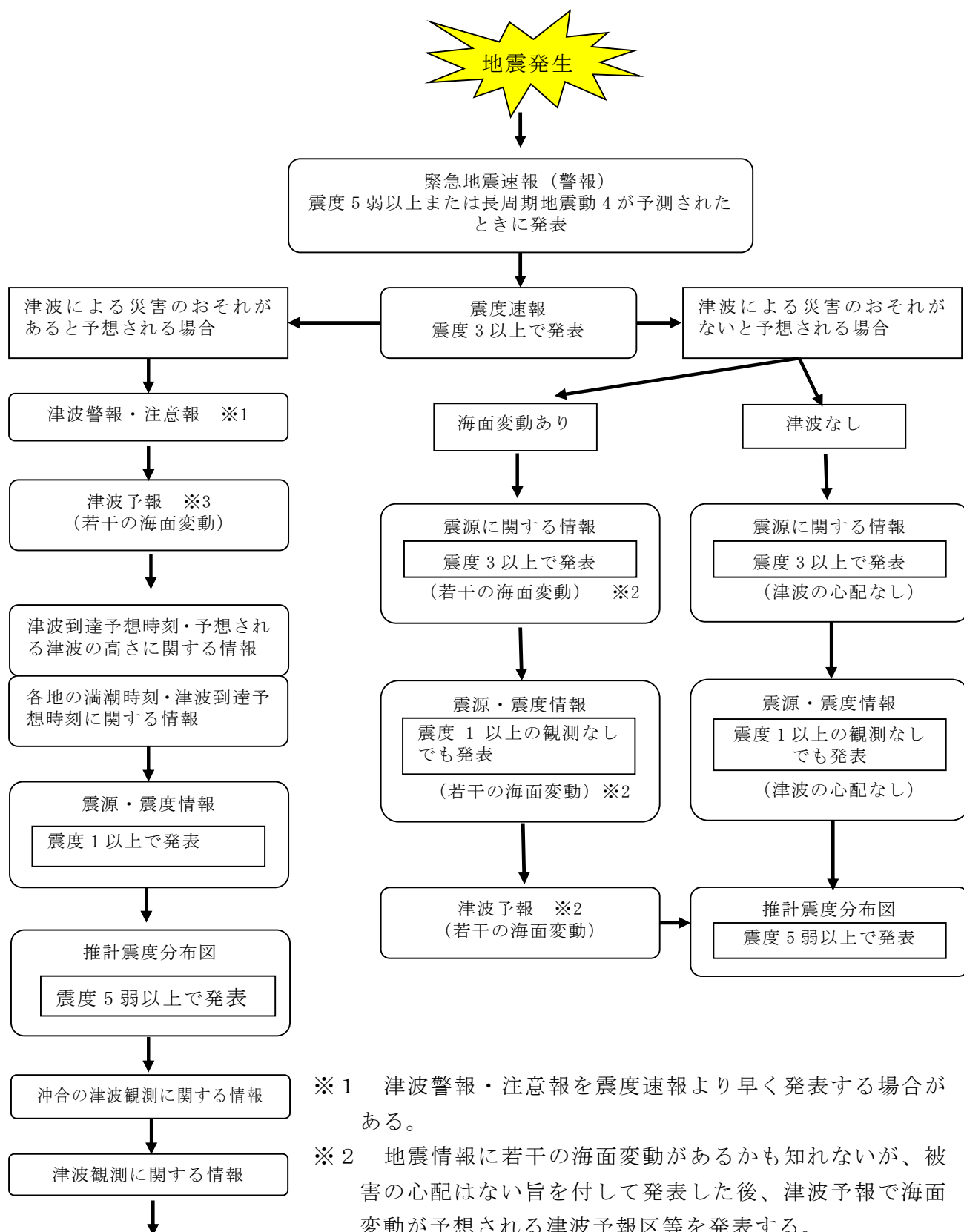
種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度 3 以上	地震発生後約 1 分半後に、震度 3 以上を観測した地域名(全国約 188 地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度 3 以上 (津波警報または注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度 1 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度 1 以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度 3 以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度 1 以上を観測した地震回数情報等を発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね 30 分以内に発表 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から 1 時間半～2 時間程度で発表

種類	発表基準	内 容
推計震度分布図	・震度 5 弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度 1 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級 1 以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で 1 回発表）

(2) 津波警報・注意報伝達系統

津波警報又は津波注意報の伝達については、「第5節 地震・津波情報の伝達」の「地震及び津波に関する情報の伝達」における伝達系統により行う。

津波警報・情報及び地震情報等の発表の流れ



※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合がある。

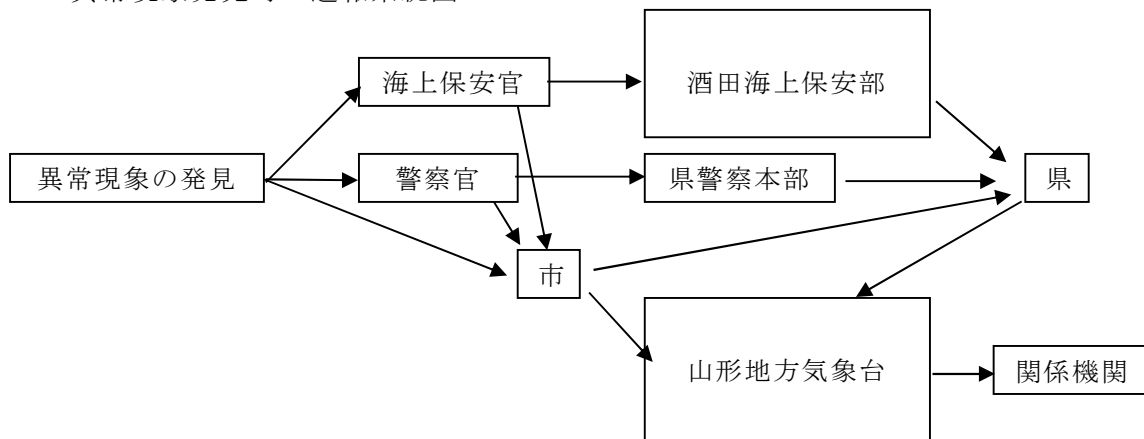
※2 地震情報に若干の海面変動があるかも知れないが、被害の心配はない旨を付して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。

※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

(3) 異常現象を発見した場合の通報

海面の昇降等異常現象を発見した者は、市長、警察官、海上保安官のうち通報に最も便利な者に速やかに通報するものとする。この場合において、市長がこれを受けた場合は知事（県防災危機管理課）及び山形地方気象台へ、警察官、海上保安官がこれを受けた場合は市長及び知事へ速やかに通報するものとし、知事は速やかに山形地方気象台に通報する。

＜異常現象発見時の速報系統図＞



5 業務の内容

(1) 沿岸住民への避難指示

市は、津波による被害を防止するため、津波警報・注意報が発表された場合や強い地震（震度4以上）が発生した場合、また、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れがあった場合は、海浜にいる者及び海岸付近の住民等に直ちに海浜から急いで退避し、高所など安全な場所に避難するよう指示を行う。また、浸水被害が発生すると判断した場合は、速やかに海岸及び河川河口部付近の住民に対し避難指示を行う。

避難指示の実施者

区分	実施責任者	措置	実施の基準
			指示等を実施した場合の通知等
避難指示	市長	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 災害が発生し又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（災害対策基本法60条）
			市長→（報告）→知事

区分	実施責任者	措置	実施の基準
			指示等を実施した場合の通知等
	知事	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 ⇒避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示 ⇒市長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示 (災害対策基本法 60 条)
避難の指示等	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	・ 立退きの指示	・ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき (水防法第 29 条) 水防管理者→(通知)→警察署長
	知事又はその命を受けた県職員	・ 立退きの指示	知事又はその命を受けた県職員 →(通知)→警察署長
	警察官	・ 立退き先の指示	・ 市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (災害対策基本法 61 条) 警察官→(通知)→市長→(報告)→知事
			・ 重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置 (警察官職務執行法第 4 条) 警察官→(報告)→公安委員会
		・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	・ 市長が立退きを指示することができないと認める場合、又は市長から要求があった場合 (災害対策基本法第 61 条) 海上保安官→(通知)→市長→(報告)→知事
			・ 警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第 4 条」による避難等の措置 (自衛隊法第 94 条) 自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者
	海上保安官	・ 立退きの指示 ・ 立退き先の指示	
	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	・ 避難等の措置	

(2) 住民等の避難誘導等

市は、海浜にいる者及び海岸付近の住民に避難するよう指示した場合は、あらかじめ定める避難計画に従い状況に応じた避難場所、避難路を指示し、職員、消防団員等により速や

かに避難誘導を行うものとする。海岸付近の住民等は、津波警報・注意報が発表された場合や、地震による震度4以上の強い揺れを感じた時や、弱くてもゆっくりとした揺れを感じた場合は、あらかじめ指定された避難場所又は直近の高台等に速やかに避難するものとし、その際、身体の不自由な者や高齢者の避難を互いに協力して行うものとする。海岸付近を走行中の車両の運転手は、ラジオ等で津波警報の発表を知ったときは、車両を道路の左側に寄せて停車し、エンジンキーをつけたまま、ドアを閉め付近の高台へ直ちに避難することとする。

実施主体	対 策	協力依頼先
市	適切な避難場所・避難路を指示するとともに、関係機関の協力を得ながら要所に誘導員を配置するなどして住民等を迅速かつ安全に避難させる。	県警察、消防団、自主防災組織
バス・タクシー事業者	状況に応じ、バス・タクシーの運転見合わせや安全地帯への移動を行うとともに乗客・待合客等を安全な場所に誘導するものとする。	
旅客航路事業者	状況に応じ、港内停泊中の船舶は、速やかに港外に待避させ、入港予定船舶は、港外に待機させるとともに、旅客・待合客等を安全な場所に誘導するものとする。	
海岸施設管理者	状況に応じ、施設利用者を安全な場所に避難させるとともに、施設の利用を禁止又は制限するものとする。	

(3) 警戒区域設定

① 警戒区域の設定の区分

災害種別	設定権者	実施の基準
災害全般	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるとき。 (災対法第63条)
	警察官又は海上保安官	市長又はその委任を受けて市長の職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(災対法第63条)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長又は市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限る。(災対法第63条)
火 災	消防長・消防署長	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれ著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定(消防法第23条の2)
	消防職員・消防団員	火災の現場において消防警戒区域の設定(消防法第28条)

災害種別	設定権者	実施の基準
	警察官	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防職員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。(消防法第28条)
水 災	水防団長・水防団員・消防機関に属する者	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定(水防法第21条)
	警察官	水防団長、水防団員、消防に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。(水防法第21条)

②警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が現場において、バリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令に定めるところにより罰則を適用できる。警察官又は自衛官が、市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

(4)帰宅困難者、外国人等土地不案内者に対する避難情報の提供等

ア 市は、公共交通機関が運行を停止する等自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平常時時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等帰宅手段に関する情報を提供するように努める。

イ 市は、地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し、多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の運行、復旧状況等移動手段に関する情報を提供するように努める。

(5)要配慮者に対する配慮

市は、消防団・自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者・障害者等に対する支援要員を確保し、的確な情報伝達・避難誘導を行う。

(6)積雪期の対応

市は、避難路の積雪又は凍結等による避難の困難さを勘案した適切な避難誘導を行う。

第11節

避難所運営

【本所】市民生活班、要援護対策班、教育班、災害対策班 【庁舎】市民福祉班、総務企画班
【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、保健医療対策班、生活救援班、輸送対策班）、
県教育委員会、日本赤十字社山形県支部、医師会、県・市社会福祉協議会、県
災害ボランティア支援本部、市災害ボランティアセンター、（一社）山形県老人
福祉施設協議会

1 計画の目的

災害発生時において、迅速な避難所開設を行うため、市、施設管理者及び地域住民等で可能な限り早期に避難所を開設し避難者を受け入れる。さらに、「在宅避難」「車中泊」等の住民も被災者であることに留意し、市は、施設管理者、地域住民等と連携し避難所運営を行うものとする。避難所運営は、住民の安全を第一とし、帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で縮小、閉鎖する。

<達成目標>

市は、運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違いに十分に配慮し、住民が安心して避難できる環境づくりを行う。また、地域住民、学校、行政との協働による避難所の開設、運営を行う。市民（町内会、自主防災組織等）は、施設管理者及び行政と協働し、自主的で円滑な避難所運営を行うものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	避難所の開設
発災から6時間以内	避難者名簿の作成 日用品等提供依頼 要配慮者別室・別施設の確保
発災から12時間以内	防災関係機関への支援要請、仮設トイレ設置
発災から1週間以内	閉鎖・期間延長の判断
発災から1か月以内	閉鎖

3 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、避難所を開設し、地域住民、施設管理者、応援自治体職員及びボランティア等と連携して避難所を運営する。

(2) 県及び県警察の役割

県は、市の避難所の開設・運営を支援する。県警察は、避難所の保安等にあたる。

(3) 施設管理者の役割

避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営を行うものとする。

(4) 市民の役割

避難住民は、秩序ある行動で避難所運営を行うものとする。

4 業務の内容

(1) 避難所の開設

市は、地震が発生し住民に避難を指示した場合、又は避難場所に避難した住民が住家の倒壊等により収容が必要となった場合、あらかじめ指定されている避難所を開設する。

併せて、令和元年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた開設・運営に努める。

また、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。

ただし、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、避難所を設置・維持することの適否を検討する。

① 避難所開設担当者の任務

各避難所施設の開設にあたっては、施設の管理者と連携して開設にあたる。

② 避難所を開設する暇がない場合の措置

市民は、緊急に避難する必要がある場合は、市による開設を待つことなく、次により避難所に立ち入り、安全を確保するものとする。

ア 避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。

イ 鍵保管者による開錠、又は出入口、窓等の侵入可能な箇所から立ち入る。

ウ 分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ。

エ 避難所内で災害により破損等が確認された危険な場所には近付かない。

③ 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合は、開設場所、日時及び開設期間等を県に報告する。

④ 応急的居住環境の整備

市は、避難所を開設した場合は、速やかに食料品、飲料水、仮設トイレ及び毛布等を準備し、避難者の応急的居住環境を整える。また、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握するとともに、避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努める。

⑤ 二次災害の回避

市は、避難所を開設した場合は、国及び県等の協力を得て避難所の被災状況を早急に調査し、二次災害から避難者を守る措置を講ずる。

(2) 避難所の統廃合

避難所は、避難者数の減少に応じて段階的に統廃合を行い、効率的な運営体制の整備を図る。

(3) 管理・運営体制

避難所の運営・管理は、市職員、施設職員、教職員並びに国、県及び他市町村等の応援職員、自主防災組織、町内会及びボランティア等の相互協力のもとに、次の事項に留意し実施する。

① 管理体制

避難所施設の管理者を責任者とし、市職員、町内会及び自主防災組織等と協力し管理を行う。なお、男女共同参画の観点から、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。

② 運営対策

避難者の自主運営を基本とし、秩序ある避難生活を維持するよう運営する。

項 目	内 容
要配慮者への対応	高齢者、障害者、疾病者、乳幼児、妊産婦などを優先した運営
避難者の健康管理	保健師等の巡回、健康相談及び医療救護活動と連携した健康管理
避難所の衛生管理	防疫活動による伝染病の発生防止等衛生管理
プライバシーの保護	被災者のプライバシーを尊重した運営管理
夏期間の対応	冷房器具、熱中症対策等の周知
冬期間の対応	暖房器具、防寒衣等の提供

③ 情報の提供、聴取対策

避難者への情報の提供及び聴取は、次のとおり実施する。

- ア 掲示板の設置、広報紙の配布等
- イ ラジオ・テレビ放送
- ウ 防災行政用無線による一斉放送
- エ 相談窓口等の設置
- オ SNS の活用

④ 避難所運営に係る留意点

ア 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努め、同行避難があった場合の対応について具体的な検討を進めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、平時から連携に努めるものとする。また、発災時

には、同行避難の状況について把握に努める。

イ 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとし、地域の実情や避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策を定める。

ウ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災安全課と健康福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

エ 市は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、高齢者、障害者、病人、乳幼児及び妊産婦等の要配慮者の処遇についても十分に配慮する。

- ・ 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- ・ 男女別物干し場、更衣室、授乳室の設置、生理用品や下着の配布の特段の配慮、巡回警備等による避難所における安全性の確保等、多様なニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- ・ 避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮をしつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- ・ 性暴力・DV防止に関するポスター等を掲示するなどの被害の未然防止に努める。
- ・ 男女のニーズの違い等、男女双方向及び性的マイノリティの視点に配慮した、避難所の運営に努める。

(4) 避難所開設後の業務

①地震発生後24時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市・施設管理者・住民自治組織	○避難所開設（～3時間）	
	・ 職員配置、避難所開設報告	施設管理者
	・ 施設の安全確認	施設管理者
	○避難者の状況把握（～6時間）	
	・ 避難者数・ニーズの把握、報告	避難者
	・ 避難所備蓄物資の提供	避難者
	・ 避難所運営委員会の設置	避難者
	○外部からの応援受け入れ開始（～12時間）	

実施主体	対 策	協力依頼先
	・避難所運営応援職員の受け入れ ・ボランティアの配置	市 市災害ボランティアセンター
	・食料・生活必需品提供の開始 ・仮設トイレ設置 ・暖房器具、燃料の手配（冬期） ・医療救護班の受け入れ ・要配慮者支援要員の配置	市 市 市 市、医師会、日赤 市、医師会
	○要配慮者の移動（～24時間）	
	・傷病者等の医療機関への搬送 ・福祉施設等への緊急入所 ・福祉避難所の開設、要配慮者受け入れ	消防 福祉施設 介護事業者等、県

②地震発生後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市・施設管理者・ 住民自治組織	○避難所の拡張・充実	
	・避難所環境の改善（緩衝材、間仕切り等設置）	市

③地震発生後4日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
市・施設管理者・ 住民自治組織	○避難者サービスの充実（4日～）	
	・入浴機会の確保、避難所での炊飯開始 ・臨時公衆電話等の設置を要請	市災害ボランティアセンター 電気通信事業者

(5)要配慮者への配慮

①避難所での配慮

- ア 授乳室の確保、視聴覚室等の使用可能な教室を開放して子供を遊ばせるなど、女性や子育て家庭の視点に立った避難所運営に努める。
- イ 情報伝達は、必ず音声と掲示を併用し、要配慮者の情報環境に配慮する。
- ウ 保健師・看護師の配置又は巡回により、避難者の健康管理に努める。
- エ 通常の避難所での生活が難しいと判断される高齢者、障害者、傷病者、発達障害児・者、知的障害児・者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所等への移動を勧め、使用可能な教室を開放するなど配慮する。
- オ 食品アレルギーを持った人への原因物質除去食品の提供、腎臓病患者への低たんぱく質食品の提供など、食事への配慮を行う。

②福祉避難所の開設

- ア 市は、要介護高齢者、障害者等のために、協定締結している福祉避難所へ開設調整し、一般の避難所からの誘導を図る。
- イ 福祉避難所には、障害者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備

する。

③在宅避難者、車中泊者等、避難所外避難者への配慮

避難所以外で避難している避難者、要配慮者への物資配給、健康管理や心のケアなどに配慮する。

(6) 積雪地域での対応

ア 全避難者を屋内に収容するように努める。避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。

イ 暖房器具、採暖用具の配置、温かい食事の早期提供に配慮する。

ウ 備蓄毛布の早期配布や足りない分の早期発注など、被災者の健康に十分配慮する。

(7) 避難が長期化する場合の措置

市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等へ避難者の受入れの協力を要請し、移動を避難者に促すとともに、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

第12節

防疫保健衛生対策

【本所】医療・防疫班 【庁舎】市民福祉班

【関係機関】県災害対策本部（保健医療対策班）、市民、鶴岡地区食品衛生協会、（公社）山形県栄養士会鶴岡地区会、防疫薬品業界団体

1 計画の目的

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調をきたし、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は、防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図るものとする。

＜達成目標＞

市及び県は、災害時における被災地区の保健衛生対策や消毒及び感染症の予防や感染症患者の早期発見のための各種措置を実施するとともに、飲食に起因する食中毒等の発生防止のための食品の衛生監視、及び被災地区住民の心身の健康保持を図るため、食事に関する栄養指導や心のケアを行う。

2 各段階における業務の内容

発災から12時間以内	緊急食品の衛生確保、炊き出し施設等の衛生指導
発災から24時間以内	避難所等の衛生指導
発災から72時間（3日）以内	巡回健康相談の実施 防疫資機材の調達 感染症予防対策
発災から1箇月以内	巡回栄養指導

3 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

(2) 県の役割

県は、市を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施する。

(3) 市民の役割

市民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努めるものとする。

4 業務の内容

(1) 保健衛生対策

市は、庄内保健所と連携し避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握し、被災に伴う健康障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

①巡回健康相談・保健指導

市は、庄内保健所と連携し保健師を中心に巡回保健班を編成し、避難所、被災地区、仮設住宅を巡回し、健康相談を行う。巡回健康相談にあたっては、関係機関との連携を図り、要配慮者の健康確保を優先し、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

ア 寝たきり者、障害者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障害者等への保健指導

ウ インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安、不眠等の除去、メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

②避難所等の生活環境の衛生指導

市は、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境衛生について必要な指導・助言及び必要な措置を行う。

ア 食生活の状況、食中毒の予防

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所（仮設トイレを含む。）の清潔の確保

キ プライバシーの保護

(2) 防疫・感染症対策

市は、県の指導のもとに防疫対策を実施する。

①防疫活動の実施

市は、被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう医療・防疫班を組織し、必要に応じて適切な措置を講ずる。また、災害規模により市のみで対応ができない場合は、県の支援を要請する。

②感染症発生予防の実施

市は、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に感染症発生予防対策を実施する。

ア パンフレット等を利用して、飲料水、食物の注意、手洗い、うがいの励行を指導するとともに、台所、トイレ、家の周りの清潔や消毒・滅菌方法を指導する。

イ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に消毒・滅菌を実施する。なお、消毒・滅菌の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

③疫学調査・健康診断の実施

庄内保健所は、感染症を早期に発見し、まん延を防止するため、必要に応じ疫学調査及び健康診断を実施する。

④感染症発生時の対応

ア 庄内保健所は、被災地において一類感染症の患者、疑似症患者又は無症状病原体保有者並びに二類感染症の患者又は一部疑似症患者が発生した場合は、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関への入院勧告又は入院措置を行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由のある場合は、病院又は診療所で適当と認める施設への入院勧告又は入院措置を行う。

イ 市は、県の指示のもと、感染症の病原体に汚染された疑いのある場所の消毒、ねずみ族、昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具、その他の物件等の消毒等を行う。

(3)食品衛生対策

庄内保健所は、被災地における食品の衛生確保を図り、飲食に起因する食中毒を防止するため、食品衛生班を編成して次の活動を行う。

ア 緊急食品の配給に対する食品衛生確保

イ 炊き出し施設の把握と食品衛生指導

ウ 井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

エ 食品関連被災施設に対する監視指導

オ 鶴岡地区食品衛生協会との連携

(4)栄養指導対策

市は、庄内保健所と連携し、必要に応じて県栄養士会鶴岡地区会の協力を得て、被災者の栄養指導を行う。

①炊き出しの栄養管理指導

炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行い、給食業者へ食事内容の指導を行う。

②特定給食施設への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題が生じないように、栄養指導を行う。

③その他災害発生時における栄養相談及び指導

被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手、調理方法についての被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導を行う。

(5) 防疫及び保健衛生用資機材の調達

市は、資機材が不足したときは、防疫薬品業者等から調達を図るとともに、県に対し確保を要請する。

(6) 要配慮者に対する配慮

市及び県は、寝たきり者、障害者（人工透析患者等を含む。）、乳幼児、妊産婦、に対して互いに連携して、健康状態を把握、医療・保健情報を提供するとともに、保健指導を実施する。

(7) 積雪期の対応

冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、市は、避難所等の採暖に配慮する。また、防疫資機材の搬出や運搬に支障を来すことがないように、定期的に積雪状態や道路状況等について点検・除雪を行い、運搬計画等に万全を期する。

第13節

入浴サービスの提供

【本所】災害対策班 【庁舎】総務企画班

【関係機関】県災害対策本部（生活救援班）、旅館組合、自衛隊、社会福祉施設等

1 計画の目的

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

＜達成目標＞

市は、被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請や、県に自衛隊の入浴支援を要請し、地震発生から概ね3日以内に入浴を実施する。

2 各段階における業務の内容

発災から72時間（3日）以内	自衛隊入浴支援要請
発災から1週間以内	旅館・公共入浴施設等へ協力要請

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 被災を免れた入浴施設管理者への施設開放要請
- イ 入浴施設を有する他市町村への協力要請
- ウ 県への支援要請

(2) 県の役割

- ア 自衛隊に対する入浴支援要請
- イ 県内市町村及び隣接県への協力要請
- ウ 旅館組合等事業者団体への協力要請

4 業務の内容

(1) 公衆浴場の再開支援

業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境の確保をするとともに、要配慮者の入浴施設までの交通手段を確保する。また、被災者に対する入浴施設情報の広報を行う。

(2) 仮設入浴施設の設置

近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。

(3) 旅館組合等への協力要請

市内の旅館組合等への協力要請を行う。

(4) 要配慮者に対する配慮

ア 入浴施設までの交通手段の確保

イ 要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保

ウ 要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底

(5) 積雪期の対応

冬期間は、特に入浴後の保温対策に配慮し、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

第14節 トイレ利用対策

【本所】清掃班 【庁舎】市民福祉班

【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、企業（事業所）等

1 計画の目的

自宅の被災又はライフラインの長期停止により、自宅のトイレが利用できない被災者に対し、仮設トイレ及び携帯トイレを提供し、被災地の衛生状態の維持を図る。

＜達成目標＞

ア トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目安とする。

地震発生後 ～12 時間	・避難所公共トイレの使用 ・仮設トイレ及び携帯トイレによるトイレ確保 ・県内他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達 ・応援協定締結企業からトイレを調達
地震発生後 ～1 日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
地震発生後 12 時間～2 日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
地震発生後 2 日目程度～	・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じて、トイレの使用が困難な地域の被災者へ携帯トイレを供給

イ トイレトペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね 24 時間以内に行う。

ウ トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね 24 時間以内に確立する。

2 各段階における業務の内容

発災から 3 時間以内	災害時支援協定締結先へトイレレンタルの打診
発災から 12 時間以内	仮設トイレ設置
発災から 24 時間以内	し尿のくみ取り開始

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 避難所及びトイレの使用が困難な地域の、被災者のトイレ利用を確保する。(被災者への供給を行う。)
- イ 職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。
- ウ 市が自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- エ 避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

(2) 県の役割

仮設トイレ等の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供等により市を支援する。

(3) 市民・企業（事業所）等の役割

地震発生から2日間程度に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業（事業所）等における備蓄しているものを活用するものとする。

4 業務の内容

(1) 携帯トイレによる対応

- ア 避難者の概数を把握する。必要に応じ避難所等に職員を派遣する。
- イ 避難者に対して、携帯トイレの適切な利用方法を周知する。
- ウ 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、県からの緊急供給で補う。

(2) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

- ア 避難所等に調達を要する仮設トイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。
- イ 支援協定先へ仮設トイレのレンタル供給を依頼する。
- ウ 調達が困難な場合は、県に調達の代行を依頼する。

(3) 要配慮者に対する配慮

- ア 避難所等に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用ができない場合は、要配慮者用簡易トイレを配備（概ね24時間以内）する。
- イ 避難所等においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(4) 利用の確保

- ア 市は、避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。
- イ 市は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤等トイレの衛生対策に

必要な物資を供給するとともに、避難所等の状況に応じて、避難者や避難所運営ボランティアとの連携の下で定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ 市は、避難所等のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ 市は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

第15節

ペットの保護対策

【本所】医療・防疫班 【庁舎】市民福祉班

【関係機関】県災害対策本部（保健医療対策班）、（公社）山形県獣医師会

1 計画の目的

飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民がペットを伴い避難所に避難してくることが予想される。市は、動物の保護や適正な飼育に関し、県獣医師会等関係団体と協力体制を確立する。

＜達成目標＞

市は、県及び県獣医師会と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供や指導助言を行う。

2 各段階における業務の内容

発災から72時間（3日）以内	動物保護活動、相談窓口開設
発災から1週間以内	飼い主捜しの協力
発災から1箇月以内	仮設住宅での動物飼育支援、被災動物の健康管理支援

3 各主体の役割

(1) 市の役割

ア 市は、県と協力し、避難所・仮設住宅におけるペットの状況等の情報提供並びに保護活動を支援する。

イ 避難所生活における、動物の受け入れ体制について配慮する。

(2) 県の役割

ア 避難所において動物が適正に飼育されるよう指導助言を行う。

イ 危険動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認する。

ウ 負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護・収容に関し必要な措置を行う。

(3) （公社）山形県獣医師会の役割

県との「災害時における被災動物対策に関する協定書」（平成19年2月9日締結）に基づき、下記の救済活動を実施する。

ア 避難所等へ獣医師の派遣を行う。

- イ 動物の適正な飼育に関する指導、助言を行う。
- ウ 被災地域における動物の保護を行う。
- エ 相談窓口の設置を行う。

(4) 飼い主の役割

- ア ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努めるものとする。
- イ ペットの飼い主は、一時的に飼育困難となり他に預ける場合にあっては、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努めるものとする。

第16節

避難所外避難者への支援

【本所】要援護対策班、教育班、災害対策班 【庁舎】市民福祉班、総務企画班
【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、生活救援班）、県災害ボランティア支援本部、市
災害ボランティアセンター

1 計画の目的

これまでの大規模地震災害において、指定避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは、自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは、自宅近くに避難できプライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の地震でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択することに伴い避難場所が自然発生することから、車中泊避難者や指定避難所以外の避難者に対しても、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援に努める。また、被災者は、水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

<達成目標>

車中泊避難者や指定避難所以外に避難している被災者に対して、食料・物資等の提供、情報の提供、エコノミークラス症候群予防、避難所への移送など、必要な支援に努める。

2 各段階における業務の内容

発災から72時間（3日）以内	仮設トイレの設置 避難者数・内訳把握 避難状況の注意・食料等配布状況の周知 エコノミークラス症候群等の予防、保健指導
----------------	---

3 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、車中泊避難者や、指定避難所以外の自然発生した避難所、防災関係機関等に避難した人の状況を調査し、必要な支援に努める。

(2) 車中泊避難者等の役割

市、消防、警察又は最寄りの公的避難所に、現況を連絡するものとする。

4 業務の内容

(1) 市の業務

①車中泊避難者・指定外避難所の状況調査（発災後3日以内）

避難者は、自宅近くにいたいという強いニーズや様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難場所を選択することから、指定避難所以外の車、テント、神社、ビニールハウス、公的施設等に避難する。このように指定避難所以外の避難場所が発生することは自然なことから、町内会や、自主防災組織等の協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の要否・内容等）の把握に努める。

②車中泊避難者・指定外避難所への支援（発災後3日以内に開始）

指定避難所以外に避難した避難者や車中泊避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

ア 新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）

イ 食料・物資の供給

ウ 避難者の健康管理、健康指導

③エコノミークラス症候群の予防

これまでの大規模地震災害において、運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えたことなどから、エコノミークラス症候群を発症する人も出た。このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、下記について避難者に呼びかける。

ア 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。

イ 十分にこまめに水分を取る。

ウ アルコールを控える。できれば禁煙する。

エ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。

オ かかとの上げ下ろし運動、ふくらはぎを軽くもむ。

カ 眠るときは足をあげる。

④排気ガス車内充満の予防

豪雪時の車利用には、排ガスの車内充満等の危険性もあるため、マフラー付近の除雪を心がけるように呼びかける。

第17節

要配慮者の支援対策

【本所】要援護対策班、総務班 医療・防疫班 【庁舎】市民福祉班、総務企画班
【関係機関】市民（要配慮者及び家族、町内会、自主防災組織）、企業（事業所）等、NPO法人、ボランティア団体等、福祉関係団体（社会福祉施設、医療施設、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、介護保険事業者、地域包括支援センター、障害者関係団体等）、外国人関係団体（（公財）出羽庄内国際交流財団等）、防災関係機関、消防署、消防団、県（総務部、防災くらし安心部、健康福祉部、県土整備部、病院事業局）、警察本部、県災害対策本部（保健医療対策班）

1 計画の目的

要配慮者の安全確保のために、心身の健康状態等に配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階のニーズに応じた支援策を講じていくため、市民、行政、防災・福祉・外国人関係団体等との協働により必要な支援対策を行う。

＜達成目標＞

市は、要配慮者の安全確保のため、避難行動要支援者支援計画に基づき情報伝達及び避難誘導を行う。また、心身の健康状態等に配慮し、各段階のニーズに対応した支援策を講ずる。

2 各段階における業務の内容

避難情報（津波対策）	市、放送機関等により情報提供 地域住民等による要配慮者への情報伝達 地域住民等による安全な場所への避難誘導
発災から1時間以内	地域住民等による屋外への退避
発災から3時間以内	地域住民による公設避難所等への避難誘導
発災から6時間以内	避難状況の把握、安否確認
発災から12時間以内	社会福祉施設等の被災状況・受け入れ可否確認
発災から24時間以内	別室、施設への移動
発災から72時間（3日）以内	避難所巡回健康相談（心の相談含む。）を開始
発災から3ヶ月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始

3 各主体の役割

(1) 市の役割

ア 市は、避難行動要支援者及び避難支援者に対し、関係機関と協働し確実に避難情報を伝達する。

イ 市は、災害が発生して市民の避難が必要となった場合、避難行動要支援者の避難誘導等が

適切に実施されるよう必要な措置を講ずる。また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は、避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

ウ 市は、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等の協力を得て、要配慮者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

エ 市は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、市は、福祉施設職員等の応援体制を構築し、必要に応じて福祉避難所を設置し、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を避難させる。

オ 市は、応急仮設住宅、公営住宅、公的宿泊施設等により、要配慮者の生活の場を確保する。

カ 市は、要配慮者の心身の健康確保、福祉サービスの提供の確保を行う。

キ 市は、関係機関と協力し外国人の安否確認、多言語や、やさしい日本語による情報提供、外国人への対応可能な相談員等の派遣を行う。

(2) 県の役割

市からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と連携して、市、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動支援を行う。また、市が行う外国人、視聴覚障害者等の情報弱者への情報提供の支援を行う。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

施設内の避難行動要支援者の安全確保を図るとともに、市及び防災関係機関等と協働して施設外の避難行動要支援者の安全確保を行うものとする。

(4) 市民・企業（事業所）等の役割

① 避難行動要支援者及び家族の役割

自ら情報収集に努めるとともに、状況に応じて関係機関の積極的な協力を求め、早めに避難準備行動を開始するなど、自らの安全を確保するものとする。

② 地域の役割

市、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保、避難誘導及び安否確認を行うものとする。

③ 避難行動要支援者を雇用している企業（事業所）等及び関係団体の役割

避難行動要支援者を優先的に避難誘導し、安否確認を迅速に行うものとする。

④ ボランティア団体の役割

避難行動要支援者のニーズに合わせた安全確保の支援活動を行うものとする。

⑤ 外国人雇用企業（事業所）等、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体等の外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）の役割

市及び県と連携して、外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援活動を行うものとする。

4 業務の内容

(1) 情報伝達

避難情報を避難行動要支援者や支援者に提供するため、放送機関等の協力を得て緊急割込み放送や文字放送に加え、同報無線、ケーブルテレビ、有線放送、ファクシミリ、ホームページ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等により情報伝達を行う。また、町内会、自主防災組織、民生委員等の協力を得て、避難行動要支援者への迅速な情報伝達を行う。

(2) 避難誘導対策

① 避難行動要支援者名簿による情報共有

災害時は、避難行動要支援者名簿について、必要な範囲において関係機関との情報共有を図る。

② 避難誘導體制

町内会、自主防災組織、民生委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署及び消防団等の協力を得て、避難行動要支援者の避難準備行動及び避難誘導及び安否確認を行うものとする。

(3) 社会福祉施設の対応

① 避難

施設長は、市から避難指示等があった場合は、直ちに要員を配置し、避難体制を整える。

② 被災時の安全確認、救助、避難

施設が被災した場合、施設長は、施設の被災状況や入所者の安全を把握し、応急救助を実施し、消防機関等に救助を要請する。

③ 施設が継続使用不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、市を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて保護者に引き取り等の手続きを講ずる。

(4) 避難所の設置・運営

町内会、自主防災組織等と協働し、避難行動要支援者へ配慮した対応を行う。

ア 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成にあたり、負傷者や衰弱した避難行動要支援者の把握に努めるとともに、安否確認を行うものとする。

イ 避難所において、避難行動要支援者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置、バリアフリー化など、良好な生活環境の確保に十分に配慮する。

ウ 視覚・聴覚障害者に対して的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等による情報提供を行う。

エ 避難所において、車椅子や粉ミルク等の避難行動要支援者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら避難行動要支援者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う。

オ 避難所での生活が困難な避難行動要支援者は、福祉避難所、社会福祉施設等への緊急入所や入院、公的住宅等へ一時的に避難させる。

カ 外国人に対しては、的確な情報が伝わるように配慮し、日本語での情報入手が困難な外国人がいる避難所においては、多言語や、やさしい日本語による情報提供やボランティア等の協力を得た情報伝達の支援を行う。

(5) 生活の場の確保

仮設住宅への収容や公営住宅の入居

ア 避難行動要支援者世帯の入居に際しては、福祉仮設住宅の入居を優先させる。

イ 入居時には、町内会、自治会等の地域コミュニティでの生活のつながりに配慮する。

(6) 保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を県や他の市町村等と協働し、また、ボランティア等の協力を得て行う。

①保健対策

市は、被災者の心身の健康確保のため、地域包括支援センターの職員や保健師、栄養士等により、避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回健康相談・栄養指導、心のケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行い、次の事項を確認する。

ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況

イ 家族（介護者）の有無及びその被災状況

ウ 介護の必要性

エ 施設入所の必要性

オ 日常生活用具（品）の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

②福祉対策

市社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者及び町内会等の協力・連携により、避難行動要支援者の実態把握、ニーズ把握、情報提供及び生活相談等を行う。

③各機関の調整・取りまとめ

避難行動要支援者への対応については、社会福祉施設、医療施設及び民生委員等、多数の関係機関の調整が必要なことから、市は、コーディネート窓口を設置し、必要な対策を実施する。

(7) 外国人支援対策

県及び外国人関係団体と協働して、外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援活動を行う。

第18節

心のケア対策

【本所】医療・防疫班 【庁舎】市民福祉班

【関係機関】庄内総合支庁地域保健福祉課、庄内保健所、精神科病院、精神保健福祉関係機関、関係団体、報道機関

1 計画の目的

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民の心の健康の保持・増進に努める。

＜達成目標＞

市は、関係機関と連携を図り、災害の状況に応じた適切な心のケアを行う。災害発生から3日以内に避難所の巡回相談等の支援を行う。災害時の心の健康について、正しい知識やホットラインなどの支援情報を積極的に普及、啓発する。

2 各段階における業務の内容

発災から24時間以内	普及啓発取り組みを開始する。
発災から72時間（3日）以内	巡回相談
発災から3箇月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始する。

3 各主体の役割

(1) 市の役割

ア 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して、被災住民の心の健康の保持・増進に努める。

イ 必要に応じて、心のケアに関する支援を県に要請する。

ウ 市職員の心の健康の保持・増進に努める。

エ 不用意な取材活動によるPTSD（心的外傷後ストレス障害）誘発や精神症状の悪化等を防ぐため、報道機関に対し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動について協力を求めるものとする。

オ 心のケアに関する正しい知識の普及等に努める。

(2) 県の役割

被災住民に対する心のケア対策を実施し、市を支援する。

(3) 精神科医療機関の役割

被災した精神科病院・医療機関の患者や、被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

(4) 精神保健福祉関係機関・団体の役割

県が実施する心のケア対策の取り組みを支援する。

(5) 市民の役割

被災住民は、急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者である乳幼児・高齢者・障害者等に十分配慮しながら、心の健康の保持・増進に努めるものとする。

4 市の業務の内容

① 医療救護所に「健康相談窓口」の設置

被災直後は、救急医療、安全の確保、飲食の確保等が優先されるが、被災生活の時間経過によって心のケアが必要なことを念頭におき、避難所に医療救護所が開設された時点から、健康相談窓口を設置する。

② 「巡回健康相談」の実施

避難所や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら、身体面と精神面の健康状態の確認を行い、相談に応じ不安の軽減に努める。

③ 要配慮者への配慮

災害によるダメージを受けやすい乳幼児・高齢者・障害者及び災害遺族等に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

ア 被災精神障害者が、継続的に医療（受診や内服）を確保できるように支援を行う。

イ 避難所で精神疾患の急発、急変への救急対応を行う。

ウ 精神医療・保健福祉関係者（精神医療機関、福祉相談課や医療機関、地区民生委員、ケアマネジャー等）と連携をとり援助にあたる。

④ 必要に応じた心のケアに関する県への支援要請

⑤ 被災者に向けた「普及啓発」

ア 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法や心のケア対策情報等を、パンフレットの配布・ホームページ、町内回覧等により伝達する。

イ 新聞・ラジオ・テレビ等報道機関を通じて、心のケアに関する情報を被災者に提供する。

⑥ 援助者への普及啓発と教育研修の実施

県に教育研修の依頼をし、保育士や教師、ケアマネジャー等関係者に対し「被災時の心のケア」に関する研修を実施する。ボランティア、開業医、民生委員等の支援者等に対し「支援者

自身の心のケアに関する情報」を提供する。

⑦災害復旧や被災者の対応にあたる市職員等の心の健康の保持・増進

行政職員等の支援者等に対し「支援者自身の心のケアに関する情報」を提供するとともに、研修会を県に要請する。

⑧被災者への長期的な支援を継続する。

避難所が閉鎖された後、応急仮設住宅等に転居後も、心のケアが必要となる。そのため、慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール使用障害、P T S D等の問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切なケアを行う。

第19節 救助・救急活動

【本所】消防・水防班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、保健医療対策班）、関係警察署、自衛隊、酒田海上保安部、医師会（県・鶴岡地区）、医療機関

1 計画の目的

市は、地震発生時において同時多発する家屋の倒壊、火災等による多数の被災者に対し、県、防災関係機関、地区医師会及び医療機関等と相互に連携を図り、迅速かつ適切な救助・救急活動を実施する。また、地震発生直後においては、一刻も早い救出活動が必要なことから、地域住民、自主防災組織、消防団と有機的に連携し迅速かつ適切な救助・救急活動を実施し、被災者の生命・身体の安全確保に万全を期する。

＜達成目標＞

市は、住民又は住民自治組織等の協力により迅速に活動を実施し、救護所及び最寄りの医療機関等、現地で迅速に負傷者等の手当を実施する。市及び県は、他機関等への応援要請を行い、重傷者の搬送や交通途絶地等の救出活動を安全かつ迅速に実施する。市民及び自主防災組織は、近隣の住民を救助するなど迅速な初動対応ができる体制を整えるものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	初期救助・救急活動の実施 消防等による救助活動
発災から3時間以内	重傷者等の搬送
発災から	救助活動の継続

3 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて山形県広域消防相互応援協定及び緊急消防援助隊受援計画並びに市及び県の地域防災計画等により、山形県広域消防応援隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救助・救急体制を迅速に確立する。

(2) 県及び県警察の役割

県は、市の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救助・救急活動の迅速な実施を図る。警察本部は、市からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成し救急救助活動を実施するとともに、必要に応じて広域緊急援助隊を要請するなど、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。県及び県警察本部は、市からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救助・救急活動を実施する。また、県は、ヘリコプター保有機関（県、県警察及び自衛隊等）と連携して航空機による安全かつ効率的な運航の支援・調整を行う。

(3) 消防職員等の役割

消防職員及び消防団員は、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、直ちに救助隊を編成し指揮者の下で救助・救急活動を行う。救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得るなど、効率的な救助活動を行う。

(4) 酒田海上保安部の役割

酒田海上保安部は、地震、津波等による船舶の海難や行方不明者等が発生し、海上で救助・救急活動等の必要がある場合は、巡視船艇・航空機により直ちに搜索、救助・救急活動を行う。また、関係機関及び地方公共団体から、陸上における救助・救急活動等についての要請があった場合は、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において支援を行う。

(5) 市民の役割

被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見した場合は、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動にあたるものとする。

4 業務の内容

(1) 消防本部による活動体制

消防本部は、大規模地震により、多数の負傷者及び要救助者の発生が予想される場合は、「鶴岡市消防地震等による大規模災害活動要綱」に基づき、直ちに消防部隊を出動させて被災状況等の災害情報収集活動を開始すると共に、鶴岡警察署等防災関係機関、地区医師会、医療機関等と連携を図り、消防の総力を挙げて被災者の救助、救護等人命の安全確保を行う。

① 消防職員の非常参集

震度4以上の地震が発生した場合、消防職員は、あらかじめ指定された場所へ直ちに参集する。

② 編成する消防隊等の種類

ア 警防本部（指揮本部）：警防班、指令班、予防班、総務班

イ 警防部隊：警防班、予防班、救助班、救急班

③救助・救急活動の実施

災害等により、多数の負傷者が発生した場合は、「鶴岡市消防集団災害業務計画要綱」に基づき、迅速かつ安全に負傷者の救出救護活動を次のとおり実施する。

ア 火災現場における活動を優先する。

イ 火災現場以外は、多数の人命危険が予想される建物等を優先する。

ウ 複数の救助・救急事故が発生した場合は、軽易な救助事故及び程度の軽い救急事故については、地域住民等による自主的な活動で対応する。

エ 消防団は、地域における多数の負傷者および要救助者の発生に対し、簡易救出用具（金テコ、ハンマー、のこぎり等）を有効に活用するとともに、地域住民、自主防災組織と連携して救助・救急活動を行うものとする。

オ 警察、関係機関と連携しての救出活動の実施

カ 現場救護所の設置

キ 医師の派遣要請

ク トリアージ（負傷者の程度別選別）及び医療機関への搬送

④広域応援要請

ア 県内応援要請

a 救助隊、救急隊等の増強が必要な場合は、山形県消防広域応援計画に基づき応援要請する。

b 応援要請は、山形県消防広域応援計画に定める代表消防本部を通じて行う。

イ 他都道府県に対する応援要請

山形県消防広域応援計画に基づく応援をもってしても対処できない場合は、「緊急消防援助隊」の応援要請を山形県知事に行う。

⑤負傷者等の搬送

ア 消防本部は、救助活動の初期において、被災地内の医療救護所の設置が進んでいない段階では、負傷者を最寄りの救急病院等に搬送し、その設置が進んだ段階では、原則として負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンが負傷者の搬送先の調整を行ったうえで、災害拠点病院等に搬送する。

（※ トリアージ：限られた人的物的資源の状況下で最大多数の傷病者に最善の医療を施すため、患者の緊急度と重症度により優先度を定めること。）

イ 消防本部は、重傷者等を救急病院に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とする場合は、県が定める「大規模災害時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。また、酒田海上保安部の巡視船艇等が海上で収容した負傷者については、原則として消防本部が港湾で引き継ぐ。

(2) 市による活動体制

市は、震度 5 以上の地震が発生した場合、状況に応じて職員を派遣し、連絡、連携体制に

努める。

(3) 地域住民・自主防災組織による活動体制

震災時は、公的機関の防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、地域住民、自主防災組織は、公的機関が行う次の防災活動に積極的に協力するものとする。

- ア 要配慮者の救護
- イ 簡易救出器具等を活用しての救出活動
- ウ 傷病者の救出及び応急手当、救護所への搬送等の実施及び協力
- エ 地域内の被害状況等の情報収集
- オ 初期消火の実施

(4) 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

(5) 要配慮者に対する配慮

市、関係警察署及び地域住民等は、要配慮者（障害者、傷病者、要介護高齢者、妊産婦及び乳幼児等）の適切な安否確認を行い、救助・救急活動を速やかに実施するものとする。

(6) 積雪期の対応

積雪期における救助・救急活動については、地元消防団、自治組織等による速やかな初動対応が重要であり、市、消防及び関係警察署は、地域の実情に応じた適切な措置をとるものとする。

第20節

医療救護活動

【本所】医療・防疫班、消防・水防班 【庁舎】市民福祉班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、保健医療対策班）、医師会（県・鶴岡地区）、医療機関、医療関係団体、市社会福祉協議会

1 計画の目的

市は、震度5強以上の地震が発生した場合、多数負傷者の発生を勘案し、県、医師会、関係医療機関及び医療関係団体の協力を得て、地震の災害から市民の生命、健康を守るため、円滑な医療救護活動を行う。なお、震度4以下の地震や複合的な災害により、非常に多数の負傷者が発生し必要と認められたときは、医療救護活動を行う。

＜達成目標＞

市、県、医療機関及び医療関係団体が、緊密な連携を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

2 各段階における業務の内容

発災から3時間以内	医療機関の被災状況、受け入れ可否 職員の招集
発災から6時間以内	負傷者等の状況、医療救護所の設置状況の把握 医療救護班の派遣 関係団体へ医療支援チームの要請
発災から24時間以内	医療支援チームの受け入れ準備

3 各主体の役割

(1) 市の役割

ア 災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であることから、市は、発災直後に被災地域内及び医療機関等から必要な情報収集を行う。

イ 市は、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。

ウ 市は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、医療救護所を設置する。

エ 市は、災害ボランティア活動組織等と連携し、医療救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

(2) 医療機関等の役割

ア 医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。

イ 災害拠点病院（鶴岡市立荘内病院）は、後方病院として主に被災現場、医療救護所、被災地医療機関等からの患者の受け入れを行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。また、県は、派遣要請がない場合においても、被害状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

4 業務の内容

(1) 医療機関情報の把握

市は、災害発生時又は災害の発生が予想される場合、迅速かつ的確な医療救護活動を行うために、医療機関から次の事項について情報収集を行う。

- ア 医療機関の施設・設備の被害状況
- イ 傷病者の受け入れ状況
- ウ 医療従事者の確保状況
- エ その他災害の種別、規模等に応じた必要な情報

(2) 医療救護体制

① 医療救護所の開設

市は、災害により多数の負傷者が発生した場合は、当該地区に医師による初期医療を実施し得る医療救護所を速やかに開設する。

② 医師等の派遣要請

市は、医療救護所を開設する場合は、必要な医療従事者について、医師会に派遣要請するほか、市自ら協定等に基づき確保する。また、県に対して、必要に応じて日本赤十字社や自衛隊による医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設の派遣要請を行うものとする。

(3) 医療救護活動

① 医療救護所の活動

医療救護所において行う医療救護活動は、次のとおりとする。

- ア トリアージ（負傷者の程度別選別）
- イ 診察及び実施可能な応急医療処置
- ウ 災害拠点病院等への移送手配
- エ 病院への収容連絡
- オ 軽症者への治療指導・衛生および保健指導
- カ 医療救護活動の記録
- キ 死亡の確認

② 医療機関の活動

一般の医療機関は、患者、職員の安全を踏まえ二次災害を防止した上で、傷病者に対しト

リアージを行い、その傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方病院への搬送手続きの実施又は自らの病院等への収容等の対応を図る。また、後方病院としての傷病者の受け入れ、手術、処置等の治療及び入院措置等についても可能な限り対応する。自らの医療機関が被災し診療不能等となった場合にも、医師会等を通じ、市が設置する医療救護所で医療を提供する等の協力を図る。

③災害拠点病院の活動

災害拠点病院は、二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と連携して、次により傷病者に対する医療を提供する。

ア 災害発生時において24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救急医療を提供すること。

イ 傷病者等の二次医療圏での受け入れの拠点になること。

ウ 重症傷病者等の広域搬送に対応し、搬送の窓口となること。

エ 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと。

オ 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること。

(4)要配慮者への対応

人工透析患者で緊急を要する者及び透析を必要とする傷病者等は、水の供給状態が不十分となった場合など、県及び防災関係機関の協力を得て被災地域外の透析可能病院へ搬送するなど、継続して必要な医療を受けられるよう調整を行うものとする。

(5)医薬品・医療資機材等の供給

医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材等の調達を行い、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行うものとする。

(6)傷病者の受け入れ及び搬送の調整

傷病者の受け入れ及び搬送は、次のとおり行うものとする。

①住民及び自主防災組織による搬送

医師の応急処置を必要とする傷病者の医療救護所への搬送は、家族、地域住民及び自主防災組織と防災関係機関が協力し行う。

②医療機関への搬送

ア 消防本部は、医療機関での処置が必要な負傷者について、救急隊等により速やかに搬送する。

イ 消防本部は、多数の負傷者の発生又は発生が予想されると認めた場合は、応援協定に基づき速やかに応援救急隊の派遣を要請するなど救急隊の増強を図る。

ウ 傷病者等の緊急度に応じた後方支援病院への搬送については、山形県災害医療コーディネーターが一元的に搬送先を調整したうえで、原則、消防本部に傷病者の搬送を依頼する。

エ 市は、消防機関の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。

オ 県は、医療救護所及びDMA Tの派遣、物資の輸送等に関し必要な場合は、通行可能な道路等の情報を関係機関に提供する。

③ヘリコプターによる搬送

ア 緊急の高次治療が必要な傷病者の搬送は、防災及び医療関係機関のヘリコプターにより行う。

イ 県は、重傷傷病者等の搬送、被災地への医療救護班、DMAT並びに医療資機材の搬送等を行うため、ヘリコプターを利用する必要がある場合は、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、「ヘリコプター運用調整班」を設置し、運用を行う。

(7) 県等への支援要請

市は、災害発生時において自らの医療救護活動のみで対応できない場合は、速やかに県等に対し被害の状況を報告するとともに支援の要請を行う。

(8) 医療関係ボランティアの活用

市社会福祉協議会等と連携し医療関係ボランティアの把握を行い、医療救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。

第21節

道路・橋梁・トンネル等の応急対策

【本所】土木班、都市施設班、林業水産班、給水・下水道班

【庁舎】建設班、産業班

【関係機関】県災害対策本部、警察本部、酒田河川国道事務所、自衛隊、通信事業所、電力事業所、ガス事業所、東日本高速道路(株)、企業（事業所）等、山形県建設業協会鶴岡支部、(一社)山形県解体工事業協会

1 計画の目的

震災時において、各種の応急対策活動を支え、都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が重要であり、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧も勘案し、道路管理者は、各施設の被害状況の把握並びに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行う。

＜達成目標＞

市は、緊急輸送道路の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案し、その管理する道路について関係機関と密接な連携の下に、応急対策を迅速かつ的確に行う。応急復旧作業は、発災から24時間以内に開始する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	情報収集
発災から3時間以内	被災概要調査 緊急措置
発災から6時間以内	被災点検調査 交通規制
発災から12時間以内	応急工事着手
発災から24時間以内	道路啓開、公共土木施設被害箇所、概算被害額の集計及び報告
発災から72時間（3日）以内	被害状況の広報
発災から1週間以内	災害復旧事業のための調査及び報告
発災から1箇月以内	公共土木施設災害復旧事業

3 業務の内容

(1) 道路施設の応急対策

道路管理者は、緊急輸送道路の状況を早急に把握するとともに、道路利用者の安全確保、周辺住民の避難等の円滑化、ライフライン施設の早期復旧を勘案し、その管理する道路について関係機関と緊密な連携の下に、応急対策を迅速かつ的確に行う。

① 被災状況の把握及び施設点検

震度4以上の地震が発生した場合は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間、土砂崩壊・落石等の危険箇所等の緊急点検を行う。県の消防防災ヘリコプター等の活用により、被害状況の把握の迅速化を図るとともに、協定業者及び道路情報モニター等からの情報を収集する。

② 緊急の措置等

ア 交通規制等

地震発生時には、道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において警察及び関係機関と連携し、交通規制等の緊急措置を講ずる。また、必要に応じて迂回路の選定、その他誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、標識・情報案内板等により道路状況の情報を提供する。

イ 道路啓開

- a 関係機関との調整を図り、路上障害物の除去等の簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。
- b 道路啓開は、可能な限り迅速に行い、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、必要に応じて誘導員及び監視員を置き、通行の誘導を行う。
- c 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察及び消防機関等は、状況に応じて必要な措置をとる。

ウ 防災活動拠点等とのアクセス確保

緊急措置及び道路啓開などにあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は、連携して協力・支援等を行う。

エ 応急復旧

- a 応急復旧工事は、道路啓開の後、施設の重要性や被災状況等を勘案し、迅速かつ的確に順次実施する。
- b 道路管理者は、建設業協会・解体工事業協会と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保に努める。

オ 防災機関等への連絡

防災関係機関が実施する応急対策の円滑化を図るため、地震による道路の被害状況、道路応急対策の実施状況、復旧見込状況等を関係機関へ連絡する。

カ 占用施設

上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は、道路管理者に通報する。また、緊急時には現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、速やかに道路管理者に連絡するとともに応急復旧工事を実施する。道路管理者は、必要に応じて協力、支援等を行う。

③円滑な道路交通確保対策

警察は、地震等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が生じた場合、次により被災地域内での交通安全と緊急通行車両の円滑な通行を確保する。

ア 緊急交通路等の指定

県公安委員会は、県と連絡調整を行い、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるため緊急の必要があると認められる場合は、災害対策基本法第76条の規定により、区域又は道路の区間を定めて緊急交通路等を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

イ 信号機等の緊急措置

地震により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、被災地域並びに関連道路の交通の安全と緊急車両の通行の円滑化を図る。

ウ 交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、交通情報板等による情報提供を行い、被災地域内への一般車両の流入を防止する。

エ 通行制限の実施

大規模な地震が発生した場合、交通の混乱防止、住民避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、通行制限を実施する。また、通行制限を行った場合は、県及び関係機関に報告・情報提供を行う。

(2)住民に対する広報

各施設の管理者は、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止、並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行うものとする。

ア 所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）

イ 施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項

ウ 緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項

エ その他広報を行う必要がある事項

第22節

港湾・漁港施設の応急対策

【本所】林業水産班、土木班 【庁舎】温海庁舎産業班、温海庁舎建設班

【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、県（港湾事務所、庄内総合支庁（水産振興課））、山形県漁業協同組合、企業（事業所）等

1 計画の目的

地震により港湾・漁港施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。これらの施設については、地震による施設の損壊箇所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

＜達成目標＞

市及び県は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合、地震発生後早急に応急工事に着手する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	情報収集
発災から3時間以内	被害概要調査
発災から6時間以内	被災点検調査
発災から12時間以内	障害物除去、応急工事着手
発災から24時間以内	概算被害額の集計及び報告
発災から72時間（3日）以内	被害状況の広報
発災から1週間以内	被害復旧事業のための調査及び報告

3 各主体の役割

(1) 市の役割

地震発生後、市民、山形県漁業協同組合及び企業（事業所）等から港湾・漁港施設の被災の通報を受けた場合又はパトロール等により港湾・漁港施設の被災を発見した場合は、港湾管理者である県の港湾事務所及び漁港管理者である県の水産振興課へ通報する。また、漁港については、地震による漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。なお、応急対策等にあたっては、臨港道路や緑地帯等の災害対策上重要な施設を優先

して実施する。

(2) 県の役割

県は、地震による港湾・漁港施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるところとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(3) 市民・企業（事業所）等の役割

地震発生後、港湾・漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく市、県、消防署、警察署へ通報するものとする。

4 業務の内容

(1) 市の業務内容

施設等の被災により市民に被害が及ぶおそれがある場合は、市民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 県の業務内容

① 災害発生のおそれのある場合の対応

震度4以上の地震が発生した場合、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。

② 被害の拡大及び二次災害の防止

ア 人的被害発生防止のための対策の実施

パトロール及び緊急点検において、施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所は波浪等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じやすいため、人的被害の発生を防止するために立ち入り禁止措置を講ずる。

イ 緊急措置の実施

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

③ 障害物の処理

港湾・漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物及び軽石等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等を実施する。なお、この障害物除去等にあたっては、市民生活に大きく関わる物流やエネルギー供給の拠点等施設を優先して航路啓開等に努める。

④ 応急復旧

施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

⑤施設利用者及び住民に対する広報

ア 被災した施設は、気象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民及び市へ周知するものとする。

イ 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて、施設利用者、周辺住民及び市に周知するものとする。

(3) 積雪期の対応

市及び県は、積雪期においては雪が障害となり被災状況の把握、施設の点検、応急復旧活動において無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

第23節

空港施設の応急対策

【本所】輸送・交通・情報等対策班、災害対策班

【実施主体】県災害対策本部（ライフライン対策班）

1 計画の目的

災害時において、各種の応急対策活動を支え都市機能の回復を図るためには、交通機能の確保が重要である。空港施設管理者は、被害状況の把握並びに交通確保のための応急対策を迅速かつ的確に行う。

＜達成目標＞

県は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、施設の機能回復のため迅速に応急工事に着手する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	情報収集
発災から3時間以内	被害概要調査
発災から6時間以内	被害点検調査、被害状況の広報
発災から12時間以内	応急工事着手
発災から24時間以内	概算被害額の集計及び報告
発災から1週間以内	被害復旧事業のための調査及び報告

3 各主体の役割

(1) 県の役割

県が管理する空港施設の地震による被災箇所の機能確保を図るため、応急体制を整える。

4 業務の内容

(1) 被害情報の収集・伝達

県は、空港内の土木及び電気施設について、異常の有無や被害状況を緊急点検するとともに、庄内空港緊急計画に基づき、被害状況の収集並びに関係機関に伝達する。

(2) 救急活動の実施

空港内において緊急事態が発生し、消火救難活動を実施する必要がある場合、県は、庄内空港緊急計画、保安全管理規程等に基づき、消火救難活動を実施するとともに、状況に応じて、酒田地区広域行政組合消防本部及び鶴岡市消防本部と締結した協定に基づき、消防隊及び救急隊の出動を要請する。

(3) 復旧作業の実施

県庄内空港事務所長は、空港内の被害状況を把握し、空港使用の可否を判断する。被害を受けた施設がある場合は、施設の機能回復のため迅速に応急復旧を行う。特に緊急物資等の輸送機能の維持及び確保に留意して必要な措置をとる。

(4) 住民等への広報

県庄内空港事務所長は、災害による被害拡大の防止、交通の混乱防止並びに被害地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施できるよう、施設の被災状況や復旧状況について、報道機関の協力を得て適切な広報を行う。

第24節

道路・河川等における障害物除去

【本所】災害対策班、土木班、林業水産班 【庁舎】総務企画班、建設班、産業班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、ライフライン対策班）、県（港湾事務所、庄内総合支庁（水産振興課））、警察本部、酒田河川国道事務所、山形県建設業協会鶴岡支部、地元建設業者、（一社）山形県解体工事業協会

1 計画の目的

地震により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、緊急輸送道路を確保し、二次災害防止のため各施設の機能を確保し、被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を図る。

＜達成目標＞

市及び県は、地震等の災害により発生した落石、崩壊土砂、倒木、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国、県、市庁舎、警察署及び消防署等）、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅及びヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点を連絡する緊急交通路を確保する。輸送路等の障害物の情報収集及び障害物の除去は、発災から24時間以内に開始する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	情報収集、被災概要調査
発災から3時間以内	輸送路等障害物情報収集
発災から6時間以内	緊急輸送路障害物除去作業着手、交通規制
発災から24時間以内	その他障害物除去作業着手

3 各主体の役割

(1) 市の役割

ア 市は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川・港湾・漁港施設等の公共管理施設について、各関係機関との連携のもとに情報を収集する。

イ 被災状況が広範かつ甚大な場合は、国及び県等の関係機関との連携を図りながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

(2) 道路管理者の役割

- ア 道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県に報告するとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下「緊急輸送道路」という。）については、最優先に実施する。
- イ 建設業協会等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。
- ウ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、県警察本部の協力を得て排除する。

(3) 河川、港湾及び漁港管理者等の役割

- ア 河川管理者、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する河川区域、港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に情報を報告するとともに、可能な限り障害物を除去する。
- イ 港湾管理者及び漁港管理者は、緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる放置車両及びその他の物件については、警察本部の協力を得て排除する。

4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

市は、被災地域全体の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送等の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について、各関係機関との連携を図りながら効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

(2) 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範囲かつ大規模であると判断された場合、市は、県及び関係機関と協議し、障害物処理計画を策定する。

(3) 障害物処理の実施

① 道路関係障害物除去

- ア 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送道路を優先して実施する。
- イ 緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる路上放置車両及びその他の物件については、第3章第49節「輸送対策」による。

② 河川関係障害物除去

河川管理者は、河川の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

③建物関係障害物の除去

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするため、特に必要がある場合は、山崩れ、崖崩れ、浸水等により住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。なお、本市のみで障害物の除去が困難な場合は、県及び他市町村に応援を要請する。

(4) 障害物の除去の方法

市は、自らの組織、労力、機械器具等を用い又は建設関係業者の協力を得て速やかに行う。除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(5) 除去した障害物の集積場所

障害物については、被害状況に応じて各地域のそれぞれ確保できる集積場所へ運搬するものとする。なお、保管が必要な障害物については、それぞれ定められた場所に保管する。

(6) 積雪期の対応

積雪期における災害時の輸送路を確保するため、市、県及び国は、あらかじめ整備してある除雪機械及び除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じて連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたる。

第25節

治山・砂防施設等の応急対策

【本所】土木班、林業水産班、災害対策班 【庁舎】建設班、産業班、総務企画班
【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、警察本部、庄内森林管理署、山形県建設業協会鶴岡支部

1 計画の目的

治山、砂防等の管理者は、震災時は、施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

＜達成目標＞

市及び県は、速やかに土砂災害等の状況を調査し、必要に応じて応急対策工事に着手する。住民に被害が及ぶおそれがある場合は、土砂災害ハザードマップ等に基づき、住民に対する警戒レベルを用いた避難情報（高齢者等避難、避難指示）の発令及び避難誘導等を実施する。

2 各段階における市が行う業務の内容

発災から1時間以内	情報収集
発災から3時間以内	被災概要調査
発災から6時間以内	被災点検調査 二次災害の防止措置
発災から24時間以内	応急復旧
発災から72時間（3日）以内	被害状況の広報
発災から1か月以内	公共土木施設災害復旧事業

3 各主体の役割

(1) 市の役割

住民等から治山・砂防施設被災の通報を受けた場合及びパトロール等により治山・砂防施設の被災を確認した場合は、県へ連絡する。また、施設等の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 市及び県の役割

市及び県は、地震による治山・砂防施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整

えるとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(3) 関係機関の役割

市及び県と緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化するものとする。

(4) 市民の役割

治山・砂防施設の被災を確認した場合は、遅滞なく市、消防署、県及び警察署へ連絡する。

4 業務の内容

(1) 災害発生のおそれのある場合の対応

① 点検・巡視

各施設管理者は、各施設管理者が定める点検方法に基づき、地震による被害の実態を把握して応急活動の円滑を期するため、それぞれの管理する施設の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

② 異常を発見した場合の措置

点検、巡視により異常や被災を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施する。

① 治山施設

ア 関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。

イ 施設の被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配備等により危険防止のための監視を行う。

ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

エ 倒木や流木等により二次災害が発生するおそれがある場合は、速やかにその除去に努める。

② 砂防施設等

ア 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

イ 施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

ウ 被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

(3) 被災施設の応急復旧

各施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施する。

(4) 住民に対する広報等

気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、必要に応じて施設の被災程度等を関係住民及び関係機関等へ周知する。地震等により被災した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡する。

(5) 避難指示の実施

ア 市は、被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられる場合は、関係住民にその調査概要を報告するとともに、避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

イ 異常時における臨機の措置に備えるため、職員の配備や伝達体制等、必要な警戒避難体制を構築する。

(6) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、土砂災害等により、要配慮者利用施設の防災上、配慮を要する者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、地域の自主防災組織と連携し、必要な情報の伝達、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

(7) 積雪地域での対応

ア 市は、避難時の移動困難を考慮し、地域の自主防災組織と連携し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制の整備に関し支援する。

第26節

河川・海岸施設の応急対策

【本所】土木班、林業水産班 【庁舎】建設班、産業班

【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、警察本部、庄内森林管理署、酒田河川国道事務所、山形県建設業協会鶴岡支部

1 計画の目的

河川・海岸等の管理者は、震災時は施設の損壊箇所の機能回復を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

＜達成目標＞

市、県及び国は、被災概要調査及び被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合は、通報から24時間以内に応急工事着手する。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	情報収集
発災から3時間以内	被災概要調査
発災から6時間以内	被災点検調査 二次災害の防止措置
発災から12時間以内	被害情報の収集、建設事業者への支援要請 緊急輸送道路、重要路線の点検及び障害物の撤去手配
発災から24時間以内	応急工事着手、公共土木施設被害箇所、概算被害額の集計及び報告
発災から72時間（3日）以内	被害状況の広報
発災から1週間以内	災害復旧事業のための調査及び報告
発災から1か月以内	公共土木施設災害復旧事業の計画

3 各主体の役割

(1) 市の役割

市民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けた場合及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した場合は、管理者へ連絡する。また、施設の被災により市民に被害が及ぶお

それがあある場合は、市民の安全を確保するため、避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 県の役割

県は、地震による河川・海岸施設等の損壊箇所の機能回復を図るための応急体制を整えるとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(3) 関係機関の役割

市及び県はと緊密な連携のもとに災害の拡大や二次災害を防止するため、協力・支援体制を強化する。

(4) 市民の役割

河川・海岸施設の被災を確認した場合は、遅滞なく市、県、消防署及び警察署へ連絡する。

4 業務の内容

(1) 災害発生のおそれのある場合の対応

①点検・巡視

震度4以上の地震が発生した場合、各施設の管理者は、地震による被害の実態を把握して応急対策の円滑を期するため、それぞれの管理する施設の点検を行い、被災状況を迅速かつ的確に把握して関係機関との協力体制を確立する。

②異常を発見した場合の措置

点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常箇所等に対して応急措置を実施するほか、次により住民安全確保のための措置を実施する。

ア 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。

イ 施設の被災等により住民に被害を及ぼすおそれがある場合は、直ちに関係機関等へ通報するとともに、住民に対する適切な避難のための指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携のもとに、次により応急措置を実施するものとする。

①河川管理施設

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物及び頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷については、震災後の出水で破堤等重大な被害につながるおそれがあるため、資材や施工規模を考慮し、適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域での浸水対策

低標高地域では、浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸

水の原因となっている箇所での応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所は、人的な事故の発生を防止するため、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

エ 危険物、油等流出事故対策

地震により危険物や油が流出した場合は、二次的な被害を防止するため、下流住民への情報提供や汚染拡大を防止するための対策を実施する。

オ その他河川管理に関する事項の調整

震災直後の応急対策では、同時多発的に発生する被害のため応急対策にかかる調整に時間を要することが予想されるため、河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフライン及び地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

②ダム施設

ア 施設の被災は、被災状況に応じた応急対策を実施する。

イ 放流を行う場合は、関係機関への通知及び一般への周知を行う。

③海岸保全施設及び海岸防災林

ア 事故等人的被害の発生防止のための対策の実施

被災箇所については、施設そのものの損傷拡大や予想外の被害などによる人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講ずる。

イ 海岸保全施設及び海岸防災林の応急措置

海岸保全施設及び海岸防災林が被災した場合は、被害拡大及び二次災害の発生を防止するため、応急対策を講ずる。

ウ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

地震による被災箇所やその兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

エ その他海岸保全施設の管理に関する事項調整

県は、海難事故や漂流物等の処理に関する問題などの発生を考慮し、海岸保全施設全般の管理に関する事項の調整を行う。

(3)被災施設の応急復旧

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により被災施設の応急復旧工事を実施するものとする。

(4)住民に対する広報等

気象状況等により被災箇所の急激な拡大及び土砂の異常流出が発生し易くなるため、各施設の管理者は、施設の被災程度などを関係住民及び市へ周知するものとする。地震等により被災

した施設の被害規模が拡大することにより、道路、人家、集落に被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、施設被害規模の推移状況を関係住民、関係機関等へ逐次連絡するものとする。

(5) 要配慮者に対する配慮

要配慮者利用施設及び地域にあっては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮するものとする。

第27節

海上における災害応急対策

【本所】林業水産班、土木班、災害対策班

【庁舎】温海庁舎産業班、温海庁舎建設班、温海庁舎総務企画班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、ライフライン対策班）、警察本部、酒田海上保安部、自衛隊、山形県水難救済会

1 計画の目的

大規模地震発生時、海上においては、津波等による多数の人身事故及び船舶海難の発生、沿岸における火災の発生等甚大な災害の発生が予想される。これらの地震による大規模な災害に対して迅速かつ的確に対処するため、市は、関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を行う。

＜達成目標＞

市は、山形県水難救済会、酒田海上保安部及び県と連携し、被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を緊密に行い、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。

2 酒田海上保安部における災害発生時の対応

酒田海上保安部は、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 体制の確保

① 通信の確保

② 巡視船艇・航空機の動員

(2) 情報の収集及び警報等の伝達・周知

① 情報の収集

庄内地域で震度5強以上の地震が発生した場合、津波警報又は津波注意報が発表された場合、その他必要と認める場合は、巡視船艇等を活用し、関係機関と緊密な連絡を取りながら、情報収集活動を実施するものとする。

ア 海上及び沿岸部における被災状況

- a 被災地周辺における船舶交通及び漂流物等の状況
- b 船舶、海洋施設及び港湾施設等の被災状況
- c 流出油等の状況
- d 水路及び航路標識の異状の有無
- e 港湾等における避難者の状況

イ 陸上における被災状況

ウ 震源地付近海域における海底地形変動等の状況

②警報等の伝達・周知

ア 津波警報等の通知を受けた場合は、航行警報、FAX一斉同報等及び巡視船艇による巡回等により、船舶、海事関係者に速報する。

イ 航路障害物の発生等船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知した場合又は船舶航行の制限等に関する措置を講じた場合は、航行警報等により船舶等に周知する。

ウ 大量の油の流出等により、船舶、水産資源及び公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態の発生を覚知した場合は、航行警報、FAX一斉同報等により船舶、漁業関係者に速報する。

3 酒田海上保安部における応急対策

酒田海上保安部は、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 海難等の救助

ア 船舶の海難や人身事故等が発生した場合は、速やかに巡視船艇等による搜索救助を行う。

イ 船舶火災又は海上火災が発生した場合は、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて消防機関に協力を要請する。

ウ 危険物が海上に排出された場合は、その周辺海域を厳重に警戒し、必要に応じて火災の発生防止、有害物質等の特定、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

エ 救助・搜索活動にあたっては、ガス検知器具による危険範囲の確認、火気使用制限等の危険防止措置を講じ、火災、爆発及びガス中毒等二次災害の防止を図る。

(2) 排出油等の防除等

ア 大量の油等の排出があった場合は、巡視船艇等により、排出の状況等を把握し、防除作業に必要な事項について指導する。

イ 防除措置を講ずべき者が流出油等の拡散防止、除去等の措置を講じていない場合は、法令に定める措置を命ずる。

ウ 防除措置を行うべき者が措置を講じず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であり、必要であると認められる場合は、指定海上防災機関に防除措置を講ずることを指示し、又は巡視船艇等により応急防除措置を講じ、必要に応じ関係機関に協力を要請する。

(3) 海上交通の安全確保

ア 船舶交通の整理及び指導

イ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれのある場合の船舶交通の制限、禁止

ウ 海難船舶による危険が生じるおそれのある場合の応急措置

エ 安全航行に必要な情報の提供

オ 水路の安全確保

カ 応急標識の設置

(4) 危険物の保安措置

危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行の制限等を行う。

(5) 警戒区域の設定

危険防止のため、特に必要と認める場合は、警戒区域を設定し、巡視船艇等により船舶に対し区域外への退去等の指示を行う。また、警戒区域を設定した場合は、最寄りの市町村長に通知する。

(6) 海上における治安の維持

必要に応じ、巡視船艇等による犯罪の予防、取締りを行う。

4 各機関における業務の内容

(1) 市及び県

- ア 被災状況、避難の必要性、避難者の動向など情報交換を緊密に行う。
- イ 港湾管理者及び漁港管理者は、関係機関と協力し港湾区域内及び漁港区域内で排出油等の防除及び航路障害物の除去等にあたる。
- ウ 酒田海上保安部の活動が迅速・的確に展開できるよう、非常時において協力するとともに、緊急輸送など支援を必要とする場合は、速やかに要請する。
- エ 酒田海上保安部の行う活動に自衛隊の有する機動力等が必要な場合は、自衛隊に対し支援を要請する。

(2) 県警察

- ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。
- イ 油及び有害液体物質等が流出した場合は、事故防止のため、沿岸における現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。
- ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示及び避難誘導にあたる。

(3) 山形県水難救済会

- ア 関係機関と連携し、負傷者、被災者等の避難誘導、救助にあたる。
- イ 初期消火、延焼の防止にあたっては、相互に情報を交換し担当区域の調整を図り、迅速な活動を行う。
- ウ 負傷者の救急措置を行い、陸上の救急隊員等へ負傷者を引き渡す。
- エ 海上保安部等が行う、流出油及び流出有害液体物質等の警戒及び拡散状況の調査並びに事故防止の活動を支援する。

第28節

農地・農業用施設等の応急対策

【本所】林業水産班、農業班 【庁舎】産業班

【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、土地改良区、農業協同組合、施設管理者、農業者、山形県土地改良事業団体連合会

1 計画の目的

震災時においては、農地及び農道、農業用ダム、用排水施設、ため池、地すべり防止施設等の農地・農業用施設等の被災が予想される。管理者である市、県及び土地改良区等は、事前に被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、地震発生時には、関係機関と連携の下に各管理施設の被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、機能確保に努める。

＜達成目標＞

市は、下記のとおり被害状況の把握及び応急対策を実施する。

ア 農業用ダム・ため池、頭首工、排水機場、水門等の用排水施設管理者は、緊急措置を実施する。

イ 地震による被災概要調査、点検調査を行うとともに、必要に応じて二次災害防止措置を講ずる。

ウ 緊急的に機能回復を図る必要のある施設等においては、応急復旧を行う。

2 各段階における業務の内容

発災から3時間以内	緊急措置
発災から6時間以内	被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置
発災から24時間以内	応急復旧
発災から72時間（3日）以内	被害状況の広報
発災から1箇月以内	災害復旧事業

3 各主体の役割

(1) 市の役割

地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたりとともに、関係土地改良区等と連携して農業用ダム・ため池、土砂災害警戒区域等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速や

かに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

(2) 県の役割

地震発生直後の地震情報の収集・連絡にあたりとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(3) 土地改良区及び施設管理者等の役割

地震発生直後の地震情報の収集、連絡にあたりとともに、市と連携して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努めるものとする。

4 業務の内容

(1) 災害発生のおそれのある場合の対応

施設管理者は、施設の点検及び監視の結果危険と認められる場合は、関係機関等への連絡を行い、また、関係機関と連携の下に適切な避難誘導を実施するものとする。

(2) 農林業生産基盤の応急対策

①被害状況の把握

市は、関係農林業団体等と連携のうえ、農林地、農林業用施設等の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

②応急対策

ア 市は、農林地及び農林業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、関係農林業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 市及び関係農林業団体等は、農林地、農林業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

- a 被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、又は施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事
- b 農林地等の地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
- c 農林地等の地すべり、ため池及び堤の損壊等により人家、公共施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、警察、消防等の関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

(3) 災害の拡大防止と二次災害の防止

①被害状況の把握

市は、関係土地改良区等と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、庄内総合支庁産業経済部に報告する。庄内総合支庁産業経済部は、被害報告をとりまとめて県農林水産部に報告する。

②応急対策の実施

- ア 庄内総合支庁産業経済部は、農地・農業用施設等の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、農地・農業用施設等の関係各課と協議のうえ、市及び土地改良区に対し応急措置の指導を行う。
- イ 各施設管理者は、関係機関と連携を図り被害状況に応じた所要の体制を整備し、災害被害を拡大させないように、次の応急対策を実施するものとする。
- a 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路及び緊急輸送路の確保のため、早急に応急復旧と障害物の除去に努め、通行が危険な農道については、市、県及び警察等に通報し、通行禁止等の措置を講ずるものとする。
 - b 市及び土地改良区は、浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を実施する。
 - c 施設管理者は、被災後の降雨等による土砂災害の発生及び主要な構造物や建築物の被害が拡大するおそれがある場合には、点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行い、二次災害の防止に努めるものとする。
 - d 施設管理者は、土砂災害が発生した場合には、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。
 - e 施設管理者は、風倒木による二次災害を防止するため、必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講ずるものとする。
 - f 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずるものとする。
- ウ 施設管理者は、農地・農業用施設等の被害の状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手するものとする。

第29節

農林水産業応急対策

【本所】林業水産班、農業班 【庁舎】産業班

【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、農業協同組合、農業共済組合、森林組合、漁業協同組合等

1 計画の目的

震災時においては、農産物及び農業用施設、林産物及び林産施設、水産物及び水産施設の被災等が予想される。市は、農林水産業関係団体等と緊密な連絡をとり、被害状況の把握及びその応急対策に努める。

＜達成目標＞

市は、下記のとおり被害状況の把握及び応急対策を実施する。

- ア 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設、林産物及び林産施設、水産物及び水産施設の緊急被害状況調査をとりまとめる。
- イ 農業用施設及び水産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、72時間（3日）以内に二次災害を防止するため、農業協同組合、漁業協同組合等、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。
- ウ 被害状況により、1週間以内に応急対策を講ずるとともに、必要に応じて復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

2 各段階における業務の内容

発災から24時間以内	被害状況把握
発災から72時間（3日）以内	二次災害防止
発災から1週間以内	応急対策

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 関係団体と連携を図りながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、県に報告する。
- イ 被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。
- ウ 県及び関係団体等と相互に連携し、農林水産物及び農林水産用施設の被害状況に応じ、応急対策を講ずるとともに、関係者等への指導を行う。

(2) 県の役割

ア 県は、市からの報告及び自らの調査により、被害状況・緊急措置等を取りまとめる。

イ 県は、必要に応じ、市及び関係団体に連絡要員を派遣するとともに、二次災害防止等の助言を行う。

ウ 県は、農林水産物（地域・面積も含む。）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

エ 被害状況に応じて、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について、関係団体に協力を要請する。

(3) 農林水産業生産者、農林水産業施設の所有者・管理者の役割

被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市及び関係団体等へ速やかに連絡するものとする。

(4) 関係団体の役割

① 農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導、経営指導を行うものとする。

② 農業共済組合

農業共済関連被害の状況について取りまとめ、市に情報提供するとともに、市が行う農業被害の取りまとめに協力するものとする。

③ 森林組合及び木材組合

市及び県等と相互に連携して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下「林業等関係施設」という。）の被害状況を把握し、市及び県へ報告するものとする。また、市及び県等と相互に連携し、林業等関係施設の被害に応じて応急対策を講じ、生産者等の指導を行うものとする。

④ 漁業協同組合等

水産物及び水産施設の被害状況を市と相互に連携して把握するものとする。

4 業務の内容

(1) 農作物・農業用施設及び家畜・家畜飼養施設の応急対策

① 被害状況の把握

市は、関係農業団体等と連携のうえ、農作物・農業用施設及び家畜・家畜飼養施設被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

② 二次災害防止のための緊急対策

市は、被害状況により必要と認めた場合は、二次災害防止のため関係農業団体等及び農家に対し、土砂崩れ、雪崩等による農舎、園芸施設、畜舎及び農産物加工施設等の倒壊防止、農業

用燃料、農薬の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止並びに逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置等について指導又は指示を行う。

③ 応急対策

ア 農作物及び農業用施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

イ 家畜及び家畜飼養施設

市は、県及び関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請等を行う。

- a 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分
- b 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒
- c 動物用医薬品、家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

(2) 林産物及び林産施設の応急対策

① 被害状況の把握

市は、関係林業団体と相互に連携のうえ、林産物及び林産施設の被害状況を把握し、県及び防災関係機関等に報告する。

② 応急対策

ア 市は、林産物及び林産施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は応急復旧工事を実施し、また、関係林業団体に対し応急措置の指導を行う。

イ 市及び関係林業団体は、林産物及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

- a 地すべり又は亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
- b 苗木、立木等の病虫害発生予防措置及び薬剤の供給
- c 応急対策用資機材の供給
- d 林産物の生産段階に対応した指導

(3) 水産物及び水産施設の応急対策

① 被害状況の把握

市は、関係漁業団体と相互に連携のうえ、水産物及び水産施設の被害状況を把握し、県に報告する。

② 応急対策

ア 漁業活動支援施設（給油、給水、保管活動）の応急修繕を行う。

イ 漁業無線を利用した就航船舶に対する被害情報の提供を行う。

ウ 冷凍・冷蔵水産物の受け入れ先の確保及び移送について必要な措置を行う。

エ 応急対策用水産資材の円滑な供給を図る。

オ 養殖水産物移送について必要な措置を行う。

カ 水産物の廃棄処分

③ 二次災害防止

- ア 流出した船舶、漁具、養殖施設等の早期回収措置又は関係機関へ協力要請をする。
- イ 船舶燃料等の漏出防止、引火防止及び拡散防止措置及び関係機関への協力要請を行う。
- ウ 養殖池の漏水等による被害の拡大防止措置を講ずる。
- エ 津波による漂流物等の早期回収措置を講ずる。

(4) 積雪期の対応

市は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導等を行う。また、積雪に伴いパイプハウス等の施設被害が懸念されるため、関係団体・生産者等とともに、除雪を徹底するものとする。

第30節

公園施設の応急対策

【本所】都市施設班 【庁舎】建設班
【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）

1 計画の目的

公園施設は、災害時の一次避難場所に指定されるため、地震により公園施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り二次災害の防止に努める。公園施設の被害状況の把握並びに公園施設の応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

＜達成目標＞

市は、被災概要調査、被災点検調査を行い、応急対策工事が必要な場合、避難指示解除から24時間以内に応急工事に着手する。

2 各段階における業務の内容

発災から24時間以内	被災概要調査 立ち入り禁止等緊急措置・住民への広報 被災実態調査、応急工事
発災から1週間以内	本復旧（必要な場合、必要度の高いもの）

3 各主体の役割

(1) 市の役割

地震による公園施設の被災箇所の機能確保を図るための応急体制を整えとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

(2) 市民の役割

地震発生後、公園施設の被災を発見した場合は、遅滞なく市、消防署及び警察署へ通報するものとする。

4 業務の内容

(1) 災害発生のおそれのある場合の対応

被災状況の把握及び施設の緊急点検

震度4以上の地震が発生した場合、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、施設の緊急点検を実施する。（ただし、局地的な震度4未満の地震で施設の被災が見込まれる場合を含む。）

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

① 立ち入り禁止措置

パトロール及び緊急点検で、施設の異常や被災が確認された場合、被災箇所については、余震、降雨等の影響により施設の被害の拡大や二次災害が生じ易いため、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止措置を講ずる。

② 緊急措置の実施

被災箇所については、施設の重要度及び被災の程度に応じて、被害拡大防止措置及び二次災害発生防止のための応急措置を実施する。

③ 被災箇所の巡視等危険防止のための監視

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 障害物の処理

公園管理者は、公園施設内において、倒木や施設被災等により使用が危険と認められる場合には立ち入り禁止措置を行い、市災害対策本部に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

(4) 応急復旧

施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

(5) 施設利用者及び住民に対する広報

ア 被災した公園施設は、状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民へ周知する。

イ 被災した施設の緊急措置、応急復旧状況、及び復旧の見通しについて施設利用者、周辺住民に周知する。

(6) 積雪期の対応

積雪期においては、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動について、雪が障害となり無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

第31節

宅地等の応急危険度判定

【本所】 建築班、都市施設班 【庁舎】 建設班

【関係機関】 県災害対策本部（建築物等対策班）、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国）、被災宅地危険度判定士

1 計画の目的

市は、地震や降雨等により宅地災害が広範囲に発生した場合に、被害の状況を迅速かつ的確に把握して二次災害を防ぐため、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき危険度判定の実施を決定する。

＜達成目標＞

（実施の決定）

市長は、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を概ね24時間以内に決定する。知事は、被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなった場合は、概ね24時間以内に危険度判定の実施に関して必要な措置を講ずる。

（対象区域及び宅地の決定）

市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、概ね72時間以内に危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。

（実施体制の調整）

市長は、危険度判定の実施に際し、概ね72時間以内に被災宅地危険度判定士に協力を要請するなどの実施体制を調整する。知事は、市長から支援要請を受けた場合は、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等、概ね72時間以内に支援措置を講ずる。

（危険度判定の実施）

市長は、実施体制の調整後速やかに被災宅地危険度判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。

2 各段階における業務の内容

発災から24時間以内	被災宅地地域の把握 応援要請
発災から72時間（3日）以内	被災宅地応急危険度判定

3 各主体の役割及び業務内容

(1) 市の役割及び業務内容

- ア 市長は、大地震等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定する。
- イ 市長は、危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象となる区域及び宅地を定める。
- ウ 市長は、被災の規模等により必要があると認める場合は、危険度判定の実施のための支援を知事に要請する。
- エ 市長は、被災宅地危険度判定士の協力のもとに、危険度判定を実施する。
- オ 市長は、二次災害を防止し又は軽減するために、危険度判定の結果を当該宅地に表示する等必要な措置を講ずる。

(2) 県の役割及び業務内容

- ア 知事は、市長から支援要請を受けた場合は、被災宅地危険度判定士に協力を要請する等支援措置を講ずる。
- イ 知事は、被災の規模等により市が危険度判定の実施に関する事務を行うことができなくなった場合は、危険度判定の実施に関して必要な措置を講ずる。
- ウ 知事は、市長から支援要請を受けた場合で、被災の規模等により必要があると認める場合は、国土交通省又は他の都道府県知事等に対し危険度判定の実施のために支援を要請する。

(3) 被災宅地危険度判定士の役割

- ア 被災宅地危険度判定士は、常に危険度判定に関する知識の習熟に努めるものとする。
- イ 被災宅地危険度判定士は、危険度判定の円滑な実施のため、市及び県が行う体制整備に協力するよう努めるものとする。

第32節

建物の応急危険度判定

【本所】建築班 【庁舎】建設班

【関係機関】県災害対策本部（建築物等対策班）、全国被災建築物応急危険度判定協議会、応急危険度判定士、建築関係団体、（一社）山形県建築士会鶴岡田川支部

1 計画の目的

地震発生後、迅速に被災建築物の応急危険度判定を実施し、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図る。全国被災建築物応急危険度判定協議会（以下「協議会」という。）が定める被災建築物応急危険度判定要綱及び同業務マニュアルに基づき判定活動を実施する。

＜達成目標＞

応急危険度判定は、概ね次の計画を目安とする。判定活動の開始は、地震発生の翌日からとし概ね10日間を目安に判定活動を終了する。

地震後24時間	県内判定士による判定活動の開始
地震後72時間（3日）	県外判定士による判定活動の開始
地震後10日	判定活動の終了
地震後10日～	判定結果に対する相談業務への移行

2 各段階における業務の内容

発災から6時間以内	被災地域・被災建築物の把握 応援要請
発災から24時間以内	被災建築物応急危険度判定

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 地震発生時の災害状況等の情報収集を行い、応急危険度判定実施の可否を決定する。
- イ 実施本部を設置し、判定を実施する。
- ウ 被災者等への判定実施の周知を図る。
- エ 自力で応急危険度判定が実施できない場合は、県に支援を要請する。
- オ 判定結果の集計を行い県に報告する。
- カ 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」及び「山形県被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」等に基づき実施する。

(2) 県の役割

- ア 市（実施本部）の支援要請により、他の市町村及び建築関係団体に協力を求め、市が実施する判定活動を支援する。
- イ 被害が大規模で、多数の都道府県の応援が必要であると判断した場合は、国土交通省及び広域被災建築物応急危険度判定協議会（以下「ブロック協議会」という。）に応援を要請する。
- ウ 判定活動に必要な情報収集を行い、市に情報を提供する。
- エ 民間判定士の災害補償制度の手続を行う。
- オ 判定結果の集計、整理及び記録作成を行う。

(3) 企業（事業所）等の役割

要配慮者を雇用している企業（事業所）等及び関係団体は、要配慮者を優先的に避難誘導し安否確認を迅速に行う。

(4) 建築士会等の建築関係団体の役割

判定士への情報連絡及び判定士の確保に協力する。

(5) 応急危険度判定士の役割

- ア 地震発生時の災害状況等の情報提供に協力する。
- イ 判定士への情報連絡に協力する。
- ウ 実施本部及び支援本部の要請により、応急危険度判定業務を行う。

(6) 市民・企業（事業所）等の役割

応急危険度判定の目的を理解し、被災した建築物の使用にあたっては、判定の結果に基づき余震等による二次災害の防止に努めるものとする。

4 業務の内容

(1) 市の内容

①情報の収集

- ア 建築物等の被害状況を調査、情報収集のうえ把握する。
- イ 得られた情報から、建築物被害の予測を行う。

②判定体制の構築

- ア 実施本部、判定拠点を設置する。
- イ 判定コーディネーターを配置する。
- ウ 県に支援要請を行う。

③判定計画の作成

- ア 判定実施の要否を決定する。

- イ 判定実施計画を作成する。
- ウ 地元判定士を参集する。
- エ 住民への周知、広報を行う。

④判定・支援の実施

- ア 判定士の受入れを行う。
- イ 判定資機材を判定士に供給する。
- ウ 判定士を実施地区に誘導する。
- エ 判定結果を県に報告する。

(2) 県の内容

①情報の収集

- ア 被害状況及び交通状況等の情報を収集する。
- イ 市への情報提供を行う。

②判定体制の構築

- ア 支援本部を設置する。
- イ (一社)山形県建築士会等の建築関係団体の協力により判定士を確保する。
- ウ その他の市町村に協力を要請する。
- エ 国土交通省、ブロック協議会幹事県に広域支援を要請する。

③判定計画の作成

- ア 支援実施計画を作成する。
- イ 応援判定士の派遣の調整を行う。
- ウ 判定資機材等を調達する。
- エ 輸送方法を確保する。

④判定・支援の実施

- ア 応援判定士を実施本部に派遣する。
- イ 判定資機材を実施本部に提供する。
- ウ 判定結果のとりまとめを行う。
- エ 民間判定士補償制度の手続を行う。

第33節

応急住宅対策

【本所】建築班 【庁舎】建設班

【関係機関】県災害対策本部（建築物等対策班）、（一社）プレハブ建築協会、（公社）山形県宅地建物取引業協会、山形県木材産業協同組合、山形県森林組合連合会、その他建設業関係団体

1 計画の目的

災害時においては、速やかに応急仮設住宅の建設及び被災住宅の応急修理を行うものとする。この場合、市は、原則として災害救助法施行細則及び災害救助事務取扱要領の定めにより、県知事の委任を受けてこれを行う。

＜達成目標＞

市及び県は、応急仮設住宅の供与等を実施し、避難所等にいる避難者を早期に解消する。

2 各段階における業務の内容

発災から72時間（3日）以内	公営住宅の空き家提供・空き家情報広報
発災から1週間以内	被災戸数の確定 供与対象者の選定 応急修理
発災から20日以内	仮設住宅の建設着工

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 応急仮設住宅の建設地を選定し、県が行う応急仮設住宅の供与に協力する。
- イ 県から委任を受けて応急修理事務を実施する。
- ウ 市営住宅の空き家を仮住宅として提供する。
- エ 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し、二次災害の発生防止に努める。
- オ 住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、迅速かつ適切に行う。

(2) 県の役割

- ア 応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

- イ 県から委任を受け市が実施する応急修理の事務を補助する。
- ウ 県営住宅及び職員住宅の空き家を仮住宅として提供する。
- エ 民間住宅の空き家情報等を提供する。
- オ 市が実施する被災建築物応急危険度判定業務及び被災宅地危険度判定業務を支援する。

4 業務の内容

(1) 被災住宅の調査等

市は、災害のため家屋に被害が生じた場合は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を次により実施する。

- ア 被害状況
- イ 住民の住宅に関する市への要望事項
- ウ 住宅に関する緊急対応の状況及び予定
- エ 当面の応急仮設住宅の必要戸数
- オ 応急仮設住宅建設現地活動の支障事項
- カ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数
- キ その他、住宅の応急対策実施上の必要事項

(2) 被害認定

市は、「災害被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、被災建築物の被害認定を行う。また、県は、市に対し家屋の被害認定の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図る。

(3) 民間賃貸住宅の借り上げ（市・県）

① 借り上げ方法

- ア 県は、（一社）山形県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会山形県本部及び（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て、借り上げ住宅を供給するものとする。
- イ 関係団体等は、借り上げる住宅の選定、賃貸契約等の取りまとめに関する事務を行うものとする。

② 入居者の資格

借り上げ住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。ただし、被災地における住民登録の有無は問わない。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ 居住する住家がない者であること。
- ウ 自らの資力をもっては、住宅を確保することができない次の者であること。
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯及び病弱者等

③ 入居者の選定（市）

借り上げ住宅の入居者の選定及び申し込み受付は、市が行う。この場合、障害者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等、要配慮者に十分配慮する。なお、入居の許可及び借り上げ住宅の契約締結等は、県が実施する。

④入居者への配慮（市・県）

県は、借り上げ住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性をはじめ生活者の意見を反映できるよう配慮する。市は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

(4) 応急仮設住宅の建設（市・県）

①建設候補地の選定（市）

ア 建設場所については、保健衛生、交通、医療及び教育等居住者の生活環境について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。ただし、やむを得ない場合は、私有地を利用し、所有者と十分協議して選定する。

イ 建設時に支障が出ないように、可能な限りライフラインを考慮して選定する。

ウ 降雨等による二次災害を受けることのないよう、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避けて選定する。

②建物の規模及び費用

ア 1戸当たりの建物面積及び費用は、山形県災害救助法施行細則に定める範囲とする。

ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の調整を行うことができる。

イ 建設資材の県外調達又は離島等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とすることができる。

③建設の時期

建設の時期は、災害が発生した日から原則として20日以内に着工する。ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

④応急仮設住宅の建設方法（県）

ア 応急仮設住宅は、所定の基準により、県が直接建設事業者に請け負わせ建設する。

イ 県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、あらかじめ協定を締結した(一社)プレハブ建築協会、(公社)山形県宅地建物取引業協会及び(公社)全日本不動産協会山形県本部の関連団体に協力を要請する。この場合、建築場所、設置戸数、規格、構造、単価、暑さ・寒さ対策のために必要な装備、備品及び什器等の設置並びにその他必要な要件を協議したうえで建設に着手する。

(5) 入居者の選定及び管理（市）

応急住宅の設置完了後、市は、速やかに入居者の選定を行う。入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。なお、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮する。

①入居要件

応急住宅の供与の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当する者とする。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者
- イ 居住する住家がない者
- ウ 自らの資力をもって住宅を確保することができない者

②入居者の選定

- ア 応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。
- イ 入居に際して障害者、難病者及び高齢者等を優先して入居させる等、要配慮者に十分に配慮するとともに、必要に応じて民生委員・児童委員等の関係者の意見を参考にする。
- ウ 市は、入居者とともに、地域コミュニティの維持に配慮する。

③管理

市は、県から応急仮設住宅の管理に係る協力又は委任について求められた場合は、状況に応じ、当該求めに応じることができる。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性をはじめ生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。また、市は、市民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

(6)被災住宅の応急修理（市）

市は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に補修する。

①応急修理の対象者

被災住宅の応急修理の対象者となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とし、選定にあたっては、被災者の資力や生活条件等を十分に調査し選定を行う。

- ア 災害によって住家が半壊又は半焼し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。
- イ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者であること。
- ウ 応急仮設住宅（公営住宅への入居を含む。）を利用しない者であること。
- エ 自らの資力をもっては、応急修理をできない次の者であること。
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない高齢者及び障害者
 - c 前各号に準ずる者

②応急修理の範囲

以下の4項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施するものとする。なお、緊急度の優先順は、概ね次のとおりとする。

- ア 屋根、柱、床、外壁及び基礎等の応急修理
- イ ドア、窓等の開口部の応急修理
- ウ 上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理
- エ 衛生設備の応急修理

③応急修理の費用

応急修理のために支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲とする。

④ 応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長するものとする。

⑤ 応急修理の手続き

別表「応急修理事務手続き」を参照

⑥ 制度の広報

広報誌、ホームページ等を通じ、わかり易い広報を行う。

(7) 公営住宅、公的宿泊施設等の斡旋（市・県）

- ア 市及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空き家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）
- イ 対象公営住宅は、被災地近隣の市営及び県営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。
- ウ 県は、提供可能な公的宿泊施設等の使用させることの可否を調査し、県ホームページやマスコミ等で発表するなどの情報提供に努める。

(8) 住宅建設資材の斡旋（県）

県は、応急住宅の建設にあたって必要のある場合は、山形県木材産業協同組合と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、森林管理署等に対し応援を要請し、また、山形県森林組合連合会、木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品等の供給斡旋要請を行う。

(9) 建物関係障害物の除去

市は、災害により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活に著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによってその被災者を保護する。

① 障害物除去の方針

対象戸数は、災害救助法が適用された場合、原則として市の半壊及び床上浸水世帯の合計数の1.5割の範囲内とする。範囲は、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

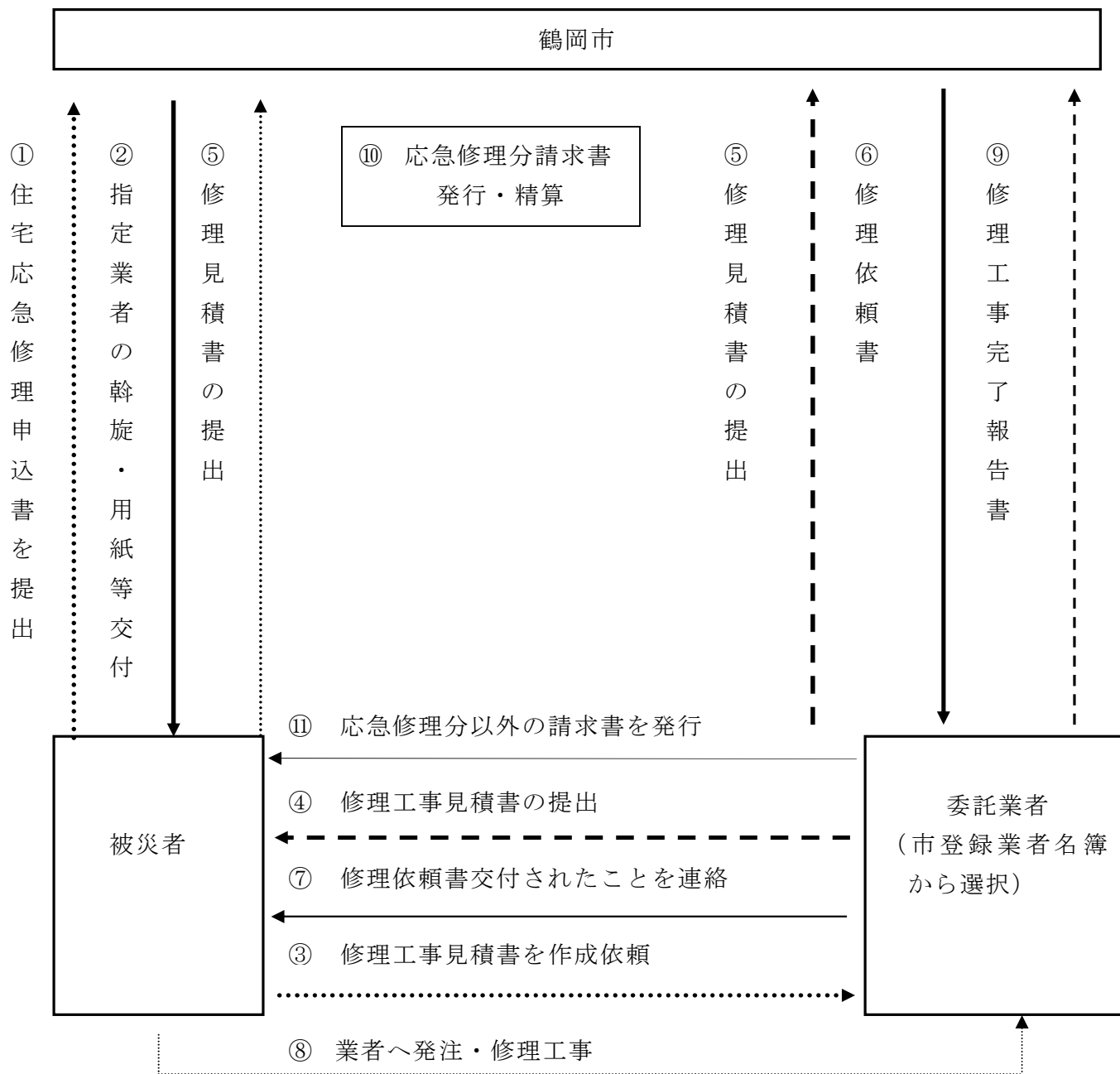
② 障害物除去の方法

障害物の除去については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて実施する。

③ 障害物除去の対象者

対象者は、災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、当面の日常生活を営むことができない者、自らの資力をもっては、障害物を除去できない者で、生活保護法の被保護者及び要保護者、特定の資産のない高齢者及び障害者を市において十分に調査して選定する。

応急修理事務手続き



※1 「⑤修理見積書」には、屋根、壁、土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、修理工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※2 「⑨修理工事完了報告書」には、工事施工前、施工中、施行後の写真を添付すること。

※3 市の判断により「②指定業者の斡旋」の段階で「⑥修理依頼書」を交付し、後日、被災者又は指定業者が修理見積書を市窓口提出することもできる。

第34節

り災証明書発行対策

【本所】災害対策班、調査班 【庁舎】総務企画班、市民福祉班

【関係機関】県災害対策本部

1 計画の目的

災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種施策や市税の減免、その他の被災者支援策を実施するために、家屋の被害度合いを判定し、被災者の応急的、一次的な救済を目的にり災証明書を発行する。

＜達成目標＞

り災証明書は、被災者に対する義援金の支給或いは被災者生活再建支援法の適用や支援金の支給の判断材料となる重要な証明書であることから、迅速かつ的確な被害認定調査を実施し、被災者の生活基盤の回復と住宅の再建を促進するとともに、社会秩序の維持を図る。

2 各段階における業務の内容

発災から1週間以内	被害区域の把握、区域分担地図作成等、被害認定調査実施に向けた準備
発災から1か月以内	被害認定調査の開始及びり災証明書の発行

※ り災証明書の発行については、災害が大規模な場合は、調査期間を延長して対応する。

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整える。
- イ 被災者等への被害認定調査実施の周知を図る。
- ウ 内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等を参考に、被害認定調査を実施する。
- エ 判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。
- オ り災証明書を発行する。
- カ 市民へ減免に関する情報提供を行う。

(2) 市民・企業（事業所）等の役割

り災証明書の目的を理解し、減免に係る情報収集を積極的に行い、生活環境の早期再建に心がけるものとする。

4 業務の内容

(1) 情報の収集

- ア 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を参考に、被害状況等の情報収集を行う。
- イ 被害が広範囲にわたる場合は、町内会長等に連絡し、被害状況の事前照会を行う。
- ウ 得られた情報から、被害地域の予測を行う。

(2) 被害認定調査準備

- ア 宅地図、家屋名寄帳、画地台帳等、現地を把握するための必要書類の準備
- イ 被害状況調書、り災証明書等、各種様式の準備

(3) 市民への周知

- ア 被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する。
- イ 建設業協会、建築士会等へのPR（被害認定調査と応急危険度判定の違いを含む。）

(4) 応援体制

- ア 建築士会等への調査依頼
- イ 被害が広範な場合、災害時相互応援協定等を活用した応援職員の要請

(5) 被害認定調査

- ア 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等による被害認定調査の実施
- イ 本人立会いによる再調査の実施

(6) 被災台帳の作成

- ア 各家屋、所有者毎の被災台帳（被害状況調書）の作成
- イ 被災台帳（被害状況調書）をもとに、り災証明書を発行する。

(7) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を受けた本市の区域内に存する家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外の物がり災した場合において必要がある場合は、り災証明書の摘要欄にその旨の記載を行う。或いは、被災の程度を限定しない被災証明書を発行する。

- ア 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊
- イ 流出、床上浸水、床下浸水
- ウ 全焼、半焼

(8) り災証明書の発行

り災証明書の発行は、災害により被害を受けた家屋の使用者、所有者からの申請によるもの

とし、家屋については総務部課税課（地域庁舎においては市民福祉課）が、家屋以外については市民部防災安全課（地域庁舎においては総務企画課）が申請を受け付け、り災証明書を作成し、これらの者に発行する。

第35節

鉄道の応急対策

【本所】輸送・交通・情報対策班、災害対策班、総務班 【庁舎】総務企画班
【実施主体】東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)
【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）

1 計画の目的

東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)（以下「各鉄道事業者」という。）は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努めるものとする。また、それぞれの事業規模に応じて、震災時に対応する体制、震災対策マニュアル等を作成するものとする。

＜達成目標＞

各鉄道事業者は、駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備し、乗務員等は、協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行う。災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施するものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	緊急停止・安全確保 乗客への広報
発災から3時間以内	被災状況の把握
発災から6時間以内	応急復旧

3 業務の内容

(1) 災害時の体制

鉄道事業者は、市、県及び国とともに、情報の収集、伝達及び災害対策に関する連絡調整を行うものとする。

(2) 地震時の運転基準、運転規制区間

鉄道事業者は、地震発生時には、その強度により運転規制等を実施するとともに、安全確認を行うものとする。

(単位：カイン)

区 分	規制区間Ⅰ（落石区間）	規制区間Ⅱ（一般区間）
所定運転（警戒）	—	3.0 以上～6.0 未満
速度規制	3.0 以上～6.0 未満	6.0 以上～12.0 未満
運転中止	6.0 以上	12.0 以上

(3) 旅客等に対する広報

① 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内するものとする。

ア 災害の規模 イ 被害範囲 ウ 被害の状況 エ 不通線区 オ 開通の見込み等

② 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努めるものとする。

ア 停車地点と理由 イ 災害の規模 ウ 被害の状況 エ 運転再開の見込み
オ 避難の有無及び方法等

(4) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備するものとする。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の手当て、乗客の安全な場所への誘導等適切な処置を講ずるものとする。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は、協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、市、県、警察及び消防等に協力を依頼するものとする。

エ 駅長等は、風水害の発生により二次被害が発生するおそれのある場合は、避難誘導體制に基づき、速やかに旅客や公衆を避難案内する。

(5) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次の措置を講じ、輸送の確保を図るものとする。

ア 折り返し運転の実施及び運転不能線区の実代行輸送

イ 迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

(6) 応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施するものとする。

① 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要となる応急建設機材については、あらかじめ調査把握した部外関係機関、協力会社等の保有建設機材の借用等により復旧作業にあたる。

②技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は、関係会社に対し技術者等の派遣を要請するものとする。

③災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは、関係協力会社から緊急調達する。

(7)住民に対する広報

運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送、新聞、ホームページ等により周知を図るものとする。

(8)報告

鉄道事業者は、被害の状況、復旧見込み及び代替輸送の方法等について、速やかに市及び県へ報告するものとする。

第36節

放送事業者の応急対策

【本所】災害対策班、総務班 【庁舎】総務企画班 【実施主体】県内放送機関
【関係機関】県災害対策本部（総合調整班）

1 計画の目的

放送事業者による地震や津波等の発生に関する緊急放送は、災害時において最も有力な情報伝達的手段であることから、放送事業者は、これらに関する情報を得たときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。なお、地震発生直後の視聴者に対する呼びかけは、各放送機関のマニュアルに従うものとする。

＜達成目標＞

放送事業者は、関係法規及び気象庁との申し合わせにより情報の通知を受け、内容を的確に放送するものとする。市及び県から避難情報（高齢者等避難、避難指示）の発令とその解除など放送要請があった場合は、その要請に基づき放送するものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	地震情報等の放送（速報） 施設点検
発災から3時間以内	被害状況の放送 インフラ等の状況放送
発災から24時間以内	食料等の供給に係る情報の発信
発災から72時間（3日）以内	復旧復興に係る生活関連情報の発信

3 各放送機関の災害時の放送

(1) 緊急放送の要請

市は、原則として放送事業者に緊急放送を要請する場合は、県防災危機管理課を経由して行う。

① 緊急放送を要請できる内容

津波の襲来、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

②放送事業者の連絡先

放送事業者	所在地	電話	FAX
日本放送協会山形放送局(NHK)	山形市桜町 2-50	023-625-9515	023-633-2842
山形放送(YBC)	山形市旅籠町 2-5-12	023-622-6360	023-632-5942
		023-622-6161 (夜間電話)	
山形テレビ(YTS)	山形市城西町 5-4-1	023-647-1315	023-644-2496
		023-643-2821 (夜間電話)	
テレビユー山形(TUY)	山形市白山 1-11-33	023-624-8114	023-624-8372
さくらんぼテレビジョン(SAY)	山形市落合町 85	023-628-3900	023-628-3910
エフエム山形	山形市松山 3-14-69	023-625-0804	023-625-0805

(2) その他緊急を要する情報の提供

伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難指示の発令及び解除、並びにこれに準じて行う高齢者等避難の発令及び解除とする。

(3) 応急措置の実施

- ア 放送事業者は、災害が発生した場合は、電源設備、送信所設備及び中継局設備等の被害状況を確認し、放送設備に支障が生じた場合は、その応急復旧措置に努めるとともに、放送の確保に努めるものとする。
- イ 放送事業者は、市、県及び防災関係機関から災害情報について報道要請があった場合は、状況に応じて対応するものとする。

(4) 応急復旧の実施

被災した施設や設備については、応急対策により現状の回復を図りながら復旧工事を行う。

第37節

ライフライン応急対策（電話）

【本所】災害対策班、総務班 【庁舎】総務企画班
【実施主体】東日本電信電話(株)山形支店等電気通信事業者
【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）

1 計画の目的

東日本電信電話(株)山形支店等電気通信事業者(以下「電気通信事業者」という。)は、災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市及び県等と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るものとする。

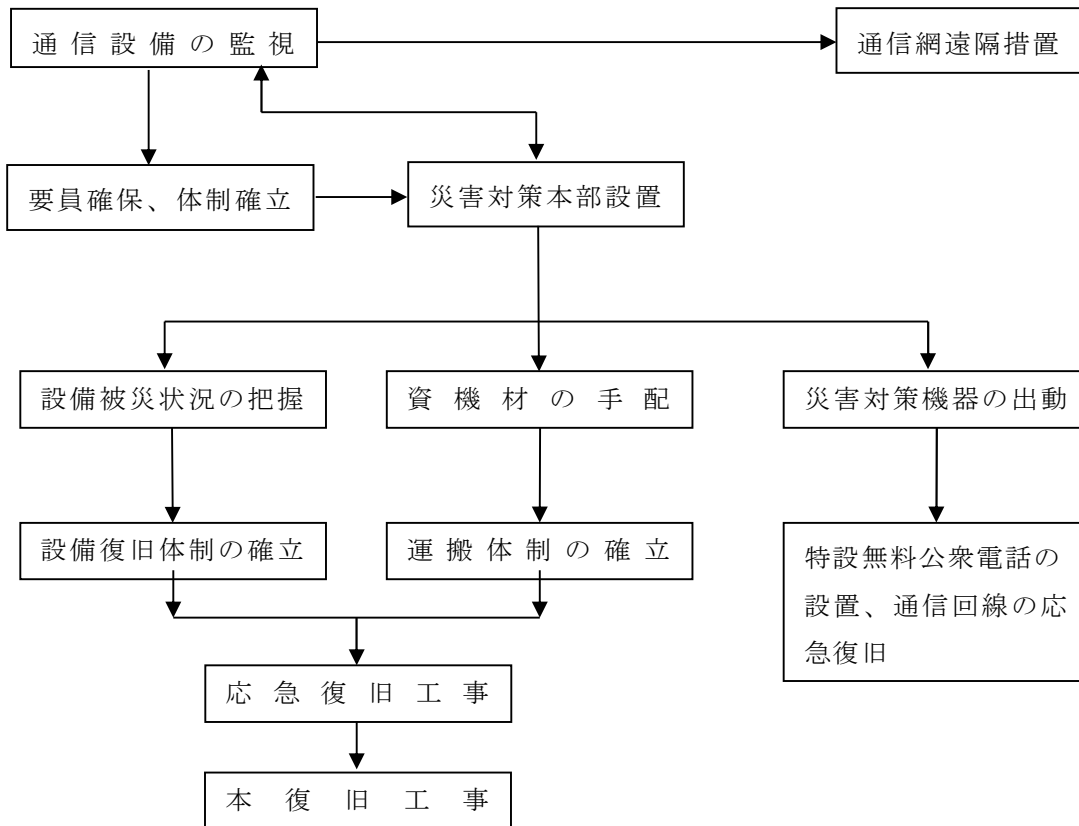
＜達成目標＞

電気通信事業者は、防災関係機関の通信確保を早急に実施し、災害発生から概ね 72 時間（3 日）以内に復旧工事を開始するものとする。また、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、災害用伝言ダイヤル 1 7 1、w e b 1 7 1 の利用を可能とし、被災地の住民生活の安定を図るものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から 1 時間以内	被災状況の把握
発災から 3 時間以内	復旧人員・資機材の調達 重要通信の確保 被災状況の広報
発災から 6 時間以内	仮復旧工事
発災から 72 時間（3 日）以内	復旧工事

3 公衆通信施設応急対策フロー図



4 業務の内容

(1) 応急対策計画

① 災害時の組織体制

電気通信事業者は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、電気通信事業者の設置基準に基づく次の組織体制を設置するものとする。

- ア 情報連絡室
- イ 支援本部
- ウ 災害対策本部

② 設備復旧体制の確立

電気通信事業者は、防災業務の運営或いは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めるものとする。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ 電気通信事業者等関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

③ 被害状況の把握

被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集するものとする。

④災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応するものとする。

- ア 非常衛星通信装置
- イ 非常用無線装置
- ウ 非常用電源装置
- エ 応急ケーブル
- オ その他応急復旧用諸装置

⑤復旧資材等の調達

応急復旧に必要な資材等については、電気通信事業者保有の資材及び全国から資材等の調達を行うものとする。

⑥災害用伝言ダイヤル171、web171の提供

災害発生時、被災地における安否確認のために通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、web171の利用を可能とするものとする。

(2) 復旧計画

①応急復旧工事

電気通信事業者は、災害により電気通信設備等が被災した場合、緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保するものとする。

②復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努めるものとする。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業者 第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 利用者への広報

電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、掲示及び広報車により地域の住民に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報

活動を行うものとする。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- イ 通信の途絶又は利用制限をした理由
- ウ 通信の途絶又は利用制限の状況
- エ 住民に対して協力を要請する事項
- オ 災害用伝言ダイヤル171、web171提供に関する事項
- カ その他必要な事項

(4) 広域支援体制

大規模災害が発生した場合は、電気通信事業者の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図るものとする。

第38節

ライフライン応急対策（携帯電話）

【本所】災害対策班、総務班 【庁舎】総務企画班

【実施主体】携帯電話事業を行う電気通信事業者（（株）NTTドコモ東北支社山形支店等）

【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）

1 計画の目的

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、市及び県等と連携した応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図るものとする。

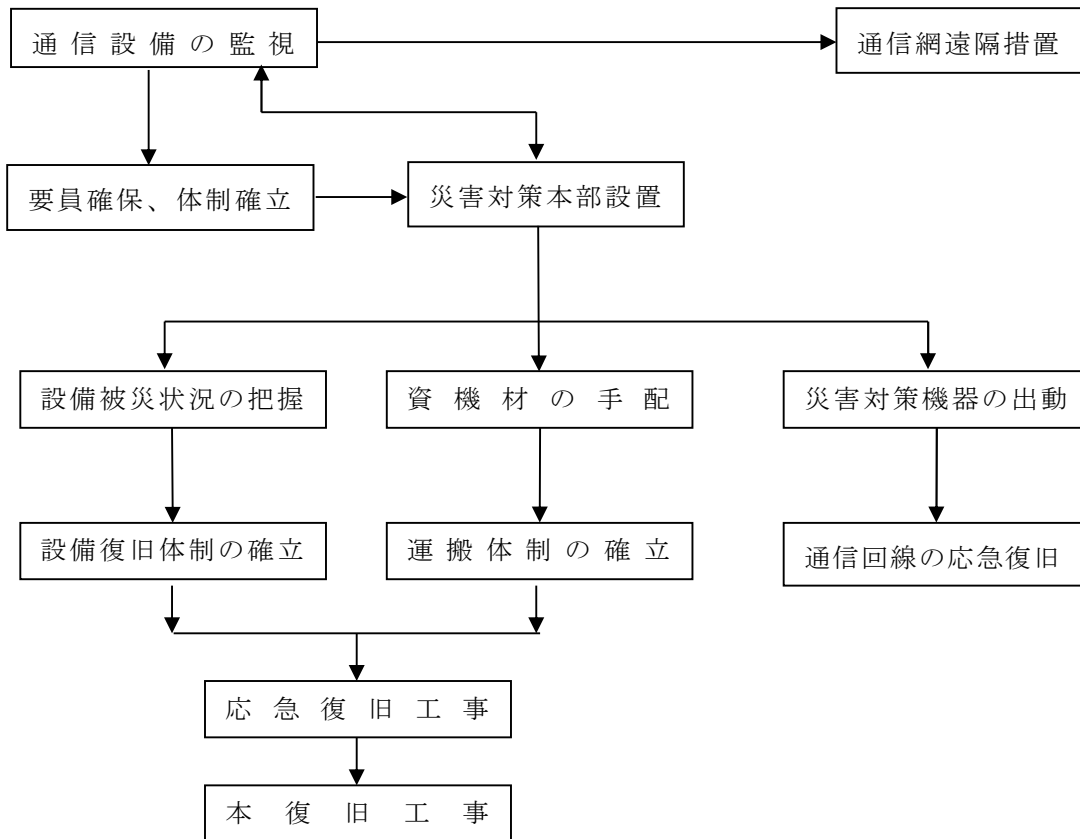
＜達成目標＞

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、防災関係機関の通信確保を早急に実施し、災害発生から概ね72時間（3日）以内に復旧工事を開始する。また、報道機関への情報提供及びインターネット等により地域の住民に広報するとともに、災害用伝言板サービスの利用を可能とし、被災地の住民生活の安定を図る。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	被災状況の把握
発災から3時間以内	復旧人員・資機材の調達 重要通信の確保 被災状況の広報
発災から72時間（3日）以内	復旧工事

3 通信施設応急対策フロー図



4 業務の内容

(1) 応急対策計画

① 災害時の組織体制

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、災害が発生し又は発生するおそれのある場合は、防災業務の円滑かつ的確な実施を図るため、次の組織体制を設置するものとする。

- ア 情報連絡室
- イ 災害対策本部

② 設備復旧体制の確立

防災業務の運営或いは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めるものとする。

- ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集
- イ 携帯電話事業を行う電気通信事業者関連会社による応援
- ウ 工事請負会社の応援

③ 被害状況の把握

被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集するものとする。

④ 災害対策機器等の出動

重要回線の救済のため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応するものとする。

- ア 可搬型移動無線基地局
- イ 移動電源車、発動発電機及び応急ケーブル
- ウ その他応急復旧用諸装置

⑤復旧資材等の調達

応急復旧に必要な資材等については、支店保有の資材及び全国から資材等の調達を行うものとする。

⑥携帯電話の貸出し

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、被災地の避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しについて、当該地域の組織の長の判断により臨機に対応するものとする。

⑦災害用伝言板サービスの提供

災害発生時、被災地における安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（輻輳）になった場合、災害用伝言板サービスの利用を可能とするものとする。

(2) 復旧計画

応急復旧工事

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、災害により電気通信設備等が被災した場合、災害対策機器、応急用資器材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保するものとする。

(3) 利用者への広報

携帯電話事業を行う電気通信事業者は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合は、次に掲げる事項について、インターネット等により地域の住民に広報するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての情報提供を行うものとする。

- ア 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況等
- イ 通信の途絶又は利用制限の状況
- ウ 住民に対して協力を要請する事項
- エ 災害用伝言板サービス提供に関する事項
- オ その他必要な事項

(4) 広域支援体制

大規模災害が発生した場合は、携帯電話事業を行う電気通信事業者管内の防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図るものとする。

第39節

ライフライン応急対策（電力）

【本所】災害対策班、総務班 【庁舎】総務企画班
【実施主体】東北電力ネットワーク(株)鶴岡電力センター
【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）

1 計画の目的

東北電力ネットワーク(株)は、災害時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため、被災箇所の迅速、適正な復旧を実施するものとする。

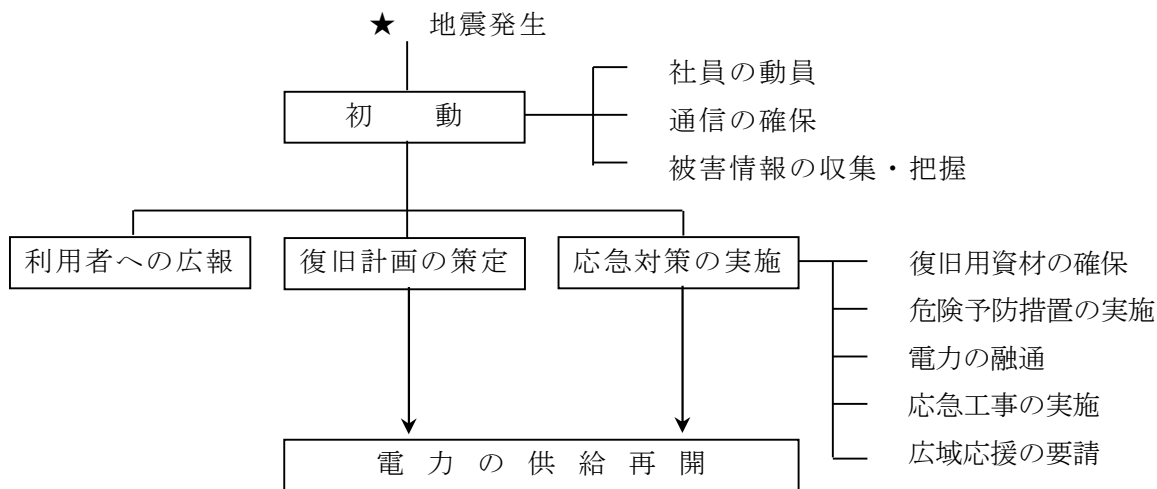
＜達成目標＞

東北電力ネットワーク(株)は、病院、公共機関、防災関係機関、避難所等の電力確保を速やかに行うとともに、被災箇所の迅速、適正な復旧工事を実施するものとする。停電による社会不安の除去、公衆感電事故防止、電気火災等二次災害防止、電力施設被害状況、復旧の見通し等について周知を図るものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から 1 時間以内	停電状況の把握
発災から 3 時間以内	停電状況の把握
発災から 6 時間以内	被災状況の把握 復旧人員・資機材の調達 被災状況の広報
発災から 24 時間以内	復旧工事
発災から 72 時間（3 日）以内	大規模災害の復旧工事

3 電力供給施設応急対策フロー図



4 業務の内容

(1) 復旧活動体制の組織

①被災時の組織体制

東北電力ネットワーク(株)は、災害が発生した場合、防災体制を発令し非常災害対策本部（連絡室）を設置するとともに、その下に設備毎、業務毎に編成された班において、災害対策業務を遂行するものとする。

※防災体制表

区 分	非常事態の情勢
警 戒 体 制	災害の発生に備えて連絡体制を敷くべきと判断される場合
第 1 非常体制	災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は災害が発生し必要と認めた場合
第 2 非常体制	大規模な災害が発生し、第 1 非常体制での復旧が困難な場合

②動員体制

非常災害対策本部（連絡室）の長は、防災体制発令後直ちにあらかじめ定める対策要員の動員を指示する。なお、夜間休日等の緊急呼集及び交通、通信機関の途絶に対応できるよう、呼集方法、出動方法等について検討し、適切な活動組織を編成するものとする。ただし、震度 6 弱以上の地震が発生し、自動的に第 2 非常体制に入る場合は、対策要員及び一般社員は、呼集を待つことなく「巨大地震発生時における行動指針」に基づき所属事務所に参集し、対策組織を編成するものとする。また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保するものとする。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関連機関に要請するものとする。

③通信の確保

非常災害対策本部は、第2非常体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成するものとする。

④被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、設備（変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って非常災害対策本部（連絡室）へ報告し、本部は、これを集約し関係機関へも報告するものとする。また、必要に応じて、市の災害対策本部に連絡員を派遣し、被災情報や応急対策実施状況等に関する情報の交換を行うものとする。

(2) 応急対策

①復旧資材の確保

ア 非常災害対策本部（連絡室）の長は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保するものとする。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、予め要請した請負業者の車両、舟艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行うものとする。

ウ 災害時において、復旧資材置場や仮設用地が緊急に必要な場合及び人命の確保や資材運搬が困難な場合は、市の災害対策本部に依頼して確保するものとする。

②災害時における危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され市の災害対策本部、警察及び消防等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずるものとする。

③電力の広域融通

電力需要に著しい不均衡が生じその緩和が必要である場合は、各電力会社と締結した融通電力受給契約等に基づき、電力の緊急融通を行うものとする。

④応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に実施するものとする。緊急復旧を要する箇所は、電源車等を利用して早期送電を行うものとする。

(3) 復旧計画

復旧計画の策定及び実施にあたっては、病院、公共機関、避難所等を優先することとし、市、県及び国の災害対策本部と連携し復旧計画を策定するものとする。

(4) 利用者への広報

停電による社会不安の解消と公衆感電事故防止及び二次災害防止の周知について、広報車、チラシ及び掲示板等の利用並びに報道機関の協力を得て、ラジオ、テレビ等放送媒体及び新聞等により電力施設被害状況、復旧見通し、公衆感電事故防止、電気火災の防止等について周知を図るものとする。

(5) 広域応援体制

復旧活動にあたり、必要に応じ他電力会社への応援要請を行うものとする。また、関係工事会社についても、復旧活動の支援を依頼するものとする。

第40節

ライフライン応急対策（ガス）

【本所】災害対策班、都市施設班 【庁舎】総務企画班、建設班

【実施主体】鶴岡ガス(株)、庄内中部ガス(株)、L P ガス充てん事業所、L P ガス販売事業者、
(一社)山形県L P ガス協会、山形県高圧ガス地域防災協議会

【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、関東東北産業保安監督部、市民、企業
(事業所) 等

1 計画の目的

鶴岡ガス(株)及び庄内中部ガス(株)並びにその他ガス事業者は、地震発生後速やかに、災害の規模、ガス施設への影響等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止するものとする。供給を停止した場合は、事前に定めてある復旧計画書に沿って、安全で効率的な復旧を進めることを基本とするものとする。また、市は、二次災害防止の広報、供給停止・復旧状況等の広報を行う。

＜達成目標＞

(1) 都市ガス事業者

地震発生後 ↓	ガス供給設備等の被害状況の把握
	供給停止判断・措置
	二次災害防止措置
	経済産業省関東東北産業保安監督部等への報告
	消費先の安全確認、供給再開開始
供給停止後概ね 14 日	供給再開完了（※1）

（※1）大規模な被害が生じた場合を除く。

(2) L P ガス事業者

地震後 1 時間	充てん所の被害状況把握
地震後 3 時間	二次災害防止措置
地震後 48 時間（2 日）	消費先の緊急点検完了
地震後 72 時間（3 日）	充てん所の復旧（※2） 消費先安全確認完了（※3）

（※2）大規模な被害が生じた場合を除く。

（※3）安全確認は、消費者の利用再開の要望がある場合。

2 各段階における業務の内容

発災から 1 時間以内	被災状況の把握 供給停止判断・措置 二次災害防止措置（都市ガス） 消費先安全確認 供給再開確認（都市ガス）
発災から 3 時間以内	二次災害防止措置（L P ガス）
発災から 72 時間（3 日）以内	48 時間（2 日）以内に消費先の緊急点検完了（L P ガス） 充填所復旧・消費先安全確認完了（L P ガス）

3 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、二次災害防止のための広報を行う。

(2) 県の役割

県は、液化石油ガス充てん事業所及び液化石油ガス販売事業者（以下「L P ガス事業者」という。）の安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。

(3) ガス事業者の役割

ア ガス供給設備の安全点検

イ 二次災害防止のための広報

ウ 被害状況を踏まえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進めるものとする。

エ 都市ガス事業者は、供給再開前に消費先ガス設備の安全確認点検を行うものとする。

オ L P ガス事業者は、地震発生後速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行うものとする。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行うものとする。

カ L P ガス事業者は、都市ガス供給停止区域の避難所、公共施設等への緊急供給を行うものとする。

キ L P ガス事業者は、流出した容器の安全な回収を行うものとする。

(4) 市民の役割

市民は、ガス栓を閉止する等の地震発生時に取るべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努めるものとする。

4 ガス事業者の行う業務の内容（各ガス会社の供給区域内）

(1) 緊急措置

① 災害対策本部の設置

災害によりガス工作物に甚大な被害の発生又はそのおそれがある場合、被害状況把握、応急復旧及びその他保安措置を円滑、適切に行うため、災害対策本部を設置するとともに、被災地に現地対策本部を設置するものとする。

② 被害状況の把握等

ア 都市ガス事業者

ガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、速やかに次の施設の被害調査、巡視点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握するものとする。

a 製造所・供給所の施設

ガス発生設備、受入設備、機械設備、ガスホルダー、液化ガス貯槽、配管・計装設備、電気水道設備等について目視又は計測器、ガス漏えい検知器による調査、点検を行うものとする。

b 導管施設

重要な導管、架管部、整圧器等を車両又は徒歩により巡回し、目視・臭気又はガス検知器等による調査、点検を行うものとする。

c 供給停止

調査の結果、ガスによる二次災害のおそれのある地域については、ガスの供給を停止するものとする。

イ 液化石油ガス販売事業者

a 被災状況の把握

液化石油ガス販売事業者及び液化石油ガス認定保安協会は、充てん施設及び販売施設（容器置場）並びに消費者の供給設備を巡回して、ガス漏洩検知装置等による調査点検を行い被害状況の点検に努めるとともに、（一社）山形県LPガス協会及び山形県高圧ガス地域防災協議会に緊急連絡を行うものとする。

b 広報

事業者は、二次災害防止等について広報を行うものとする。

c 緊急措置

被災状況の実施の結果、ガス施設が危険な場合は、容器を撤去し爆発や流出のおそれのない安全な場所へ一次保管するとともに、ガス漏れ等に対応するものとする。

d 応援要請

被災状況調査の結果、自らによっては応急措置の実施が困難と判断された場合は、他の事業者や関係協会に応援を要請し、又は県に対して要員の確保について応援を要請するものとする。

(2) 復旧計画

① 製造所・供給所施設の復旧

ガス発生設備、受入設備、ガスホルダー等を巡視点検し、設備よりのガス漏えい、沈下、変形等異常の有無を調査し、損傷部分は修理を行うものとする。

②導管施設復旧

- ア 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓・メーターガス栓の閉栓を行うものとする。
- イ 修理要員を増強して待機させ、消費末端における導管の漏えい箇所は、即刻ビニールテープなどによる応急修理を行い、速やかに本修理を実施するものとする。
- ウ 万が一、中圧管が損傷した場合には、当該箇所の修理を行うものとする。損傷箇所の修理完了後ガスを通しエアパージを行い、導管内の圧力を保持するものとする。
- エ ブロック内の低圧導管網に断続的に試験ガスを流し漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行うものとする。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRの徹底、さらに安全を確保するため、作業員の巡回を実施するものとする。特に、橋梁、河川の架管部を重点的に調査するものとする。
- オ ブロック内導管網が復旧したらエアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持するものとする。
- カ 漏えい規模が大きい場合は、本支管バルブ又は導管を切断することにより、当該区域への供給を遮断するとともに、直ちに復旧にあたるものとする。
- キ ガス漏えいが甚だしく引火の危険性がある場合は、付近住民に火気厳禁の措置を講じ、状況によっては、住民の避難措置をとるものとする。
- ク 需要家への供給を再開するにあたっては、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し開栓するものとする。

③代替燃料の確保

ガス施設復旧までの間、必要に応じて代替燃料供給を行うものとする。

(3)広域応援体制

災害が発生し救援の必要が生じた場合は、(一社)日本ガス協会の定める「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」によって救援要請を行うものとする。

(4)利用者への広報

二次災害の防止と、円滑な復旧作業を行うための広報活動を行うものとする。

①広報の内容

- ア ガス供給停止地区
 - a 復旧の見通しとスケジュール
 - b 復旧作業への協力依頼
- イ ガス供給継続地区
 - a ガス臭気、漏れ等異常時のガス会社への通報
 - b ガスの安全使用周知

②広報の方法

- ア 報道機関への協力要請
- イ 広報車による巡回

ウ 戸別訪問によるチラシ配布

エ 諸官公署への協力要請

(5) 要配慮者に対する配慮

ア ガス事業者は、要配慮者世帯の緊急点検・安全確認点検にあたり、燃焼器具の点検をあわせて行うものとする。

イ 避難時に誘導等を行う地域住民は、要配慮者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努めるものとする。

(6) 積雪地域での対応

市民は、積雪期の地震発生時にあたっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LPガス容器やガスメーター周辺を除雪するものとする。

第41節

ライフライン応急対策（上水道）

【本所】給水・下水道班

【関係機関】県（食品安全衛生課、庄内保健所生活衛生課、企業局）、（公社）日本水道協会
山形県支部、災害時応援協定締結事業者、市民、企業（事業所）等

1 計画の目的

震災時において、飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は、被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要である。市は、被災地に必要な飲料水等を迅速に供給するため、拠点給水、運搬給水、仮設給水等の応急給水対策を実施するとともに、二次災害の発生を未然に防止し、可能な限り速やかに水道施設を修復し、給水機能の回復を図る。

＜達成目標（応急給水目標水量）＞

市は、災害発生から72時間（3日）以内（第1段階）は1人1日3ℓ、その後、1週間以内（第2段階）は20～30ℓ、その後の2週間以内（第3段階）は30～40ℓと段階的に給水量を確保し、それ以降は、可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数		目標水量	用途
第1段階	災害発生～72時間（3日）まで	1人1日3ℓ	生命維持に必要な飲料水
第2段階	4日目以降～10日目までの1週間以内	1人1日20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
第3段階	11日目以降～24日目までの2週間以内	1人1日30～40ℓ	生活用水の確保

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	被災状況の把握、個人備蓄による対応
発災から3時間以内	個人備蓄による対応
発災から6時間以内	住民への広報、個人備蓄による対応
発災から12時間以内	個人備蓄による対応
発災から24時間以内	個人備蓄による対応
発災から72時間（3日）以内	給水車による運搬給水 主要施設の復旧、医療機関等への応急復旧
発災から1週間以内	仮設給水栓の設置 主要配水管の応急復旧
発災から1か月以内	仮設給水栓の増設 配水管、給水管の応急復旧

3 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、災害対策マニュアル等に基づき、給水区域内の水道施設の被害状況を的確に把握し、給水機能の確保に必要な措置を講ずる。また、状況により関係機関と連携し応急対策計画の策定、応急給水・復旧体制の構築を図る。

(2) 県の役割

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、市が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。また、企業局は、取水施設、浄水施設、送水管路等の被害状況を把握し、早期給水再開に努める。

(3) 市民の役割

被害状況によっては、地震発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努めるものとする。

4 業務の内容

(1) 応急給水計画と応急復旧計画の策定

市は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画を同時に立案し、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。計画の策定にあたっては、段階的に目標水準を定め、災害直後72時間（3日）以内は市民の生命維持に必要な飲料水の確保、医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、仮設給水栓等により飲料水等の給水量を確保し、できるだけ早い段階での全戸給水を目指す。

(2) 実施体制・広域応援体制

市及び県は、相互に連絡調整を図りながら、関係機関、地域住民（自主防災組織を含む。）の応援協力を得て応急対策を実施する。

①市

ア 給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水を行う。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

イ 被災した水道施設の復旧対策を行う。

ウ 市のみで給水、復旧活動が困難な場合は、県、（公社）日本水道協会山形県支部等に応援を要請する。

エ 災害時応援協定締結事業者等に応援協力を要請し、円滑な応急対策を実施する。

②県

ア 市の要請に応じ、近隣県、国土交通省を通じ、自衛隊、全国の水道事業者等への応援の要請及び調整を行う。

イ 県企業局は、取水・浄水施設等の被害状況を把握し、早期給水の実施を目指す。

③災害時応援協定締結事業者等

災害時応援協定締結事業者、水道資機材の取扱業者等は、市から要請のあった場合、積極的に応急対策活動に協力するものとする。

(3) 被害状況の収集伝達

市は、地震が発生した場合、速やかに施設の点検を行い被害の把握を行うとともに、消防機関との連絡を保持する。また、被害状況の把握及び復旧の見通し、給水活動の状況について、県及び(公社)日本水道協会山形県支部に報告する。

(4) 緊急措置

市は、二次被害の防止措置及び被害発生地区の分離を行い、被害の拡大を防止する。

① 二次被害の防止措置

ア 備蓄燃料、消毒用薬品等の漏出防止措置を講ずる。

イ 災害による水道の断減水の状況について、随時消防本部へ連絡し、消火活動への影響を最小限に抑える。

② 被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を分離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

(5) 飲料水等の確保

① 飲料水の確保

ア 鶴岡浄水場を稼働し、応急給水施設を利用し飲料水を確保する。

イ 緊急遮断弁を装備した配水池において、災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

ウ 災害を免れた水道施設を稼働し、飲料水を確保する。

② 生活水の確保

市及び住民が所有する井戸、河川水の活用

③ 飲料水の衛生確保

ア 給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

イ 残留塩素が確保されていない場合は、塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水する。

(6) 応急給水の実施

市は、震災により被災した市民に対し速やかに飲料水等の応急給水を行う。給水にあたっては、衛生対策、要配慮者等に対し十分に配慮するとともに、被害状況に応じ地区別に適切な補水地点と給水方法を選定し、地域住民の協力を得て円滑な給水を行う。

① 給水計画応急給水

給水計画応急給水は、時系列区分を基本として次の区分で行う。

ア 第1段階

被災地区の住民の生命維持に必要な最小限の水量として、1人1日3ℓ程度の飲料水の確保を目標に、拠点給水基地である避難所に給水設備を設け、応急給水を実施する。なお、医療施設、福祉施設、老人施設等へ優先的に運搬給水する。

イ 第2段階

飲料水の給水とあわせて、住民の炊事、洗面、洗濯等に必要な最小限の水量として、1人1日20～30ℓ程度の確保を目標に、応急給水場所への運搬給水を増強する。また、主要配水管の応急復旧を急ぎ、一部でも通水ができるところから、順次、仮設給水栓を設置し給水する。

ウ 第3段階

生活用水として、1人1日30～40ℓ程度の確保を目標とするとともに、復旧対策を促進し、給水エリアの拡大を図る。給水にあたっては、地区別に拠点給水、運搬給水、仮設給水及び仮設配管給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水の種類	内 容
拠 点 給 水	・避難所等に給水施設を設けて給水する。 ・浄水機を移動し指定された給水基地に給水する。
運 搬 給 水	・給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車、散水車等により飲料水を被災地に運搬し給水する。
仮 設 給 水	・応急復旧した給水所に、仮設給水栓を設置して給水する。 ・応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。
仮設配管給水	・医療施設等で、運搬給水では対応が困難な施設については、可能な限り通水している配水管から仮設配管を敷設し給水する。

②災害時要配慮者への給水

高齢者等の災害時要配慮者への給水は、ボランティアや地域住民（自主防災組織を含む。）の協力を得て行う。

(7)応急復旧対策の実施

市は、応急復旧計画に基づき優先順位を明確にするとともに、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮し、関係機関との連絡調整を図りながら、速やかに応急復旧を行う。

①応急復旧範囲の設定

市による応急復旧は、各戸第1止水栓までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねる。

②復旧作業の手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先として、次いで送水管、配水管、給水装置（第1止水栓まで）の順に作業を行う。

③優先する施設

医療施設、避難所、福祉施設、老人施設等の復旧作業を優先的に行う。

④応急復旧用資機材の確保

市が確保している応急復旧用資機材では不十分な場合は、速やかに（公社）日本水道協会、災害時応援協定締結業者等の支援を受け、応急復旧資機材等を調達、確保する。

⑤配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.1 mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は0.4 mg/ℓ以上）保持するように塩素消毒する。ただし、供給する水が

病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されることが疑われるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の飲料水の遊離残留塩素濃度は、0.2 mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は1.5 mg/ℓ以上）となるように滅菌を強化する。

⑥ ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、上下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の把握を的確に行い、応急復旧計画を的確に策定する。復旧にあたっては、特に下水道の復旧状況に配慮し通水を行う。

(8) 積雪期の対策

積雪期の応急復旧作業には、施設や道路等の除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行い、円滑な復旧作業を確保する。

(9) 住民への広報・情報連絡体制

市は、住民に対して断減水の状況、応急給水状況、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について広報を行う。

① 第1段階の広報

局地的な断減水の状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等の情報を、防災無線、有線放送、ホームページ、ケーブルテレビ、チラシ及び掲示板等で周知するほか、広報車及び報道機関の協力を得て広報する。

② 第2段階以降の広報

ア 復旧情報を主に、市民の理解・協力について広報する。

イ 生活用水については、飲料水以外の水を利用するよう協力を求める。

第42節

ライフライン応急対策（下水道）

【本所】給水・下水道班

【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、県（県土整備部）、（公財）山形県建設技術センター、（地方共同法人）日本下水道事業団、（一社）地域環境資源センター、（公社）日本下水道管路管理業協会、山形県下水道協会、東北電力ネットワーク（株）鶴岡電力センター、（一財）東北電気保安協会、建設業者等、市民、企業（事業所）等、学校、包括委託受注業者

1 計画の目的

下水道施設は、その多くが地下埋設施設のため、地震被害を受けた場合には、被害状況の把握、応急対策の実施に時間を要し、市民生活に大きな影響を与えることが予想される。このため、震災時には速やかに管理施設の被害状況を把握するとともに、処理場、ポンプ場においては、最小限の機能回復を行い、復旧対策までの一時的な下水道機能を確保するものとする。

＜達成目標＞

市は、地震時には、処理場、ポンプ場、管渠等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。下水道施設等の復旧は、概ね次の計画を目安にする。

発災から72時間（3日）程度	・地震対応運転、施設の浸水対策 ・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、ポンプ場、管きょ等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
発災から3日目程度～ 2週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
発災から2週間程度～ 2か月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手、完了
発災から2か月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	下水道等施設の緊急点検・緊急調査
発災から72時間（3日）以内	応急調査
発災から2週間以内	本復旧調査
発災から2か月以内	施設の応急対策 下水道施設の復旧計画

3 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、被災時には、応急対応マニュアルに基づき処理場、ポンプ場、管きょ等の処理機能、排水機能を保つための活動を実施する。被災時には、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、応急的処置を講ずる。流域関連公共下水道においては、流域下水道管理者である県と密接な連絡をとり、必要な応急措置を講ずる。下水道等施設が被災した場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報する。

(2) 県の役割

県は、必要に応じ、大災害を想定した市への支援を実施する。自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、必要な応急処置を講ずる。被災により流域下水道が使用不能になった場合は、速やかに市へ連絡し、市から下水道利用不能地域の情報を住民に周知することが出来るようにする。被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供する。

(3) 市民の役割

市民（各家庭、企業（事業所、学校）等）は、地震により、処理場、ポンプ場、管きょ等が被災し、処理機能、流下機能が停止又は低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は協力するとともに、下水道施設の異常を発見した場合には市に連絡する。

4 業務の内容

(1) 被害調査の実施

市は、地震後の時期区分によって被災状況が変化するため、それぞれの状況に応じ、的確な調査を実施する。

① 第1段階（緊急点検・緊急調査）

下水道等施設の被害状況の概要を把握するため「緊急調査」を行い、以後の対応、復旧の基本方針を定めるとともに、二次災害の危険性を適切に判定し、必要に応じて「緊急措置」を行

う。

②第2段階（応急調査）

施設全体の被災状況の把握と、大きな機能障害につながる二次災害の未然防止のための「応急調査」を行い、二次災害の危険性、施設復旧の緊急性、施設の用途、復旧までの工期等に基づいて本復旧の方針を定める。

③第3段階（本復旧のための調査）

管きょについては、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 市民への広報

市は、被災状況、復旧方針及び復旧状況について、市民より理解してもらうことは、市民生活を安定させ、さらに、復旧に対する支援を得るために極めて重要であることから、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく市民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請し、速やかな周知に努める。また、下水道等施設の汚水排除機能の停止や処理場の処理機能の低下に対し、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。また、市民が下水道等施設の異常を発見した場合は、下水道関係機関に通報するよう併せて呼びかけを行う。

(3) 応急対策の実施

市は、調査結果をもとに速やかに応急対策計画を策定し、適切な応急対策を実施する。

①処理場及びポンプ場の応急対策

施設の最小限の機能を回復させるため、重要度（復旧順位）の高い設備を優先して対策を行い、処理場機能を確保する。

ア 処理場本来の機能である処理、排除機能を優先的に確保する。

イ ポンプ場の揚水機能を確保する。

ウ 固形塩素剤方式による消毒機能の回復等、施設の最低限の機能を確保する。

エ その他必要な措置

②管きょ及びマンホールの応急対策

応急対策計画に基づき、確保可能な管きょ及びマンホールを対象に、下水の排除能力を確保する。

ア 可搬式ポンプや吸引車による下水の排除

イ 管内の土砂排除

ウ バイパス管の設置、管の入替え

エ 仮設配管の布設

オ その他最低限の機能確保に必要な措置

(4) 復旧対策の実施計画

市は、市民生活における下水道の重要性を考慮し、速やかな復旧対策を実施する。

ア 処理場、ポンプ場、管きょ及びマンホールの復旧

イ 汚水ます、取付け管等の復旧

(5) 広域応援要請

地震による被害の規模が大きく、市内の下水道管理者のみでは対応ができない場合は、「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」に基づき、広域応援を要請する。

(6) 積雪期の対応

積雪凍結時には、通常時の状況把握、施設点検、応急復旧等の活動と比較して多くの困難を伴うことから、通常時以上に除雪関係機関等と密接な連絡を保つものとし、処理場、ポンプ場等の重要施設においては、特に個別の場内除雪体制を整備し、速やかな施設点検と円滑な応急対策を実施する。

(7) 積雪地域での対応

市及び県は、連絡を密にし、適正な下水道使用ができるようにする。

第43節

危険物等施設の応急対策

【本所】災害対策班、消防・水防班、清掃班 【庁舎】総務企画班、市民福祉班
【関係機関】酒田海上保安部、県災害対策本部（総合調整班、保健医療対策班）、企業（事業者）等

1 計画の目的

危険物等は、地震発生時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。したがって、危険物等取扱施設については、災害による施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員及び周辺地域住民に対する危害防止を図るため、関係機関及び関係事務所は相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための対策を確立するものとする。

＜達成目標＞

市及び企業（事業者）等は、地震等による被害を最小限に食い止め、危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス施設、毒物劇物保管施設、放射性物質施設等の損傷による二次災害を防止するものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	施設等被災状況把握、取り扱い作業緊急停止、初期消火・流出防止措置
発災から3時間以内	現地調査、二次災害防止措置、住民に対する広報
発災から6時間以内	応急措置、危険物流出の場合の応急対策

3 各主体の役割

(1) 市の役割

危険物等施設の被害状況について、効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難指示を行うとともに、地震による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と連携して被害の拡大防止を図る。また、引火、爆発のおそれのある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者等と連絡を取り、立入禁止区域を設定する。流出、転倒及び浮上したタンク等については、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。

(2) 県の役割

地震等による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、市に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するた

めに必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

(3) 消防機関等の役割

地震等による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等と連携して被害の拡大防止を図る。

(4) 企業（事業所）等の役割

地震等による被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図るものとする。

4 業務の内容

(1) 危険物等施設の応急対策

地震時に、危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、消防機関と連携して被害の拡大防止と危害防止を図るものとする。

① 共通の応急対策

ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防、警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し協力体制を確立するものとする。

イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行うものとする。

ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、危険物等の取扱い作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施するものとする。

エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずるものとする。

a 危険物等施設の損傷等異常を発見した場合は、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずるものとする。

b 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や危険物等の流出防止措置を行うものとする。

c 危険物の移送中に災害による事故等が発生した場合は、応急措置を講じて、付近住民に避難の警告を行うとともに、被災地を管轄する消防機関及び県警察に連絡するものとする。

オ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに災害発生を広報し避難誘導等適切な措置を講ずるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求めるものとする。

カ 報告

県は、事故発生情報及び被害情報等を適時総務省消防庁に報告するとともに、次の区分により取扱規制担当省庁に報告する。

区 分	取扱規制担当省庁
火薬類・高圧ガス	経済産業省
放射線使用施設	原子力規制委員会
毒劇物施設	厚生労働省

②個別の応急対策

ア 危険物、毒物劇物及び有害物質

a 取扱従事者の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て適切な対応を図るものとする。

b 取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を取る。そのため、内部における連絡系統を明確にしておくものとする。

イ 火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防機関及び警察の警備責任者等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずるものとする。

a 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止するものとする。

b 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈めるなど安全な措置を講ずるものとする。

c 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗り等で完全に密封し、木部には防火措置を講じ、爆発により被害を受けるおそれのある地域は、すべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずるものとする。

d 土砂崩れ等により、火薬類が土中に埋没した場合は、火薬類が存在すると考えられる場所を表示するとともに、関係者以外を立入禁止とするものとする。

ウ 高圧ガス

a 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏えい検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行うものとする。また、高圧ガス保安法の適用を受ける高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費者消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏えい等への対応を図るとともに通報、応援依頼等の連絡を行うものとする。

b 防災事業所（山形県高圧ガス防災協議会で規定している防災事業所）の対応移動車両が被災した場合は、高圧ガス運送基準(平成5年10月改正)に基づき応急措置を講ずるとともに、自ら又は警察、消防機関を通じ防災事業所の出動を要請し対応を図るものとする。

エ 放射線使用施設

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故の措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急対策を講ずる。また、被害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次に掲げる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努めるものとする。

- a 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、関係機関への通報を行うものとする。
- b 放射線取扱主任者は、従事者に適切な指示を行い、放射線被害の拡大防止に努める。
- c 放射線被害を受けた者又は受けたおそれのある者が居る場合は、速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告するものとする。
- d 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のある場合は、放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定するとともに、その旨表示し見張り人を置き、関係者以外の立入りを禁止するものとする。

(2) 危険物等流出応急対策

河川又は海域等に大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努めるものとする。

- ア 地震等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに市、消防機関、県警察、酒田海上保安部、河川管理者及び港湾管理者等関係機関に通報連絡するものとする。
- イ 当該関係機関及び危険物等取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に緊密な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力するものとする。
- ウ 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施するものとする。
 - a オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を活用し拡散を防止するものとする。
 - b オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又は汲み取るとともに、必要に応じて油吸着材、化学処理剤等により処理するものとする。
 - c 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずるものとする。
- エ 水質汚濁防止法に基づく有害物質及び指定物質が河川、海域等の公共用水域に流出、地下に浸透又は大気中に放出された場合、河川管理者、海岸管理者、港湾管理者及び県総合支庁等関係機関は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境調査を実施し、その結果を市民に公表するとともに、関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資するものとする。
- オ 酒田海上保安部は、被害の拡大を防止するため、船舶に対する移動命令や航泊の制限又

は禁止を行うとともに、危険物積載船舶に対する荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導並びに流出した危険物等の付近にある者に対し、火気の使用制限、避難指示を行う。
カ 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(3) 住民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保を図るために、次により必要な広報活動を実施するものとする。危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行うものとする。

① 事業者の広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

② 関係機関の広報

関係機関は、災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、報道機関の協力を得て周知を図るものとする。

(4) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ要配慮者の避難等を実施するものとする。

第44節

火災対策

【本所】消防・水防班 【庁舎】総務企画班

【関係機関等】酒田海上保安部、県災害対策本部（総合調整班）、市民、企業（事業所）等

1 計画の目的

地震発生時には、家屋の倒壊に伴う出火及び配管等の破損によるガスの漏えい等に起因する火災が多発するとともに、延焼拡大が速く大火災となる危険性が高いことから、大火災となった場合は、多くの人的物的被害をもたらすことが予想される。市消防機関は、地震発生と同時に全組織を迅速に展開し、的確な対応を実施するとともに、応援消防隊の早期要請による消防力の増強を図り、災害の拡大抑止にあたる。

＜達成目標＞

市は、地震による火災に対し、地域住民、自主防災組織等の地域の初期消火による延焼防止及び消防機関等の迅速、効果的な消火活動の実施により被害の拡大を防ぐ。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	初期消火 地域の防災力による消火
発災から3時間以内	県内広域応援による消火
発災から6時間以内	緊急消防援助隊による消火

3 各主体の役割

(1) 消防本部の役割

消防本部は、火災が発生した場合、消防団等と連携し、適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて「山形県広域消防相互応援協定」、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づく応援要請並びに県に対する緊急消防援助隊への応援要請など、知事又は他市町村長に広域応援を要請する。

(2) 消防団の役割

消防団は、消防署と緊密な連携の下に火災防ぎょ活動に努める。また、現地の火災の状況を把握し消防本部等に報告し、周辺住民に延焼の警戒を呼びかける。

(3) 県の役割

県は、地震により大規模な火災が発生した場合、市の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

(4) 市民の役割

市民（各家庭、企業（事業所）等）は、家庭及び職場等において、発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならないものとする。

4 業務の内容

(1) 市民及び自主防災組織の消火活動

地震発生直後における出火防止処置及び出火した場合の初期消火活動は、「私たちの地域は私たちが守る」を基本として、市民一人ひとりが自分の責任において次の措置を行うものとする。

① 初期消火

- ア 火災が発生した場合は、速やかに消防機関へ通報するものとする。
- イ 家族や隣近所にも大きな声で知らせ、安全を確保するものとする。
- ウ 消火器や風呂のくみおき水等で初期消火を試みるものとする。

② 都市ガス等の漏えい

都市ガス、プロパンガス、石油等が漏えいした場合は、火気を使用しない。

(2) 消防機関の対策

消防本部及び消防署は、「鶴岡市消防地震等による大規模災害活動要綱」により、消防活動を実施する。

① 火災情報の収集

火災情報の収集は、119 番を中心に行うが、通信回線が途絶した場合は、次の方法により速やかに管轄区域内の火災全体状況を把握するとともに、災害対策本部に報告する。

- ア 職員の参集途上の情報収集
- イ 消防部隊による情報収集
- ウ 消防団部隊による情報収集

② 緊急交通路の確保

- ア 消防本部は、警察及び道路管理者の情報に基づき、火災現場までの通行路確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請する。
- イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を行う。

③ 火災防ぎょ活動

- ア 人命の安全を最優先とする。
- イ 火災の発生状況から鎮圧可能である地域の火災については、発生する全部の火災の鎮圧を主眼とする。

ウ 火災の発生状況から鎮圧が不可能であると予想される地域の火災については、延焼拡大防止及び避難上の安全を確保する。

エ 避難者収容施設、救護所等多数の市民を収容する施設及び災害対策上重要な施設の、安全の確保を優先した活動を実施する。

オ 断水による消火栓の使用不能が予想されることから、河川等の自然水利及びプール、防火水槽等の防火用水施設を活用し、火災の鎮圧及び延焼拡大の阻止にあたる。

④海上における火災対策

ア 酒田海上保安部又は消防機関は、船舶の火災を知ったときは、相互に通報する。

イ 埠頭又は岸壁にけい留された船舶等及び河川における船舶等の火災に係る消火活動については、主として消防機関が担任し、酒田海上保安部が協力する。これ以外の船舶等の火災については、酒田海上保安部が担任し、消防機関が協力する。

(3) 広域応援要請

広域応援要請は第3章第19節「救助・救急活動」による。

(4) 積雪期の火災対策

①市民の対応

ア 消防隊の速やかな到着は、非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検するものとする。

イ 近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無に関わらず直ちに除雪に協力するものとする。

②消防機関の対応

ア 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

イ 積雪地においては、雪上車を保有する機関・事業者、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(5) 要配慮者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織及び施設管理者等は、要配慮者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努めるものとする。

第45節

廃棄物処理

【本所】清掃班、土木班 【庁舎】市民福祉班、建設班

【関係機関】県災害対策本部（ライフライン対策班）、警察本部、自衛隊、山形県環境整備事業協同組合、（一社）山形県産業資源循環協会、（一社）山形県浄化槽工業協会、（一社）山形県解体工事業協会、町内会、集落、自治会

1 計画の目的

震災時には、大量に発生する地震・津波に伴う生活ごみや災害廃棄物、し尿等を適切かつ迅速に処理し、生活環境を保全し、市民生活の早期安定を確保する必要がある。このため、市は、被災状況に即して、県、国及び関係機関と連携し、廃棄物処理を円滑に実施する。

＜達成目標＞

市は、災害規模に応じて災害ごみ及びし尿の発生量の予測等を行い、収集、運搬、処分に関する実施計画を策定する。災害ごみの分別や排出方法等について、市民の理解と協力を得ながら迅速に収集・処分を行い、早期の自宅での生活復帰、安定化及び公衆衛生の確保を図る。

（生活ごみの収集）

燃やすごみは、腐敗が早いことから、概ね3日～4日以内に収集を開始し、7日～10日以内に収集完了に努める。燃やさないごみ及び粗大ごみは、概ね3日～4日以内に収集を開始し、10日～15日以内に収集完了に努める。

（し尿の収集）

し尿の収集は、概ね24時間以内に開始する。

（災害廃棄物の収集）

災害廃棄物の収集は、概ね1か月以内に開始する。

2 各段階における業務の内容

発災から6時間以内	収集体制の検討
発災から12時間以内	仮設トイレの設置開始
発災から24時間以内	し尿収集開始
発災から72時間（3日）以内	ごみ収集開始
発災から1週間以内	広域応援要請
発災から1箇月以内	災害廃棄物の収集開始、廃棄物処理施設の応急復旧

3 各主体の役割

(1) 市の役割

① 災害に伴う生活ごみの処理

- ア ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じて緊急復旧を行い、早期の施設稼働に努める。
- イ 災害の規模に応じ、集積場又は仮置場を確保し適切に管理を行うとともに、管理を行うにあたっては、衛生面のほか火災予防等に十分配慮する。
- ウ 市民に対し、生活ごみ等の排出方法や時期等について、的確な周知を図る。
- エ 避難者の衛生面での支障が生じないように、避難所等の生活ごみの収集体制を整備する。
- オ 大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、警察の協力（交通規制）も得て、集積場までの運搬ルートの確保を行う。
- カ 県及び関係団体に広域応援を要請し応援を得ながら迅速な生活ごみの収集・処理を行う。

② し尿処理

- ア し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じて緊急復旧を行い、早期の施設稼働に努める。
- イ 避難所等の避難者の概数、仮設トイレの設置状況の把握を行い、収集体制を整備する。
- ウ 県及び関係団体に広域応援を要請し、応援を得ながら迅速なし尿の収集・処理を行う。

③ 災害廃棄物処理

- ア 災害対策基本法第64条第2項（応急公用負担等）に規定する状況に該当する場合で、隣家や道路などへの倒壊の危険がある家屋については、自衛隊等の協力も得て優先的に解体処理を実施する。
- イ 災害廃棄物が大量に発生する場合は、集積場を設置するとともに、ごみの飛散防止対策や消臭・防虫対策、土壌調査等集積場周辺の環境保全及び火災予防対策を適切に実施する。
- ウ 損壊家屋が多数に上る場合は、市民の混乱を避けるため、必要に応じて住民相談窓口を設け、支援体制を充実させる。
- エ 被災住宅の解体修繕に伴う廃棄物の運搬処分に関する国等の支援制度が実施された場合は、当該事務処理体制を整え、迅速、的確に運用を図る。

④ 応援要請

- ア 市は、生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、隣接市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。
- イ 市は、隣接市町村及び一部事務組合による応援体制が確保できない場合は、県に対して広域的な支援を要請する。

(2) 県の役割

- ア 市の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域応援体制を整備する。
- イ 県及び他市町村の職員の応援派遣等により、市を支援する。

(3) 市民の役割

① 災害に伴う生活ごみの処理

- ア 避難所等での生活ごみについて、市の指示する分別によるごみの排出に協力するものと

する。

イ 災害に伴う生活ごみ(燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ)については、市の指示する分別、指定場所(仮置場)等への排出に協力するものとする。

ウ ごみの野焼き、便乗ごみ(地震や津波により発生したごみ以外のごみ)の排出、指定場所以外への排出は行わないものとする。

②し尿処理

避難所等の仮設トイレ等については、適切な使用と維持管理等に努め、公衆衛生の確保及びし尿の収集に協力するものとする。

③災害廃棄物の処理

道路通行の妨げとなっているブロック塀などの災害廃棄物は、二次災害の危険に配慮しつつ、可能な限り1か所に集積するなど、道路通行確保に協力するものとする。また、宅地内に散乱した瓦、タイル等の災害廃棄物についても、迅速な収集ができるよう市の指示に従って適切な集積等に努めるものとする。

4 業務の内容

(1)被害状況調査・把握

市は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ報告する。また、県は、被害状況を取りまとめ、国等の関係機関へ報告する。

(2)地震・津波に伴う廃棄物処理

①共通事項

ア 発生量の予測

災害対策本部の収集した被災情報等により、地震・津波に伴う生活ごみ、損壊家屋の解体に伴う廃材やブロック塀などの災害廃棄物及びし尿の発生量を予測する。

イ 災害廃棄物処理実施計画の策定

被災状況等に即した生活ごみ、災害廃棄物、し尿の収集運搬・処分にに関する実施計画を速やかに策定する。

ウ 集積場所の確保等

被害状況に応じて、概ね地域ごとにそれぞれ災害ごみの集積場を確保する。また、被災程度に応じ、各町内や区域ごとに、地震・津波に伴う災害ごみを収集するための臨時的な仮置場を確保する。

エ 市民への周知

災害廃棄物の排出・収集方法、仮置場の位置、収集日時、注意事項、市民への協力要請事項等について、マスコミ、地域放送又は町内会等を通じて被災者に周知する。

オ 収集・運搬体制の確保

a 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について廃棄物収集運搬・処理業者や建設業者に協力を要請するとともに、県及び他市に応援を要請する。

b 積込み現場から集積場所までの道路障害物を優先的に除去し、運搬経路を確保する。

カ 処理体制の確保

燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみ・資源物等は、可能な限り分別し、適正に処理する。

②震災・津波に伴う生活ごみ処理

ア 被害状況の把握

災害対策本部の収集した被災情報等を参考に、以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握する。

- a ごみの収集運搬経路
- b 避難状況（避難所等の位置及び数、避難者の人数等）
- c ごみ処理施設の損傷状況

イ ごみ処理施設の応急復旧

あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して、可能な応急復旧を行うとともに、運営会社の協力を得ながら応急復旧体制の整備を図る。

ウ 仮置場の設置

災害が大規模で、通常のごみステーション等での収集が困難な場合は、必要に応じて臨時の仮置場を設置する。

エ ごみ袋の配付

各避難所等に、ごみ袋を配付する。

オ 地区住民の協力

臨時の仮置場の周知等は、町内会（自主防災組織等を含む。）等を通じて行い、地域住民に協力を求める。

③し尿処理

ア 被害状況の把握

災害対策本部の収集した被災情報等を参考に、以下の事項につき地区別の被害状況を調査・把握する。

- a し尿の収集運搬経路
- b 避難状況（仮設トイレ設置場所、避難所等の位置及び数、避難者の人数等）
- c し尿処理施設の損傷状況

イ し尿処理施設の応急復旧

あらかじめ備蓄した応急復旧資機材を活用して可能な応急復旧を行うとともに、プラントメーカー等関連会社の協力を得ながら、応急復旧体制の整備を図る。

④災害廃棄物処理

ア 災害対策基本法第64条第2項の規定（応急公用負担等）に基づく緊急を要する危険家屋の解体について、必要に応じ自衛隊への災害派遣要請を依頼する。

イ 通行の妨げとなる道路上の災害廃棄物及び宅地内に散在した瓦、タイル、ブロック等は、期間を定め、道路管理者と廃棄物処理担当部局が連携してこれらの収集、処分を行う。

ウ 倒壊家屋、焼失家屋の廃材等の運搬・処分については、原則として被災者自らが行う。ただし、被災程度により、運搬・処分についての支援策が実施された場合は、その制度の迅速、的確な運用を図る。

(3)要配慮者に対する配慮

市は、高齢者等の要配慮者の家庭からのごみ収集等に配慮する。

第46節

民間流通在庫活用等による物資等供給

【本所】財政班、農業班、輸送・交通・情報等班、災害対策班、教育班

【庁舎】産業班、総務企画班

【関係機関】応援協定企業（事業所）等、日本赤十字社山形県支部、県・市社会福祉協議会、（一社）山形県トラック協会、自衛隊、県災害対策本部

1 計画の目的

市は、被災者及び災害応急事業従事者に対し、主要食料及び副食等を供給する必要がある場合は、県、民間業者及び防災関係機関等との相互連携により流通在庫等を確保し、速やかに供給する。また、被災者に対し生活必需品を供給する必要がある場合も、県、民間業者及び防災関係機関等との相互の連携により迅速かつ的確に供給する。

＜達成目標＞

市民は、避難にあたり、最低限1食分の食料、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という。）を携行するものとする。また、市は、災害時応援協定に基づき、民間流通在庫及び民間企業の配送体制を活用し、下記のとおり速やかに被災者へ供給する。

(1) 食料・飲料水

食料の供給は、概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は、1日2回以上提供する。

- ・避難～12時間以内：住民、企業（事業所）による自己確保
- ・避難12時間後～地震72時間後：おにぎり、パン等の簡単な調達食、災害時応援協定先からの食料品供給や自衛隊等による配送食
- ・地震72時間後～：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（炊き出し）

(2) 生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用）、毛布、仮設トイレ等の供給は、需要の把握から概ね12時間以内に、その他一般的な物資の供給は、概ね24時間以内に行うことを目標とする。

2 各段階における業務の内容

発災から3時間以内	避難所備蓄物資による対応
発災から6時間以内	食料供給量の把握 個人備蓄による対応

発災から 12 時間以内	避難所食料供給 協定等に基づく食料等の調達 避難所へ寝具、日用品、乳児用品
発災から 24 時間以内	おにぎり、パン等の供給 その他生活必需品の供給 広域応援要請
発災から 72 時間（3 日）以内	炊き出し等による食料の供給

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 被災者への物資等の供給を行う。
- イ 職員の配置・巡回により、避難者の需要を把握する。
- ウ 自力で必要な物資等を確保できない場合は、県に支援を要請する。
- エ 避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

(2) 県の役割

物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により市を支援する。

(3) 日本赤十字社山形県支部の役割

日本赤十字社山形県支部は、「災害救援物資の交付基準」に基づく救援物資の要請があった場合は、日赤鶴岡市地区の調査に基づく必要量を交付する。

(4) 市民の役割

地域住民は、避難にあたり、最低限 1 食分の食料、飲料水、生活必需品等（以下「物資等」という）を携行するよう心掛けるものとする。

4 食料品の供給

(1) 市の実施体制

① 食料供給対象者

市は、次のいずれかに該当する者に対して、食料品の給与を行う。

- ア 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者
- イ 住家の被害によって炊事のできない者
- ウ 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参又は調達ができない者
- エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食料の持ち合わせがない者
- オ 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で、食料の供給を必要とする者

カ その他災害により食料が必要な者

②調達する主な食料品

ア 米穀、食パン、即席麺類、レトルト食品

イ 乳児用ミルク、牛乳

ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮）調味料

エ 仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）

オ あめ、チョコレート等の嗜好品類

カ その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

③調達体制

物資の調達については、保管場所、輸送手段、使用期限等を勘案し、発電機、毛布等必要最低限の備蓄以外は、あらかじめ災害時応援協定を締結した民間企業から調達するものとする。民間企業の持つ流通在庫を活用し、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。

④供給体制

市は、被災住民に食料を供給する場合は、各段階を考慮し供給するとともに、避難所等供給先に責任者を定めて受け入れの確認及び受給の適正化を図り、公平に配分する。また、市は、炊き出しを実施する場合は、次により行う。

ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設若しくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。

イ 炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、赤十字奉仕団、ボランティアに協力を要請する。また、必要に応じ、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

⑤広域的調達体制

ア 他市町村への要請

市は、必要な食料の調達ができない場合は、応援協定締結都市及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

a 食料の応援要請（品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項）

b 炊き出し用具等の応援要請（人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項）

イ 県への要請

市は、他市町村等の応援でも十分な食料の調達ができない場合は、次の事項を明示して県に応援を要請する。

〈要請項目〉

a 品目別の調達要請量（自己の調達可能量、他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）

b 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者

c 連絡課及び連絡責任者

d 荷役作業員の派遣の必要の有無

⑥食料の衛生管理、栄養指導体制

食料の衛生管理及び栄養指導については、第3章第12節「防疫保健衛生対策」の「4業務の内容(3)食品衛生監視及び(4)栄養指導」により実施する。

(2) 県の実施体制

県は、市から要請があった場合又は必要と認めた場合は、次の措置を講ずる。

- ア 備蓄物資の放出、供給
- イ 食品関係機関からの確保・供給
- ウ 迅速な輸送、集積
- エ 県の行う応援要請
 - a 被災地以外の市町村に対しての指示又は調整
 - b 自衛隊への要請
 - c 他の都道府県に対しての要請
 - d 国（農林水産省）に対しての要請

(3) 要配慮者に対する配慮

高齢者、食物アレルギー患者、腎臓病患者へのたんぱく質制限等に配慮した食事提供並びに粉ミルク、使い捨てほ乳びん等の提供により、乳幼児や子供に対応する。

5 生活必需品の供給

(1) 市の実施体制

①生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失、又は棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

②生活必需品の範囲等

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- エ 食器（茶碗、皿、はし等）
- オ 保育用品（ほ乳びん、おむつ等）
- カ 光熱材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）
- ク 生理用品
- ケ 暖房器具

③備蓄体制

生活必需品の調達には流通備蓄により行う。

④調達体制

- ア 災害時食料品等の供給協定先等から調達する。
- イ 被災の状況等により、市において十分な量が確保できない場合は、県又は他の市町村に調達、供給を依頼して調達する。

⑤供給・配分

市は、被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

- ア 生活必需品を供給する場合は、避難所ごとにそれぞれ責任者を定めて受け入れ確認及び需給の適正を図る。
- イ 住民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。
- ウ 要配慮者への優先配分を図る。

(2) 県の実施体制

県は、市から要請のあった場合又は必要と認めた場合は、次の措置を講ずる。

- ア 備蓄生活必需品の放出、供給
- イ 関係企業への供給の要請
- ウ 迅速な輸送、集積
- エ 調達が本県のみで対応が困難な場合は、北海道、東北 8 道県相互応援協定、又は全国都道府県知事災害時広域応援協定に基づいて広域応援要請を行うとともに、必要に応じて、東北経済産業局に対し斡旋を要請する。

(3) 日本赤十字社山形県支部の交付

- ア 日本赤十字社山形県支部は「災害救援物資の交付基準」に基づき、救援物資の対応を行う。
- イ 日本赤十字社山形県支部は、日赤鶴岡市地区が実施する必要量調査に基づく要請により、必要な物資を交付する。

(4) 積雪期の対策

市、県及び国は、供給物資の輸送を円滑に行うため、輸送経路の除雪等に万全を期するとともに、降雪状況を考慮し屋内集積施設の確保等必要な措置をとる。

第47節

救援物資への対応

【本所】要援護対策班、災害対策班 【庁舎】市民福祉班、総務企画班
【関係機関】企業（事業所）等、報道機関

1 計画の目的

災害発生直後において、食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、個人を中心に全国から救援物資が寄せられる。しかし、大規模な災害の発生直後には、何がどのくらい、いつまでに送られてくるかわからない不特定多数からの小口の救援物資を、必要としている被災者に、必要としている物を、必要としている時期に、分類・仕分けして配布することは、極めて難しい。被災者のニーズと支援者の善意を結ぶ仕組みを構築する必要があるため、災害発生直後における救援物資の受け入れについて、考慮した受け入れ体制を整備する。

<達成目標>

災害発生直後においては、救援を必要としている被災者に対し、迅速で見通しを持った責任ある供給が必要なことから、市は、応援協定等に基づき企業（事業所）等及び自治体等からの食料、生活物資等を、迅速に必要な量を調達し供給する。また、市は、報道機関等の協力を得て、必要とする物資等を呼びかけ、救援物資の受け入れ体制の整備に努める。

2 各段階における業務の内容

発災から6時間以内	協定に基づく食料等の手配
-----------	--------------

3 各主体の役割

(1) 市の役割

ア 災害発生直後において、必要とする救援物資について報道機関等を通じ広報に努める。特に、テレビや新聞等の報道によって過剰な救援物資が送付される場合があるため、報道機関に対しては、その旨に配慮した情報提供を要請する。

イ 災害発生直後は、大量の物資を迅速かつ適切に供給する必要があることから、市は、災害時応援協定に基づき、応援協定企業（事業所）等から調達する。

ウ 関係団体等と連携、協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

(2) 県の役割

避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。

4 業務の内容

救援物資の受け入れ体制の周知

市は、救援物資の受け入れについて、被災地域のニーズを調査把握するとともに、民間供給企業（事業所）等と必要物資の調達を調整し、不足し必要とする救援物資の受け入れを呼びかける。

第48節

義援金の受け入れ・配分

【本所】要援護対策班 【庁舎】市民福祉班

【関係機関】県災害対策本部、日本赤十字社山形県支部、県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、報道機関

1 計画の目的

震災による被災者に対して全国から寄せられる義援金について、その受け入れ体制を定め、鶴岡市義援金配分委員会が決めた配分方法等により、确实、迅速に被災者に配分する。

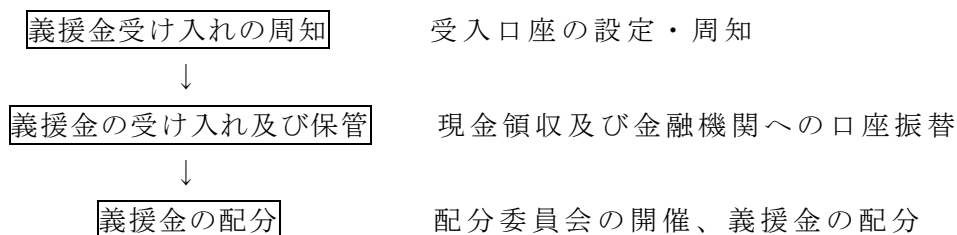
＜達成目標＞

市は、配分方法等について体制を定める。

2 各段階における業務の内容

発災から24時間以内	受入口座の設定及び報道機関を通じた公表
発災から1箇月以内	義援金配分委員会による配分

3 義援金の受け入れ・配分フロー図



4 業務の内容

(1) 義援金受け入れの周知

市及び県は、義援金の受け入れについて、一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社山形県支部及び山形県共同募金会に協力を依頼し、併せて、市ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表するものとする。

① 義援金

- ア 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）
- イ 受入窓口（市、県及び市・県社会福祉協議会）
- ウ 受入期間

(2) 義援金の受け入れ、保管

市及び県は、次により義援金を受け入れ、保管する。

ア 一般からの受入窓口（市、県及び市・県社会福祉協議会）を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

ウ 受け入れた義援金については、市及び県の「歳入歳出外現金」として配分が決定されるまで適正に保管する。

(3) 義援金の配分

① 義援金の配分

市及び県で受け入れた義援金については、義援金配分委員会において、被災状況等を十分勘案した上で配分方法を検討し、配分額等を決定する。

② 市義援金配分委員会の構成

義援金配分委員会は、市、県、学識経験者、日本赤十字社山形県支部、鶴岡市社会福祉協議会、山形県社会福祉協議会、その他義援金受付団体等の関係機関及び被災者代表により組織する。

③ 配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第49節 輸送対策

【本所】輸送・交通・情報等班、総務班、財政班、土木班、都市施設班

【庁舎】総務企画班、建設班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班、生活救援班、ライフライン対策班）、警察本部、日本通運（株）鶴岡営業所、輸送関係機関

1 計画の目的

震災時の緊急輸送は、救助・救急・消火活動の迅速な展開の支援、及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等をその目的とする。緊急輸送を行うためには、被害の状況、交通の確保状況を把握し、緊急性及び重要度の優先順位を見極めた迅速で的確な緊急輸送を実施しなければならない。また、輸送機関との連携、関係機関への被災地の交通情報の伝達、緊急輸送道路確保のための交通規制及び早期応急復旧等を迅速に実施する。

<達成目標>

市は、救助・救急・消火活動の迅速な展開の支援、及び被災者に対する水・食料・生活物資の供給等の緊急輸送を実施する。

（輸送手段の確保）

民間輸送機関と連携し、車両、バイク、船舶等の輸送手段は、概ね6時間以内に確保する。また、避難所への水・食料・生活物資の供給は、協定民間企業（事業所）等から避難所へ直接配送を図るよう調整する。

（緊急輸送ネットワークの確保）

減災・予防対策として幹線道路や集落へのアクセス道路網を整備し、災害時に、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等を結ぶ緊急輸送ネットワークは、概ね24時間以内に確保する。

（地域内輸送拠点の開設）

必要に応じて地域内輸送拠点を速やかに開設し、食料の輸送体制を確保する。

2 各段階における業務の内容

発災から3時間以内	緊急交通路の確保（中継基地・ヘリポート） 医療物資・人員、患者等搬送
発災から6時間以内	緊急交通路の確保（中継基地・ヘリポート） 輸送車両の確保 医療物資・人員、患者等搬送
発災から12時間以内	緊急交通路の確保（中継基地・ヘリポート） 食料等の輸送

	医療物資・人員、患者等搬送
発災から 24 時間以内	緊急輸送ネットワークの確保 緊急交通路の確保（中継基地・ヘリポート） 医療物資・人員、患者等搬送
発災から 72 時間（3 日）以内	医療物資・人員、患者等搬送

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- イ 災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、ヘリコプター、船舶等により、住民等を安全な地域へ輸送する。
- ウ 車両、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にし、県等他機関と連携して輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。
- エ 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、県又は他の市町村に応援要請を行う。

(2) 県の役割

- ア 道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。
- イ 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点を確保する。
- ウ 市からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。
- エ 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を、緊急通行車両として確認を行う。
- オ 災害発生 of 初期からヘリコプターを投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。
- カ 応援ヘリコプターを受け入れるため、臨時ヘリポートの確保等により、早期に体制を整える。

(3) 県警察の役割

- ア 交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。
- イ 災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両を緊急通行車両として確認を行う。

(4) 輸送関係機関

自動車・船舶・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、東北運輸局、山形運輸支局の指導のもと、市及び県の災害対策本部と連携し、輸送体制の確保に協力する。

(5) 輸送施設管理者

道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、市、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等と連携し、他の復旧作業に優先して緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

4 業務の内容

(1) 市の緊急輸送実施体制

① 緊急輸送計画

市は、時系列区分により実施する災害応急対策のため、輸送活動を行うにあたり、次の輸送対象順位により行う。

ア 輸送計画にあたっての最優先事項

- a 人命の救助、安全の確保
- b 被害の拡大防止
- c 災害応急対策の円滑な実施

イ 輸送対象

段 階	内 容
第1段階	1 救助・救急活動、医療活動、人命救助に要する人員及び物資 2 消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員及び物資 3 市・県・国災害対策要員、ライフライン施設等の応急対策に必要な人員及び物資等 4 後方医療機関へ搬送する負傷者 5 緊急輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階	1 上記第1段階の続行 2 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資 3 生活必需物資 4 傷病者及び被災地外への輸送 5 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階	1 上記第2段階の続行 2 災害復旧に必要な人員及び物資 3 廃棄物の搬出

② 車両等の確保

市は、災害時に必要な車両は、市有車両をもって充てるものとし、不足を来す場合が生じた場合は、次の民間輸送企業（事業所）等の協力を得て調達する。

- ア （公社）山形県トラック協会庄内支部
- イ 鶴岡砂利採取販売協同組合（ダンプトラック）
- ウ 庄内交通（株）
- エ 鶴岡市ハイヤー・タクシー協会
- オ 車両レンタル会社

③ 県等への斡旋要請

市は、県又は他の市町村に対し車両の斡旋を依頼するときは、次の事項を明示して要請する。

＜要請事項＞

- ・ 輸送区間及び借り上げ期間
- ・ 輸送人員又は輸送量
- ・ 車両等の種類及び台数
- ・ 集結場所及び日時
- ・ その他必要事項

④燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、市と契約を締結している業者(又は市登録業者)に依頼し、給油場所を指定し供給する。

(2)自動車による緊急輸送に必要な手続き

災害対策基本法第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受ける。

①緊急通行車両の確認

市、県及び公共団体が所有する車の緊急通行車両の確認は、車両使用者の申し出により、その都度公安委員会（県警察本部）、各関係警察署及び交通検問所において行う。なお、緊急通行車両を事前に届け出ておく制度があるため、各機関は、あらかじめ各関係警察署に手続きを行う。

ア 緊急通行車両の申し出は、各関係警察署等に事前に届け出るか又はその都度行う。

イ 確認は、各関係警察署等が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は、緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、出動時に警察署又は交通検問所において、標章及び証明書と引き換える。

ウ 緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両前面左側に掲示し証明書を携帯する。

②緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第50条第1項に規定する、災害対策の業務に特に必要として政令で定めた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの

イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの

ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

ク 緊急輸送の確保に関するもの

ケ 上記のほか、災害発生の防止又は拡大の抑止のための措置に関するもの

(3)積雪期の対応

ア 各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施するものとする。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行うものとする。

第50節

災害警備

【本所】災害対策班 【庁舎】総務企画班 【実施主体】県警察本部、鶴岡警察署
【関係機関】県災害対策本部、(一社)山形県警備業協会

1 計画の目的

地震発生時においては、一時的に社会生活が麻痺状態となり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、県警察本部及び鶴岡警察署は、関係機関との緊密な連絡の下、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、地域住民の生命及び身体の保護のため迅速・的確な警備・保安活動及び交通規制を実施する。

<達成目標>

県警察本部及び警察本部は、大規模災害の発生に備えて、次の措置を行うよう努める。

- (1)大規模災害が発生した場合、警察本部に災害警備本部を設置するとともに、鶴岡警察署に現地災害警備本部を設置して災害警備活動を行う。
- (2)災害警備活動に必要な警備部隊を現地災害警備本部に派遣するとともに、警備要員及び災害装備資機材が不足する場合は、警察災害派遣隊、警備車両、警備艇及び警察ヘリコプター等の応援要請を行う。
- (3)災害発生後、速やかに通信手段の機能を確認し、災害警備に必要な警察通信の機能を確保する。

2 各段階における業務の内容

発災から3時間以内	緊急交通路の確保、交通規制、救助
発災から24時間以内	被災地・避難所の警備警戒

3 業務の内容

(1)災害警備活動における関係機関との連携

災害に対処するため、市及び関係機関と連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し救助活動、災害応急活動等を効果的に行う。

団 体	内 容
市	1 被災状況、避難者動向等の緊密な情報交換 2 一般治安対策、地域安全活動等の実施協力

団 体	内 容
消防機関	1 消火、救急活動のための消防車両の通行及び消防警戒区域の設定等における連携 2 被災者の捜索、救助活動に関する情報交換及び連携
自 衛 隊	1 必要に応じ、災害派遣に従事する自衛隊車両の先導 2 被災者の迅速な捜索、救助活動
酒田海上保安部	沿岸部における被災者の捜索、救助活動についての相互協力

(2) 災害警備活動

地震が発生、又は津波が発生するおそれがある場合は、次の災害警備活動を行う。

- ア 市、沿岸住民及び沿岸利用者に津波警報等の伝達
- イ 被害情報の収集及び被害実態の把握
- ウ 避難のための立ち退き及び屋内待避等の安全確保に関する措置の指示
- エ 被災者の救助及び行方不明者等の捜索
- オ 危険箇所の警備及び被災地域住民の避難誘導
- カ 通信の確保
- キ 不法事案等の予防及び取締り
- ク 避難地域、避難場所、重要施設等の警戒
- ケ 地域住民に対する相談及び防犯対策等地域安全活動の推進
- コ 他都道府県警察本部等に対する援助要求

(3) 道路交通対策

地震が発生した場合は、速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握に努め、危険箇所の標示、う回指示、交通情報の収集及び提供、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置についての広報等危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

(交通規制の実施)

- ア 県内への一般車両の流入制限
- イ 被災地域に向かう車両の走行抑制
- ウ 高速道路の通行禁止と流入制限
- エ 広域交通規制
- オ 緊急交通路等の指定
- カ 緊急交通路等における車両等の措置
- キ 交通規制の結果生ずる滞留車両運転者及び同乗者の措置
- ク 主要信号機の確保
- ケ 緊急通行車両の確認

(4) 自動車運転者のとるべき措置

関係警察署は、平常時から関係機関と連携し、自動車運転者に対し、地震発生時の執るべき次に定める事項の周知徹底を図る。

- ア 緊急地震速報が発表されたことを知った場合、運転手は、周囲の状況に応じて、あわてることなく、非常点滅表示灯をつけるなどして周囲の車に注意を促した後、急ブレーキを避け、緩やかに速度を落とすこと。
- イ 急ハンドル、急ブレーキを避ける等、出来る限り安全な方法により、車両を道路の左側に停車すること。
- ウ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- エ 車両において避難する場合は、出来る限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難する場合は、道路左端に停車させ、エンジンキーをつけたまま窓を閉め、ドアをロックしないこと。

(5) 関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施する。また、交通整理誘導等に必要な要員が不足する場合は、(一社)山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力要請を行う。

(6) 広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対して、ラジオ、テレビ、交通情報板、立て看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

(7) 要配慮者に対する配慮

地域住民の避難誘導にあたっては、高齢者、障害者、子供、外国人等の要配慮者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行う。

(8) 積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておく。

第51節 行方不明者の搜索、遺体の保護・埋葬

【本所】消防本部、地域包括ケア推進課、福祉課、長寿介護課、子育て推進課、市民課
【庁舎】市民福祉班
【関係機関】県災害対策本部（保健医療対策班）、警察本部、鶴岡警察署、自衛隊、酒田海上保安部、医師会（県・鶴岡地区）、葬祭業者

1 計画の目的

大規模な震災では、家屋の倒壊、火災などにより多数の行方不明者、死亡者が発生する可能性があることから、市は、県及び関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の搜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を遅滞なく実施する。

＜達成目標＞

市は、県及び関係機関相互の連携体制の整備を図り、行方不明者の搜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

2 各段階における業務の内容

発災から6時間以内	行方不明者の搜索
発災から24時間以内	霊柩車、棺、骨壺等確保 火葬場の被災状況、受入可否確認
発災から72時間（3日）以内	遺体安置所へ搬送、身元確認等 火葬

3 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、行方不明者の搜索、遺体の保護、埋葬等一連の業務を行うにあたり、鶴岡警察署、自衛隊等の関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止する。

(2) 県の役割

県内の被害状況の把握を行うとともに、市と関係機関との連絡・調整を行う。

(3) 県警察本部及び自衛隊等関係機関の役割

行方不明者の搜索等の早い段階から、市及び県等と連携し、迅速に業務が遂行できるよう支援するものとする。

4 業務の内容

(1) 行方不明者の捜索

行方不明者等を捜索する各防災関係機関の業務

①市

ア 関係警察署と連携し、行方不明者等の捜索を行う。

イ 県に対し、捜索状況の報告を行い、状況により自衛隊に対する捜索活動への応援要請を行うよう依頼する。

②県

被害状況の把握を行い、市からの応援要請依頼に基づき自衛隊に派遣要請を行う。

③関係警察署及び自衛隊等関係機関

ア 行方不明者の捜索を、市と協力して行う。

イ 関係警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

(2) 遺体の収容

遺体を車両及びヘリコプター等により搬送し、安置するまでの各防災関係機関の一連の業務は、次により行う。

①市

ア 遺体の身元識別のため或いは死亡者多数で短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置所（寺院、市有施設等）を確保し、関係機関に周知する。

イ 搬送車両は、葬祭業者に手配を要請する。

ウ 柩、ドライアイス等は、葬祭業者に手配を要請する。

エ 搬送車両、柩、ドライアイス等不足が生じたときは、県に対し斡旋を依頼する。

オ 市は、県及び県警察と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関を通じて住民に対する広報に努める。

②県

市からの依頼により、山形県葬祭業協同組合及び(公社)山形県トラック協会に手配を要請する。

③関係警察署及び自衛隊等関係機関

市と協力し、遺体の搬送を行う。

(3) 遺体の検案及び遺体の保護

遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災関係機関の業務は、次により行う。

①市

ア 災害の状況により市医療関係機関での対応ができないと判断された場合は、県に対し速やかに医師等の派遣を依頼し、死因、その他の医学的検査を実施する。

イ 関係警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。

②県

市から依頼があった場合又は必要と認めた場合は、山形県医師会に要請し、医師等を派遣する。

③関係警察署

- ア 各種の法令又は規則に基づいて、遺体の検視を行う。
- イ 身元不明遺体について、関係機関と協力して身元確認を行う。

④鶴岡地区医師会

- ア 検案を行うものとする。
- イ 検視及び医学的検査を終了した遺体について、遺体識別のため消毒等の処理を行うものとする。

(4) 遺体の埋葬

遺体を安置場所から搬送し、火葬するまでの一連の業務は、次により行う。なお、原則として遺体は、霊柩車により搬送し火葬する。

①市

- ア 霊柩車、骨つぼ等が不足する場合は、県に対し葬祭業業者に手配を要請するよう依頼する。
- イ 死亡者が多数のため、通常の火葬手続きでは遺体の腐敗などにより、公衆衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬・土葬許可手続きの簡素化について、県を通じ厚生労働省に協議する。
- ウ 災害時、火葬場が機能を十分確保できるよう、耐震、耐火、耐水等の性能を保全する。
- エ 市は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がいない場合又は判明しない場合は、市が埋葬を行うものとする。

②県

市から霊柩車、骨つぼ等の手配に関する依頼があった場合は、葬祭業業者に要請し確保する。

(5) 身元不明遺体

市及び関係機関の身元不明遺体の取扱いについては、次により行う。

- ア 身元不明の遺体については、関係警察署やその他関係機関と連携し調査にあたる。
- イ 関係警察署又は酒田海上保安部は、速やかな身元確認に努める。
- ウ 市は、身元確認の結果として身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取り扱うものとし、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の市町村に漂着したような場合）で、身元が判明しない場合についても、行旅死亡人として取り扱う。

(6) 広域応援体制による対応

災害の規模が大きく独自での対応が困難な場合は、速やかに応援を要請し体制を確保する。

①市

行方不明者の捜索、遺体の保護、埋葬が困難な場合、県及び他市町村に対し応援要請を行い、

体制を確保する。

② 県

県は、市から応援要請を受けた場合は、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行う。

ア 県内の火葬施設及びその処理能力等を把握し、市から応援要請があった場合に、直ちに応援要請を行う。

イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立して、市から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請を行う。

ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請を行う。

第52節

学校等における応急対策

【本所】教育班、要援護対策班 【庁舎】総務企画班、市民福祉班

【関係機関】県災害対策本部、学校等

1 計画の目的

災害発生時、学校をはじめとする関係機関は、迅速かつ適切に対応し、児童・生徒の安全を確保する。

＜達成目標＞

校長等は、避難計画に基づき教職員に対し適切な避難誘導の指示を与え、児童生徒の安全確保を行う。避難所に指定された学校等は、市民・地域、行政と協働で、避難所の開設・運営にあたる。市は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、地震後概ね2週間以内に全学校で教育活動を再開するよう支援を行う。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	在校児童・生徒の避難・安否確認 避難児童・生徒の安全確保等 被災状況の把握と報告
発災から3時間以内	保護者への安否情報の提供 児童・生徒の帰宅又は保護継続 避難所開設・運営協力
発災から6時間以内	授業実施の判断・連絡
発災から12時間以内	保護者等への安否情報の提供
発災から24時間以内	非在校児童生徒の安否確認
発災から1週間以内	学用品等の手配 学校等再開の時期等の判断・準備

3 各主体の役割

(1) 学校等の役割

あらかじめ定めていた学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）に基づき、児童・生徒の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。また、避難所に指定されている学校等、又は臨時に指定された学校等にあつては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校等にあつても、自主的に避難

してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえできる限り保護する。被災後は、関係機関と協力し、必要に応じて児童・生徒の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動等を再開できるよう努める。

(2) 市の役割

各学校等の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

(3) 県の役割

各学校等や市の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

4 業務の内容

(1) 学校等における応急対策

校長等は、地震発生時の児童・生徒の安全確保に努めるとともに、授業等の再開のため万全の措置を講ずるものとし、特に次の事項について留意する。

①地震発生直後の安全確保

教職員は、状況に応じ児童・生徒の行動に対し、適切な指示を行う。

②避難誘導及び安全確認

校長等は、避難計画に基づき教職員に対し適切な避難誘導の指示を与え、教職員は、児童・生徒を安全な場所に避難させるとともに、速やかに人員や負傷者を確認し校長等に報告する。

③救護体制の編成

校長等は、必要に応じて救護体制を編成し必要な応急手当を行うとともに、医療措置が必要な者については、消防本部に通報し医療機関へ搬送する。

④地震情報の収集

教職員は、関係機関との連絡、報道機関の情報収集により情報把握に努める。

⑤被害・被災状況等の報告

校長等は、速やかに被害・被災状況（児童・生徒及び教職員の安否、施設の被害状況）を把握し市教育委員会等に報告する。

⑥下校及び休校の措置

校長等は、帰宅経路等の安全が確認されたら、保護者の迎えを要請するなど、適切な方法により児童・生徒を下校させる。その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童・生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。また、児童・生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

⑦避難所の開設及び運営の協力

校長等は、市及び自主防災組織等と連携して避難所の開設及び運営に協力する。学校等が避

難所にあてられた場合は、学校管理に必要な教職員を確保し、避難所の開設など災害対策に協力する。

⑧心の健康管理

学校においては、災害等により児童・生徒等に危害が生じた場合において、当該児童・生徒等及び当該災害等により心的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童・生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに、必要に応じ当該学校の所在する地域の医療機関その他関係機関との連携を図る。

(2)教育活動の再開

①授業の早期再開

校長は、次により教育の場所を確保し、授業の早期再開を図る。

ア 同一学校内の被災を免れた施設を利用する。

イ 最寄りの学校又は公共施設を利用する。

ウ 市が応急仮設校舎を設置する。

②留意事項

授業再開にあたっては、次の事項に留意する。

ア 教科書・学用品等の損失状況を考慮し、教材等の確保に努める。

イ 特に校外施設を利用した場合は、児童・生徒の保健衛生に留意する。

ウ 通学路の被害状況に応じ、通学についての危険防止措置を講ずるなど、通学路を確保する。

エ 家庭との臨時連絡体制を整備する。

オ 児童・生徒の心の安定に十分配慮して授業を行うとともに、カウンセラーの導入を要請する。

カ 授業再開に必要な教職員の確保に努める。

キ 避難所としての使用が長期化する場合は、市と必要な協議を行う。

③幼稚園・保育園の早期再開

各園長は、担当課と協議のうえ、園の早期再開を図る。

(3)市の業務

①情報の集約・伝達

市立学校等の被害状況、ニーズ、臨時休業の予定等の情報を速やかに集約のうえ県に伝達し、県からの情報を市立学校等に伝達する。なお、学校等の被害の状況、児童・生徒の安否、臨時休業、児童・生徒の下校措置などの情報について、市の広報媒体等により広報し、保護者等への伝達に努める。

②学校等への支援

以下の点について、学校等の取り組みを支援する。

ア 県と連携し、必要に応じて、教職員に児童・生徒の心のケアについて指導し、心のケアの専門家を派遣するなどにより支援する。

イ 避難等で通学が困難になった児童・生徒がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

③学用品等の支給

市は、教育委員会及び学校と協力し、次により学用品の調達及び支給を行う。

ア 学用品支給の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂堆積等により一時的に居住することができない状態となった者を含む。）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校、高等学校等の生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒、高等部の生徒を含む。）

イ 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体育着等）

ウ 学用品支給の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む。）は、1ヶ月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は、15日以内に支給を完了する。（ただし、交通又は通信の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる。）

第53節

児童・生徒等の心のケア対策

【本所】教育班、医療・防疫班 【庁舎】総務企画班、市民福祉班

【関係機関】県災害対策本部（保健医療対策班）、観光文化スポーツ部、各教育事務所、学校等

1 計画の目的

児童・生徒等が災害から受ける心の衝撃は、大人より大きいと言われ、心や身体の不調が大人と違った形で現れる傾向があるため、精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的不調等へ適切に対応して、児童・生徒の心の健康保持・増進に努める。

＜達成目標＞

市は、関係各機関と連携し、災害発生から2週間後を目途にカウンセラーの派遣を開始する。

2 各段階における業務の内容

発災から72時間（3日）以内	カウンセラー派遣計画
発災から1箇月以内	全校へカウンセラー派遣（発災後2週間後を目途に開始） 職員研修 児童・生徒、保護者への説明

3 各主体の役割

(1) 市の役割

カウンセラー派遣計画等について各学校へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にし、通知を行う。保育園等、児童に関する施設・相談窓口では、心のケアに十分配慮した対応を行い、関係機関と連携を取りながら対策を実施する。

(2) 県の役割

ア 災害発生直後から、心のケアに係る緊急支援に関する派遣計画を作成し、学校開始直後から、カウンセラーを派遣する。

イ 地震の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

(3) 学校の役割

教職員による、児童・生徒への早期カウンセリングの実施

学校においては、災害等により児童・生徒等に危害が生じた場合において、当該児童・生徒等及び当該災害等により心的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童・生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに、必要に応じ当該学校の所在する地域の医療機関その他関係機関との連携を図る。

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
市	巡回相談、カウンセラー派遣の計画送付、実態把握	
県	巡回相談、カウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会

第54節

文化財応急対策

【本所】教育班 【庁舎】総務企画班 【関係機関】県災害対策本部

1 計画の目的

災害発生時、文化財所有者をはじめとする関係機関は、文化財を保護し、その文化的価値の滅失を防ぐために必要な措置を講ずる。

＜達成目標＞

市は、文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、必要に応じて応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。文化財所有者は、市の協力を得て二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置を講ずるものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から1時間以内	入館者の安全確保（建物の場合）
発災から3時間以内	被災状況の調査報告
発災から6時間以内	被害拡大防止措置

3 各主体の役割

(1) 市の役割

指定文化財への対策

ア 国及び県指定文化財

市内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちを行う。

イ 市指定文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導や支援を行う。

ウ 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。

(2) 県の役割

指定文化財等への対策

ア 国及び県指定等文化財

必要に応じて、現地に担当職員を派遣するなどにより文化財の被害状況を把握・確認を行い、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての指導・助言を行う。

イ 市指定等文化財など

市教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて、被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

(3) 市民及び文化財所有者等の役割

① 市民の役割

文化財の被災を確認した場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財搬出活動等への参加・協力を行うものとする。

② 地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・搬出活動にあたるものとする。

③ 文化財所有者、管理責任者の役割

危険のない範囲で、被災文化財の保護・搬出等にあたりとともに、市教育委員会等の関係機関へ被害状況を報告し、応急的処置及び修理についての協力や指示を仰ぐものとする。また、建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。

4 業務の内容

(1) 文化財の応急対策

ア 文化財、収蔵施設等の管理者は、入館者及び施設利用者の安全確保及び施設の保全を図るとともに、応急対策を講じ被害の軽減に努める。

- a 地震発生直後は、入館者、施設利用者を、安全な場所に避難誘導させる。
- b 負傷者の有無を確認し、必要な措置を講ずる。
- c 報道機関の情報を収集し関係機関と連絡をとり、情報把握に努める。
- d 速やかに被害状況を把握し、市教育委員会へ報告する。
- e 当該施設が避難所となった場合は、市及び地域の自主防災組織等と連携して、避難所の開設及び運営に協力する。

イ 市は、文化財の被害状況を把握し、必要な応急措置を講ずることにより、被害の軽減に努める。

(2) 文化財の種別毎の対策

① 建造物

文化財所有者は、余震・降雪等により被害拡大のおそれがあるものについては、可能な限り応急的措置を講じ、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行うものとする。また、市及び県は、それを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

②美術工芸品、有形民俗文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊又はその危険性がある場合には、市、県及び地域住民等と連携して、可能な限り速やかに当該施設から文化財を搬出し、その保護・保存を図るものとする。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を講じ、本格的な修理・修復に備えるものとする。

③史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は、可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で応急的措置を講ずるものとする。市及び県は、それを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

第55節

商工観光業応急対策

【本所】商工・観光班 【庁舎】産業班

【関係機関】県災害対策本部、鶴岡商工会議所、出羽商工会、各商工団体、企業（事業所）等、各観光協会

1 計画の目的

地震などに遭遇した場合において、商工業の事業資産の損害を最小限に留め、事業の継続或いは早期復旧を図る。また、緊急時における企業活動への支援を行う。

＜達成目標＞

市は、関係機関等の協力を得ながら、原則として災害発生後、生命の安全を確保した後速やかに被災地の主な商工業の被害概要を把握する。市及び県は、被災状況を勘案し必要と認められる場合は、原則として災害発生後7日以内に関係機関の協力を得ながら、金融相談等の窓口を設置する。企業（事業所）等は、災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留め、事業の継続或いは早期復旧を可能とするために、必要な初動対策を講ずるものとする。

2 各段階における業務の内容

発災から1週間以内	被害概要把握 金融相談等の窓口設置
-----------	----------------------

3 各主体の役割

(1) 市の役割

- ア 関係機関、団体と協力し、企業（事業所）等の被害状況を把握する。
- イ 被災中小企業者等のための県、商工会議所及び関係機関等の現地相談窓口の設置に協力する。
- ウ 行政等の支援策について、被災中小企業者等に周知する。

(2) 県の役割

- ア 商工・観光団体及び主要企業等からの聴取等により、被害状況を把握する。
- イ 市を通じ、中小企業等の直接被害件数、被害額を把握する。
- ウ 被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。
- エ 必要な関係機関に対し、被災中小企業等の復旧等への協力・支援を要請する。
- オ 被災中小企業者等のための、現地相談窓口を設置する。

カ 報道機関等に対し、被災地の企業（事業所）等の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※エ～カは、被災状況により対応

(3) 企業（事業所）等の役割

災害による事業中断を最小限に留め、事業の継続或いは早期復旧のために必要な対策を講ずるものとする。

(4) 商工会議所、商工会、商工団体及び観光協会等の役割

ア 会員・組合員等の被災状況を把握するものとする。

イ 商工会議所、商工会等は、被災中小企業者等のための相談窓口の設置に協力するものとする。

ウ 行政等の支援策に関する情報を、会員・組合員等に周知するものとする。

4 業務の内容

(1) 市の業務

①被災状況の把握

商工会議所、商工会及び各種組合団体等に協力を要請し、管内の商工業の被災状況を調査のうえ、県に報告する。

②関係機関への協力・支援要請

被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、観光案内所、輸送業者及び商工観光団体等の関係機関に対し、必要な支援・協力を要請する。

(2) 県の業務

①被災状況の把握

ア 県産業労働部各課は、所管する商工団体、主要企業及び観光施設等から被災状況を聴取する。

イ 市に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。

ウ 国に被害状況を報告する。

②関係機関への協力・支援要請

被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、輸送業者及び商工団体等の関係機関に対し、必要な支援・協力を要請する。

③相談窓口の設置

被災中小企業者等の相談に応じるため、現地相談窓口を設置する。

第56節

ボランティアとの協働

【本所】要援護対策班、相談・職員班 【庁舎】市民福祉班、総務企画班

【実施主体】市社会福祉協議会

【関係機関】県災害対策本部（生活救援班）、県社会福祉協議会、県内NPO法人、鶴岡青年会議所、山形県災害ボランティア支援本部

1 計画の目的

市及び関係機関は、ボランティアの自主性を尊重し、震災時のボランティア活動が円滑に進められるよう、関係機関の支援・協働体制の確立について定める。

<達成目標>

災害ボランティア活動については、鶴岡市社会福祉協議会が主体となり、NPO法人等の各種団体等と協働のうえ災害ボランティアセンターを設置し、コーディネートを行う。災害ボランティア活動が円滑に行われるために、市は、災害ボランティアセンターの実施主体となる鶴岡市社会福祉協議会へ、情報の提供等の支援を行う。

2 各段階における業務の内容

風水害発生中、発生後	被災地域の状況把握
発災から72時間（3日）以内	市災害ボランティアセンターの設置協議・準備
発災から4日以内	市災害ボランティアセンターの開設 ボランティア受け入れの広報の発信

3 各主体の役割

(1) 市の役割

ア 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

鶴岡市社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターを設置する場所（体育館等の公共施設）を指定する。

イ 災害ボランティアセンターの運営支援

- a 鶴岡市社会福祉協議会と情報共有を図る。
- b 災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。

ウ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行うとともに、活動における安全確保を図る。

(2) 県の役割

- ア 県災害ボランティア支援本部を設置し、同本部の運営を支援する。
- イ 県外の行政機関、県内外の支援団体等との連絡・調整を図る。

(3) 市社会福祉協議会の役割

鶴岡市社会福祉協議会は、市災害対策本部と協議して災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターの組織図の例については、別表のとおり（災害の規模に応じ変動する。）とする。なお、ボランティアセンターの設置・運営については、鶴岡市社会福祉協議会を主体として、各種団体等の協力を得て組織する。

(4) 県災害ボランティア支援本部の役割

- ア 災害が発生し、ボランティアによる支援の必要性が考えられる場合、県は、必要に応じて県災害対策本部内に県災害ボランティア支援本部を設置する。また、各総合支庁に設置される県災害対策本部の支部内に、それぞれの管轄区域をその区域とする災害ボランティア対応班を設置する。
- イ 県災害ボランティア支援本部は、各総合支庁災害ボランティア対応班と連携し、市災害ボランティアセンターの支援を行う。
 - a 市災害ボランティアセンターの設置状況を把握するとともに、その設置及び運営が困難な場合、運営アドバイザーの派遣等の支援策を講ずる。
 - b 県内外の災害支援NPO法人やボランティア活動事業者に対し、市災害ボランティアセンター等の情報を提供する。
 - c 市災害ボランティアセンターから要請があった場合や、必要と判断した場合には、各種広報媒体を通じて、広くボランティアの募集等を行う。

4 業務の内容

市社会福祉協議会及び市災害ボランティアセンターの業務内容

鶴岡市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを設置した場合、次の内容を基本として状況に応じた業務を行う。

- ア 個人宅や避難所等における被災者支援ニーズの把握を行う。
- イ ボランティアが支援を行う被災者ニーズを判断し、関係機関等へ情報の提供を行う。
- ウ 各種広報媒体を通じ、ボランティア活動希望者へ情報の発信を行う。
- エ 災害ボランティア活動を支援する物資の確保を行う。
- オ 駆けつけたボランティアの受け付け、登録を行い、被災者ニーズとのマッチング（派遣先、活動内容の決定）を行う。
- カ 医療や看護等の専門技術を持った者が、その技術を生かすためにボランティア活動に参加する場合については、市災害対策本部及び関係機関と連携を取った中で対応する。
- キ 被災現場やボランティア活動の状況を把握し、情報の整理を行い、ボランティア活動プロ

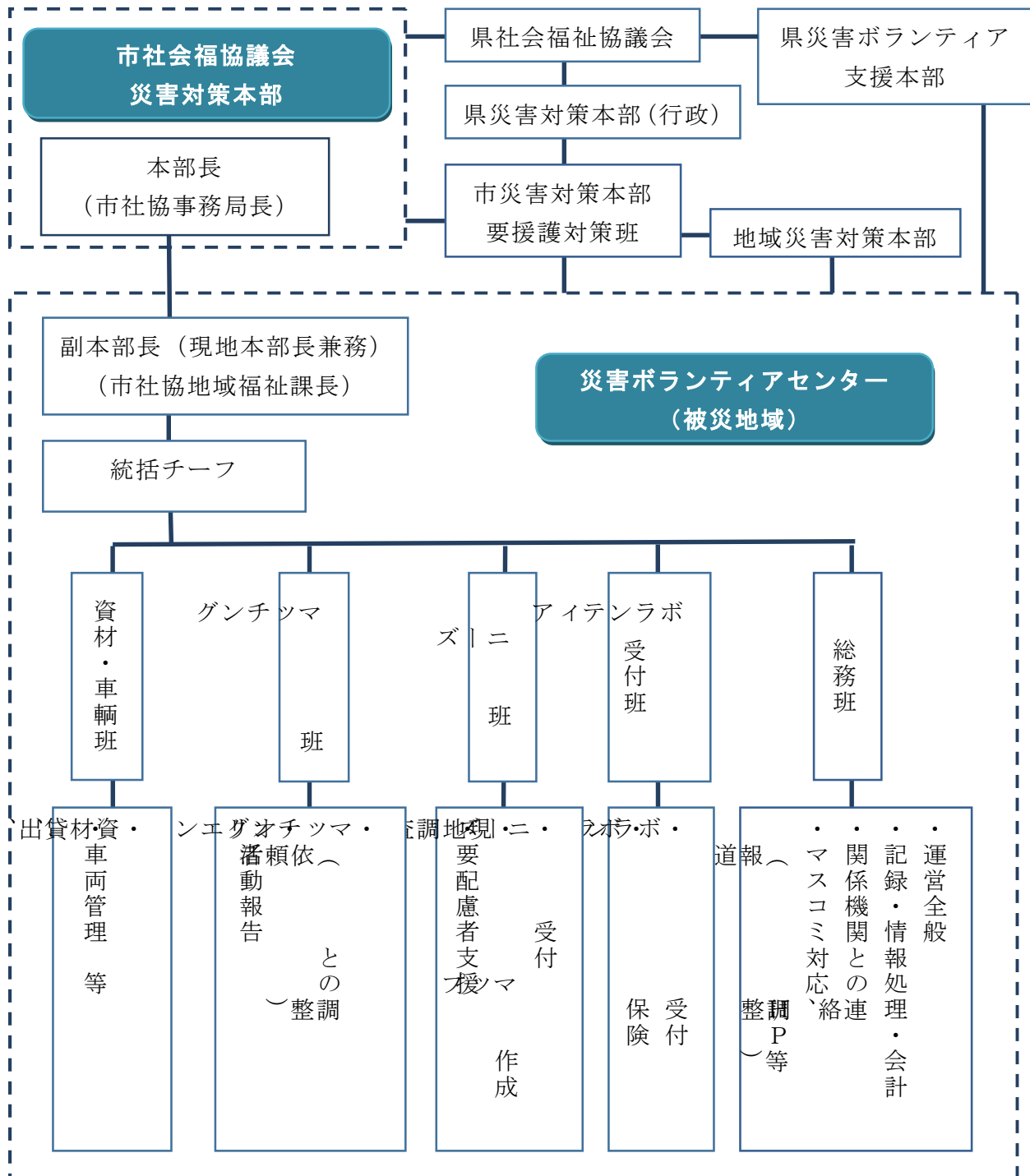
グラムを立案する。

ク 市内外から複数のボランティア活動をコーディネートする民間団体が活動を行う場合は、これらの団体と連携を取りながら、効果的に活動を行う。

ケ その他、被災者ニーズに基づいた活動を行う。

災害VC組織図(例)

鶴岡市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル(鶴岡市社会福祉協議会 H28.3 作成)から引用



第57節

災害救助法による救助

【本所】災害対策班 【庁舎】総務企画班

【関係機関】県災害対策本部（総合調整班）、日本赤十字社山形県支部

1 計画の目的

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は、極めて大きい。市は、災害が発生し、災害救助法適用の必要が認められた場合は、県に対し速やかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

＜達成目標＞

市及び県は、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合は、迅速に法を適用し、被害の拡大防止に努め、被災者の保護と社会秩序の保全に全力を尽くす。

2 各段階における業務の内容

発災から72時間(3日)以内	被害状況の把握 災害救助法の適用手続き 災害救助法による救助
----------------	--------------------------------------

3 各主体の役割

(1) 市の役割

市は、県が実施する救助に関する事務の一部を市が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

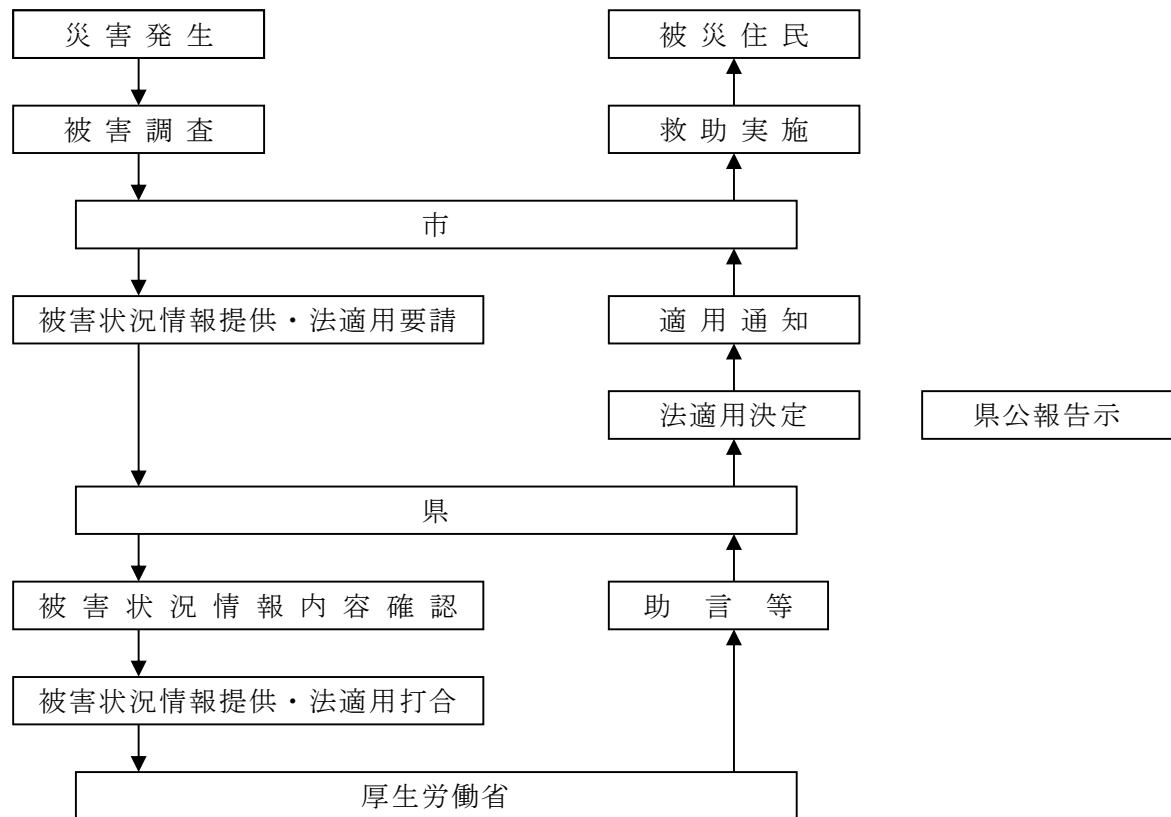
(2) 県の役割

県は、政令で定める程度の災害が発生した市の区域内において当該災害に関わり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。

(3) 日本赤十字社山形県支部の役割

日本赤十字社山形県支部は、市及び県が実施する救助に協力する。

4 業務の流れ



5 業務の内容

(1) 災害救助法の適用

ア 知事は、県内に災害救助法を適用する災害が発生した場合は、国の法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（災害救助法第2条）

イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認める場合は、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条第1項）

ウ 市長は、上記イにより市長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。（災害救助法第13条第2項）

エ 市長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない場合は、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議するものとする。

(2) 災害救助法の適用基準

① 基準の内容

法による救助は、次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 次の場合を除き、同一災害によることを原則とする。

a 同時点又は相接近して異なる原因による災害

b 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも、社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市町村又は県の人口に応じ、一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

②適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア 当該市町村の区域内で別表の1号に記載した数以上の世帯の住家が滅失したこと

イ 県内で1,500世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内で別表の2号に記載した数以上の世帯が滅失した場合

ウ 県内で7,000世帯の住家が滅失した場合

エ 当該災害が隔絶した地域に発生したものであること等により、被災した者への、食品若しくは生活必需品の給与等について、特殊の補給方法を必要とし、又は被災した者の救出について特殊な技術を必要とするなど特別な事情がある場合であって、多数の住家が滅失したこと

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省が定める基準に該当するとき。

別表

市町村	適用基準	
	1号	2号
鶴岡市	100世帯	50世帯

(3)被害状況の判定基準

①滅失世帯の算定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

(全壊・全焼・流失) + (半壊・半焼×1/2) + (床上浸水等×1/3) = 滅失世帯数

②住家滅失の認定

ア 住家全壊（全焼・全流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの

a 住家の損壊・焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの

b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の

損害割合が、50%以上に達した程度のもの

イ 住家半壊（半焼）

住家が、その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、次のいずれかのもの

- a 損壊部分が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの
- b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が、20%以上50%未満のもの

ウ 床上浸水

住家が、床上浸水、土砂・竹木等のたい積により、一時的に居住することができない状態となったもの

③世帯及び住家の認定

ア 世帯

- a 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- b 学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍全体を1世帯とする。

イ 住家

- a 現実にその建物を居住のために使用している者をいう。
- b 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合わせて1住家とする。
- c アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれを持って1世帯とする。
- d 学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、住家とする。

※1 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

※2 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(4)災害救助法の適用手続き

①情報提供・適用要請

市長は、災害が前記5業務の内容(2)災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込である場合は、迅速かつ正確に被害状況を把握して、速やかに県に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

ア 情報提供担当者

情報提供の適確性を期するため、情報提供主任及び副主任を定める。

イ 情報提供の内容

- a 災害発生の日時及び場所
- b 災害の原因及び被害の概況
- c 被害状況調べ（別紙様式）
- d すでに講じた救助措置及び講じようとする措置

e その他の必要事項

(帳票様式省略)

(救助の種類)

- ・避難所の設置
- ・応急仮設住宅の設置
- ・炊き出しその他による食品の給与
- ・飲料水の供給
- ・被服寝具その他生活必需品の給与
- ・被災した者の救出
- ・被災した住宅の応急修理
- ・学用品の給与
- ・遺体の搜索
- ・障害物の除去

(情報提供事項)

- 箇所数、収容人員
- 設置戸数
- 箇所数、給食数、給食人員
- 対象人員
- 主なる品目別給与点数及び給与世帯数
- 救出人員、行方不明者数
- 対象世帯数
- 小、中学別対象者数及び給与点数
- 遺体処理数
- 対象世帯数

②適用の決定

ア 知事は、市長からの情報提供、要請、又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記5業務の内容(2)災害救助法の適用基準に基づき、法を適用する必要があると認めた場合は、市長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

イ 知事は、法を適用するにあたり必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に技術的助言を求める。

ウ 知事は、法を適用した場合は、速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に情報提供するとともに、県公報に公示する。

エ 知事は、法適用の決定にあたっては、厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）と十分な調整を図る。

(5)災害救助法による救助の種類と市長による救助事務の実施

①救助の種類

ア 避難所及び応急仮設住宅の給与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ 医療及び助産

オ 被災者の救出

カ 被災した住宅の応急修理

キ 生業に必要な資金の貸与

ク 学用品の給与

ケ 埋葬

コ 死体の搜索及び処理

サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている物の除去

②救助の実施

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。（法第4条第2項）

③市長による知事の救助に関する事務の実施

ア 知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認める場合は、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

イ 知事は、前記アにより市長に救助事務の一部を行わせることとする場合は、事務の内容及び実施期間を当該市長に通知する。

ウ ①の内、ア（応急仮設住宅を除く。）、イ、ウ、オ、カ、ク、ケ、コ及びサに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は、法適用決定と同時にこれらの救助を市長が行う旨通知する。また、災害発生から法適用決定までの間に市長が実施したこれらの救助は、救助法に基づいて実施したものとみなす。

エ 知事は、イ以外の救助についても必要に応じて市長がこれを行うものとし、その事務の内容と実施期間を通知する。

(6) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

①一般基準

法による救助の程度、方法及び期間等については、厚生労働大臣が定める基準に基づきあらかじめ知事が定める。

②特別基準

災害の種類又は態様、或いは被災者の構成又は家族事情、或いは社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期することが困難な場合があるので、知事は、市長の要請等に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて内閣総理大臣と協議し、特別基準の設定を行う。（法施行令第3条）

③救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（平成25年内閣府告示第228号）

④救助実施状況の情報提供

ア 救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び後日行うこととなる災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録、整理して知事に情報提供する。

イ 情報提供にあたっては、救助の種類毎に、必要とする最低限度の事項を記録する。

(7) 強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認める場合は、次の権限を行使する。

①救助業務従事の命令（法第7条）

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア 医療関係者

a 医師、歯科医師又は薬剤師

b 保健師、助産師又は看護師

イ 土木建築関係者

- a 土木技術者又は建築技術者
- b 大工、左官又はとび職
- c 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ 輸送関係者

- a 地方鉄道業者及びその従事者
- b 軌道経営者及びその従事者
- c 自動車運送事業者及びその従事者
- d 船舶運送業者及びその従事者
- e 港湾運送業者及びその従事者

②救助に関する業務への協力命令（法第8条）

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

③知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用（法第9条）

ア 管理命令

救助を行うために必要な、次の施設を管理する権限

- a 病院、診療所又は助産所
- b 旅館又は飲食店

イ 使用命令

- a 避難所の開設等の救助を行うために必要な、次の物件を使用する権限
- b 土地、家屋若しくは物資

ウ 保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資を保管させる権限

エ 収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

④公用令書の交付及び損失補償

知事は、①及び③の権限を行使する場合は、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

⑤市町村長による実施

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認める場合は、前記①、②及び③の権限に属する事務の一部を、市町村長が行うこととすることができる。この場合、知事は当該事務の内容及び実施期間を市長に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない。（法施行令第17条）

災害救助法による救助の程度、方法及び期間
(山形県災害救助法施行細則)

令和2年2月21日改正

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり330円以内 (加算額) 高齢者等の要介護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。	災 害 発 生 の 日 から7日 以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費用を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル、旅館等の施設を借上げ、供与できる。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	(建設型応急住宅) 1 規模 1戸当たりの規模は、地域の実情、世帯構成等に応じて選定する。 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を、50戸未満の場合は戸数に応じた小規模な当該施設を設置できる。(規模・費用は別に定めるところによる)	災 害 発 生 の 日 から 20 日 以 内 着工	1 高齢者等収容する「福祉仮設住宅」を仮設住宅として設置できる。 2 供与期間 最高2年以内

救助の 種 類	対 象	費用の限度額			期 間	備 考			
		(借上型仮設住宅) 1 規模 1 戸当たりの規模は、地域の 実情、世帯構成等に応じて選 定する。 2 費用 貸主又は仲介業者との契約に 不可欠なもので、地域の 実情に応じた額			災 害 発 生 の 日 か ら 速 や かに				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家への被害若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人 1 日 当 た り 1,160 円 以 内			災 害 発 生 の 日 か ら 7 日 以 内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額限度額以内であればよい。 (1 食は 1/3 食)			
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること)	当該地域における通常の実費			災 害 発 生 の 日 か ら 7 日 以 内	輸送費、人件費は別添計上			
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記の金額範囲内			災 害 発 生 の 日 か ら 10 日 以 内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人を超える場合、1人増す毎に加算
		全壊全焼流失	夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400

救助の 種 類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考		
		半 壊	夏 季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
		半 焼 床 上 浸 水	冬 季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、 医薬品器具修繕等の実費 2 病院又は診療所 国民健康診療報酬額以内 3 施術者 協定料金の額以内				災 害 発 生 の 日 か ら 14 日 以 内	患者等の移送費は別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額				分 娩 し た 日 か ら 7 日 以 内	妊婦等の輸送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が 危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費				災 害 発 生 の 日 か ら 3 日 以 内	1 期間中に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の 応急修理	1 (1) 住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 (2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者 2 住家が半壊（焼）に準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 2に掲げる世帯以外の世帯 595,000 円 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000 円	災 害 発 生 の 日 から1ヶ 月以内	
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流失し生業の手段を失った世帯	生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用にあてるための資金 生業費 1 件当たり 30,000 円以内 就職支度費 1 件当たり 15,000 円以内 貸与期間 2 年以内 無利子	災 害 発 生 の 日 から1ヶ 月以内	生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷するなど使用できず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒（特別支援学校の児童・生徒を含む）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 4,500 円／人 中学校生徒 4,800 円／人 高校等生徒 5,200 円／人	災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内 （その他の学用品）15日以内	1 備蓄物資は、評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 215,200 円以内 小人（12 歳未満） 172,000 円以内	災 害 発 生 の 日 から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	舟艇その他捜索のための機械、機具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費で、当該地域における通常の実費	災 害 発 生 の 日 から 10 日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後 3 日を経過した者は、一応死亡したものと推定している。
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う者	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500 円以内 （一時保存） 既存建物借上費 ：通常の実費 既存建物以外 ：1 体当たり 5,400 円以内 （検案） 救護班以外は、慣行料金の額以内	災 害 発 生 の 日 から 10 日以内	1 検案は、原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているために生活に支障をきたしている場合で、自力で除去することができない者	障害物の除去を行った 1 世帯当たりの平均額が 137,900 円以内の場合において当該除去に要した費用の額	災 害 発 生 の 日 から 10 日以内	
職 員 等 の 雇 上 費 輸 送 費 及 び 賃 金	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救援用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救 助 の 実 施 が 認 め ら れる 期 間以内	

救助の 種 類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第 4条第1号から第4号 まで規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、とび職 20,700円以内	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間以内	時間外手当及び旅費は、別途 に定める額

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。（例：実施期間の延長、季別基準の変更、輸送費の範囲の変更等）

第 4 章 災害復旧・復興計画

第1節

被災者の生活再建支援

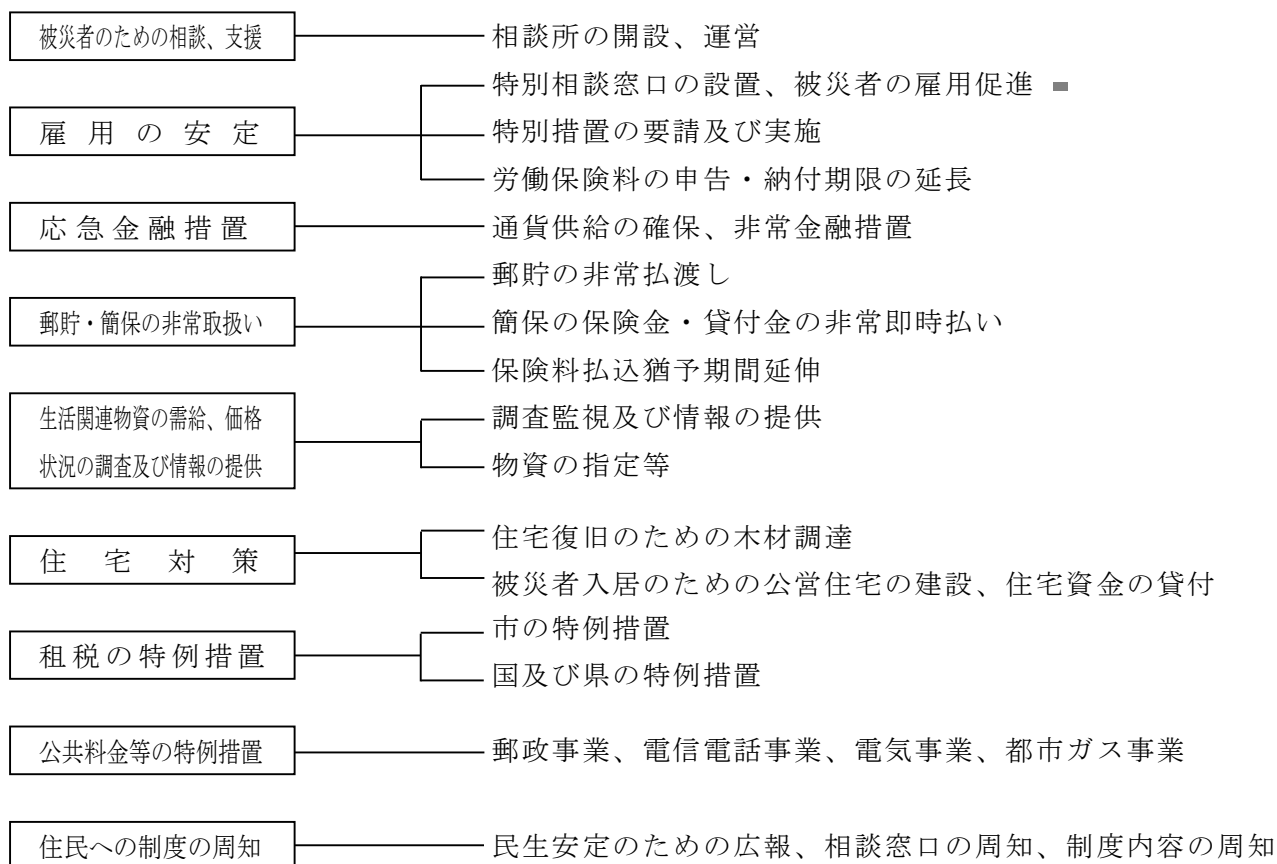
1 計画の目的

地震により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、市、県及び防災関係機関は、被災者が自立した生活を開始することを目的として、被災者からの生活相談の受付、職業の斡旋、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を講ずる。

< 達成目標 >

市は、被害状況に応じ迅速に生活支援組織を立ち上げ、応急修理、生活再建支援金、義援金、各種の減免の取り組みについて、広報紙、チラシ、パンフレット等を配布し、被害の大きい地域では、現地相談窓口を開設するなど市民に幅広く周知する。

2 計画の体系



3 業務の内容

(1) 被災者のための相談、支援

被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（被災者一人ひとりの状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）の実施等によりきめ細やかな支援を行う。

① 相談所の開設

市及び県は、避難所及び市役所、支所等に、被災者のための相談所を速やかに開設する。

② 相談所の運営

市及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(2) 雇用の安定

① 特別相談窓口等の設置

鶴岡公共職業安定所長は、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講ずる。

ア 被災者のための特別相談窓口を設置

イ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における、臨時職業相談所の開設又は巡回相談を実施

ウ 近隣の公共職業安定所との連携による応援職員の確保

② 離職者の雇用促進

ア 求職者に対する綿密な相談を実施するとともに、近隣の公共職業安定所を通じ、さらには全国の公共職業安定機関を通じ、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

イ 被災地において行われる公共事業に、被災地の失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

③ 特例措置の要請及び実施

ア 雇用保険失業給付の特例支給

a 証明書による失業の認定

鶴岡公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格に対して、事後に証明書により失業の認定を行い失業給付を行う。

b 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給を行う、被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第25条に定めた措置が適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ 雇用調整助成金の特例適用の要請

次の休業等をさせる場合、休業手当に係る賃金負担の一部（大企業 2/3、中小企業 3/4）

を助成できるよう、厚生労働省へ要請する。

- a 被災地域の事業主が、労働者を休業させる場合
- b 被災地域以外の災害関連下請け事業所が、労働者を休業させる場合
- c 被災地域の事業主が、新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ 労働保険料の申告・納付期限の延長

災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

(3) 応急金融対策

震災時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

① 通貨の供給の確保

日本銀行山形事務所は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引替えについては、職員を派遣するなど必要な措置を講ずる。

イ 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、輸送、通信の確保を図る。

ウ 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、斡旋、指導等を行う。また、必要に応じて金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

② 金融上の措置

ア 金融上の措置の要請

- a 被災者の便宜を図るため、財務省東北財務局山形財務事務所及び日本銀行山形事務所は、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、金融上の措置を要請する。
- b 被災者の便宜を図るため、財務省東北財務局山形財務事務所は、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社に対し、金融上の措置を要請する。

イ 金融措置に関する広報

財務省東北財務局山形財務事務所及び日本銀行山形事務所は、被災者に対して、アの金融上の措置を適切に講ずるよう金融機関等に要請したことについて、その周知徹底を図る。

(4) 郵便貯金・簡易保険の非常取扱い

被災地の郵便局において、被災者の緊急な資金需要等を考慮し実施する。

ア 株式会社ゆうちょ銀行及び株式会社かんぽ生命保険が決定する。

イ 郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の業務について、一定の金額の範囲内における非常払渡し等を取り扱う。

ウ 簡易保険の保険金及び貸付金の非常即時払い、保険料払込猶予期間の延伸等の非常取扱いを実施する。

(5) 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

①調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

②物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそのおそれがあると認める場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じて勧告・公表を行う。

(6) 住宅対策

①住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し、復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に、必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

②被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、市及び県は、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、市及び県は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(7) 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

①市税の特例措置

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は鶴岡市市税条例により、市税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて適切な措置を講ずる。

ア 期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められる場合は、次の方法により当該期限を延長する。

a 災害が広範囲の地域にわたる場合、市長は、適用地域及び延長期日を指定する。

b その他の場合、納税義務者等の申請により、2 月又は1 月を限度として延長する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し又は納入することができないと認められる場合は、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、更に、通算して2年を超えない範囲内で延長する。

ウ 減免

被災した納税義務者等に対し、被害の程度に応じて次のように減免を行う。

個人市民税	災害により住宅又は家財等について損害が著しく納税の資力を失った場合
固定資産税	災害により土地又は家屋若しくは償却資産について損害を受け著しく価値を減じた場合
都市計画税	災害により土地又は家屋について損害を受け著しく価値を減じた場合
特別土地保有税	災害により土地の全部又は一部が著しく価値を減じた場合
国民健康保険税	国民健康保険税の納付が著しく困難であると認められる場合

②国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。

(8) その他公共料金の特例措置

①郵政事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付、日本郵便株式会社が決定する。

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

日本郵便株式会社が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

a 日本郵便株式会社が決定する。

b 被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

c 郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

エ 被災者救援用寄附金送金のための郵便振替料金免除

a 日本郵便株式会社が決定する。

b 被災地の地方公共団体、日本赤十字社及び共同募金会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る。

②電気通信事業

ア 避難勧告等により実際に電話サービスが受けられない契約者の、基本料金の減免避難勧告の日から同解除の日までの期間（1か月未満は日割り計算）とする。

イ 被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る。

③電気事業

原則として、災害救助法適用地域の被災者を対象として、経済産業大臣への提出が必要

ア 電気料金の早収期間及び支払期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る。）

エ 仮設住宅等での臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気施設分の電気料金の免除

カ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除

キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

④都市ガス事業及び簡易ガス

ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。東北経済産業局への提出が必要。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用する。

(9)住民への制度の周知

市、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。

ア 報道機関との協力による、放送、新聞広報等

イ 広報車、広報紙、チラシ等

ウ 防災行政無線、ケーブルテレビ等

エ 被災者向けの総括的パンフレットの作成、配布

(10)災害時要援護者への支援

災害時要援護者は、震災による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

ア 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

a 災害時要援護者の被災状況及び生活実態

b 社会福祉施設の被災状況

イ 一時入所の実施

県を通じ、社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な災害時要援護者に対して一時入所を実施する。

ウ 健康管理の実施・巡回健康相談

県と協力して、保健師による巡回健康相談を実施し、避難所等における災害時要援護者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて、住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

第2節 融資・貸し付け等による経済的再建支援

1 計画の目的

震災により被害を受けた市民が、速やかに再起更生できるよう資金枠の確保及び貸し付け等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

＜達成目標＞

市は、住民が自ら行う生活再建に向けた自助努力には限界があることから、被災住宅復興のための資金融資を行い、災害により死亡した者の遺族等に対して、弔慰金、見舞金等の支給を行う。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支給	(1) 災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	市
	(2) 災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社山形県支部鶴岡市地区
	(3) 災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	市
	(4) 被災者生活再建支援金	災害により家屋が全壊した世帯、又はこれと同等の被害を受けたと認められる世帯	(財)都道府県会館
貸付	(5) 災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	市
	(6) 生活福祉資金 ア 災害援護資金 イ 住宅資金	低所得世帯等	市社会福祉協議会 (民生委員)
	(7) 母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	庄内総合支庁
	(8) 住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融公庫が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関
	(9) 住宅金融支援機構資金 (マイホーム新築特別貸付)	災害により滅失した住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関
	(10) 山形県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	金融機関
	(11) 天災融資制度	被害農林漁業者で市長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行

区分	資金名等	主な対象者	窓口
貸付	(12) 農林漁業金融公庫資金	被害農林漁業者	農林公庫 受託金融機関
	(13) 中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	市 金融機関 県信用保証協会

3 資金の内訳

(1) 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

① 災害弔慰金

市は、災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

(令和2年3月31日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
災害弔慰金	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市 (鶴岡市災害弔慰金の支給に関する条例による。)	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、(ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。)	死亡者1人につき 主たる生計維持者の場合 500万円
	2 山形県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害			それ以外の場合 250万円
	3 山形県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	2 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4		支給の制限
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成12年厚生省告示第192号による。)	3 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律		1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合

② 災害障害見舞金

市は、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(令和2年3月31日現在)

種別	対象となる災害 (自然災害)	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額 (支給の制限)
災害 障害 見舞 金	1 1つの市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害	1 実施主体 市 (鶴岡市災害弔慰金の支給に関する条例による。)	法別表に掲げる程度の障害がある者	障害者1人につき 主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円
	2 山形県内において5世帯以上の住居の滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4		支給の制限
	3 山形県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害	3 根拠法令 災害弔慰金の支給等に関する法律		1 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったこと等市長が不適当と認めた場合
	4 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (以上、平成12年厚生省告示第192号による。)			

③被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって生活を再建することが困難な者に対し、生活再建支援金を支給することによって自立した生活の開始を支援する。市は、被災者生活再建支援資金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

県及び市町村は、政府の支援制度の対象とならない災害において、生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、山形県・市町村被災者生活再建支援金を支給する。市町村は、山形県・市町村被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請受付及び支援金の支給業務の実施体制の整備等を図る。

対象となる 自然災害	1 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村 2 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村 3 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県 4 上記1又は2の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 5 上記1～3の区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村 6 上記1若しくは2の市町村を含む都道府県又は上記3の都道府県が2以上ある場合に5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口10万人未満の市町村及び2世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した人口5万人未満の市町村																																															
根拠法令等	1 根拠法令 被災者生活再建支援法 2 実施主体 山形県（被災者生活再建支援法人に支援金支給に関する事務を委託） 3 経費負担 被災者生活再建支援法人 1/2 国 1/2																																															
支給対象 世帯	1 住宅が全壊した世帯 2 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 3 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 4 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） 5 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）																																															
支給額	支給額は、基礎支援金（住宅の被害に応じて支給する支援金）と加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金）の合計額となる。（ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額となる。） <table><tr><th rowspan="2"></th><th>基礎支援金</th><th colspan="2">加算支援金</th><th rowspan="2">計</th></tr><tr><th>（住宅の被害程度）</th><th colspan="2">（住宅の再建方法）</th></tr><tr><td>①全壊</td><td rowspan="3">100万円</td><td>建設・購入</td><td>200万円</td><td>300万円</td></tr><tr><td>②解体</td><td>補修</td><td>100万円</td><td>200万円</td></tr><tr><td>③長期避難</td><td>賃貸（公営住宅を除く）</td><td>50万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>④大規模半壊</td><td rowspan="3">50万円</td><td>建築・購入</td><td>200万円</td><td>250万円</td></tr><tr><td></td><td>補修</td><td>100万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td></td><td>賃貸（公営住宅を除く）</td><td>50万円</td><td>100万円</td></tr><tr><td>⑤中規模半壊</td><td rowspan="3">—</td><td>建築・購入</td><td>100万円</td><td>100万円</td></tr><tr><td></td><td>補修</td><td>50万円</td><td>50万円</td></tr><tr><td></td><td>賃貸（公営住宅を除く）</td><td>25万円</td><td>25万円</td></tr></table> ※①全壊～④大規模半壊の被害を受けた世帯が一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円となる。		基礎支援金	加算支援金		計	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）		①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	②解体	補修	100万円	200万円	③長期避難	賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円	④大規模半壊	50万円	建築・購入	200万円	250万円		補修	100万円	150万円		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円	⑤中規模半壊	—	建築・購入	100万円	100万円		補修	50万円	50万円		賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円
	基礎支援金		加算支援金		計																																											
	（住宅の被害程度）	（住宅の再建方法）																																														
①全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																												
②解体		補修	100万円	200万円																																												
③長期避難		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円																																												
④大規模半壊	50万円	建築・購入	200万円	250万円																																												
		補修	100万円	150万円																																												
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円																																												
⑤中規模半壊	—	建築・購入	100万円	100万円																																												
		補修	50万円	50万円																																												
		賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円																																												
窓口	市町村																																															

④災害援護資金の貸付

市は、災害救助法が適用される災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、一定の所得要件を満たす者に対し災害援護資金を貸し付ける。

(令和2年3月31日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金の貸付	山形県において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害により家屋等に被害を受けた世帯で、市町村民税が次の額以内の者	1 災害弔慰金の支給等に関する法律	貸付区分及び貸付限度額 1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円	1 据置期間 3年（特別の事情がある場合は5年）
	2 実施主体 市（条例）	2 経費負担 国 2/3 県 1/3	2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊 170万円 ウ 住居の全壊 250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円 3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複 250万円 イ 1と2のイの重複 270万円 ウ 1と2のウの重複 350万円 4 次のいずれかに該当する事由の1つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合 250万円 イ 2のウの場合 350万円 ウ 3のイの場合 350万円	2 償還期間 10年（据置期間を含む。） 3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦による元利均等償還の方法 4 貸付利率 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。（据置期間中は無利子） 5 延滞利息 年 10.75%

⑤生活福祉資金貸付(福祉資金福祉費)及び母子寡婦福祉資金(住宅資金)貸付

県社会福祉協議会は、災害により家財等に被害があった場合、生活資金及び住宅資金として、災害救助法の適用に至らない災害により家財等に被害を受けた低所得世帯等及び災害により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び障害者世帯に対し、生活福祉資金(福祉資金福祉費)、母子寡婦福祉資金(住宅資金)を貸し付ける。

ア 生活福祉資金

(令和2年3月31日現在)

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
生活資金	・低所得世帯等(概ね市町村民税非課税程度又は生活保護基準の2倍以下)	1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1)実施主体 県社会福祉協議会 (2)窓口 市社会福祉協議会 民生委員・児童委員	貸付限度 1 世帯当たり150万円以内	1 据置期間 貸付の日から6月以内 (災害状況に応じ2年以内) 2 償還期間 据置期間経過後7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%(据置期間経過後) 4 保証人 連帯保証人 原則必要 借受人とは別世帯に属する者であって、原則として同一都道府県内に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として、官公署の発行する罹災証明書を添付のこと。

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
住宅資金	・低所得世帯 概ね市町村民税非課税程度又は生活保護基準額の概ね2倍以下) ・高齢者世帯 日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者がいる世帯(所得制限あり) ・障害者世帯 障害者の属する世帯(但し、特に高額の所得があつて、自己資金或いは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く。) 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付(但し、災害援護資金によっても不足している部分を貸付ける。)	1 生活福祉資金貸付制度要綱(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号) 2 実施主体等 (1)実施主体 県社会福祉協議会 (2)窓口 市社会福祉協議会 民生委員・児童委員	貸付限度 250万円以内	1 据置期間 貸付の日から6ヵ月以内(災害の状況に応じ2年以内) 2 償還期間 7年以内 3 貸付利率 保証人あり無利子 保証人なし年1.5%(据置期間経過後) 4 保証人 連帯保証人 原則必要 借受人は別世帯に属する者であつて、原則として同一都道府県内に居住し、その世帯の生活の安定に熱意を有する者 5 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 6 申込方法 原則として官公署の発行する罹災証明書を添付のこと。

イ 母子寡婦福祉資金貸付

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子(在宅)母子寡婦福祉資金	1 母子家庭の母、寡婦 2 被災した家屋の増築改築補修又は保全するために必要な資金	1 母子寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 2 法施行令通知	貸付限度 200万円	1 災害救助法の適用を要しない 2 据置期間 6ヵ月 3 償還期間 7年以内 4 利率 無利子

⑥その他（特例措置）

No.	項目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となった場合に支払を猶予する。 (1) 猶予期間 1年以内（1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める場合は、改めて猶予できる。） (2) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1) 添付書類 市長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年を超えない範囲で、厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。また、住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1) 事業開始資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上 1年 (2) 事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満 6か月 30,000円以上45,000円未満 1年 45,000円以上 1年6か月	災害救助法の適用を要しない。
4	寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子寡婦福祉法第32条第2項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても所得制限を適用しない。 ※ 通常時、現に扶養する子等のない寡婦については、貸付の際に所得制限あり。	災害救助法の適用を要しない。

⑦雇用の確保等

市及び県は、国と連携し被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技術向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせる。

(2) 住宅対策

① 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

県及び市は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、市は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。なお、融資内容は次のとおりである。

（令和2年3月31日現在）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
自然災害により被害が生じた住宅の所有者で 地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた者 ※平成21年6月24日以前にり災した場合は、 住宅金融支援機構が指定した災害により被害 が生じた住宅の所有者で、地方公共団体から 「り災証明書」の交付を受けた者		
(1) 建設 り災住宅の被害率 5割以上 住宅部分の床面積(A) $13\text{ m}^2 \leq A \leq 175\text{ m}^2$ (但し、り災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場 合 $13\text{ m}^2 \leq A \leq a$) 木造の場合の構造 1戸建又は連続建て	(1) 建設資金 ① 建設資金 1,460万円 ② 土地取得資金 970万円 ③ 整地資金 390万円 ④ 特例加算 450万円	(1) 建設 ① 償還期間 耐火・準耐火・木造 (耐久性) 35年以内 木造（一般） 25年以内 ② 据置期間 3年間（その分償還 期間延長） ③ 利率 基本融資額 1.55% 特例加算額 2.45%
(2) 新築住宅購入 り災住宅の被害額 5割以上 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (マンションの場合 $30\text{ m}^2) \leq A \leq 175\text{ m}^2$ (但し、り災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場 合は 50 m^2 (マンションの場合 $30\text{ m}^2) \leq A \leq a$) 木造の場合の構造 1戸建又は連続建 敷地面積 1戸建の場合 100 m^2 以上	(2) 新築住宅購入資金 ① 新規購入資金 2,430万円 ② 土地取得資金 970万円 ③ 特例加算 450万円	(2) 新築住宅購入 ① 償還期間 耐火・準耐火・木 造（耐久性） 35年以内 木造（一般） 25年以内 ② 据置期間 3年間（その分償 還期間延長）

貸付対象	貸付限度額	貸付条件
(3) リ・ユース（中古）住宅購入 り災住宅の被害額 5割以上 住宅部分の床面積(A) 50 m^2（マンションの場合 30 m^2）$\leq A \leq 175\text{ m}^2$ （但し、り災住宅の床面積(a)が $a > 175\text{ m}^2$ の場合は 50 m^2（マンションの場合 30 m^2）$\leq A \leq a$）	(3) リ・ユース（中古）購入資金 ① リ・ユース購入資金 2,430万円 ② 土地取得資金 970万円 ③ リ・ユースプラス購入資金 2,430万円（うち土地取得資金 970万円） ④ 特例加算 450万円	③ 利率 基本融資額 1.55% 特別加算額 2.45% (3) 中古住宅購入 ① 償還期間 ア リ・ユースプラス住宅、リ・ユースマンション 35年以内 イ リ・ユースプラス住宅、リ・ユースマンション 25年以内 ② 据置措置 3年間（その分償還期間延長） ③ 利率 基本融資額 1.55% 特別加算額 2.45%
(4) 補修 り災住宅の被害額 10万円以上	(4) 補修資金 補修資金 640万円 移転資金 390万円 整地資金 390万円	(4) 補修 ① 償還期間 20年以内 ② 据置期間 1年間 ③ 利率 基本融資額 1.55% 特別加算額 2.45% ※ 利率は平成25年1月現在

(3) 農林漁業関係

① 天災融資制度

市及び県は、農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

(令和2年3月31日現在)

資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率	償還期間 (措置なし)
経営資金	種苗、肥料、飼料、 薬剤、漁具（政令で定 めるもの）等の購入費 等農林漁業経営に必 要な資金	被害農林漁業者であって、減 収による損失額が平年の当該 収入額の8割以上である等の 要件を満たし、市長の認定を受 けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者等 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 激甚災害の場合 は7年以内
事業資金	天災により被害を 受けたため必要とす る事業運営資金	被害組合であって、その所有 又は管理する施設、在庫品等に 著しい被害を受けたもの	6.5%以内	3年以内

※利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定する。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額(万円)	
			天災融資法適用	激甚災害対策法適用
経営資金	農業者	果樹栽培者	500(2,500)	600(2,500)
		家畜等飼育者		
		一般農業者	200(2,000)	250(2,000)
	林業者		200(2,000)	250(2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000	5,000
		漁船建造・取得資金	500(2,500)	600(2,500)
		水産動植物養殖資金	500(2,500)	600(2,500)
		一般漁業者	200(2,000)	250(2,000)
事業資金	被害組合		個別組合 2,500 連 合 会 5,000	個別組合 5,000 連 合 会 7,500

※経営資金の()内は、法人に対する貸付限度額

②山形県農林漁業天災対策資金

市及び県は、当該天災が山形県に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の金融機関に対し利子補給を行うことにより、当該災害により被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という。）に対し、低利の経営資金を融通する。

融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間の 内据置期間
種苗、肥料、飼料、 薬剤、農機具、 漁具(要綱で定め るもの)等の購入 費等農林漁業経 営に必要な資金	被害農林漁業者であ って、減収による 損失額が平年の当該 収入の1割以上であ る等の要件を満た し、市町村長の認定 を受けた者	特別被害者 3.0%以内 3割被害者 5.5%以内 その他 6.5%以内	6年以内 (天災融資法が適 用された場合には、同法の経営資 金の貸付実行日まで)	—

※上記の貸付利率については、その都度適用時の金利情勢によって決定する。

(貸付限度額)

区分	貸付対象者		貸付限度額(万円) 個人、()は法人
経営資金	農業者	果樹栽培者	500 (2,500)
		家畜等飼養者	
		一般農業者	200 (2,000)
	林業者		200 (2,000)
	漁業者	漁具購入資金	5,000
		漁船建造・取得資金	500 (2,500)
		水産動植物養殖資金	500 (2,500)
		一般漁業者	200 (2,000)

③日本政策金融公庫災害復旧資金

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合で、災害のためにその復旧に要する資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合に、経営資金等の融資を行う。

(令和2年3月31日現在)

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間の内措置期間
農業関係資金	農業整備資金	農地又は牧野の復旧	農業を営む者、農業振興法人、土地改良区、農協、農協連等	0.16%～0.30%	25年以内	10年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区土地連、農協、農協連、農林漁業振興法人等	0.16%～0.30%	20年以内	3年以内
金 農業関係資金	農林漁業施設資金	(主務大臣指定施設) (1) 農業施設等の復旧	農業を営む者、農協、農協連等	0.16%～0.30%	15年以内	3年以内
		(2) 被災果樹の改植又は補植			25年以内	10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	造林	林業を営む者、森林組合、同連合会、農協	0.16%～0.30%	30年以内	20年以内
		樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協等	0.16%～0.24%	15年以内	5年以内
		林道	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協等	0.16%～0.30%	20年以内	3年以内

区分	資金の種類	融資対象事業	貸付の相手方	貸付利率 (年利)	償還期間	償還期間の 内措置期間
林業関係資金	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、 森林組合・同連合会等	0.16%～ 0.30%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 造林、林産物の処理加工等に必要な機械その他施設の復旧	林業を営む者	0.16%～ 0.24%	15年以内	3年以内
漁業関係資金	漁業整備資金	漁業施設、漁場及び水産種苗生産施設の復旧	漁協を営む者、水産漁業協同組合、水産振興法人等	0.16%～ 0.30%	20年以内	3年以内
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	水産業協同組合、 農林漁業振興法人等	0.16%～ 0.30%	20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 漁具、漁場改良造成施設、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設及び漁業生産環境施設の復旧	漁業を営む者、水産漁業協同組合	0.16%～ 0.24%	15年以内	3年以内
金 農林漁業関係資金	農林漁業セーフティネット資金	不慮の災害により農林漁業経営の維持が困難になっている場合、経営の維持安定に必要な長期の運転資金	農林漁業者（農業所得が総所得の過半を占める者）	0.16%	10年以内	3年以内
(申込方法) 日本政策金融公庫、農林中央金庫、農業協同組合又は銀行 (貸付限度) ・農業基盤整備資金：貸付を受ける者の負担する額（以下「負担額」という。） に別に定める割合を乗じて得た額 ・農林漁業セーフティネット資金：600万円 ・農林漁業施設資金のうち主務大臣指定施設分：負担額の80%に相当する額又は1 施設あたり300万円（漁船の場合1,000万円）のいずれか低い額 ※金利は、令和2年7月20日現在のものであり、変動することがある。						

④各融資機関に対する円滑な融資の要請

市及び県は、被害の状況に応じて農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸付けの迅速化及び貸付条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

⑤既貸付金の条件緩和

市及び県は、被害の状況に応じて、被害を受けた農林漁業者に対する既貸付制度資金につ

いて、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請を行う。

(4) 中小企業融資等

① 融資計画

関係行政機関、商工会・商工会議所、政府系金融機関及び民間金融機関等との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、県は、次の措置を講ずるものとする。

ア 被災の状況に応じ特に必要があると認めた場合は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設し、これに伴う融資のための預託等の措置を行う。

イ 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また、被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。

ウ 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。

エ 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

オ 信用力・担保力が不足した中小企業者への融資の円滑化を図るため、国に対してセーフティネット保証の要請を行うとともに、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

② 災害関連融資制度による融資

(令和2年3月31日現在)

機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口
山形県 (中小企業振興課)	山形県 商工業振興資金 (災害対策資金)	1 資金使途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金 2 貸付対象 県内に本店又は主たる事業所を有する中小企業であって、県が指定する災害により事業所又は主要な事業用資産について、全壊、半壊その他これらに準ずる被害を受け、経営に著しい支障を受けているもの 3 貸付限度 4 貸付利率 5 貸付期間 6 取扱期間 ※県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認めた場合は、災害対策資金を発動し、貸付限度等の融資条件を定める。	(取扱金融機関) ・県内に本店を有する銀行、信用金庫及び信用組合 ・七十七銀行、北都銀行、東邦銀行及び商工中金の県内各支店

機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口
	(経営安定資金第4号) 山形県商工業振興資金	1 資金使途 物的被害の原形復旧に必要とする設備資金及び原形復旧までの間必要とする運転資金 2 貸付対象 県が指定する局地的な災害により事務所又は主要な事業用資産について被害を受け、経営の安定に支障をきたしているもの 3 貸付限度 8, 0 0 0 万円以内 4 貸付利率 年 1 . 6 % 5 貸付期間 1 0 年以内 (うち据置期間 2 年以内) 6 取扱期間 県がその都度指定	
(国民生活事業) 日本政策金融公庫	災害貸付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び運転資金 2 貸付対象 別に指定される災害により被害を受けた方 3 融資限度 それぞれの融資制度の融資限度額に 1 災害につき 3, 0 0 0 万円を加えた額 4 融資利率 それぞれの融資制度の利率 (閣議決定により特別利率が適用される場合がある。) 5 融資期間 それぞれの融資制度の貸付期間 6 担 保 必要により徴する 7 保 証 人 必要により徴する	日本政策金融公庫各支店の国民生活事業の窓口及び代理店

機関名	資金名	融 資 条 件 等	申込窓口
日本政策金融公庫（中小企業事業）	災害復旧貸付	1 資金使途 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2 貸付対象 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3 貸付限度 直接貸付 別枠1億5,000万円 (組合4億5,000万円) 代理貸付 上記限度の範囲内で別枠7,500万円 (組合2億2,500万円) 4 融資利率 基準金利 但し、災害の実績に応じ、閣議決定により当該災害復旧貸付として特別利率が適用される場合がある。 5 融資期間 設備資金 15年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内） 6 担保 必要により徴する。 7 保証人 必要により徴する。	日本政策金融公庫各支店の中小企業事業の窓口及び代理店
商工組合中央金庫	災害復旧貸付	1 資金使途 災害復旧に伴い必要となる設備資金及び運転資金 2 貸付対象 災害により被害を受けた方 3 貸付限度 なし 4 貸付利率 所定の利率 5 貸付期間 設備資金20年以内（据置期間3年以内） 運転資金10年以内（据置期間3年以内） 6 担保 必要により徴する。 7 保証人 必要により徴する。	商工組合中央金庫各支店及び代理店

③各金融機関に対する円滑な融資の要請

市及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

④既貸付金の条件緩和

市及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び県内の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

⑤金融相談窓口の設置

市及び県は、被害の状況に応じ、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

4 制度の市民への広報

市及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

①相談窓口の周知

市及び県の災害対策本部は、金融機関等と連携を図り、報道機関の協力により新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等の配布及び掲示等により、支援制度の相談窓口等を周知する。

②制度内容の周知

市及び県の災害対策本部は、金融機関等に確認のうえ、次の方法により各制度の概要を周知する。

区分	周知の方法等
市災害対策本部	広報紙・チラシ等の作製、配布及び掲示による市等の支援制度の周知 同報無線、ケーブルテレビ等の活用
県災害対策本部	広報紙・チラシの作製、配布及び掲示 新聞紙面等による県等の支援制度の周知
金融機関等	広報紙・チラシ等による所管制度の周知

第3節

公共施設等災害復旧対策

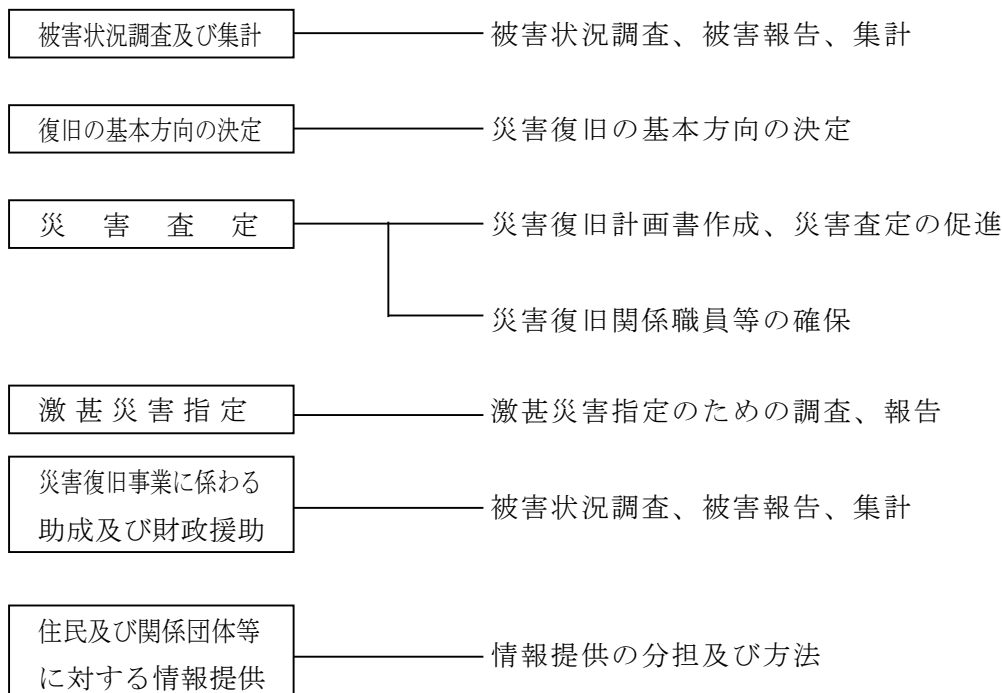
1 計画の目的

公共施設等の地震被害を早期に復旧するため、的確に被害状況を把握するとともに、速やかに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう努める。また、大規模な地震災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けられるよう措置する。また、住民及び関係団体などに対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報を提供する。

< 達成目標 >

市は、被災の状況及び地域の特性に配慮し、迅速な原状復旧、又はさらに安全・安心なまちづくりなどの中長期的な復興計画を勘案し、復旧の基本方向を定める。また、災害に強い社会基盤の整備のため、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本としつつも、可能な限り改良復旧を行う。

2 計画の体系



3 業務の内容

(1) 激甚災害に対する調査

ア 知事は、市の被害調査を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各部に必要な調査を行わせる。

イ 市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

ウ 県の関係各課は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

(2) 激甚災害指定の促進

県は、著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

(3) 復旧の基本方向の決定等

① 復旧の基本方向の決定

県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び市の意向等を勘案するとともに、迅速な現状復旧及び災害に強いまちづくり等の中期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本計画を定める。

② 災害復旧計画概要書(査定設計書)の作成

被害を受けた公共施設の管理者は、基本方向に基づき、災害復旧計画概要書(査定設計書)を作成する。なお、被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、再度の被害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(4) 災害査定

① 災害査定申請

県は、復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、県営災害復旧事業について、国に対し国庫負担申請を行う。また、市営災害復旧事業については、副申を行う。

② 査定計画の作成と協議

県は、国に対する国庫負担申請に合わせて査定計画を作成のうえ国と協議を行い、被害を受けた公共施設等について、国の査定が速やかに受けられるように努める。また、被害の状況により、特に緊急を要する場合は、査定が迅速に実施されるよう必要な措置を講ずる。

(5) 災害復旧関係技術職員等の確保

① 県営災害復旧事業

ア 被災地を管轄する県出先機関において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成等を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該出先機関を所管する本庁の主管課に対

し、技術職員等の応援派遣を協議する。

イ 本庁主管課は、出先機関から技術職員等の応援派遣について協議を受けた場合は、必要な措置を講ずる。

ウ 本庁主管課は、県職員の応援派遣のみで不足な場合は、関係都道府県から職員の応援派遣を受けるべく、国に斡旋を要請するなど必要な措置を講ずる。

②市営災害復旧事業

ア 市において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成等を担当する技術職員等に不足が生じた場合は、当該災害復旧事業を所管する県の主管課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

イ 災害復旧事業を所轄する県の主管課は、被災市から技術職員等の応援派遣について協力を要請を受けた場合は、他の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど必要な措置を講ずる。

(6) 災害復旧事業に係る助成及び財政援助

①災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため、災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには、臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は、国からの助成を受けるため、各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

②災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は、地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

③災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
(1) 公共土木施設災害復旧事業 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)	河川	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課
	海岸	国土交通省	県土整備部河川課 県土整備部砂防・災害対策課 県土整備部空港港湾課
	砂防設備	農林水産省	農林水産部水産振興課
	林地荒廃防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課
	地すべり防止施設	農林水産省	農林水産部森林ノミクス推進課
		国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課
		農林水産省	農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス推進課
	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省	県土整備部砂防・災害対策課
	道路	国土交通省	県土整備部道路保全課 県土整備部砂防・災害対策課
	港湾	国土交通省	県土整備部空港港湾課
	漁港	農林水産省	農林水産部水産振興課

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
	下水道	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部砂防・災害対策課
	公園	国土交通省	県土整備部都市計画課
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業 (農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設	農林水産省 農林水産省 農林水産省 農林水産省	農林水産部農村整備課 農林水産部森林ノミクス課 農林水産部水産振興課 農林水産部畜産課
(3) 文教施設等災害復旧事業 (公立学校施設災害復旧費国庫負担法) (激甚法) (予算措置)	公立学校施設 公立社会教育施設 私立学校施設 文化財	文部科学省 文部科学省 文部科学省 こども家庭庁 文部科学省	教育庁教育政策課 教育庁生涯教育・学習振興課 総務部学事文書課 しあわせ子育て応援部子ども成育支援課 観光文化スポーツ部県民文化芸術振興課
(4) 厚生施設等災害復旧事業 (生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、障害者自立支援法、精神保健福祉法、売春防止法、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実施調査要領) (廃棄物処理施設等災害復旧費補助金交付要綱)	社会福祉施設等 廃棄物処理施設 浄化槽（市町村整備推進事業）	こども家庭庁 厚生労働省	しあわせ子育て応援部子ども成育支援課 しあわせ子育て応援部子ども家庭福祉課 健康福祉部健康福祉企画課 健康福祉部地域福祉推進課 健康福祉部長寿社会政策課 健康福祉部障がい福祉課 環境エネルギー部循環型社会推進

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
（循環型社会形成推進交付金交付要綱）	浄化槽（公共浄化槽等整備推進事業）	環境省	課 環境エネルギー部水大気環境課
（医療施設等災害復旧費補助金）	医療施設等	環境省	環境エネルギー部水大気環境課
（上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱）	水道施設	国土交通省	健康福祉部医療政策課
（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）	感染症指定医療機関	厚生労働省	防災くらし安心部食品安全衛生課
（精神保健福祉法）	精神障害者社会復帰施設等	厚生労働省	健康福祉部新型コロナワクチン接種総合企画課
		厚生労働省	健康福祉部障がい福祉課
(5) 都市施設災害復旧事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	都市排水施設等 街路施設	国土交通省	県土整備部下水道課 県土整備部都市計画課
(6) 公営住宅等災害復旧事業 （公営住宅法）	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	国土交通省	県土整備部建築住宅課
(7) その他の災害復旧事業 ①空港（空港法） ②工業用水道（予算措置）	空港施設 県企業局所管の工業用水道施設	国土交通省 経済産業省	県土整備部空港港湾課 企業局水道事業課

災害復旧事業名	対象施設等	関係省庁	県の所管課
③中小企業（激甚法）	中小企業共同施設	経済産業省	産業労働部中小企業振興課 産業労働部工業戦略技術振興課
(8) 災害復旧に係る 財政支援措置 ①特別交付税に係る業務 ②普通交付税に係る業務 ③地方債に係る業務		総務省	みらい企画創造部市町村課

(7) 住民及び関係団体に対する情報提供

市及び県は、住民及び関係団体に対し、掲示板、広報紙、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供する。

第4節

災害復興対策

1 計画の目的

災害により被害を受けた被災者の生活及び地域の社会経済活動を緊急かつ円滑に再建・復興するため、市及び県は、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興の基本方向を定め、復興計画を策定する。さらに、市、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき住民の合意を得ながら、災害防止と快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

< 達成目標 >

市は、早期に復興計画を策定し、復興に向けた基本目標や施策とその必要性などを市民や関係者等に分かりやすく示し、復興に対する意思統一を図るとともに、個別具体の復興事業への理解と協力を促す。そして、各種復興事業の相互関係を明確にすることにより、効率的かつ効果的な事業実施を推進する。また、市町村合併後の各地域の特性や被害実態に応じたきめ細やかな復興を推進するとともに、災害発生以前にも増して地域社会の活力を高めていく施策を展開していく。

2 業務の内容

(1) 復興の基本方向及び復興計画

① 組織・体制の整備

ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、市及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ 復興対策の円滑な実施を期するため、市及び県は、自治体内部だけでなく、外部の有識者や専門家及び住民を含めた復興計画策定のための検討組織の設置を図る。その際、男女共同参画の観点から、復旧及び復興に関して、女性の参画及び障害者や高齢者等の災害時要援護者の参画に努めるものとする。

ウ 復興対策の遂行にあたり、市及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。

② 復興の基本方向の決定

市及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

③ 復興計画の策定

ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造、産業基盤の改変を要するような、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを速やかに実施するため、市及び県は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

イ 市及び県は、住民参加のもと合意形成を得ながら災害防止と快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を策定する。

ウ 市及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

(2) 防災まちづくり

① 住民の合意形成

ア 市及び県は、復興施策や復興計画の早期実施のため、施策・計画に対する住民参加による合意形成を図る。

イ 市及び県は、新たなまちづくりの展望、計画作成までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を住民に対し行い、迅速な合意形成に努める。

ウ 住民の迅速な合意形成を図るために、市は、日ごろからまちづくりの活動に対して、情報提供等の支援を行うことにより、都市環境に配慮した防災まちづくりのコンセンサスを得よう努める。

エ 復興計画のうち、幹線道路や公園等の都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、市及び県は、住民の合意形成を促進するため、計画決定に住民の意見を反映するプロセスを確保するとともに、事業着手までの間の建築規制などの住民の協力を得るため、都市計画決定を行う。

② 土地区画整理事業等の面的整備事業の推進による防災まちづくり

ア 市は、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園及び河川等の公共施設の整備を換地手法を用いて、総合的、一体的に取り組む土地区画整理事業等の面的整備事業を積極的に活用する。

イ 土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、国及び県等の関係機関との相互連携により、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備を積極的に図る。

ウ 既存不適格建築物については、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

③ 被災市街地復興特別措置法等の活用

市及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用する。この法律により、大規模な災害を受けた市街地について、その緊急かつ健全な復興を図るため、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による計画的な整備改善、並びに市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講ずることにより、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

④ 防災性向上のための公共施設等の整備

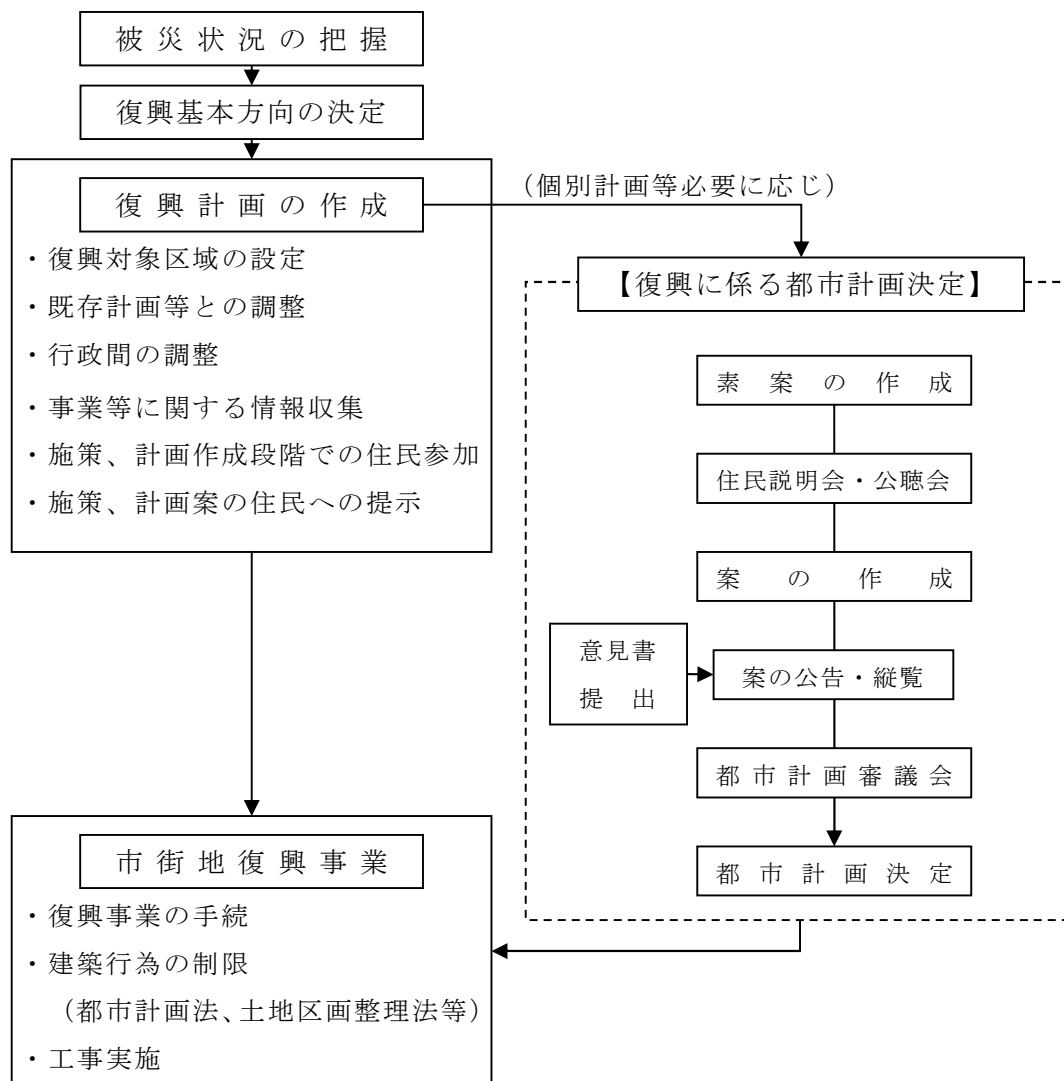
市、県及び公共施設管理者等は、防災まちづくりにあたり、防災性向上のための公共施設等の整備を図る。

ア 災害時の緊急輸送道路、避難路、延焼遮断空間、防災活動拠点などの機能を持つ道路、都市公園、河川及び港湾等の骨格的な都市基盤施設の整備を図る。

イ ライフライン共同溝及び電線共同溝等の整備により、ライフラインの耐震化を図る。

ウ 建築物や公共施設の耐震・不燃化、及び耐震性防火貯水槽の整備を図る。

3 復興対策の手順



4 創造的復旧への取り組み

災害前の安定した生活を取り戻すことに加え、災害を地域発展のチャンスととらえ、住民、企業（事業所）等、行政が一体となって、地域資源を活かした新たな創造的取り組みを積極的に進め、災害をバネに地域社会の活力を更に高めていくことが必要である。

個別災害対策編

第1節

海上災害対策

【本所】災害対策班 【庁舎】温海庁舎総務企画班

【関係機関】酒田海上保安部、県、自衛隊、山形県水難救済会

1 計画の目的

船舶海難の発生に伴う被災者又は船舶からの危険物の排出等災害の予防・応急対策について定める。

2 海上事故等対策

(1) 予防対策

①海上交通の安全確保

酒田海上保安部、酒田港湾事務所及び県は、船舶の安全運航、環境の整備、防災対策の指導、船舶の定期的検査、立入検査等に努めるものとする。

②連携体制の強化

酒田海上保安部は、大規模海難事故に備え、情報収集及び整理等の体制整備を図り、関係機関との連携体制を強化するものとする。

③資機材の整備

ア 酒田海上保安部は、海難救助を的確かつ効果的に行うため、必要な資機材の整備に努めるものとする。

イ 消防本部は、海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出・救護活動を行うため、資機材の整備に努めるものとする。

ウ 県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

エ 船舶所有者等関係団体等は、オイルフェンス、油処理剤等の流出油防除用に必要な資機材等の備蓄に努めるものとする。

④防災訓練の実施

酒田海上保安部、県、消防本部、市及び関係団体は、相互に連携した訓練の実施に努めるものとする。

(2) 応急対策

①災害情報の収集

海上事故等が発生した場合、事故原因者は、最寄りの海上保安機関に連絡する。また、酒田海上保安部等関係機関は、船舶、ヘリコプター等により情報を収集し、各関係機関に連絡するものとする。

②応急活動

防災関係機関は、次により迅速かつ的確に応急活動を行う。

ア 酒田海上保安部

- a 救助活動
- b 海上交通の安全確保
- c 船舶火災の消火活動
- d 応急活動に関する機関の相互の通信確保

イ 県

- a 応急活動に必要な事項を関係市町、関係機関に要請する。
- b 関係市町から要請があった場合、消防防災ヘリコプター及びドクターヘリにより捜索、救助を行う。
- c 関係市町から要請があった場合、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

ウ 県警察

- a 負傷者の救出及び救助
- b 行方不明者の捜索
- c 被害が及ぶおそれのある沿岸住民等の避難誘導、及び付近の警戒

エ 市

- a 酒田海上保安部及び県と連携をとり、必要な措置を行う。
- b 人命、船舶の救助
- c 海岸のパトロール
- d 住民に対する広報、避難勧告及び指示
- e 火気使用の制限又は禁止等の広報及び警報
- f 火災及び危険物の漂着等被害が及ぶおそれのある地先海面への巡回監視
- g 流出油等危険物に関する防除

オ 消防機関

- a 火災発生時における消火及び警戒等
- b 負傷者、被災者等の避難誘導及び救助

カ 山形県水難救済会

- a 酒田海上保安部、県、市と連携をとり、必要な措置を行う。
- b 負傷者の搬出及び救助
- c 行方不明者の捜索
- d 船舶火災の消火活動

キ 船舶所有者

- a 酒田海上保安部の指示による防除措置
- b 消火及び延焼防止措置
- c 現場付近の船舶に対する注意喚起

3 流出油災害対策

(1) 予防対策

① 防災体制の強化

大規模な排出油等災害において、防除対策を実施するため、関係機関は、相互に連携し防災体制の整備を図る。

- ア 連絡窓口の明確化
- イ 情報の共有化
- ウ 防災訓練の実施

②資機材の整備

- ア 酒田海上保安部は、~~(削除) オイルフェンス等の防除~~（追加）排出油等防除のための資機材の整備に努めるものとする。
- イ 市及び県は、オイルフェンス等の排出油防除のため必要な資機材の整備に努めるものとする。
- ウ その他関係機関は、業務の必要に応じて、防除資機材の整備に努めるものとする。

③沿岸海域図等の整備

酒田海上保安部及び市は、排出油災害で影響を受けると予想される沿岸域を図面上に整理しておく。

(2) 応急対策

①応急活動体制の確立

防災関係機関は、次により迅速かつ的確に応急活動を行う。

- ア 酒田海上保安部
 - a 災害対策本部の設置
 - b 中央において、警戒本部が設置された場合、連絡調整本部を設置
- イ 県

災害の発生場所、規模等を考慮して、災害対策本部等を設置する。
- ウ 関係市町

災害対策本部等の設置等必要な体制を整える。
- エ 総合調整機関の設置

排出油等災害は、防除活動を実施する機関が多数にわたるため、関係機関の総合的な調整の場として山形県沿岸排出油等防除協議会（以下「油等防除協議会」という。）内に総合調整本部を設置する。

②被害情報の収集

油等防除協議会に参加する機関は、収集した情報等を同協議会に報告し、情報の共有化に努める。

③防除方針の決定

油等防除協議会は、排出油等の現状把握を踏まえ、防除方法、回収方法等の防除方針を決定する。

④応急防除活動に実施

- ア 防災資機材の調達

調達は原則として油等防除協議会の調整を経て行う。補助機材については、防除活動を行う機関が自ら調達する。

イ 海上における防除対策

事故原因者から委託を受けた、海上災害防止センター等が主体となり、酒田海上保安部の指導を受けて実施する。

ウ 漂着油の防除対策

漂着油の防除は、事故原因者等及び事故原因者から委託を受けた海上災害防止センター等が行うものであるが、沿岸市町も連携して防除活動を行う。

⑤防除作業者の安全健康対策

防除作業を実施する機関は、油等防除協議会と連携し、排出油等の性状、毒性に関する情報を共有し、作業従事者の健康管理や転倒防止等の安全確保の措置を実施する。

⑥風評対策

観光、水産業等の風評被害に対して、県は漁業、観光及び広告関係者から協力を得て流出油風評被害対策連絡会議を設置し対策活動を実施する。

⑦環境保全対策

県は、防除方針の決定後、環境影響調査、環境汚染に関する応急対策及び野生生物の保護対策等を実施する。

⑧補償対策

県、市及び関係機関は、次により補償対策を行う。

ア 賠償請求

船舶所有者の責任限度額までの損害賠償は、船舶所有者又はその保険者に対して行う。

イ 補償請求

船舶所有者の責任限度額を超える油濁損害額の請求は、国際油濁補償基金に対して補償を求める。

第2節

航空災害対策

【本所】災害対策班 【関係機関】県(県庄内空港事務所)

1 計画の目的

庄内空港及びその周辺、若しくはそれ以外の地域において、航空機の墜落炎上等による大規模な災害が発生した場合の災害予防対策、災害応急対策について定める。

2 航空災害対策

(1) 予防対策

① 防災体制の整備

庄内空港事務所及び防災関係機関は、航空機事故発生時における消火救難活動に関する協定等に基づき応援協力体制を整備する。庄内空港事務所及び防災関係機関は、「庄内空港緊急計画」に基づき消火救難隊を組織する。庄内空港事務所及び防災関係機関は、職員に対し応急対策について防災教育を行うとともに、定期的に防災訓練を実施する。

② 資器材の整備

庄内空港事務所及び防災関係機関は、災害発生に備え、必要な資器材の整備に努めるものとする。

(2) 応急対策

① 活動体制の確立

庄内空港事務所は、空港内及び周辺で大規模な航空機事故が発生し、消火及び救難救助を行う必要があると認めた場合は、防災関係機関に応援要請し体制を確立するとともに、防災関係機関の応急活動の総合調整を行う。

② 事故状況の把握及び広報

ア 航空機事故が発生した場合、防災関係機関は、県が定めた伝達系統により事故情報を伝達する。

イ 県、市町村、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道機関は、連絡調整を密にし、災害情報を的確、迅速に伝えるよう努める。乗客の家族等への情報提供は、災害に関わる航空会社が行う。

③ 応急活動の実施

庄内空港内及びその周辺において航空機事故が発生した場合、防災関係機関は、必要に応じて災害対策本部を立ち上げ、相互に連携して的確かつ迅速な救急、救助活動等を行う。

(3) 応急復旧

空港管理者は、空港施設の被害状況を把握し、空港使用の可否を判断するとともに、被害を受けた施設の機能回復のため、空港施設の応急復旧を行う。

第3節

鉄道災害対策

【本所】災害対策班 【庁舎】藤島庁舎総務企画班、温海庁舎総務企画班
【関係機関】鉄道事業者（東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社）

1 計画の目的

鉄道事故に伴う多数の死傷者の発生等に関する災害予防対策、災害応急対策について定める。

2 鉄道災害対策

(1) 予防対策

①防災体制の整備

ア 鉄道事業者は、法令に定めるところにより防災計画を作成し、災害時に関することを予め定めるものとする。

イ 東北運輸局は、管内で鉄道事業を営む者に対し、法令の規定に基づき定期又はその都度、立入検査、指導を実施する。

②防災教育の実施

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため職員に対し防災教育に努めるものとする。

③交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数、道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等、交通規制等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

④安全運行施設等の整備

鉄道事業者は、列車の安全運行に関する施設、設備の整備改良等安全対策を計画的に推進に努める。

⑤保守点検体制の充実

鉄道事業者は、法令並びに各社の安全基準及び保安規程に基づき、施設、設備の保守、点検体制の充実、維持に努める。

(2) 応急対策

①事故情報の伝達及び広報

鉄道事業者は、乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害及び危険物流出等により、事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合、必要な情報を関係機関等に連絡するものとする、また、混乱の防止を図るため、被災者の家族等並びに旅客及び一般住民に対し広報を実施する、

②応急活動体制の確立

鉄道事業者、県警察、県、市、消防機関、医療機関及びその他関係機関は、事故・災害の

状況により、各組織内に災害対策本部を設置するとともに、連絡を密にし、効率的な応急対策の推進に努めるものとする。

③応急対策の実施

- ア 乗客及び公衆等の避難誘導
- イ 消火及び救助に関する措置
- ウ 代替交通手段の確保

④応急復旧対策の実施

- ア 応急建設機材の運用
- イ 資材の調達
- ウ 技術者等の配置

⑤気象異常時の対応

第4節

道路災害対策

【本所】災害対策班 【庁舎】総務企画班 【関係機関】道路管理者

1 計画の目的

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合、救助・救急活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のため、道路管理者、県警察、消防機関等が実施する災害応急対策について定める。

2 道路災害対策

①事故情報の伝達及び広報

- ア 道路管理者、県警察及び消防機関は、道路災害を覚知した場合、直ちに、必要な情報を関係機関等に連絡するものとする、
- イ 災害を覚知した消防本部は、直ちに県防災危機管理課及び市に連絡する。
- ウ 市は、被害の状況を調査のうえ、県に報告する。
- エ 県は、災害発生の連絡を受けた場合は、県警察及び市と連絡を取り災害状況等を確認し、総務省消防庁に報告する。また、県は、市及び庄内総合支庁を通じて、把握した道路施設の被害規模などに関する情報を、国土交通省に報告する。

②応急活動体制の確立

道路管理者、県、市及び関係機関は、事故・災害の状況により、各組織内に災害対策本部を設置するとともに、連絡を密にし、効率的な応急対策の推進に努めるものとする。

③応急対策の実施

ア 被害拡大防止措置

二次災害防止のため、道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限するとともに、道路利用者及び一般住民に対し広報を行う。

イ 消火及び救助に関する措置

ウ 危険物の流出に対する応急措置

危険物の流出が認められる場合は、消防、警察及び道路管理者は、流出した危険物の名称等の把握に努め、連携して防除活動にあたるものとする。その場合、二次災害の防止に努める。

エ 危険物の流出に対する取水制限

危険物の流出が認められる場合は、県及び河川管理者等は、水道取水施設管理機関に対し連絡し、取水制限等の措置を行う。

オ 環境調査

河川管理者及び保健所等は、必要に応じて環境調査を行う。

第5節

原子力災害対策

【本所】清掃班、医療・防疫班、要援護対策班、農業班、給水・下水道班、災害対策班

【庁舎】市民福祉班、産業班、総務企画班

1 計画の目的

県内には原子力施設がなく、また、隣接県にある原子力施設に関する「緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）」にも山形県は含まれていない。しかしながら、女川原子力発電所から県境まで最短で約 77 km、福島第一原子力発電所からは約 84 km、柏崎刈羽原子力発電所からは約 105 kmと離れているものの、原子力発電所の事故が発生した場合には、本市にも少なからぬ影響があると考えられる。

これらの原子力発電所から放出される放射性物質及び放射線が異常な水準に達し、県境を越えて拡散した場合には、市民にも心理的動揺や混乱が生じるとともに、放射線物質が市民の生命又は身体に影響を及ぼすおそれがあることから、日頃からこれらの事態を想定し、情報伝達訓練や環境監視等の予防対策、監視強化、屋内退避・避難誘導等の応急対策など、市民の安全・安心を確保するため必要な対策を講ずる必要がある。

このことから、本節では、原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により、放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講ずることによって、市民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な市民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3 原子力災害予防計画

(1) 計画の概要

原子力災害による被害並びに市民の健康の保護及び不安の軽減を図るため、市及び県が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

(2) 活動体制等

市及び県は、平常時から、モニタリング、防災体制の整備（通信連絡体制、避難等の体制及び防災訓練等の実施）、原子力災害医療活動等の整備（資機材等の整備、避難退域時検査等実施体制の整備）及び防災知識の普及等（放射線に関する知識、原子力災害に関する防災知識、及び防災業務関係者に対する教育・研修の実施）に関する実施体制や実施方法等を記載したマ

ニューアルを策定するなど、各々の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動にあたる。

(3) モニタリングの実施

① 県の役割

県は、県内における放射線及び放射性物質の状況を把握するため、平常時から空間放射線並びに環境試料、水道水及び食品中の放射性物質のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

② 市の役割

市は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

(4) 防災体制の整備

① 県の役割

県は、特に原子力事業者、隣接県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備する。

② 市の役割

市は、市民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

③ 市及び県の役割

市及び県は、緊急時通信連絡訓練、市民に対する情報伝達訓練等を定期的実施する。

(5) 防災知識の普及等

① 県の役割

ア 県は、国及び市と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行うとともに、市が行う普及と啓発に関し必要な助言を行う。

イ 県は、国、原子力発電所所在道府県、市及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、広報活動を実施するとともに、市が行う防災知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。

ウ 県は、応急対策の円滑な実施を図るため、国及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる職員に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

エ 県は、県民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

② 市の役割

ア 市は、国及び県と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行う。

イ 市は、国、原子力発電所所在道府県、県及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施する。

（ア）全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること

（イ）原子力災害とその特性に関すること

- (ウ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
- (エ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること
- (オ) その他必要と認める事項に関すること

ウ 市及び県の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

エ 市は、市民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

③防災関係機関の役割

防災関係機関は、県、国又は指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。

4 原子力災害応急計画

(1) 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、市及び県が実施する緊急時における原子力応急対策について定める。

(2) 活動体制

①県の役割

ア 県は、原子力災害に係る応急対策を迅速かつ確実に実施するため、隣接県の原子力発電所に係る情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度5弱又は震度5強の地震が発生した事態をいう。）の段階で対応職員を持参させ、情報収集活動等を開始する。

イ 県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態の段階で、複数の部局等の対応を要する事態に対応するため、必要があると認める場合は、関係課長等対策会議を開催する。

ウ 隣接県の原子力施設において大規模な事故が発生した場合又は内閣総理大臣が原子力緊急事態を発生した場合であって、知事が必要と認める場合は災害対策本部を設置する。

エ 県は、応急対策の迅速かつ確実な実施のために必要があると認めるときは、国に対し、専門家及び専門的な知識を有する職員の派遣を要請する。

②市の役割

県が災害対策本部を設置した場合で、市長が特に応急対策等の措置を必要と認めたときは、市災害対策本部を設置する。

(3) モニタリングの強化及び対応

ア 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、OIL（※）に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り換える。

※O I L

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

市は、県が行う緊急時モニタリングが円滑に実施されるよう、情報提供など必要な協力を行う。

(ア) 緊急時におけるモニタリング体制

①空間放射線モニタリング

県及び市は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

②放射性物質の検査

県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

(イ) モニタリングの結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果について、県のホームページにポータルサイトを立ち上げとともに、報道機関にプレスリリース等を行うことにより迅速に公表する。また、結果については市町村に情報提供を行う。

イ 基準値超過食品の流通防止措置

(ア) 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講じる。

(イ) 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び県民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

(ウ) 市は、県から摂取及出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

ウ 水道水の摂取制限等の措置

県は水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超えた場合には、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度や濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

市は、県の水道水の放射性物質検査の結果、O I Lや管理目標値を超えた場合には、直ちにその旨を水道利用者に周知する。また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原

原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要請に基づいて摂取制限を行う。

(4) 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

① 市及び県の役割

ア 市及び県は、原子力災害による山形県への影響が懸念される場合に、市民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、市民に対して注意喚起を行う。

イ 市及び県は、原子力災害による山形県への影響が懸念される場合に、市民に対し早い段階から注意喚起を行うとともに、国から原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく指示があった場合には、市民に対して屋内退避等の指示を行う。なお、原子力緊急事態（※）が発生した場合には、原災法及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

※（原子力緊急事態）

原子力事業者の原子炉の運転等により、放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

② 県の役割

ア 県は、内閣総理大臣からの指示があった場合には、住民に対する屋内退避又は避難指示を様々な情報伝達の方法により行う。また、屋内退避準備又は避難準備の情報伝達の方法についても同様とする。

イ 県は、市町村の区域を超えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。なお、県外への広域避難が必要な場合は、避難先都道府県と協議し調整を行う。

ウ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

エ 感染症の流行下において避難を行う場合には、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

③ 市の役割

市は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示を受けた場合は、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、市民を屋内退避又は避難させる。

(4) 原子力災害医療活動等の実施

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。また、県は、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力期間、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

(5) 市民への情報伝達等

① 県の役割

ア 県は、県民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページ等様々な広報媒体を活用して、情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。また、情報提供にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮する。なお、放射性物質の影響が海上の船舶に及ぶ場合又は及ぶおそれがある場合は、酒田海上保安部に対しその旨を通報し、周辺海域の船舶に対する情報の提供及び必要な指示の伝達を要請する。

イ 県は、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、県産農水産物等に関する相談等、必要な相談窓口を設置し、県民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

② 市の役割

市は、市民に対して、防災行政無線や広報車等様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、市民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

ア 事故の概要

イ 災害の現況

ウ 市、県及び防災関係機関の対策状況

エ 屋内退避、避難等市民のとるべき行動及び注意事項

オ その他必要と認める事項

(6) 市域を越えた避難者の受入れ活動

市及び県は、避難指示に基づかない自主避難者について、連携して受入れ活動にあたる。

5 災害復旧計画

(1) 計画の概要

市民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

(2) 活動体制

市及び県は、各々の役割に応じて活動を実施する。

(3) 制限措置等の解除

① 県の役割

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、県民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められる場合は、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示するとともに、原子力災害応急対策として実施され

た立入制限、交通規制等の解除を関係機関に対し指示し、解除実施状況を確認するものとする。また、摂取及び出荷制限を指示された県産農林水産物等については、県が管理計画を策定するとともに、国に対して制限の解除を要請する。

②市の役割

市は、県から避難等の指示を解除するよう指示を受けた場合は、市民に対しその旨を伝達する。

(4) モニタリングの継続及び汚染の除去等

①市及び県の役割

市及び県は、市民からの心身の健康に関する相談に応じる。

②県の役割

ア 県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタリングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。

イ 県は、モニタリングにより基準を超える空間放射線量が確認され、県民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、市、原子力事業者及びその他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業等、状況に即した適切な措置を講ずる。

(5) 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

①県の役割

県は、国、市及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、県産農林水産物等や県内企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等、必要な対策を行う。

②市及び県の役割

市及び県は、将来の損害賠償等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について、諸記録を作成・保存するものとする。

鶴 岡 市 地 域 防 災 計 画
— 震 災 ・ 津 波 対 策 編 —
— 個 別 災 害 対 策 編 —

令和 7 年 3 月作成

編集会議

鶴岡市防災会議

鶴岡市市民部防災安全課

鶴岡市馬場町 9 番 2 5 号

電 話 0 2 3 5 - 3 5 - 1 2 0 4 (直通)

F A X 0 2 3 5 - 2 3 - 7 6 6 5
